

平成21年度

各会計決算審査特別委員会会議録

1 日 時 平成22年 9 月15日 開会 10時00分 散会 17時25分

2 場 所 幕別町役場 5 階議場

3 出 席 者

① 委 員 (16名)

1 中橋友子	2 谷口和弥	3 斉藤喜志雄	4 藤原 孟	5 堀川貴庸
6 前川雅志	7 野原恵子	8 増田武夫	9 牧野茂敏	10 前川敏春
11 中野敏勝	12 乾 邦廣	13 芳滝 仁	16 大野和政	17 杉坂達男
19 千葉幹雄				

② 委員長 前川敏春

③ 説明員

町 長 岡田和夫	副 町 長 高橋平明
議 長 古川 稔	教 育 長 金子 隆
代表監査委員 柏本和成	監 査 委 員 助川順一
会計管理者 新屋敷清志	総 務 部 長 増子一馬
経 済 部 長 飯田晴義	民 生 部 長 菅 好弘
企 画 室 長 堂前芳昭	建 設 部 長 高橋政雄
忠類総合支所長 古川耕一	札 内 支 所 長 久保雅昭
教 育 部 長 佐藤昌親	消 防 長 熊谷直則
総 務 課 長 田村修一	地 域 振 興 課 長 佐藤和良
糠 内 出 張 所 長 湯佐茂雄	企 画 室 参 事 伊藤博明
福 祉 課 長 横山義嗣	保 健 課 長 境谷美智子
こ ど も 課 長 森 範康	経 済 建 設 課 長 細澤正典
町 民 課 長 川瀬俊彦	農 林 課 長 菅野勇次
経 済 部 参 事 飛田 栄	農業委員会事務局長 野坂正美
土 地 改 良 課 長 所 拓行	土 木 課 長 角田和彦
都 市 計 画 課 長 田井啓一	施 設 課 長 澤部紀博
監査委員事務局長 鎌田光洋	税 務 課 長 姉崎二三男
会 計 課 長 森 広幸	住 民 課 長 吉田隆一
保 健 福 祉 課 長 原田雅則	

ほか、関係主幹、係長及び係

④ 職務のため出席した議会事務局職員

局長 米川伸宜 課長 仲上雄治 係長 金田恭之

4 遅 参 17 杉坂達男

5 審査事件 平成21年度幕別町一般会計ほか10会計決算認定

6 審査結果 一般会計質疑

7 審査内容 別紙のとおり

決算審査特別委員長 前川敏春

議事の経過

(平成 22 年 9 月 15 日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣言]

○委員長（前川敏春） おはようございます。

ただいまより、平成 21 年度幕別町各会計決算審査特別委員会を開会いたします。

始めに、杉坂委員より遅参の旨の届け出がありましたので、ご報告いたします。

審査に入ります前に、委員長といたしまして一言お願いを申し上げたいと思います。

さきの本会議にて設置された本特別委員会の委員長として、私がその大任を果たすこととなりました。

決算審査は、議会が決定した予算が適正に執行されたかを審査するとともに、資料に基づきその行政効果や経済効果を測定し評価する、極めて重要な意味を持っているものと考えております。

この決算審査の重要性にかんがみ、私に与えられました職責を全うしたいと思っておりますので、本特別委員会の運営につきましては、皆様の特段のご協力をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

ここで、審査の方法についてご確認をさせていただきます。

始めに、決算にかかわります資料及び総括的説明を理事者に求めます。

説明が終わりましたら、一般会計の歳出、1 款議会費から款ごとに順を追って審査をしてまいりたいと思います。

その後に、歳入の審査を行い、歳入の審査が終わりましたら、一般会計に係る総括的な質問をお受けいたします。

また、特別会計の審査につきましては、各会計ごとに歳入歳出一括して行いたいと思います。

次に、質疑をされる委員の皆様申し上げます。

質疑に当たっては、一括し、必ずページ番号、目、節を明確にしてから発言をお願いいたします。

また、関連する質疑については、第 1 発言者が発言を終えた後、関連と言って挙手をお願いいたします。

なお、答弁に当たられます説明員の方におかれましては、挙手をし、職名を明確に言っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、本委員会に付託されました認定第 1 号、平成 21 年度幕別町一般会計決算認定から認定第 11 号、平成 21 年度幕別町水道事業会計決算認定までの 11 議件を一括議題といたします。

中橋委員。

○1 番（中橋友子） 説明に入られる前に、資料の請求をさせていただきたいと思います。

例年求めています町民の収入状況を掌握するために、階層別の年金者の分と、また給与収入者の分、両方お願いしたいと思います。これは、例年、前年度 2 年分を出していただいているのですが、できれば結構ですが、5 年分、経過を見せていただきたいと思いますので、5 年分の収入状況についてお願いしたいと思います。

もう一つ、これは特別会計に入りますが、国民健康保険加入者の、これも階層別収入状況と、滞納につきましても階層別の状況について、資料としてお願いしたいと思います。

○委員長（前川敏春） ただいま中橋委員から、国民健康保険についての資料もろもろの要求がありましたが、このことについてほかにご意見はございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（前川敏春） 資料について、本委員会として要求することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（前川敏春） 異議がないようでありますので、資料を要求することに決定をいたしました。

理事者におかれましては、速やかに資料の提出をお願いいたします。

それでは、まず最初に、お手元にお配りしております平成 21 年度幕別町一般会計・特別会計決算資料の説明並びに総括的説明を受けたいと思います。

説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（増子一馬） お手元に配付いたしております決算資料に基づきまして、平成 21 年度の概要についてご説明をいたします。

資料の 1 ページをごらんください。

まず始めに、第 1 表、平成 21 年度決算の状況についてであります。

始めに、歳入でありますけれども、点線で囲ってありますとおり、一般会計の決算額は平成 21 年度につきましては 150 億 8,680 万 1,000 円となりまして、前年比では 12.6%の増となっております。

一方、特別会計の決算額は 75 億 708 万 3,000 円で、前年比 3.6%の増となっております。

歳入の合計でありますが、前年度と比較いたしまして、額で 19 億 4,540 万 9,000 円の増、率では 9.4%の増となっております。

次に、歳出でありますけれども、一般会計の平成 21 年度決算額は 148 億 2,405 万 4,000 円で、前年度と比較いたしまして 12.4%の増であります。

特別会計決算額は 74 億 1,333 万 1,000 円で、前年比 2.6%の増となっております。

歳出合計の決算額の増減では、前年比 18 億 2,218 万 7,000 円の増、率にしますと 8.9%の増となっております。

次に、特別会計の会計別の決算額でありますが、この資料の 10 ページをごらんいただきたいと思います。

10 ページ、第 8 表にありますように、国民健康保険特別会計から農業集落排水特別会計まで、九つの特別会計の決算額等をそれぞれ載せておりますが、合計いたしますと C 欄の支出済額の計にありますように、74 億 1,333 万 1,000 円となります。

以下、各特別会計ごとにそれぞれの決算につきまして概要を掲載しております。

各会計とも、前段で歳入についての説明、後段で歳出についての説明をいたしておりますが、後段のほうの歳出決算額につきまして説明をさせていただきます。

(1) の国民健康保険特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較しまして 810 万 3,000 円の増、率にいたしまして 0.3%の増となっております。

保険給付費の増が主な要因であります。

(2) の老人保健特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較しまして 2 億 8,637 万 7,000 円の減、率では 95.6%の減となっております。

後期高齢者医療特別会計への移行により、大幅な減となるものであります。

次のページになります。

(3) 後期高齢者医療特別会計の歳出決算額につきましては、数字は載っておりませんが、前年度と比較しますと 2,537 万 5,000 円の増、率では 9.5%の増となっております。

主な歳出は、後期高齢者医療広域連合への納付金であります。

(4) の介護保険特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較しますと 1 億 1,943 万 5,000 円の増、伸び率 8.1%であります。これは居宅介護サービスの増などに伴う保険給付費の増によるものであります。

(5) の簡易水道特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較いたしまして 1 億 1,740 万 4,000 円の増、率にしまして 31.2%の増であります。

増額の主な要因といたしましては、忠類簡水配水管布設工事などがふえたことによるものであります。

(6) 公共下水道特別会計の歳出決算額であります。前年度と比較しますと 2 億 1,182 万 1,000 円の増、率にして 14.3%の増となっております。

これは、主には起債償還元金の増によるものであります。

次のページになります。

(7) の公共用地取得特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較しまして 76 万 9,000 円、率にして 2.1%の減になっておりますが、内容としては、平成 11 年度に借り入れいたしました起債の償還であります。

(8) 個別排水処理特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較しますと 259 万 4,000 円の増、率にいたしまして 1.8%の増で、主に起債償還元金の増であります。

(9) 農業集落排水特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較しますと 849 万 3,000 円の減、率にいたしますと 9.9%の減であります。これは忠類地域のみのもので、公債費の減が主な要因であります。

以上が特別会計の決算状況であります。

次に、2 ページにお戻りいただきたいと思います。

第 2 表、平成 21 年度一般会計収支の状況になりますが、表の下から 4 行目をごらんください。

歳入歳出決算額の差し引き額ということになります、2億6,274万7,000円の歳計剰余金が生じております。

この剰余金の処分につきましては、このページの中ほどに説明を記載しておりますので、ごらんをいただきたいと思います。歳入総額150億8,680万1,000円に対し、歳出総額は148億2,405万4,000円であり、歳入歳出差し引き額2億6,274万7,000円の歳計剰余金を生じましたが、このうち翌年度への繰越明許にかかわる繰越財源が5,467万1,000円ありますので、その額を差し引いた残り2億807万6,000円が平成21年度の実質収支額となります。

なお、この実質収支額につきましては、地方自治法の規定により歳計剰余金の処分といたしまして、財政調整基金に1億円、減債基金に1,000万円を積み立ていたしましたので、残りの9,807万6,000円が翌年度への繰越金となります。

次に、歳入であります、3ページをごらんいただきたいと思います。

第3表、一般会計歳入決算額に1款の町税から22款の町債まで、予算額から構成比までそれぞれの数値が記載されておりますが、C欄の収入済額の計の欄にありますように150億8,680万1,000円が平成21年度一般会計の歳入の決算額であります。

なお、不納欠損額は、1款の町税、13款の分担金及び負担金、14款の使用料及び手数料、21款諸収入にありますが、これを合計いたしまして3,171万4,000円となっております。

また、収入未済額につきましては、合計で2億6,068万円となっております。

次に、4ページをごらんください。

4ページには、歳入の構成比を円グラフであらわしております。

構成比の中で大きなウエートを占めておりますのは、地方交付税で39.3%、以下、町税では16.5%、国庫支出金が13.5%、道支出金が8.4%、町債が6.3%などといった構成になっております。

次に、その下の第4表、財源の構成比と伸び率をごらんいただきたいと思います。主なものについて平成20年度の決算と比較した伸び率でご説明をいたします。

1款の町税では、前年比1.4%の減ということになっております。

主な内訳につきましては、町民税の個人所得が若干の増額になったものの、町民税の法人が景気低迷により減少したことや、評価がえによる固定資産税の家屋分が減少したことにより、町税全体では1.4%の減となっております。

2款地方譲与税につきましては、前年比6.2%の減であります。これは平成21年度からの道路特定財源の一般財源化に伴い制度変更されたことにより、減少したものであります。

4款配当割交付金と5款株式等譲渡所得割交付金につきましては、平成15年度税制改正により新設されたものであります。道に納入された額に相当する額の3分の2が交付されたものであります。

次に、11款の地方交付税でありますけれども、前年比4.3%の増、額で申し上げますと2億4,384万9,000円の増となっております。

これは、新たに措置された地域雇用推進費や行政改革効果などを反映する、頑張る地方応援プログラムなどの増により、ふえたということが主な要因であります。

15款の国庫支出金は、前年比171.5%の増、額にして12億8,143万4,000円。

これは、国の景気浮揚策に伴う各種交付金の額が多額であったことによる増が主なものであります。

16款の道支出金につきましては、前年比146.0%の増、額にして7億5,520万7,000円の増となっております。これは強い農業づくり道補助金などがふえたことによるものであります。

19款繰入金につきましては、前年比25.9%の減、額にして9,549万7,000円の減であります。これは平成20年度において縁故債繰上償還のため、減債基金より繰り入れした額が大きかったことなどによるものであります。

22款の町債につきましては、前年比27.9%の減となっております。これは道路橋梁整備債などの減が主な要因であります。

以上、主なものについて申し上げましたけれども、これらの内訳等の説明につきましては、前の3ページの①の町税から5ページの⑥町債までに記載してありますので、ご参照いただければというふうに思います。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

5ページからになります。まず6ページをごらんください。

6ページに第5表、平成21年度目的別歳出決算を掲載しております。

1款議会費から14款災害復旧費まで、予算現額から不用額までそれぞれの数値を記載しております。

が、決算総額につきましては、B欄支出済額の一番下の欄にありますように148億2,405万4,000円です。

この中で構成比が最も高いのは11款公債費の18.8%で、額では27億9,319万5,000円、続きまして、3款民生費の14.5%、3番目が職員費の13.7%、以下、4番目が総務費、5番目が農林業費という順番になっております。

次、7ページをお開きください。

7ページ下段に、第6表、性質別歳出決算があります。

この表につきましては、ただいま申し上げました目的別歳出を今度は性質別に区分したものであります。

主なものを申し上げますと、1の人件費が前年度との比較では1.4%の減であります、職員数の減が主な要因であります。

このうち職員給につきましては、4.1%の減となっております。

なお、表には載っておりませんが、ラスパイレス指数について申し上げますと、平成19年度が96.6%、平成20年度97.4%、平成21年度につきましては97.8%となっております。

次に、4番の扶助費であります、前年比7.2%の増、障害者支援費などの増が要因であります。

5の補助費等は、額にいたしまして前年比12億4,293万9,000円、率で83.5%の大幅な増となっております、主な要因といたしましては、強い農業づくり事業補助金や定額給付金などがあったことによるものであります。

6、公債費は、前年比5,852万2,000円、率にして2.1%の増であります、これは公債費の負担軽減を図るための繰上償還を実施したことによるものであります。

7、積立金は、前年比3億2,239万7,000円の減と大幅に減額になっております、これは平成20年度まで合併特例債による基金造成分があったことによるものであります。

次に、10の投資的経費であります、28.5%の増、額にいたしまして4億8,620万4,000円の増となっております。

内訳といたしまして、普通建設事業の補助事業費が5,086万4,000円の増、これは国の補正予算に伴う公共投資臨時交付金事業などが実施されたことが大きな要因であります。

単独事業では、4億1,903万5,000円と、これも大幅な増となります、これも国の景気浮揚策として平成20年、平成21年の臨時交付金による事業の実施により大幅な増額となったものであります。

また、災害復旧費につきましては、平成21年7月に発生した大雨による災害復旧事業であります。

以上が一般会計歳出についての説明であります。

次に、21年度の決算後における基金の状況について申し上げたいと思います。

基金についての説明につきましては、別冊になりますが、一般会計の歳入歳出決算書をお開きいただきたいと思っております。

一般歳入歳出決算書の最終のページ、262ページに記載をしております。

262ページをごらんください。

上段の表、3、基金の表であります、それぞれ一番右側の額が平成21年度末の現在高となります。

この表の一番下の合計欄をごらんいただきたいと思いますが、現金が33億5,799万4,000円、土地が2億2,654万3,000円となっております。

これを合算いたしました基金総額であります、35億8,453万7,000円で、前年度と比較いたしまして1億4,028万4,000円の減ということになっております。

また、下の表、4番、その他に備荒資金組合への納付金の表を載せておりますので、ご参照をいただければと思います。

なお、先ほど決算資料2ページの説明の中で申し上げました平成21年度の決算剰余金からの積立金、財調に1億1,000万円につきましては、ここの残高には含まれていない額となっております。

今申し上げました基金のうち、平成22年度予算におきまして、財政調整基金のほうから1億円、それから地方債の償還財源としての減債基金から1,024万2,000円など、総額にして1億1,000万円ほど取り崩し、一般会計に繰り入れをいたしております。

次にまた、資料のほうにお戻りいただきたいと思っております。

13ページをお開きください。

資料の13ページであります、中ほどに第9表、一般会計財政状況として各種指数等をあらわした表がありますが、表の下から3行目に財政力指数、次に起債制限比率及び実質公債費比率を掲載してお

りますので、ごらんをいただきたいと思います。

まず、財政力指数でありますけれども、これは数値が1に近く、1を超えるほど税などの一般財源が多い、いわゆる財政力が豊かであるということになるわけでありまして、本町の財政力指数につきましては、平成19年度は0.332、平成20年度0.344、平成21年度0.342となりまして、ほぼ横ばいの状況であります。

次に、実質公債費比率について申し上げますが、平成18年度から地方債の発行が許可制から協議制に制度改正されたことに伴い新たに導入された財政指標であり、起債制限比率に含まれない特別会計への繰出金のうち公債費に充当される繰出金や、一部事務組合への負担金のうち公債費に充当される負担金などを加えたものを、その団体の実質的な公債費負担としたものであります。

これによりまして、18.0以上25.0未満につきましては、起債発行に対して許可制となり、25.0以上になりますと起債発行において制限を受けるということになります。

平成21年度の幕別町の実質公債費比率は23.3%となり、前年度より0.6ポイント下がったところがあります。

これらの対応策といたしましては、起債借入れの抑制や借りかえ、あるいは繰上償還の実施、また借入れする場合には、できるだけ交付税措置がされる優良な起債の借入れを行い、さらには税などの自主財源の確保に万全を期すことが必要となるということになります。

次に、17ページをお開きください。

第12表、地方債の状況であります、ただいま申し上げました地方債の残高であります、一覧表にしております。

表の一番下の計の欄で、右から3列目が地方債の総残高となりますが、現在高205億8,035万3,000円であります。

次に、18ページの(2)につきましては、この地方債の借入先別・利率別現在高の状況について記載をしてある表でありますけれども、左の利率別内訳という欄がありますが、この中に利率別に現在高を記載しておりますが、一番右の欄の5%超の現行計につきましては、合計が2,801万7,000円で、起債総体の構成比にいたしますと全体の0.1%ということになります。

したがって、残りの99.9%が金利5%以下の借入利率ということになっております。

これは、過去に行った高利率の銀行縁故債の繰上償還、あるいは近年の低金利による影響であると分析をしているところであります。

次に19ページ、第13表、債務負担行為の状況をごらんいただきたいと思います。

これも地方債と同様に、後年次に財政負担となってくるものであります。

22年度以降、支出予定額欄であります、うち一般財源というところで債務負担の合計額が13億2,076万1,000円となっております。

この債務負担の内容といたしましては、1番、物件の購入のうち(1)の建造物の購入にかかわる債務負担といたしましては、教員住宅があります。

(2)のその他の物件は、公社貸付牛にかかわる債務負担であります。

なお、一番大きなものは、3番、その他にあります16億3,585万1,000円ありますが、これは公団営や国営などの土地改良事業にかかわる償還金の債務負担が主なものとなっております。

このほか、パークプラザ整備事業に対する補助金あるいは農業関係の利子補給金の債務負担などが、この数字には含まれております。

これにつきましても、地方債同様、今後の財政運営の中では債務負担の取り扱いについて十分留意をしていかなければならないものと考えております。

次に、20ページをごらんいただきたいと思います。

20ページでは、第14表といたしまして、各款における節ごとの決算額を載せてあります。

次に21ページ、第15表になりますが、団体等に対する各種負担金・補助金・交付金の一覧表といたしまして、22ページまで載せております。

次に、23ページからは、最近5カ年間の各款ごとの比較を一般会計から各特別会計について、それぞれ33ページまで掲載しておりますので、ご参照をいただきたいと思います。

それから最後に、34ページからになりますけれども、平成21年度の主要な施策の成果としてまとめております。

35ページの議会活動以降、最終の149ページまで、各項目にわたり主な施策につきまして具体的な数字を含めて掲載しておりますので、ご参照をいただきたいと思います。

以上で、決算概要の説明を終わらせていただきます。

○委員長（前川敏春）　ただいま総括的な説明が終わりましたので、これに対する質疑がありましたらお受けをいたします。

（なしの声あり）

○委員長（前川敏春）　質疑がないようでありますので、これより認定第 1 号、平成 21 年度幕別町一般会計決算、1 款議会費に入らせていただきます。

1 款議会費の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（増子一馬）　1 款議会費につきましてご説明申し上げます。

90 ページをごらんいただきたいと思います。

1 款議会費、1 項議会費、予算現額 7,877 万 6,000 円に対しまして、支出済額 7,797 万 6,826 円であります。

議員報酬ほか、議会だより印刷費、会議録作成委託料等、各種議会運営にかかわる経費であります。

なお、議会の活動内容等につきましては、先ほどご説明をさせていただきました決算資料の 35 ページに記載のとおりであります。

以上で、議会費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（前川敏春）　説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（前川敏春）　1 款議会費につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、2 款総務費に入らせていただきます。

2 款総務費の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（増子一馬）　2 款総務費につきましてご説明申し上げます。

92 ページをお開きください。

2 款総務費、1 項総務管理費、予算現額 24 億 5,533 万 3,000 円に対しまして、支出済額 18 億 4,959 万 8,929 円であります。

なお、繰越明許費として 5 億 6,845 万 2,000 円を翌年度へ繰り越しております。

1 目一般管理費の 4 節共済費及び 7 節賃金は、事務補助の臨時職員などにかかわる費用であります。

11 節需用費は、法令等追録代、事務用消耗品及び庁舎にかかわる光熱水費が主なものであります。

12 節役務費につきましては、郵便料、電話料が主なものであります。

13 節委託料は、顧問弁護士委託料ほか、広報配送委託料などであります。

次のページになります。

細節 10、例規管理システム保守委託料は、条例規則などの改廃作業のためのパソコンシステムの保守委託料であります。

細節 11、町有車両等返還請求事件訴訟委託料については、ごみ収集車両等の返還訴訟に伴う顧問弁護士への委託料であります。

なお、顧問弁護士への相談実績につきましては、平成 21 年度は 11 件であります。

14 節使用料及び賃借料、主なものは複写機借上料ですが、そのほか各種使用料・借上料などとなっております。

次に、2 目広報広聴費については、11 節需用費、月 1 回発行の広報まぐべつの印刷製本費が主なものであります。

3 目財政管理費、本目の主なものは 11 節需用費の印刷製本費で、予算書の印刷製本費であります。

次のページをごらんください。

4 目会計管理費は、出納室にかかわる経費で、11 節需用費は決算書の印刷製本費、12 節役務費の細節 15、派出業務取扱手数料は、役場庁舎 2 階出納室にある北洋銀行派出窓口にかかわる手数料であります。

5 目一般財産管理費、本目は主に中央会館及び国際パークゴルフ協会などが入居している共同事務所の管理費用であります。11 節需用費、細節 40 の修繕料につきましては、庁舎などの補修が主なものであります。

13 節の委託料は、役場庁舎等の管理委託料が主なものであります。

次のページをお開きください。

28 節の繰出金につきましては、公共用地取得特別会計への繰出金で、札内 9 号南通用地取得事業の起債償還元金利子に対する繰出金であります。

次に、6 目近隣センター管理費、本目は、40 カ所の近隣センターと 6 カ所のコミセンの管理運営にかかわる経費であります。

13 節委託料では、主にコミセンにかかわる管理、警備の委託料であります。

次のページになりますが、15 節工事請負費は、忠類コミュニティセンター高圧機器改修工事が主なものであります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 3、近隣センター運営交付金は、40 カ所の近隣センターにかかわる運営交付金であります。

7 目庁用車両管理費、本目は、集中管理による公用車両 25 台及び町長公用車にかかわる車両維持管理費用であります。

主なものにつきましては、11 節需用費の燃料費や修繕料、12 節役務費、自動車損害保険料などであります。

8 目町営バス運行費、本目は、幕別一駒畠間運行にかかわる費用で、13 節、細節 5 の町営バス運行委託料が主なものであります。

9 目町有林管理費、本目は町有林の管理費用で、15 節、細節 1 の町有林整備工事につきましては、下草刈り 79.13 ヘクタール、除間伐 41.26 ヘクタール、樹高伐 3.80 ヘクタールなどを実施いたしております。

次のページになります。

10 目の町有林造成費、本目は町有林の造成にかかわる費用であります。15 節工事請負費の細節 1、開伐工事につきましては 30.44 ヘクタール、細節 2、造成工事は地ごしらえ 24.85 ヘクタール、植栽工事 30.60 ヘクタールを実施いたしております。

11 目企画費、本目は企画室にかかわるもので、19 節負担金補助及び交付金は、細節 3、十勝圏活性化推進期成会負担金、細節 5、十勝圏複合事務組合負担金など広域行政に関連する経費、それから細節 9、手づくりのまち推進委員会への交付金、細節 10 は国際パークゴルフ協会に対する交付金、これらが主なものとなっております。

12 目支所出張所費、本目は札内支所及び糠内・駒畠各出張所にかかわる費用で、7 節賃金は各出張所にかかわる臨時職員の賃金、そのほか事務用経費が主なものとなっております。

次のページになります。

13 目職員厚生費、本目は職員の福利厚生及び研修にかかわるもので、9 節旅費は職員研修計画に基づく各種研修旅費で、本年度は延べ 313 人が研修に参加、12 節役務費は職員健康管理のための各種健康診断手数料などが主なものであります。

14 目公平委員会費、本目は公平委員会開催にかかわる経費であります。公平委員 3 名にかかわる報酬及び費用弁償であります。

15 目交通防災費、本目は交通安全対策、防犯対策及び災害対策にかかわる費用で、1 節報酬の交通安全指導員にかかわる経費、7 節賃金の交通安全推進員の設置費用や、需用費になりますが、次のページ、細節 21 は防犯灯に要した電気料などであります。

13 節委託料は、細節 7、地域防災計画ハザードマップ作成委託料が主なものであります。

15 節工事請負費では、防犯灯の新設 14 灯、器具更新が 18 灯など、防犯灯の整備に要した費用であります。

次に、16 目諸費、本目は、公区運営関係経費や各種負担金及び補助で、ほかの科目に属さない経費の支出科目であります。

1 節報酬は、各種委員会委員の報酬であります。

8 節報償費では、次のページになりますが、細節 4、町民栄誉賞表彰記念品は、カナダ・バンクーバーオリンピックにスケートで出場した高木美帆さんへの記念品であります。

13 節委託料は、平成 22 年 5 月の国民投票法施行のために必要な投票人名簿調製システム整備のための委託料であります。

19 節負担金補助及び交付金では、細節 3、十勝町村会に対する負担金、細節 10 は江陵高校振興会の運営に対する補助金、細節 11 は地方バス路線維持に対する補助金、細節 12 は幕別高校教育振興会に対

する補助金などであります。

22 節補償補填及び賠償金は、町道での物損事故による賠償金が主なものであります。

24 節の投資及び出資金は、地域振興公社への出資金といたしまして 10 株を取得しまして、幕別町の持ち株総数は 635 株となりまして、全体の 39.69%の保有率となっております。

17 目基金管理費、本目は、各種基金から生じる利息あるいは寄附金等をそれぞれの基金へ積み立てたものであります。

なお、各種基金の年度末残高は、先ほどご説明申し上げましたとおり、本決算書の 262 ページに掲載しているとおりであります。

18 目電算管理費、本目は、電算処理業務にかかわるものであります。

11 節の需用費では、納付書等各種電算関係用紙の印刷製本費が主なものであります。

次のページになりますが、13 節の委託料は、電算機器及び業務用ソフトの保守点検委託料、細節 10 はパソコンネットワークの運用を民間会社に委託したものであります。

14 節は、光ファイバー用設備を架設してある電柱などの借上料であります。

18 節備品購入費は、パソコン整備更新に伴うもので、本体 72 台ほか附属設備にかかわるものであります。

次に、19 目協働のまちづくり支援費であります、112 公区にかかわる公区長報酬や公区運営交付金及び協働のまちづくり支援事業にかかわる交付金が主なものであります。

19 節負担金補助及び交付金の細節 3 は、112 公区に対する運営交付金、細節 4 は、協働のまちづくりの支援事業として、延べ 180 件に交付金として支出したものであります。

20 節扶助費の公区活動見舞金については、公区活動中に発生したけがなどに対する見舞金 1 件分であります。

20 目総合支所費であります、忠類地域の振興策について協議する地域住民会議委員報酬、それから次のページになりますが、7 節賃金は、事務補助のための臨時職員賃金、そのほか住民の相談業務、各種届け出事務等にかかわる費用及び庁舎の管理運営に係る費用が主なものであります。

21 目地域活性化・生活対策臨時交付金事業費でありますけれども、これは平成 20 年度、国の第 2 次補正予算に伴う追加補正分ではありますが、平成 21 年度に繰り越しされて支出されたものであります。

13 節委託料は、中里地区ふるさと農道ほか 5 路線の道路整備にかかわる調査設計委託料であります。

15 節は、近隣センター改修工事ほか、建物関係にかかわる改修工事など 7 件、次のページになりますが、幕別札内線道路整備ほか 7 件の町道整備にかかわる工事請負費などあります。

18 節は、スクールバスや教職員用パソコン設備など、各種備品の購入であります。

19 節は、幕別消防署で購入したポンプ車などの町からの分担金であります。

28 節繰出金は、給水管の整備のための簡水会計への繰出金であります。

なお、これらの事業の詳細につきましては、決算資料に掲載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

22 目定額給付金・子育て応援特別手当等事業費であります、これも平成 20 年度から繰り越されて支出されたものでありますが、4 節共済費から 12 節役務費までは事務的経費の支出であります。

次のページになりますが、13 節委託料は、対象者抽出などに伴うシステム整備に要した費用であります。

19 節負担金補助及び交付金は、定額給付金本体部分の支出であります、1 人につき 1 万 2,000 円、ただし 65 歳以上と 18 歳未満は 2 万円の支給で、2 万 7,213 人へ支給、支給率については 99.2%であります。

なお、子育て応援特別手当については、民生費の児童福祉費で計上されております。

次に、23 目地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業費、本目は国の補正予算に伴う事業費であります、全体で 56 事業を執行したものであります。

そのうち建物関係が 28 本、次のページになりますが、道路整備関係が 3 本、それから備品購入関係が 15 本などとなっております。

なお、これらのうち 7 本 2,198 万 1,000 円が平成 22 年度へ繰り越しされているところであります。

また、事業内容の詳細については、これも決算資料に掲載しておりますので、ご参照ください。

次、120 ページになります。

24 目地域活性化・公共投資臨時交付金事業費、本目も国の補正予算に伴う事業費であります、全体で 25 事業を予算化したものであります。

そのうち、建物関係が9本、公園整備関係が8本、道路関係が6本などとなっております。
なお、これらのうち5本3億3,917万円が平成22年度へ繰り越しされたところであります。
この事業の内容につきましても、決算資料に掲載をしております。

次に、25目地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業費、本目も国の補正予算に伴う事業費であります
が、全体で14事業を予算化したものであります。

そのうち、建物関係が6本、道路整備関係が5本などとなっております。

なお、これらのうち、ほとんどでありますけれども、13本2億581万3,000円が平成22年度へ繰り
越しされたものであります。

これらの事業についても、決算資料に掲載をしておりますので、ご参照いただきたいと思います。

次に、2項徴税費、予算現額2,120万5,000円に対しまして、支出済額2,043万7,167円であります。

1目の税務総務費、本目は、7節税金の賦課事務にかかわる臨時職員賃金や、次のページになります
が、事務用経費が主なものであります。

19節負担金補助及び交付金の細節4、十勝圏複合事務組合については、滞納整理機構の管理運営にか
かわる幕別町の負担金分であります。

2目賦課徴収費、本目は賦課徴収にかかわる費用で、12節、細節18、コンビニ収納手数料につつま
しては、18年度から税、使用料をコンビニエンスストアで納付できることとしたところでありますが、
平成21年度の実績は2万157件の利用があり、それに伴う手数料を支払いしたものであります。

細節20、電子申告審査システム利用料は、20年度からであります。税金の申告をパソコンで受け
た者に対する利用料の負担金で、本年度は給与支払報告書など、合計で970件の受け付けを行ったとこ
ろであります。

13節委託料では、細節7、収納管理システム保守点検委託料が主なものであります。

23節は、過誤納還付金であります。

次に、3項戸籍住民登録費、予算現額865万5,000円に対しまして、支出済額793万5,635円であ
ります。

次のページになりますが、1目戸籍住民登録費、本目は、戸籍及び住民登録事務にかかわる経費であ
ります。

13節委託料は、細節5、住基ネットワークシステム保守点検や、細節8、戸籍電算システム保守点検
などが主なものであります。

14節使用料及び賃借料は、住基ネットや戸籍総合システムの使用料等であります。

次に、4項選挙費、予算現額1,088万8,000円に対しまして、支出済額1,050万2,394円であります。

1目選挙管理委員会費、本目は、選挙管理委員会開催にかかわる費用であります。

次のページになります。

2目衆議院議員選挙費、本目は、平成21年8月30日執行の衆議院議員総選挙の投開票にかかわる各
種執行経費であります。

なお、18節備品購入費は、投票用紙分類機を1台購入したものであります。

次に、5項統計調査費、予算現額264万6,000円に対しまして、支出済額258万3,670円であります。

1目統計調査費、本目は、1節報酬の細節3、世界農林業センサス調査員等報酬が主なものでありま
す。

そのほか、統計調査にかかわる事務的経費であります。

次のページになります。

6項監査委員費、予算現額245万7,000円に対しまして、支出済額239万3,310円であります。

1目監査委員費、本目は、監査委員報酬及び監査業務にかかわる経費であります。

以上で、総務費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（前川敏春） ただいま説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

野原委員。

○7番（野原恵子） 96ページ、5目一般財産管理費、11節需用費にかかわると思うのですが、庁舎の
改修にかかわってお尋ねしたいと思います。

今、町民もだんだん高齢化になりまして、庁舎に用事があって訪問したときに、トイレやなんか今、
和式になっていまして、洋式にしてほしいという声がありまして、トイレの洋式化の改修ということで
検討していくことが、今、必要ではないかと思ひまして、その点についてお尋ねをしたいと思ひます。

○委員長（前川敏春） 総務課長。

○総務課長（田村修一） 庁舎トイレの洋式化ということでございますけれども、一度庁舎内で検討したことがございます。それで、現状のところなかなか難しいというのが、まず結論でございます。

と申しますのは、庁舎は鉄筋コンクリートで、洋式化するということになりますと、特に単純な洋式化であれば何力所かずつやっつけていけるのかなと、それは思っているのですけれども、私も検討して、さらに進んで車いすの方々が使えるような洋式化、どうせやるのであればそうしたらいいのではないかなというように話したのですが、車いすの方々が使うとなると、かなり広いスペースが必要だということで、壁を取り壊したりということですか、あとドアをスライド式のドアにするとかということで、現状の庁舎の構造上ちょっとそれは難しいということで、ただ、その単純な洋式化ということであれば対応できるのかなとは考えているところでございますけれども、本年、庁舎の耐震化に向けた改修の委託料を計上させていただいておりまして、それに基づきまして改修工事をどうするかということもありますので、仮に改修するということになれば、それらの時期にも合わせて洋式化についても考えていきたいというふうに考えています。

○委員長（前川敏春） 野原委員。

○7番（野原恵子） もちろん車いすですとか、多様に利用できる洋式化ということも、これは必要なことだと思うのですが、当面、高齢の方も来庁するわけですから、簡易的な洋式化ということも検討していくべきではないかと思うのですが、その点はいかがでしょう。

○委員長（前川敏春） 総務部長。

○総務部長（増子一馬） 前段、総務課長のほうからもお答えさせていただいていますが、現在の庁舎のトイレ部分のスペースからいくと、なかなか厳しいという状況でございます。ただ、数年前に、庁舎の中においては、地下のところに車いすも対応できる洋式のトイレが設置してありますので、もしどうしても洋式のトイレをお使いになりたいという方がいらっしゃった場合には、そちらをご利用していただくしかないのかなというふうに思っております。

それとあと、問題点としては、1階から5階までであるわけですが、大便器のほうは各フロア、男女それぞれ二つずつぐらいあるのでしょうか。それが洋式トイレにすると、個数も場合によっては一つにしなければスペースが確保できないというようなこともありまして、1階から5階までについては今の形で利用していただいているということでもあります。その辺も今後、どういう仕様がいいのか検討はさせていただきますけれども、当面は地下の1階に洋式のトイレがございますので、そちらをご利用いただければなというふうに思っております。

○委員長（前川敏春） 野原委員。

○7番（野原恵子） 検討されているということですが、まず1階から5階すべてということではなくて、当面それが困難であるということであれば、町民が一番利用される階のところから、その簡易の洋式トイレ、そういうことも検討していくべきではないかと思えます。

また、地下には洋式トイレがあるということですが、そういうことも来庁した町民にしっかりわかるような表示ということも必要ではないかと思いますが、その点はいかがでしょう。

○委員長（前川敏春） 総務課長。

○総務課長（田村修一） 地下1階のトイレの件ですけれども、一応表示はしてあるのですけれども、今後さらにもっとわかりやすいような形で表示するようにしていきたいと考えております。

利用階すべてにということではなくて1階にということでございますけれども、先ほど総務部長申し上げましたとおり、二つを一つにするというようなことも必要になってきまして、スペースが非常に狭いということで、もう少しどういう形ができるのかということも含めまして、ちょっと検討させていただきたいと思えます。

○委員長（前川敏春） ほかにございませんか。

中橋委員。

○1番（中橋友子） 総務費で町内会活動にかかわりまして、まず一つ伺います。ページ数では、協働のまちづくり支援金ということで、111ページでございます。

時々議論をさせていただいてきたのですが、公区の加入率というのがぐんぐん下がっていて、さまざまな形で公区活動に影響を来しているということをお話ししてまいりました。現在の加入率についての資料がなかったものですから、それぞれ公区の加入率が今どうなっているのかということが一つと、それから、かなり高齢化してきているということがございまして、この点での大まかな数字的なお答えをいただきたいことと、それから公区の活動にかかわって、ここでは協働のまちづくりという位置づけで

協働のまちづくりの支援事業も位置づけられていますね。公区の活動と協働のまちづくりのすみ分けと
いいですか、その位置づけなどについても伺いたいと思います。

それから、毎年伺っております 123 ページの賦課徴収にかかわりまして、徴税費の税務調査の 19 款
の十勝圏複合事務組合の滞納整理機構です。平成 21 年度につきましては、何件ゆだねられて、そして
実績ですね。それから、過年度に比べてどうであったのか。資料も見せていただいているところなので
すが、改めて説明をいただきたいと思います。

○委員長（前川敏春） 企画室参事。

○企画室参事（伊藤博明） 中橋委員のご質問にお答えいたします。

公区の加入率につきましては資料に掲載してございませんで、大変申しわけございません。

過去 3 カ年の公区の加入率といいますか、公区はそもそもは条例上は幕別町に住民登録をなされてい
る方はすべてが公区の構成員ということですから、公区の構成員ではあるのですけれども、公区という
名前の、いわゆる自治会ですね、その自治会の会費を納めていない方ということで、納めている方の割
合で申し上げます。平成 20 年度が 84.4%、21 年度が 83.5%、22 年度が 81.9%となっておりますが、
この中でも札内市街地区に関して申し上げますと、ことしの段階では 80.3%ということでもあります。

それから、2 点目の高齢化の状況であります。これは、ことしの 3 月末の状況で地区ごとに申し上げ
ます。幕別市街地区におきましては、65 歳以上の高齢化率 32.1%、札内市街地区におきましては 20.2%、
これは幕別の農村地区を除外しております。幕別の農村地区におきましては 34.4%、忠類地区におきま
しては 30.8%、合計では 24.7%というのが幕別町の 3 月末の高齢化率でございます。

3 点目の公区活動と協働のまちづくりのすみ分けということでもあります。公区活動というのを町内会
活動というふう置きかえたほうがいいのかと思いますけれども、幕別町では協働のまちづくりとい
うことで、住民の方々と行政が一緒になって一つの問題解決に当たるということから、さまざまなメ
ニューを設けまして住民の方々のお力をおかりして、公区が中心になっておりますけれども、実施してお
ります。その中でも昨今コミュニティの希薄化というのが問題となっておりますことから、ある面では
町内会活動、公区活動と言えるような盆踊りですとか、あるいはお祭りですとか、そういうものに対し
ても、協働のまちづくりの支援事業の中では、それにかかわる備品の購入費ですとか、それから借り入
れにかかわるお金を助成しております、そのすみ分けというご質問の趣旨がちょっと私わかりかねた
ものですから、このような説明とさせていただきたいと思いますけれども、なかなか町内会活動と協働
のまちづくりというものを明確に分けるというのは難しいのかなという感じはしております。

以上です。

○委員長（前川敏春） 税務課長。

○税務課長（姉崎二三男） 十勝圏複合事務組合滞納整理機構の負担金の関係で、平成 21 年度の実績で
ございますけれども、件数につきましては 17 件でございます。実績でございますけれども、収納額 172
万 2,283 円でございます。過年度と比べてどうだったかということでございますけれども、件数につ
きましては平成 19 年度以来、17 件続けてございます。収納額につきましては、平成 19 年度が 446 万
82 円、平成 20 年度が 405 万 1,200 円ということで、平成 20 年度に対しましては 230 万円ほど収納額が
減額になったということでございます。ただし、平成 21 年度につきましては、滞納整理機構、ちょっ
と中の事務職員の異動がございまして、若干事務の流れがおくれたという内容で、このような結果にな
ったというふうに聞いてございます。

○委員長（前川敏春） 審査の途中なのですが、この際、11 時 15 分まで休憩をとりたいと思います。

11：00 休憩

11：15 再開

○委員長（前川敏春） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議場内が大変暑くなってきましたので、上着を脱いでいただいても結構です。

中橋委員。

○1 番（中橋友子） まず、町内会の活動、公区活動について再質問をさせていただきます。

加入率が全体で 81.9%ということで、2 割近くの方が未加入でいらっしゃるということと、特に札内
地域、市街地域でさらに顕著な状況があるということがわかりました。

さらに、高齢化についても、高いところで 34.4%ということでもありますから、どんどん上がっていく
のだらうなというふうに思います。お聞きしているところによると、公区によっては 50%を超えている

というところもあるというふうにも伺っております。

そこで、ちょっとあいまいな質問の仕方して申しわけなかったのですが、行政区でありますから、公区としてそれぞれ 112 の公区が地域の中で活動しております。行政の公区は、この設置条例に基づきまして公区長は町行政遂行に必要な事項を行わなければならないというふうに定められておりまして、それに基づいて公区として必要と思われること、防犯灯だとか街路灯の整備、道路のこととか、あるいは公園の草刈りであるとか、資源回収なども含めて、いろんな取り組みをされています。こういう取り組みの中で、さらに自主的にお祭りを取り組んだり、あるいはいろんな文化的な活動もやるというようなこと、たくさんあるのですけれども、自主的に公区が行っているようなお祭りであるとか、文化活動であるとか、こういうのは今お答えいただいたように手づくりの協働・参加のまちづくりの事業として、いろんな支援もなされて取り組んできていると思うのです。

一方、行政区として、例えば町から委託を受けている草刈りであるとか、それから資源回収は自主的だとは思いますが、委託を受けてやっているような仕事の中に支障を来し出しているということがありまして、この間、担当の方とも何度かお話しさせていただいていた経過があったのですが、結局、例えば草刈り一つをとってしまっても、高齢化がどんどん進んでいく中で、やれない地域が生まれ出したということが一つありますね。そうするとどうするかというと、そこから再度委託をされる、就労などに。現実にはそういうのが出てきているのだと思うのです。そのことが正しいのかどうか。町が町内会に委託をする、委託を受けた町内はできないから再委託をするというようなことであれば、これ直接そういう状況を判断して委託するということも検討しなければならないでしょうし、それから一定の管理料を支払って委託されていますよね。この管理料が再委託にふさわしいのかどうか、町内会で持ち出して多分再委託という形になっているのではないかと思います。そういうことも整理しながらやっていかないと、支障を来すのではないかと思います。

これは高齢化率は、現時点で全体で 24.7% ですが、どんどん上がっていきますよね。特にその町内会、町内の住宅が建設された時期にずっと起因していくのですけれども、昭和 40 年代に団地が造成されたところ、50 年代、60 年代というふうにあります、どんどん公区そのものの 1 行政区の中で高齢化がどんと進むというところがこれから生まれてくると思いますので、そういった整理の仕方、委託のあり方などは、今後、町内会活動を活発にさせていただく点でも検討を要するのではないかと思います。

それからもう一つは、協働のまちづくりでいろいろな応援されていますよね。このときに、お祭りやなんか 2 分の 1 の助成だとか、そういうのは一定金額の助成ですね。わかるのですが、例えばそういう事業を町から委託を受けて行う、あるいは住民の安全確認等々に必要な物品などができた場合には、これは基本的には町内会の負担になっているのですね、交付金を出しているということもあるのですけれども。それで、結構多額の費用を要するときなんかは、それが果たして町内会全額負担なのか。町の仕事を請け負ってやっているという言い方はしませんが、そういう場合にはもうちょっと考えてくてもいいのではないかと思います。そういう点ではどうなのかということですね。

それからもう一つは、加入率を上げていく努力というのは町内でもかなり頑張るのですけれども、なかなか難しいところにもぶつかっているのですよね。個人の要するに意識の問題がありまして、うちでは行政区という押さえ方をしているけれども、転入されてきた町民にとっては、入る入らないは私の意思ですよ、それが先ほどお答えいただいた会費を払う払わないという形にあらわれてくると思うのですけれども、私は今回、高齢者の所在確認ができないとか、社会問題になっていますけれども、こういった高齢化が進む中で、隣近所の関係というのをとても大事にしていく必要があるのだと思うのです。

それから、特に障害を持っていられる方だとか、あるいは防災のときなどの支援というふうになっていくと、これまた町内会の役割が非常に大事だと思うのです。そういう大事な社会的に求められている役割がありながら加入率がどんどん下っていくという矛盾、ここをやはり難しいことはわかりますけれども、きちっと議論をして、公区の組織の活発化といいますか、そういうふうに向ける対策というのを持っていく必要があるのではないかなというふうに思います。その点いかがでしょうか。

それと、滞納整理機構のほうですが、17 件解決されて 172 万 2,383 円の収入があったということですが、整理機構にゆだねた件数は何件だったのでしょうか。

それと、今回は、その職員の関係で前年度よりも 230 万円ほど下がっていますよということなのですが、その解決の手法ですね、町民の方の債権が滞納整理機構に渡っているわけですから、その町民と滞納整理機構との関係、解決の仕方、具体的にはどのようにされているのでしょうか。

○委員長（前川敏春） 企画室参事。

○企画室参事（伊藤博明） 地域が高齢化をして公園の管理等がなかなか大変になっているのだという状況は、私どもも認識をしております。

それで、地域によっては再委託をしているけれども、再委託を出す際に地域の方々の公区費がその財源に充てられるというのは果たしていかがなのかというご質問かと思います。

現在、44 公区のご協力をいただきまして、町内の街区公園の主に草刈り、それからごみ拾い等を協働のまちづくり事業の中で実施いただいております。ことしになってからも、やはり地域が高齢化をして継続していくのがなかなか困難なのだと。結果的には、公区の役員の方がほとんどもう月に 1 回草刈りをせざるを得ないような状況なのだというお話は聞かせていただいております、私どもも 1 市 3 町の状況等を調べさせていただきました。確かに幕別町の場合、協働のまちづくりの前には公園管理交付金という制度がありましたけれども、それを継承していることから、現状では公園の面積 1 平方メートル当たり 9 円、それと、その公園の中にトイレがある場合に年間 1 万 1,000 円ということで、結論から申し上げますと 1 市 3 町の中ではかなり低い金額でありました。

ですから、当然それを受けて再委託をするということは現実的には不可能な状態かと思っておりますので、これらについては、これまでも去年もおとしも、やはり高齢化で大変なんだといったときに、何とか本当に拝み倒してではないですけども、お願いをして継続をしてきてもらっているという状況にはあるわけですけども、多くの公区でそういう状態が発生していますことから、このまちづくり支援事業交付金につきましては、公区長さんから成る検討委員会を設置しておりますので、その中でまたご意見をいただき、ご論議をいただき、あるべき形というのを考えてまいりたいと考えております。

それで、加入率を上げていく努力、対策についてであります。

これは公園の管理の関係で公区長さんのところにお邪魔した際にも、実際にいわゆるコミュニティ活動としての町内会活動は不参加でも仕方ないけれども、公区長、実際にこれで地震だ何とかだとなったときは、そうはなりませんよねというふうにお話をしましたら、それは当然そうだと、そういうときには当然みんなで助け合わなきゃいけないんだというお話をいただきまして、そういう意味では、公区長さん方としても大変苦慮されているという認識をしております。

それで、ことしになりましてから、町内のアパート、マンションの管理をされている会社ですね、帯広の宅建業協会、それから JA さつない、それから町内で言えば公営住宅を所管しております施設課、教員住宅の学校教育課に、公区に加入しましょう、町内会に加入しましょうという、こういう一枚物のチラシを作成いたしまして、ご協力をいただいて何とか入っていただくようお願いをしているところでもありますけれども、何せわかりやすく言いますと、公区費月 500 円払っても何のメリットがあるのよというような言い方をされてしまいますと、なかなか公区長さんも対応に苦慮されているということで、困難さは大変認識はしておりますけれども、私どもとしては、今後もこういう形で側面的な応援に努めてまいりたいと考えております。

○委員長（前川敏春） 税務課長。

○税務課長（姉崎二三男） 滞納整理機構にゆだねた件数でございますけれども、一応基本的にうちのほうで掌握していますのは、今現在わかっているのは、滞納整理機構に引き継ぎしたのが 17 人いるということでございます。

○委員長（前川敏春） 暫時休憩をとります。

11:28 休憩

11:29 再開

○委員長（前川敏春） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務部長。

○総務部長（増子一馬） 21 年度において、件数が 17 件、滞納額 1,278 万 9,640 円を引き継ぎをさせていただきました。そのうち、先ほど税務課長から話ありましたように、172 万 2,283 円が収入をされたということで、全件とかということではなくて、引き継ぎしたうちの一部回収されましたということでご理解をいただければなというふうに思います。

○委員長（前川敏春） 税務課長。

○税務課長（姉崎二三男） 続きまして、解決の手法でございますけれども、滞納整理機構との関係でございますけれども、実は平成 21 年度につきましては、町のほうでまず引き継ぎ予告をしております。これにつきましては、催告書に滞納整理機構の引き継ぎ予告書ということで 12 月に 91 件発送させてい

ただいてございます。その中で納税相談あるいは収納等ありました方、これを除きまして最終催告書というのを、これが平成 21 年 1 月に 52 件、出させていただいてございます。その中で最終的に町のほうに納税相談のなかった、あるいは対応を全然されなかったという方につきまして、全部で 17 件、滞納整理機構に引き継ぎさせていただいているという内容でございます。

滞納整理機構につきましては、引き継ぎを 4 月に行ってございます。4 月に行いまして、その後、滞納整理機構で、町と同様でございますけれども、内容的には、各 17 件につきまして折衝を持ちまして、その後、折衝に対応されない方につきましては、差し押さえ等をさせていただいていると。あるいは、納税誓約書等で履行された方につきましては、その履行を待って翌年 3 月末に、町のほうに 17 件の引き継ぎした案件につきまして、町のほうへ引き受けをされたという内容でございます。

○委員長（前川敏春） 中橋委員。

○1 番（中橋友子） 町内会のことにつきましては、委託の料金等、そういった問題については現在検討を重ねておられるということですから、適切な町内会活動のためのお金あるいは行政から委託されたものに使うお金というようなことを見きわめながら、適切な運用がされるように検討していただきたいというふうに思います。

また、加入率の増加につきましては、アパートなどについても指導されているということですが、なかなか強制的な、これ強制ではいけないことでもありますから、住民の意識を変えるということと同時に図っていかないと本当に難しいことだと思うのです。でも、これからは、やはりその意識改革も求めていかないと住民自治の確立ということにはなかなかならないので、私はこれ長期を見据えて検討を特別に行っていく必要があると思うのです。

単純に会費だけ納めてもらう解決の手法としては、例えば札幌圏などでやっているように、マンション管理会社をお願いして、そこでいただくとか、そういう手法もとっているところもあると聞いていますし、そういうことを望んでいる現幕別の町内もあるというふうに聞いています。

問題はそれだけではなくて、やっぱり地震のときどうするんだ、あるいはひとりになったときどうするんだというようなことも含めれば、意識改革ということに取り組んでいかなければならないと思うのです。その点はいかがでしょうか。

それと、滞納整理機構のほうなのですが、ここの項では経費としては約 60 万円ですよね。それから、国民健康保険のほうでもお願いしていると思うのですが、総額でこれ幾らになるのか。最終的にその投資したお金と回収されたお金、差し引くとどうなのかということも教えてください。

それと、結局 1,278 万 9,640 円をゆだねられて、17 件で回収が 172 万円というのは、たくさんいろいろ債権が引き継がれていって、17 人ですけれども、一人一人それぞれ金額が違いますよね。この金額というのは、一つ一つが整理されているというよりは、途中の経過としてここまで回収されましたよということなのだと思うのですが、滞納整理機構は契約はたしか 1 年 1 年ですよね。だから、その辺がどうなるのか。これ 1 回この残りの 1,278 万円から 172 万円引くと 1,000 万円以上がまた戻って……、1,100 万円ですね、また戻ってきて、それがまたどんな形になっているのか、再度また滞納整理機構と契約、引き継がれているのかどうか。

といいますのは、解決の手法として私たちは、もともと町の税金でありますから、他の機関にゆだねるのではなくて、町職員が直接心を寄り添って解決に向かうことが大事なんだということを申し上げてまいりました。それは、こういった機構は、うちの町の考え方だけではなくて、十勝全圏の広域ということでもありますから、町の考えだけでいけないという面も十分押さえているつもりではおります。というのは、結局そういう国の指導もあって、回収の流れがその専門の機関にゆだねるという仕組みに変えられてきてこうなっているのだと思うのですけれども、現実的にその効果を見たら、今お答えいただいた範囲では、そんなに大きな効果があるというふうにも思えないわけですね。この点の位置づけをどのように思っているかということです。

それと、もう一点、解決の手法として割賦だとかいろいろやられているようですが、これは町民の方ではなかったのですけれども、その解決の手法として 3 カ月に 1 度、滞納整理機構から、呼び出し事業といいますか、相談窓口に来るようにという連絡があって、毎回 3 カ月に 1 度出向いていって、その都度、分割しているわけですが、その分割の金額を引き上げていく努力を求められるというようなことで、うちの町も遠いところもいらっしゃいますから、そういうやり方がどうなのかというようなこともあって、やっぱり寄り添ったやり方ということに戻っていく必要があるのではないかなというふうに思いますけれども、その実態などについても、どのように押さえておられますか。

○委員長（前川敏春） 企画室長。

○企画室長（堂前芳昭） まず、1点目の行政と公区とのすみ分けという形でございますが、先ほど参事のほうからもご説明申し上げたところでございます。今後、検討委員会等を通じまして、十分適切な、活動に合った形の内容について、検討させていただきたいというふうに思っております。

それと、2点目の加入の促進というところでございますが、先ほど参事も申し上げましたように、としから宅建協会等々にお知らせをしまして、何とか加入、入られるときに加入にしてもらいたいというようなお願いのチラシも配布させていただいたところでございます。これからも引き続き、あわゆる機会を通じまして周知を努めていきたいというふうに考えております。

○委員長（前川敏春） 税務課長。

○税務課長（姉崎二三男） ただいまのご質問でございますけれども、経費につきましては、分担金で一般、国保合わせまして168万3,000円負担してございます。それに対しまして収納額でございますけれども、先ほど述べたとおりに172万2,283円ということでございまして、その対比で申しますと差し引き102.33%ということで、4万円程度収納のほうが高かったという内容でございます。

続きまして、引き継がれた後のことでございますけれども、21年度で申しますと22年3月末に滞納整理機構から町のほうに戻ってきます。その後、21年度だけで申しますと、今度、町の税務課のほうで対応してございますけれども、その内容につきましては、その後17人の経過は、分納中が3人、それから預金の差し押さえをさせていただいているのが2人、それから相談の全然できない方、接触のできない方でございますけれども、それが11人、それから1人が執行停止を予定しているという内容で、現在、経過してございます。

ただ、効果がどのくらいあるのかということでございますけれども、これにつきましては単純に収納額も効果なのですけれども、その前に引き継ぎの催告書を出して、その後、折衝される方がおりまして、その方に対しまして完納されている方あるいは一部収納されている方というのがおりまして、平成21年度につきましては、先ほど申しました12月の催告書あるいは1月の最終催告書を出させていただきまして、完納あるいは一部収納された方が全部で144万9,391円ございました。それ以外に8人の方が納付約束をされていたという内容でございますので、それ以外についてもそうですけれども、このような形で実施したPR効果も相当あるというふうに町のほうでは押さえてございます。

また、滞納整理機構で3カ月に1度呼び出しを受けるという考え方でございますけれども、これにつきましては、町のほうで対応している内容につきましても同等のような形でございまして、誓約をさせていただきますと、3カ月後にまた再度どうなっているかという生活状態も把握させていただくということとともに、誓約の内容の見直しを図っていく、これは単純に町サイドで考えれば、より多く払っていただきたいなということもありますけれども、3カ月に1回生活状況を見て、生活状況が変わる場合には増額あるいは減額も考慮しなければならないという、生活実態を調べるということでやらせていただいている内容でございます。

以上です。

○委員長（前川敏春） 中橋委員。

○1番（中橋友子） 事業をやる場合には、その事業効果というのがいつもきちっと見きわめられていかなければいけないと思うのです。もちろん費用対効果のこともあります。

滞納整理機構自体は、先ほどお話ししたように、我が町だけではありません。十勝圏全体であります。だから、十勝圏全体でどうなのかということについては、我が町は加盟しているわけですから、その加盟している一自治体として、きちっと意見を上げていく必要があるのだというふうに思うのです。

税の基本は、本当に義務として、権利としてきちっと払っていただくというのもそのとおりだと思いますから、その点について町がいろんな手法をとられるというのは、私はいろんな形があつていいのだろうと思います。もちろんそこには、町民の実態を掌握、寄り添っていくということが大前提なのですが、滞納整理機構というふうになると、これももちろん分担金として出している経費で今合計しますと168万3,000円ということになっていて、多分そのお願いする金額でも変わってくるのだろうというふうには思うのですけれども、十勝圏全体を見たら出資している金額のほうが多いのでは思う、固定額ですね、そういうことも考えられますよね、こういう状況であればね。まあ滞納整理機構自体で年間どれだけ解決しているのかということについてはわかりませんが、我が町で見える限り、決して事業として大きな効果を発揮しているということは、この数字からはうかがえないというふうに私は思うのです。そういうことを考えれば、やっぱり町民と寄り添った形にきちっと改善がされていくように意見を上げていくことが大事ではないかと思っておりますけれども、その点だけいかがですか。

○委員長（前川敏春） 税務課長。

○税務課長（姉崎二三男） 出資のほうが多いのではないかという意見でございましたけれども、実は平成 21 年度、ちょっと数字的には平成 19 年度、20 年度がすごくよかったものですから、全体的に 21 年度が落ちてございます。実際の数字でございますけれども、ただ 21 年度で申し上げますと 4,079 万 2,000 円、これが十勝全体の市町村の分担金の数字です。それに対する収納額でございますけれども、全体で 8,768 万 7,000 円、細かく言いますと 265 円ですけれども、このような形になっていまして、率で言いますと 200%、214%ぐらいになるのでないかと思っておりますけれども、このぐらいの、単純に分担金と収納額の比較をしますと、このような形になっているということでご理解願いたいと思います。

○委員長（前川敏春） 中橋委員。

○1 番（中橋友子） 町の規模によって変わってきますので、これ引き継いだ金額ではないと思うのですが、19 の市と町と村で納めたお金が 4,079 万円で、回収されたのが 8,768 万円ということですね。ですから、ここには帯広市のような規模のところと、それから滞納の多いと思われる地域と、それから陸別や足寄や豊頃といったような、たしか引き継いでいるのがなかったという町もあったと過去には報告を聞いています。豊頃町だったと思います。引き継いでいるのがないというふうに聞いています。ですから、そういうことも考えれば、加盟している自治体としてどうなのだというようなことはやっぱり検討していくことが必要だと思うのです。そういう問題点を、問題意識を持って臨まれることが大事だということを求めているのですが、どうですか。

○委員長（前川敏春） 総務部長。

○総務部長（増子一馬） 滞納整理機構に扱わすことがいかなものかなというような中橋委員のご指摘なのだろうというふうには思っているのですが、まず前段ちょっとお話しさせていただきますけれども、21 年度の例えば町民税の個人の現年の徴収率で申し上げますと 98.49%であります。これは額ですから、額ではほぼ 100%に近い額が納まっている。1.何%がおさまっていませんよという実態があります。滞納分につきまして申し上げますと、徴収率は 19.86%であります。滞納分については、いずれにしてもなかなか納まらない、納めていただくことがなかなかできないという状況があるのだろうというふうに私ももちろん認識はしてございます。

滞納整理機構になぜ私どもがお願いをするかということでもありますけれども、もちろん効果があるからお願いをするわけでありまして。21 年度については、先ほど課長からも出ましたように、費用対効果ということで申し上げますと、引き継ぎした額に対して収納が何ぼ、そして町が負担は何ぼだったという費用対効果の負担率で考えますと 102.3%程度ですけれども、20 年度では 188%、19 年度では 177%程度、収納した額とうちがお支払いをした分担金との率で言うと、そういうことにもなっています。

前にもお話しさせていただいたかと思うのですが、滞納されている状況が、私どもとしては、当然私どもの職員が未納の方に接させていただいて、家庭状況、経済状況をお聞かせ願って、それでは今一遍にお支払いされるのは無理だろうと思うので分割させていただきますというようなことで、いろいろ相談をさせていただいて納めていただいているというケースがかなりありますけれども、それすら、接触もしていただけない、そして電話で連絡をしても、メモ用紙を入れても、土日訪問しても、夜間訪問しても、納税相談日を設けても来てもいただけない、どうしても接触もしていただけないというようなことから、大方の方々はそういう接触もしていただけないような方、特にそういう方々を滞納整理機構のほうにお願いをさせていただいているというのが実態でございます。

ですから、うちのほうとしては、うちの町の職員が対応をずっとしていても、いまだにほとんど入らないというケースの中で、滞納整理機構にお願いをすることによって、やはり百数十万円、今年度であれば納めていただいているのだという現実があるわけですから、これについては当然私どもとしては、町民の方にもう少し理解を求めるといえるのはもちろんですけれども、当然必要なことだろうと。

それとあわせて、うちの税務の職員については、特に納税の職員については、3 年から 5 年ぐらいで定期的にといひましょか、人事異動にもなります。滞納整理機構の職員の方々というのは、道と、あとは帯広市等から、かなりの税のことにに関して知識、経験のある方々が入って組織をしております。税に対しての、あるいは滞納の対応に対しての経験、知識、これらも当然その滞納整理機構の方々に学ぶべきところもありますし、あわせて申し上げますと、ことし 4 月から、うちは道職員の方に短期併任職員ということで、道の納税担当の方がうちの町へ来て、うちの町のお仕事もしていただいております。そういう中で、道もいろいろな対応、手法、これらについても、今、勉強もさせていただいておりますし、当然、私ども税の職員がもちろん中心になって徴収業務には当たるわけですけれども、そういったことも踏まえて、滞納されている方々に対しての接し方、これらについても、さらにその知識、経験も深めながら、ご理解のいただく形で対応させていただきたいというようなことで、今までいろんな手法

をとってございます。そんなことで、滞納整理機構については、いずれにしても十勝全市町村が加盟をしてやっている共同事業であります。私どもの町にとってはそれなりのやっぱり効果があるというふうに私どもも判断しておりますので、引き続き滞納整理機構とは連携も密にしながらやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（前川敏春） 中橋委員。

○1 番（中橋友子） 今までの姿勢も伺っておりましたし、総務部長のお話、そういった考えで臨んでいることも押さえた上で、平成 21 年度の結果をこうやって示していただいたその判断として効果が薄いということをあえて申し上げさせていただきました。そういう連絡もつかないとか毎回ありますけれども、そういうふうにゆだねて戻ってきても、さらに 11 人の方が先ほどの担当者のお話ですとまだ面接もできないんだよというようなことで、根本解決にはやっぱりならないわけですね。

それで、先ほど資料もお願いしましたが、そこにはそれなりの滞納に至る背景があつて、そういったところも解決されていかないと、なかなか全体で解決していかないとというような、そういう状況の中での今日の取り組みでありますから、なかなか効果とかということよりも、そういったことに寄り添う姿勢のほうが私は大事ではないかと思ひまして、考え方として申し上げて質問を終わりたいと思います。

○委員長（前川敏春） 増田委員。

○8 番（増田武夫） 一つちょっとお伺いしておきたいと思います。

112 ページから、国が行った地域活性化対策の臨時交付金、何本かあるわけでありまして。この臨時交付金、平成 20 年度からの繰越分を含めて 15 億 7,100 万円、22 年度に繰り越した分がありますので、実質的に平成 21 年度で執行されたのが大体 10 億円ぐらい、10 億円強ですか、あるわけなのですけれども、これ経済対策、雇用対策として行われたこの事業が、これだけ大規模に行われて、果たしてどれだけの経済効果があつたか、どれだけ雇用効果があつたかというようなことも検証しておく必要があるのではないか。なかなか数字で出すことは難しいとは思ひのですが、そうする作業も必要でないかというふうに思います。その中で、こうした事業が実際、町内業者にどれだけ発注されたか、そういう数字があつたらぜひ示してほしいと思いますけれども、いろいろな建設工事の関係、それからテレビを買った、何を買ったという、そういう物品購入の関係も別々にあればなおいいのですけれども、そういう町内業者の発注率がどうだったのかを含めて答弁願ひたいと思います。

○委員長（前川敏春） 総務課長。

○総務課長（田村修一） 今回の交付金事業の關係の町内業者への発注率でございますけれども、総体では、総体と申しますのは補助金ですとか交付金の形で出しているものを除きまして業者に発注している分の総体のうち 81%、町内業者に発注してあります。

事業ごとといいますか、種別ごとになりますと、ちょっと交付金ごとでないと数字は拾っていないのですけれども、112 ページの地域活性化・生活対策臨時交付金事業につきましては、委託關係は 100%町内業者に発注しております。工事請負費につきましては 98.6%、備品購入費につきましては 4.5%、この 4.5%と低いのは地域微気象機器ですとか、スクールバス、広報車という特殊なものがありましたので、この事業につきましては、備品購入費については 4.5%のみ町内業者に発注しているという状況でございます。

続きまして、116 ページの地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業、これに関しましては、工事請負費が 100%町内業者に発注しております。備品購入費につきましては、64.4%町内業者に発注しております。備品につきましても、楽器ですとか給食センターの厨房機器という特殊なものがありますので、若干低いという状況でございます。

続きまして、120 ページの地域活性化・公共投資臨時交付金事業の關係でございます。始めに委託料でございますが、委託料につきましては 73.4%を町内業者に発注しております。工事請負費につきましては 100%町内業者に発注している、こういう状況です。

その下に 120 ページの 25 目の地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業につきましては、21 年度執行いたしました小中学校黒板改修工事につきましては、全額町内の業者に発注しているところでございます。

以上です。

○委員長（前川敏春） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） こういった事業にかかわる経済効果あるいは雇用の効果を検証する必要があるのだらうというご質問でありました。

現実これ経済効果を測定するとなると、事業1本1本中身を分析して、それがどこから買われたとか、そういう調達から含めて1本1本分析していかなければならない、また雇用にしても、それが新たな雇用なのか、既存の社員を継続して使っているのかということもありまして、現実ちょっと不可能に近いというようなことで、そういった経済効果、雇用効果については測定はしておりません。

○委員長（前川敏春） 増田委員。

○8番（増田武夫） なかなかその効果について数字を出すことは難しいのだと思います。

今お聞きしたところ、工事関係などはほとんど町内業者でもありますし、備品関係なんかも特殊なものを除いて町内からということで、そうしたことを考えれば、経済界にも、また雇用される側にも相当の効果があったということは想像できるのですが、平成22年度に5億円ほど繰り越されて、こうした反動で後年度にぐっとまたそうした工事が落ちてしまうと。そのことによって業者がまた大変な状況に陥るということも想像できるわけなのですが、そうしたことが起きないように、これからも政府に対して生活関連でありますとか、長寿化などに対する工事の予算的な配慮だとか、そういうこともぜひ続けていくように政府にも要望していただきたいと思いますと思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。

○委員長（前川敏春） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） ある意味で前倒しで事業を行っている部分もかなりありますので、増田委員のご指摘も懸念もあるかもしれません。ただ、私どもとしては、後年次、仕事が全くなくなるというふうには考えておりませんし、現時点では総合計画、この3カ年の計画ですね、これを作成するに当たって事業費そのもののベース、それはなるべく年度ごとに大きな変動がないようにというふうなことで策定をさせていただいております。ただ、あくまでも財政的、というのは財源がどうなるかという問題もありますけれども、基本的には工事費ベースそのものが後年次に影響することのないような方針で、現在その3カ年の計画等を進めておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

○委員長（前川敏春） ここで確認をしておきたいのですが、谷口委員のほかに質問のある方はいらっしゃいますか。

それでは、谷口委員。

○2番（谷口和弥） 102ページ、12目支所出張所費にかかわって1点だけ質問させていただきたいというふうに思います。

本庁のほうにもかかわってくる中身ではありますが、例えば住民票を発行するときの取り決め事項、マニュアル、それにかかわっての質問であります。例えば私が自分自身の、自分の家族の住民票をとりに行ったとき、申請書だけで出していただいて、あとは身分確認ということで何らかの提示をして受け取っているわけでもありますけれども、それ以外、例えば別世帯の家族ですとか、全く他人、第三者の方の住民票をとる、そんなようなケースがあるのだというふうに思います。そういった場合の対応の仕方について、どのような取り決め事項があるのか教えていただきたいというふうに思います。

○委員長（前川敏春） 札内支所長。

○札内支所長（久保雅昭） ただいま住民票等の発行に関する場合ということでのご質問であります。

通常、住民票ですとか戸籍に関しましては、当然ご本人であれば、まずご本人確認をさせていただいて、それを発行するということであります。同一世帯の場合であれば、その方の分については発行できます。

ご質問にありますように、別世帯あるいは他人の方が来るという場合には、委任状が必要になりますので、その委任状をお持ちいただいて、委任を受けた方、その方の本人確認をさせていただいて発行するというような流れになっております。

以上です。

○委員長（前川敏春） 谷口委員。

○2番（谷口和弥） 同一世帯でなければ委任状が必要であるということについては、今、個人情報保護のこともありますし理解できるところでありますが、細かいことになってしまいますけれども、例えば住民票をとる方本人でなくて、住民票の必要な方が認知症であったりだとか、病気等で委任状を書けないというようなケースもあるのだと思います。そういった、余りよくないケースなのかもしれませんが、例外的なケースには、どのような対応の仕方がマニュアルとなっているのか、お尋ねしたいというふうに思います。

○委員長（前川敏春） 札内支所長。

○札内支所長（久保雅昭） これ札内支所の私が答弁することがいいのかどうかという部分がございます

けれども、これは町民課といいますか、そういう発行する業務のところから本来は私どもがマニュアルを受けてやるということなのかなというふうに思いますけれども、通常その認知症の方ということであれば、それはなかなか難しい部分があるのかなど。本来その認知症ということになれば、極端に言いますと成年後見とか、そういういろいろな部分もありますから、そういう制度にのっとってそういう後見人がやるということの方法もありますでしょうし、そういう後見人がいない場合でありましたら、そのご家族の方とかが来る場合であれば、その内容を聞きまして、これは明らかに、例えば施設に入るために必要なものであるとか、そういう場合もありますので、そういった場合にはそのご家族の方に委任状をお渡しして、これは委任状ですね、ご本人が書けなければ、ご本人なり家族なり確認をしながら委任状を持ってきていただいて、それで発行するというような形で取り扱っております。

以上です。

○委員長（前川敏春） 谷口委員。

○2番（谷口和弥） 今受けました説明であれば納得ができました。そういうやり方だったらサービスとしていいものが提供できるというふうに思うのですけれども、実際に札内支所の支所長が答えることかということで今お話ありましたけれども、札内支所であったことなのですから、人によってやっぱり対応が変わってくる、それはできませんと、どうしてもできませんと、帰ってそれでも書いてもらってくださいと、そんなような対応があったりしたと。結局家族はどうするか。では家帰ってぱっと書いて、本人書いたと持ってきたよと。そういう対応でいいのかどうなのかということにもなってきますよね。ですから、今のご答弁であればいいのですけれども、本当に必要なサービスをするのに、例えば支所の外に出て本人に会いに行ったりするような必要性もあるでしょうし、住民の利益になるように皆さんが頭を、しっかり目線を持って仕事についてもらえたらいいなというふうに思いますし、そのマニュアルの徹底のほうもしっかりとお願いしたいなというふうに思うところであります。お答えのほうは特に必要でないです。

○委員長（前川敏春） 答弁はよろしいということですね。それでは、2款総務費につきましては、ほかに質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

この際、1時まで休憩をいたしたいと思います。

12:07 休憩

13:00 再開

○委員長（前川敏春） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど中橋委員から請求がありました資料をお手元に配付してありますので、ごらんいただきたいと思います。

次に、3款民生費に入らせていただきます。

3款民生費の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（菅 好弘） それでは、3款民生費の説明をさせていただきたいと思います。

130ページをお開きいただきたいと思います。

3款民生費、1項社会福祉費、予算現額15億8,143万2,000円に対しまして、支出済額は15億3,977万8,422円であります。

繰越明許費といたしまして、1,110万円を翌年度に繰り越しをいたしております。

1目社会福祉総務費でありますけれども、1節報酬は、細節1、社会福祉委員報酬、これは民生児童委員に委員をお願いしているもので、61名分の報酬であります。

9節旅費は、社会福祉委員に係る費用弁償が主なものであります。

11節需用費は、戦没者追悼式に係る消耗品等に要した費用が主なものであります。

参列者は97名であります。

この内訳は、ご遺族77名、ご来賓等の参列者が20名となっております。

19節負担金及び交付金の細節5は、社会福祉協議会の運営費及び福祉団体に対して支援を行ったものであります。

細節6は、民生委員活動に対する交付金であります。

20節扶助費は、細節1の生活困窮世帯に対する扶助費のほか、細節2は水道料金の改定に伴います低所得者世帯に対する扶助であります。

28 節繰出金は、国保特別会計の保険基盤安定分及び職員給与費分などに係る繰出金であります。

2 目国民年金事務費は、国民年金事務に要した費用であります。

132 ページになります。

3 目障害者福祉費は、障害者の支援に係る費用で、1 節報酬は障害者福祉計画策定委員 12 名に係る報酬であります。

8 節報償費は、聴覚障害者などのための要約筆記者の出役に係る謝礼及び昨年度初めて役場内で実施いたしました障害者職場体験事業謝礼 4 名分であります。

13 節委託料、細節 6 は、地域活動支援センター事業を NP0 法人幕別町手をつなぐ親の会「ひまわりの家」に委託したものであります。

細節 8 のコミュニケーション支援事業は、手話通訳者などの派遣など、北海道ろうあ連盟に委託したものであります。

細節 9 は、障害者に係る訪問入浴事業の委託料で、社会福祉法人幕別真幸協会に委託したものであります。

細節 10 は、移動支援事業に係る委託料で、十勝管内の事業所に委託したものであります。

細節 11 は、日中一時支援事業の委託料で、十勝管内の事業所に委託したものであります。

18 節備品購入費は、障害児支援用備品及び視覚障害者用の備品を購入したものであります。

19 節負担金及び交付金は、細節 3 の身体障害者用自動車改造費補助金、これは 3 件分であります。

細節 5 は、帯広、音更、大樹及び池田町に所在する地域活動支援センターに利用しました負担金となっております。

細節 8 は、幕別町を会場に開かれました十勝地区身体障害者スポーツ大会に係る費用を実行委員会に対して補助したものであります。

134 ページをお開きいただきたいと思います。

20 節扶助費は、細節 1 の障害者及び障害児の施設居宅サービスに係る支援費のほか、細節 2 は特定疾患患者の通院費に係る扶助、細節 3 は障害者及び障害児の日常生活用具の扶助、細節 4 は障害児の居宅支援外の扶助、細節 6 は人工透析患者の通院費に係る扶助、細節 7 は重度心身障害児の家庭に対する見舞金、細節 9 は自立支援医療費に係る扶助、細節 12 は進行性筋萎縮症者の療養給付費激減緩和のために要した費用となっております。

次に、4 目東十勝障害認定審査会費は、十勝東部 4 町の幕別町、池田町、豊頃町、浦幌町で共同設置しております障害程度区分認定審査会に要した費用であります。

平成 21 年度は、13 回の開催でありました。

136 ページをお開きいただきたいと思います。

5 目福祉医療費であります。この目につきましては、重度心身障害者及びひとり親の家庭等の方々に対する医療費扶助及びその事務に係る費用であります。

平成 21 年度末の対象者数でありますけれども、重度心身障害が 398 人、ひとり親家庭等が 896 人あります。

20 節細節 1、重度心身障害者医療費扶助につきましては、前年度比で対象者は 21 人の減、扶助額は 1.6%の減となっております。

細節 2 のひとり親家庭等医療費扶助につきましては、前年度対比対象者が 32 名の増、扶助額につきましては 30.8%の増となっております。

6 目老人福祉費は、高齢者の方々の福祉全般に要した費用であります。

なお、本町における平成 21 年度末の高齢者数は 6,740 人で、高齢化率は 24.65%となっております。対前年度比では 138 人の増、率では 2.05 ポイントの増となっております。

8 節報償費は、細節 2 の敬老祝い金に要した費用が主なものであります。

11 節需用費は、細節 14 の福祉バスの燃料費、細節 50 の敬老会食糧費などが主なものであります。

138 ページをお開きいただきたいと思います。

13 節委託料は、細節 6 の高齢者食の自立支援サービス、いわゆる訪問給食サービスや、細節 7 の外出支援サービス、細節 10、生きがい活動支援通所事業、さらには細節の 11、高齢者在宅介護支援等事業など介護保険を補完する事業に要した費用でありまして、社会福祉協議会のほうに委託しているものであります。

14 節使用料及び賃借料の細節 20 は、アルコ 236 の使用料で、忠類地域の 70 歳以上の方が利用された使用料となっております。

延べ人数では 3,934 人の利用料であります。

18 節備品購入費の細節 1 は、緊急通報用電話機を更新したもので、購入台数は 39 台分であります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 3 は、老人クラブ連合会の活動費を補助したものであります。

細節 5 は、特別養護老人ホームの札内寮の建設費補助分であります。

細節 6 は、幕別町がねりんピックのパークゴルフ大会会場となりまして実施いたしました実行委員会への負担金であります。

細節 7、小規模福祉施設スプリンクラー等整備費補助金及び細節 8 の地域介護・福祉空間整備等交付金は、グループホームのスプリンクラー整備に対する交付金でありまして、4 グループホームに対して交付したものであります。

細節 9、介護基盤緊急整備等臨時特例交付金は、第 4 期介護保険事業計画に基づき、小規模多機能型居宅介護とグループホームの併設事業所の整備に対する交付金であります。

20 節扶助費は、細節 2 の老人ホーム入所者に係る措置費、細節 3 の社会福祉法人等が介護サービス利用料を軽減した部分に係る扶助、細節 4 の低所得者等が訪問介護を利用した場合の町単独事業の扶助費が主なものとなっております。

140 ページをお開きいただきたいと思います。

28 節の繰出金は、老人保健特別会計及び介護保険特別会計に対して町の負担分を繰り出したものであります。

7 目の後期高齢者医療費は、平成 20 年 4 月施行の後期高齢者医療制度に要した費用であります。

19 節負担金補助及び交付金は、療養給付費に係る町の負担分で、給付費の 12 分の 1 に相当する額を支出したものであります。

28 節繰出金は、後期高齢者医療特別会計への繰出金であります。

広域連合及び市町村の事務費等に係る負担分、並びに保険料の軽減に対する保険基盤安定のための負担分を繰り出したものであります。

8 目介護支援費につきましては、介護予防プラン作成に要する費用であります。

7 節賃金は、臨時職員 1 名分の賃金、並びに 13 節委託料、細節 5、介護予防プラン作成委託料が主なものとなっております。

9 目介護サービス事業費につきましては、13 節委託料の細節 5、忠類地区のデイサービス事業を社会福祉協議会に委託した費用が主なものとなっております。

142 ページをお開きいただきたいと思います。

10 目社会福祉施設費は、千住生活館の管理運営に要したものが主なもので、6 月から 8 月の夏の期間につきましては週に 3 回、それ以外の期間は週 2 回の入浴サービスを行っているほか、料理教室や各種会合に利用されております。

1 節報酬は生活館の運営に係る審議会委員 8 人の報酬、7 節賃金は千住生活館及び考古館管理人の賃金であります。

11 目保健福祉センター管理費でありますけれども、同センターの管理運営に要した費用であります。

144 ページをお開きいただきたいと思います。

12 目老人福祉センター管理費、同センターの管理運営に要した費用であります。

町内 4 路線に月 2 回ずつ福祉バスを運行しております。

センターの利用者数は 4 万 3,688 人で、前年度比では 1,360 人の増、率では 3.11% の増となっております。

13 目南幕別老人交流館管理費、糠内コミセンに併設しております同交流館の管理運営に要した費用であります。

交流館は原則といたしまして、毎週月曜日と金曜日に利用していただいております、利用者数は 317 人、前年度比では 33.4% の減となっております。

146 ページをお開きいただきたいと思います。

14 目ふれあいセンター福寿管理費であります。

同センターの管理運営に要した費用であります。

次に、2 項児童福祉費、予算現額 6 億 2,692 万 4,000 円に対しまして、支出済額は 6 億 1,071 万 8,611 円であります。

繰越明許費といたしまして 477 万 8,000 円が生じております。

これは子ども手当支給システムを導入するための住民基本台帳電算処理システムの改修委託料であ

りまして、22年度に繰り越して改修を実施するものであります。

1目児童福祉総務費は、児童福祉費に要した費用であります。

148ページをお開きいただきたいと思います。

1節報酬及び9節旅費の細節1、費用弁償は、子どもの権利に関する条例素案の審議及び次世代育成支援行動計画（後期計画）でありますけれども、これの策定に係る委員10人の報酬及び日当などであります。

4節共済費及び7節賃金は、子育て応援特別手当支給事業をするための臨時職員の賃金であります。

12節役務費は、対象者への子育て応援特別手当制度周知及びどさんこ・子育て特典制度の認証カード郵送に係る郵便料、13節委託料は、子育て応援特別手当支給事業に係るシステム改修委託料であります。

19節負担金補助及び交付金のうち、細節3、子育て生活支援事業補助金は、2歳未満の乳幼児を扶養する子育て家庭支援のために指定ごみ袋の購入助成費用で、乳幼児119人分であります。

細節4、子育て応援特別手当は、対象児童1人当たり3万6,000円、児童数397人に支給したものであります。

20節扶助費、細節1、児童手当は、小学校終了前の児童延べ2万9,979人に支給したものであります。

細節2、遺児援護金は、生計中心者を失った遺児の属する世帯に支給した費用であります。

23節償還金利子及び割引料は、子育て応援特別手当支給実績に伴う事務費及び交付金の精算還付金であります。

2目児童医療費は、就学前の乳幼児に対する医療費補助及び事務費を支出したものであります。

21年度末の対象者数は1,394人で、前年度と比べまして29人の減となっております。

20節の細節1、乳幼児等医療費補助は、前年度に比べまして317万8,055円の減、率では5.7%の減となっております。

3目常設保育所費は、幕別地域5カ所の認可保育所の管理運営に要した費用であります。

4節共済費、7節賃金は、給食調理員11人、臨時保育士35人などの賃金が主なものであります。

150ページになります。

11節需用費は、各保育所の消耗品費及び光熱水費、細節60の給食の賄い材料費が主なものであります。

13節委託料、細節7、広域保育委託料は、清水町立保育所に入所した児童1人に係る7日分の委託料であります。

細節10、青葉保育所引き継ぎ保育委託料は、青葉保育所における引き継ぎ保育に係る指定管理者への委託料であります。

15節工事請負費、保育所改修工事は、中央保育所の給水管更新に要した費用であります。

18節備品購入費は、札内青葉保育所における病後児保育実施に伴う空気清浄機の購入のほか、他の保育所の洗濯機等の購入に要した費用であります。

なお、常設保育所の21年4月当初の入所児童数は、5カ所で412人となっております。

152ページをお開きいただきたいと思います。

4目へき地保育所費は、幕別地域5カ所、忠類地域1カ所の保育所の管理運営に要した費用であります。

4節共済費、7節賃金は、幕別地域の保育所に勤務する臨時保育士11名及び代替保育士等の賃金が主なものであります。

11節需用費は、幕別地域の保育所運営に係る教材、管理用消耗品のほか、光熱水費及びおやつなどの賄い材料費が主なものであります。

13節委託料は、忠類保育所の管理運営に係る委託料であります。

なお、21年4月1日当初の入所児童数は、幕別地域5保育所で54人、忠類保育所は57人となっております。

5目幼児ことばの教室費、幼児ことばの教室の運営に要した費用のほか、南十勝こども発達支援センター、これは大樹町にありますけれども、これの運営に係る負担金が主な費用であります。

なお、21年度の幼児ことばの教室への通室人員は78人、延べ利用人員は2,023人、南十勝こども発達支援センターへの通所人員は8人、延べ利用人員は181人となっております。

次ページをお開きいただきたいと思います。

6目児童館費は、札内南・札内北・幕別南児童館、計3館の管理費用及び5カ所の学童保育所の管理運営に要した費用であります。

4 節共済費、7 節賃金は、学童保育所の指導員 14 人及び代替指導員の賃金が主なものであります。
11 節需要費は、光熱水費のほか、細節 60、賄い材料費は児童のおやつ代が主なものであります。
なお、21 年 4 月当初の入所児童数は、5 カ所で 282 人となっております。

7 日子育て支援センター費、幕別子育て支援センターの運営及び忠類子育て支援センターの運営委託に要した費用であります。

4 節共済費、7 節賃金は、幕別子育て支援センター臨時保育士 4 人、代替保育士の賃金が主なものであります。

156 ページをお開きいただきたいと思います。

13 節委託料は、忠類子育て支援センターの運営に係る委託料であります。

なお、支援センター事業の延べ利用人員は、幕別が 8,381 人、1 日平均 28 人、忠類が 245 人、1 日平均 0.8 人であります。

一時保育の延べ利用人員は、幕別が 861 人、1 日平均 2.9 人、忠類が 99 人、1 日平均 0.3 人となっております。

3 項災害救助費は、予算現額 555 万円に対しまして、支出はありませんでした。

以上で、民生費の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（前川敏春） ただいま説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

増田委員。

○8 番（増田武夫） それでは、3 点ほど質問させていただきます。

131 ページであります。

社会福祉総務費の中の扶助費、一つは生活困窮世帯扶助費 21 万 4,000 円ということで、107 世帯ということでもありますけれども、1 世帯 2,000 円ということでもありますけれども、生活困窮世帯見舞金、非常に見舞金という名目でこの程度の支援額なわけですが、やはり生活困窮世帯に見舞いを行うというのであれば、もっときちんとした見舞いになるような額なり世帯数にしていける必要があると思いますけれども、この辺の考え方をお聞かせ願います。

それから、同じ中に水道料の扶助費 129 万 7,656 円があるということで、延べ 3,491 世帯ということでもありますけれども、これ通年を通して滞納しているとは限らないのですけれども、12 カ月で割ると 290 世帯ぐらい、これが実世帯がどのくらいになるかわかりませんが、その程度の支援であります。先ほど配られました町民の所得階層別の内訳などを見ましても、100 万円以下の所得の人は 1 万 72 人いると。年金収入なども 100 万円以下の人が 4,452 人で、57.3%がそういう低所得という状況にある中で、今回の水道料金の扶助は、値上げしたその前の段階に高齢者、障害者、母子家庭等の社会的弱者に対し水道料金の一部を助成するという、こういうことで、これ自身は一つの施策として評価されるべきだと思いますが、こうした町民の所得、収入の実態を見ると、こういう特定な人たちだけでなく収入の少ない人に、もう少し広範に扶助をすべきでないか。しかも、場合によっては、値上げ前であっても滞納者が相当出ているという状況を考えれば、値上げ前の料金にするというのではなく、もっと踏み込んだ扶助をすべきでないかと。その点について伺います。

それから、同じページに国民年金事務費、2 目にあるのですが、この国民年金の資料を見させていただきますと、その年度年度の加入者、国民年金被保険者に相当ばらつきが出てくるのはどういうことによるのか。平成 19 年度が 7,094 人、20 年度が 6,907 人、21 年度は 6,669 人と、この減ってきている状況はどういうところにあるのか。

それから、国民年金の納入状況を見ますと、これも減ってきて平成 21 年は 71.33%だということでもありますけれども、確かに国民年金の掛金も 1 万数千円という、一月 1 万 4,000 何ぼでしたか、そういう額ということを考えると、なかなか払うのに大変で、将来どうなるかわからんという不安もあって、この 71.33%という収納率だと思うのですが、いろんな減免制度だとかというものももっと PR して、ちゃんと年金につながっていかないと将来の無年金者が相当ふえていくという結果になるわけで、そうした点で国が収納するようになってから、なおこの収納率が落ちたというのもあるのですが、町としてこうした状況をどのように考えて対策を立てようとしておられるのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（前川敏春） 福祉課長。

○福祉課長（横山義嗣） それでは、1 点目の生活困窮世帯の扶助についてご答弁申し上げたいと思います。

この制度は、幕別町生活困窮世帯見舞品支給要綱というものに基づいておりまして、生活保護世帯を

除き最低限の生活を維持するだけの所得しか得られない方ということを対象にして行っておりまして、この方たちの支給につきましては、地域を担当しております民生委員のご意見を聞いた上で生活状況をそれぞれ判断していただいて、毎年8月と3月に、おこめ券4キロ分を配布している事業であります。確かに収入が少ない方も多いかとは思いますが、この制度につきましては、あくまでも生活保護にならないということが前提でありまして、ご自分の力で一生懸命生活されている方を少しでも助けたいということで始まった制度でありますので、今後につきましても、このような方法で実施させていただきたいというふうに思っております。

次に、水道料の扶助なのですが、この制度は20年6月に始まりまして、水道料の改定に伴いまして、水道料が上がったことに対する激変緩和の措置ということで、3年間の時限措置ということで行わせていただいているものであります。月平均しますと増田委員おっしゃるとおり290件ほどとなりまして、1件当たりの月平均の扶助額としては、およそ372円程度かなというふうに押さえております。あくまでもこれは激変緩和措置ということでありますので、今後についても、このような考え方でやっていきたいと思っております。

以上であります。

○委員長（前川敏春） 町民課長。

○町民課長（川瀬俊彦） まず、第1点目の国民年金の被保険者数の推移についてでありますけれども、この数字につきましては、各年度の年度末現在の幕別町に住所を有する方の被保険者数ということになります。当然、年度の中におきましては、これはほかの町への転入とか転出とかの理由もありますし、また新たに加入された人とか脱退された人、そのようなことがありますので、その増減によってこのような数字の動きになると思います。

第2点目でありますけれども、だんだん国民年金の収納率が下がってきて、国全体では60%を切るような状況にもなってきております。これは非常に生活が厳しくなってきたというようなことも影響あるとは思いますが。国のほうでも、この未納者対策ということにおきまして、これは昨年度、決算書にもプログラムの修正料ということで出てきておりますが、幾つかの事業に取り組んでおります。これはいろいろな意味におきまして、所得と、そしてその所得から控除される金額によって、この減免額がいろいろありますけれども、それにおいていろいろな所得から控除される人をなかなか漏れないように拾うことによって、保険料が免除を受けやすいように、そういうことを国がいろいろと調べて、そしてそういうことに該当すれば、その人にそういうことをお知らせする、いわゆる勧奨して、そして免除の申請をして保険料を少しでも軽くしていくと、そういうことによって未納対策をしていくというような手も打っております。そういうようなことで、なるべく保険料の収納率が上がるようなことは国においても打っておりますので、町としてもその辺のことにつきましては、関係者にいろんな周知を図るなりなんなりして、何とか向上に向けてやっていきたいと、そのように思っているところであります。

○委員長（前川敏春） 増田委員。

○8番（増田武夫） 1点目でありますけれども、生活困窮世帯の関係、生保を受けていない収入の生保以下の人が対象だということでもありますけれども、ご案内のように生保の捕捉率というのは10何%とか20%とかと、幕別でどうかという数字はないのですが、全国的にはそういう数字であります。そういうことを考えますと、やはりそういう名目であれば、よりもっと多くの人が対象になるものだというふうに、107世帯とかそういう世帯数ではないわけで、そうした点ではなるべく公平に、押しなべて差別のないように渡っていく必要があるのではないかと。そうした点では、もう少しやり方を工夫する必要があるのではないかとというのが1点と、もう少しその額が、お米4キロ分ということでもありますけれども、もうちょっと何とかならないかというふうに思います。

それから、水道料の関係でありますけれども、水道料が引き上げられて平成20年度と21年度の滞納がどうなったかというのは、水道会計のほうでちょっと明らかにしていただきたいと思っておりますけれども、月に372円というような平均的な扶助になるという、そういうことでありますけれども、3年の時限立法も、これも何とかしてほしいというふうに思いますけれども、やはり年々年々この出された数字を見ましても、町民の収入状況というのは毎年毎年悪くなって、よくなっていないわけですね。そうした点を考えますと、もっと継続的に、やはり前にも申し上げておりますけれども、滞納するだとか払えない人というのは、水道料金だけ払えないのではなくて、国保にしても、町税にしても、みんな関連して払えない状況に陥っていくのだと思うのです。だから、町がある、例えば水道なんかを一生懸命援助してやれば、ほかのものの滞納にもいい影響を与えていくという、そういう関係にあるのだと思うのです。だから、そうした点では、もう日常絶対不可欠なこの水道料などに、もっと徹底して援助をすべきだと、

そのように思うのですけれども、今後の方針も含めてお聞きしたいというふうに思います。

国民年金の関係、国の事業のあれですので、町がどうのこうのということはなかなか難しいのですけれども、しかし先ほども言われていましたが、周知徹底して、そして減免なり免除なりのそういう措置も対象者がきちんと受けてつながっていけるような周知徹底は、少なくとも町のほうでしっかりと頑張っていく必要があるのではないかと思いますので、その辺の今後の方針についても、もう一度お聞かせ願いたいと思います。

○委員長（前川敏春） 福祉課長。

○福祉課長（横山義嗣） まず、1点目の件でございますが、この私どもの生活困窮世帯の扶助のほかに、毎年、社会福祉協議会のほうでも、歳末助け合いですとか、一昨年から始めておりますふれあいセットなどという年末に寄附しているものもありますので、それらのものも含めまして生活困窮をされている方につきましては扶助している状況であります。先ほど申し上げましたが、私どもの制度につきましては、民生委員さんのご意見を聞いてやっておりますが、社会福祉協議会につきましては、本人からの申し出というものも受け付けておりますので、そういうところを利用していただきたいというふうに思っていますし、これについても民生委員さんの協力を得て地域を回っていただいて、なるべく多くの方に給付できるように努力しているところでありますので、ご理解いただきたいと思います。

2点目の水道料の扶助の拡大につきましては、先ほど申し上げましたが、あくまでも今回の措置につきましては、水道料値上げに対する激変緩和措置ということで取り組んでおります。ちょっと余談になりますが、ことし始まりました下水道の扶助がありまして、そちらのほうでは350件ほどの扶助をしております。そういうことで、大変申込者が多いということはわかりますが、何回も申し上げますが、あくまでも激変緩和措置ということで実施しているものでありますから、現在のところは、この制度のまま運用させていただきたいというふうに思っております。

○委員長（前川敏春） 町民課長。

○町民課長（川瀬俊彦） 21年度におきましては、年金におきましては国庫負担が3分の1から2分の1に引き上げになったというような改正もあります。それによりまして免除を受けた方の年金への反映につきましても、少し有利になりました。そういうようなこともありまして、町としましてはお知らせ広報でそういう面も、年金に関しまして、いい面につきましての広報もしているつもりであります。ですから、なるべくそういうようなこともあわせて、いろいろな情報がありましたら、町の広報を通しましてお知らせして、何とか年金制度が皆さんに正しく理解され、収納も上がるように努めてまいりたいと、そのように思っております。

○委員長（前川敏春） 野原委員。

○7番（野原恵子） 2点お聞きいたします。

1点目は、130ページ、社会福祉費の中の19節負担金補助及び交付金、社会福祉協議会補助金の中に入ると思うのですが、就労センターの件についてお聞きしたいと思います。

就労センターは地域の目的に沿って仕事をされていると思うのですが、この間の就労センターに登録している方、それから実際に働いている方ですとか、就労件数ですね、公共事業だとか民間事業ですとか、そういうところがどのように仕事をされているのか、お聞きしたいと思っております。

というのは、これは社会福祉協議会でされていることで、福祉施策という説明もありますけれども、実際に働いている方は、年金額が低いですとか、また子供が派遣切りに遭ってなかなか、親がまだまだ応援しなければならないとか、そういう方たちも働いていまして、何とか仕事の量をふやしてもらえないだろうかという、そういう要望もありまして、現在どのぐらいの方が実際に就労についているのか、その点お聞きしたいと思います。

もう一点は、140ページの介護保険にかかわるところで、項目はここに入るのかなと思うのですが、介護保険にかかわる介護保険認定者の障害者控除対象者認定、この件ですからここでいいのかなと思って質問しております。

幕別の場合は、障害者のこの認定なのですけれども、要支援の場合は認知症がある方という定めがありまして、帯広などではこういう介護保険にかかわる要介護・要支援認定された皆さんに、この控除の認定書を送付して対象にしているのですね。幕別は、この要支援の部分のところの認定がある方は外されて、）認知症のある方だけ認められるということで、介護保険の認定された方すべてにこの認定書を渡すべきではないかと思ひまして、その点を2点お聞きしたいと思います。

○委員長（前川敏春） 福祉課長。

○福祉課長（横山義嗣） まず、1点目の高齢者就労センターの件なのですが、平成21年度の数字は、

申しわけありません、ちょっと持ち合わせておりませんので、平成 20 年度の数字でご報告させていただきたいと思います。平成 20 年度につきましては、登録者数が 230 名で、そのうち実就労者が 210 名ということになっておりました。その就労の件数が 1,150 件ということで、全体でおよそ 6,000 万円ほどの事業収入があったというふうに報告を受けております。1 人あたりに直しますと、約 27 万円から 30 万円の収入になるのではないかとというふうに私どものほうでは試算しておりますが、業務の内容としましては、町の道路清掃ですとか、あと個人のお宅の清掃ですとか剪定ですとかというものが多いというふうに聞いております。

障害者控除の関係ですが、現在、介護認定を受けている方、要介護 4・5 については特別障害、要支援や要介護 1 から 3 については普通障害というか、障害者ということで認定を介護保険の調査票によりまして行っておりますが、要支援 1・2 につきましては、本人の状態を確認させていただいた上で認定をさせていただいております。特に認知症のある方につきましては、要支援 1・2 でありまして障害者ということで証明書のほうは交付いたしております。

○委員長（前川敏春） 野原委員。

○7 番（野原恵子） まず、就労センターの件なのですけれども、1 人平均年間 27 万円から 30 万円の収入というふうに報告をいただいているところですが、今、大変年金額も、国民年金だけですと年間 60 万円とか、高くても 70 万円少しなのですね。そういう中で、やはり高齢であっても働けなかったらなかなか生活ができないということで、この就労センターに登録されている方も多いのですね。そういう中では、何とか仕事をふやしていただけないだろうかという声がありまして、そういう中では公共事業としましては、今、課長がおっしゃったようなこともあります。こういう中でも仕事の途中で予算がなくて道路の途中で草刈りなんかもとめてしまうだとか、雨水ますやなんかもこれから雨やなんか降ったときに大変なので、早目にやっぱり手だてを講じるべきでないかというところで、そういうところの仕事もやはり早目に手だてを打つべきでないかという声も聞こえてきております。

それと、あと民間への仕事の、就労センターでできる仕事を努力して、民間の仕事をもっと広げていくことはできないのかという声もありまして、そういう点でもやはり仕事をふやしていくという手だてが必要ではないかと考えておりますので、その点もお聞きしたいと思います。

それから、この介護保険の障害者控除の認定なのですが、認知症のある方は、その方の状況を見て認定書を出しているということだったのですが、認知症があってもなくても支援を要するというので、この介護保険の要支援になっているということだと思います。そういうことであれば、すべての方が対象になるという考え方に切りかえるべきではないかと思ひまして、その点に関してもう一度お聞きいたします。

○委員長（前川敏春） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 就労センターの事業でございますけれども、これは社会福祉協議会がやっている事業でありますので、決算委員会の中でこのようなご意見があったということはお伝えをしていきたいというふうに思います。

○委員長（前川敏春） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） この障害者控除について、こちらは障害者手帳というのは、ご存じのとおり身体の障害により障害判定をしておりますように、介護保険の介護認定というのは、身体の状況が同じであっても介護の手間による考え方というのが基本になっております。そこで、身体障害者の方の身体障害控除を介護に適用するというのは、一律の考え方としては介護保険創設当初から同一のものではないという国の判断のもとに、幕別町としてはどのような形でこれを実施するかというところを考えた上で、要支援 1・2 の方については、認知の程度等については明らかに身体障害と考えられる部分ということで、訪問調査内容等で確認をさせていただいておりますし、基本的に障害は身体の障害状況であり、介護は介護の手間を認定しているというところの考え方から、介護支援の方については 1 件 1 件確認をさせていただきながら障害認定に上げさせていただくという形をとらせていただいております。

○委員長（前川敏春） 野原委員。

○7 番（野原恵子） 説明の内容は承知いたしました。

けれども、これは、どこでもこの介護認定、障害者認定というところでは、皆さんそれぞれその自治体によって違うと思うのです、この認定書を出しているのは。けれども、十勝管内の中でも、要支援 1・2 でもこの証明を出しているところがありますね。そういうところでは、幕別町でも税の控除ということでは、そういう点で対象を広げることにはできないのかという質問でありまして、今、説明されたことは承知の上で広げることができないのかという質問ですが、その点はいかがでしょうか。

○委員長（前川敏春） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 十勝管内においていろいろと対応が違うというところも、私たちもお聞きしておりますけれども、東部のほうで認定調査会、これやっておりますので、その中で一度皆さんにご意見を伺って今後の方向性を出していきたいなというふうに思います。

○委員長（前川敏春） ほかにございませんか。
中橋委員。

○1番（中橋友子） 私は一つだけです。ページ数は144、145、12款の老人福祉センターの13節委託料9、可燃性ガス分離装置設置実施設計委託料にかかわって、ここで示されています繰越明許費との関連ですが、実際この老人福祉センターのおふろのガス抜きはの事業、ことし繰り越されたと思うのです。実施されましたね。その結果、この事業そのものは何も問題はないのですが、おふろのお湯の量が極端に下がったということで改善の声が上がっているわけですが、まずその事業後の状況についてどのように把握されているのか伺います。

○委員長（前川敏春） 福祉課長。

○福祉課長（横山義嗣） このガスセパレーターにつきましては、本年5月から工事を行いまして6月に完成をいたしております。ご承知のようにガスセパレーターというのは、大きな器の中で1回お湯を外気にさらしてガスを抜くということ、そういう装置になっておりますので、お湯の量が少なくなったのではなくて水圧が落ちたということだと思います。今まではガスセパレーターを通していなかったものですから、ポンプで圧送したお湯がそのまま浴槽に入っていたということで、そのポンプ圧力分だけ水圧があったのですが、今回設置しましたガスセパレーターのところでは1回水圧、圧を抜くものですから、その分お湯の水圧が減ったということだと思います。お湯の量自体は当然減っているわけではありませぬので、出たお湯をガスを抜いて、そのまま浴槽のほうに送っておりますので、温泉の量が減ったということではないと思います。

○委員長（前川敏春） 中橋委員。

○1番（中橋友子） 利用者の方の声なのですけれども、実際はそういうことなのだろうと思います。結局、これ利用を見ましたら、平成21年度で4万2,260人、12カ月で割ったら大体3,500人を超えているのですよね。1日、1カ月の稼働、どのぐらい稼働されているのか、大体20日から25日と見ても、1回に140人から150人が利用されている大変好評な施設なのです。これだけの方が限られた時間の中で利用されるというふうになると、当然その水も、おふろの中のお水だけではなくて、外も含めてたくさん使いますよね。そこで水圧が下がるということになると、結局そのお湯の出が悪いということになるのではないかと思います。利用者の方から直接言われるのは、水はもう3分の1から4分の1に減っているよという、実際に見てきたのですけれども、入っているところを見られなかったものですから、それでここで確認もさせていただきながら、手だてが必要ではないかというふうに思ってお尋ねしているのですけれども、水圧が下がったということは、結局そういうふうに必要なお湯がきちっと流れ出てこないという状況になっているのだそうです。その辺は押さえていらっしゃいますか。

○委員長（前川敏春） 福祉課長。

○福祉課長（横山義嗣） 私のほうで何回かセンターのほうに行きまして、状況のほうを確認させていただいております。水圧が下がっているのは間違いありません。そのことによりまして、今まで1時間で浴槽にたまっていたものが1時間半なり2時間ぐらいかかるということでありまして、お湯の量が極端に浴槽から4分の3ぐらいになったということは、私のほうではそういうことは思っておりません。あくまでもお湯を張ってから、きちっと入浴していただけるようになっております。

今回、1回ガスセパレーターで一応圧を抜くものですから、その時々によって違うのですが、ご承知のように私どもの温泉はモール温泉でありまして、湯の花というのが一緒に上がってきます。その湯の花がパイプに詰まったりですとか、そういう関係もありまして、一時的にお湯の出る量が減るといことも考えられますので、その辺はメンテナンスをしっかりと、ご迷惑をかけないようにしたいと思います。

きのうも私ちょっと電話で確認したのですが、現在のところ温度も前の温度を保っているというふうに管理人さんのほうも言っておりますので、中橋委員ご心配されるような水量の低下というのではないというふうに認識しております。

○委員長（前川敏春） 中橋委員。

○1番（中橋友子） わかりました。多分そのいっぱいになるのに、今まで1時間のところ1時間半と。その間どんどん利用していますよね。ですから、きっと追いついていないのではないかと、結果としては

量は保たれるのだけれども、そのとき利用する人にとっては、1時間でいっぱいになったものが1時間半なわけですから、途中ですよ。どんどんそしてたまらないうちに使っていくという現状もあるのではないかと思います。そういうことが結果として、利用者がその工事が終わった後にお湯の量が極端に減っていますよという声になっていますので、いずれにしても、その圧力が下がったということが何とかもとに戻れば、そういうことはないわけですから、そういった手法が何か考えられるのかどうか、もし、もしといえますか、改善に向けて頑張る必要があるのではないかと思います。

それと、この施設は、もう既に30年、昭和56年ということでありますから、30年たっていて、かなり老朽化が進んできていますよね。どうしても水を使う、お湯を使うという施設というのは傷みも激しくて、何度かこれまでも改修をされて、利用者が快適に使っていただくように取り組んできたところではありますが、以前からこれだけの利用者がいて、もう少し広がったら、あるいは改修についても、もう少し手を加えていただければというようなことがたびたびあったと思うのです。30年経過しておりますから、この施設自体も、そういったお湯の量も含めて、将来的にもきちっと維持していくような考え方を今から持っていかなければいけない施設になってきているのではないかと思います。

○委員長（前川敏春） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） ただいま二つありまして、湯量の問題ですね、これにつきましては、業者のほうとも一緒に現地を見まして実態がどうであるのか確認をしながら対策を講じていきたいというふうに思います。ただ、技術的にそれができるのかどうか、新たな設備投資をしなければならないような事態があるのか、その辺もありますので、十分実態をまず確認させていただきたい。

それから、建物自体がもう30年、これだけの方が利用されて30年たったということで、建物自体もかなり傷みが来ています。その都度、行政側としても手だてをしてきたわけですが、今後、将来に向けての方向性、十分検討させていただきたいというふうに思います。

○委員長（前川敏春） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（前川敏春） それでは、3款民生費につきましては、ほかに質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

この際、2時10分まで休憩いたします。

13：57 休憩

14：10 再開

○委員長（前川敏春） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、4款衛生費に入らせていただきます。

4款衛生費の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（菅 好弘） それでは、4款衛生費の説明をさせていただきます。

158ページをお開きいただきたいと思います。

4款衛生費、1項保健衛生費、予算現額5億2,648万7,000円に対しまして、支出済額5億1,627万3,890円であります。

1目の保健衛生総務費であります、1節報酬は嘱託医師16名分の報酬及び健康づくり推進協議会委員10名の報酬であります。

7節賃金は、健診に係る臨時職員等の賃金であります。

8節報償費の細節3は、夜間等の救急診療に対する帯広市医師会への謝礼であります。

9節旅費は、嘱託医師の費用弁償が主なものであります。

13節委託料の細節5、妊婦一般健康診査委託料及び細節6、超音波健康診査委託料は、妊婦健診に係る健診委託料であります。

19節負担金補助及び交付金の細節3は、高等看護学院に係る負担金、細節6の十勝救急医療啓発事業負担金は、十勝医師会に啓発事業を行ってもらうため、十勝医師会会長所在地の町村が事務局となりまして、各町村からの負担金を集めて、十勝医師会に支払ったものであります。

なお、現在、幕別町が事務局を担当しております。

細節8、日曜診療交付金は、日曜日の当番制診療に係る交付金であります。

160 ページをお開きいただきたいと思います。

細節 11 は、公衆浴場確保に係る補助金であります。

細節 13、妊婦健診助成金は、先ほどの 13 節委託料に加えまして、1 回につき 2,000 円以内で 10 回を限度に妊婦さんに助成をしたものであります。

2 目予防費、感染症予防のための予防接種などに係る経費であります。

11 節需要費は、細節 70 の医薬材料費が主なものであります。

13 節委託料は、結核検診、エキノコックス症検査の委託、インフルエンザ予防接種や風疹、麻疹などの予防接種に要した費用であります。

細節 11、インフルエンザ予防接種委託料は、高齢者に対する季節性インフルエンザの予防接種委託料であり、接種者数は 3,218 人であります。

細節 13、新型インフルエンザ予防接種につきましては、世界的な流行となりました新型インフルエンザの予防接種に要した費用でありまして、接種者は 3,404 人であります。

3 目の保健特別対策費は、健康に関する啓発事業及び各種健康診査など、生活習慣病予防対策に係る費用であります。

162 ページをお開きいただきたいと思います。

13 節委託料は、胃の検診や子宮がん検診、乳がん検診、巡回ドック、人間ドック、スマイル検診などの各種検診に要した費用となっております。

細節 8、乳がん検診委託料、細節 16、子宮がん検診委託料の中には、平成 21 年度国の経済危機対策で実施いたしました女性特有のがん検診無料クーポンにかかわる委託料が含まれております。

無料クーポン受診者は、子宮がん検診で 265 人、乳がん検診で 336 人であります。

細節 14 は、後期高齢者広域連合からの委託を町が受け、町内医療機関などに再委託を実施したものであります。

4 目診療所費、1 節報酬は、駒畠、糠内、新和、古舞、日新の 5 カ所の僻地診療所開設に係る費用で、開設日数は 159 日、受診者総数は 641 人となっております。

164 ページをお開きいただきたいと思います。

7 節賃金は、診療車の運転業務員に係る賃金であります。

13 節の委託料は、細節 5 の忠類診療所及び細節 6 の忠類歯科診療所に係る運営委託料であります。

18 節備品購入費は、忠類診療所及び忠類歯科診療所の診療器具の更新に係るものが主なものであります。

5 目環境衛生費、省エネ及び新エネ推進に係る費用並びに葬斎場や墓地の管理に係る費用が主なものとなっております。

1 節の報酬は、省エネ普及指導員に係るもので、指導回数 1 回分の報酬となっております。

7 節賃金は、環境衛生業務に係る嘱託職員 1 名分の賃金、11 節需要費は、葬斎場に係る光熱水費などであります。

166 ページをお開きいただきたいと思います。

13 節委託料は、細節 1 の葬斎場管理委託料が主なものとなっております。

15 節の工事請負費、細節 1 は、葬斎場の機械設備並びに遺族待合室などの改修をしたものであります。

19 節負担金補助及び交付金は、新エネルギー導入促進補助金で、太陽光発電システムを一般住宅に設置したものに対する補助が 5 件分となっております。

28 節繰出金は、個別排水処理特別会計への繰出金であります。

6 目水道費であります。19 節の十勝中部広域水道企業団への補助金、負担金及び水道事業会計への補助金、24 節は十勝中部広域水道企業団への出資金、28 節は簡易水道特別会計への繰出金となっております。

2 項清掃費、予算現額 3 億 5,473 万 7,000 円に対しまして、支出済額 3 億 5,184 万 4,544 円であります。

1 目の清掃総務費は、ごみの収集及び処理に要した費用であります。

1 節報酬は、廃棄物減量等推進審議会委員 13 名分に係る報酬であります。

168 ページをお開きいただきたいと思います。

11 節の需用費でありますけれども、細節 30 の印刷製本費は、ごみカレンダー及びごみ袋の印刷作成に要した費用であります。

12 節役務費の細節 15 公共施設等ごみ処理手数料は、町有の各施設のごみ処理に要した費用となって

おります。

細節 16 指定ごみ袋取扱手数料は、町内の取扱店への手数料であります。

13 節委託料、細節 5 ごみ収集委託料は、燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ及び資源ごみの収集に要した費用であります。

細節 6 の地下水等水質検査委託料は、平成 18 年度で適正閉鎖工事が完了いたしました豊岡ごみ処理場に係るものであります。

19 節負担金補助及び交付金の細節 3 は、幕別地域のごみを共同処理している十勝環境複合事務組合に対する負担金であります。

細節 4 は、コンポストが 20 個、電動生ごみ処理機が 15 台の購入に対して助成したものであります。

細節 5 は、公区及び団体の資源回収を実施している業者 11 社に対しまして資源ごみ回収の回数割及び重量割で協力金を交付したものであります。

細節 7 は、忠類地域のごみを共同処理している南十勝複合事務組合に対する負担金であります。

以上で、衛生費の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（前川敏春） ただいま説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

藤原委員。

○4 番（藤原 孟） それでは、169 ページ、1 目清掃総務費、13 節委託料、細目 5 番、ごみ収集委託料について質問いたします。

この件につきましては、昨年も質問いたしましたが、安全にごみを収集するために、3 人体制が 2 人体制になった理由を問いましたところ、当時の民生部長から、この件につきましては、いかなる方法があるか検証し、検討するという答弁をいただきました。

1 年がたちましたので、検証し、検討した結果を報告していただきたいと思います。

○委員長（前川敏春） 町民課長。

○町民課長（川瀬俊彦） こちらから委託している事業者につきまして、事情を聞いてみました。

理想的には、確かにおっしゃるように 3 人体制ということであれば、これはかなりいいということは私も認識しているところでもありますけれども、現実的には 2 人で運用しているというのが幕別町での実態であります。

それで、危険がないように町としては運用してくださいということで、業者にはお願いしているところであります。業者のほうも十分事故を起こさないように、そして今は収集に努めているということで、特に問題になったことはないということで、契約が 5 年ということでもありますから、その期間につきましては、そのような体制の中で、業者にもこれからも十分注意をしてもらいながら、業務をそのまま続けていきたいと、そのように思っているところであります。

○委員長（前川敏春） 藤原委員。

○4 番（藤原 孟） 確かに、3 名のところを 2 名にして、今のところは事故はないと。でも、私が見ている範囲では、やはりごみの量に応じては運転手も席を離れて収集しているのが現実です。当然、この車という機械は、席を離れるということは、いつ、もしかしたらサイドブレーキをかけないでという、そういう大きないわゆる収集運転手のミスが重なったときに事故が起きるものだと思っています。その事故を防ぐためには、やはり運転手は席を離れてやるべきではない。これは、あらゆる業務においても言えることではないかと思っている。もちろん、離れるとなれば、いわゆる車どめ、ストッパーをかけてでも離れていくということが絶対必要ではないかと私は考えております。

特によその町村では、3 名体制というのが維持されております。豊頃にしても、音更にしても、帯広市にしても。それが、幕別町だけがこれ 2 名でやれるという体制になっているということは、いかなる根拠でやっているのか、お知らせ願いたいです。

○委員長（前川敏春） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 3 名体制から 2 名体制にということでございますけれども、これはあくまでごみの量、そして収集する量ですね、その作業量が 2 名というか、運転手込みで 2 名ということになりますけれども、十分であるという判断の中で 2 名にしたという経緯でございます。

車を運転手が離れる、これは本来は運転業務は運転業務だと区別ができればいいのかもしれませんが、多いとき、そういったときについては、応援ということになるのだろうというふうに思います。

運転手が車を離れるときは、必ずサイドブレーキを引き、エンジンをとめておるというのが安全管理だというふうに思いますので、そういったことについては、業者のほうと十分打ち合わせして、事故

のないように対応していきたいというふうに考えております。

○委員長（前川敏春） 藤原委員。

○4番（藤原 孟） では、2名体制でこれは業者がもし人身事故が起きたとき、その責任というものは許可した行政側がとるのか、いわゆる請けた業者がとるのか、そこのところをはっきりしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○委員長（前川敏春） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 事故の状況がどういうことかということによりますけれども、これは運転をしている方が安全運転に対して配慮が欠けていた場合、これはあくまで運転者の責任であります。町が委託しているのは、安全にごみ収集をしていただきたいということでお願いしておりますから、その辺は業者側のほうの責任ということで対応せざるを得ないだろうというふうに思います。

○委員長（前川敏春） 増田委員。

○8番（増田武夫） 160ページの予防費の関係でお聞きしたいと思います。

一つは、新型インフルエンザの予防接種の関係であります。

豚に由来する新型インフルエンザが流行しましたが、致死率もそれほどでなかったという幸いなこともありまして、大変、亡くなられた方もおられるのですけれども、おさまったわけなのですが、これが本来恐れられていた鳥由来のものがいつ起こるかわからないという状況の中では、一つの予行演習のようなことで、それに、そういう流行に行政も住民も準備をしていくという意味では、そんな意味合いもあったのかなというふうにも思うのですが、新型インフルエンザの予防接種が3,404人ということがあります。この進め方についても、あの進め方でよかったのかという反省をしてみる必要があるのではないかと思いますけれども、国全体では、用意した予防接種の予防液が相当量余るというような状況があったわけですから。

最初は、お年寄りであるとか、それから持病を持った者であるとかと段階的にやったのですが、そうやって最後に順番が回ってきたところに来ると、既にもうおさまりかけていて、みんな予防接種を受けないで済ませてしまうというような結果にもなったのですが、これが毒性が弱いものであったからという幸いな点も重なって、それほど死者も出さなかったということなのですが、先ほど言いましたように、この鳥型のものになればどうかという問題もあります。予防接種の実施状況に反省点がなかったのかどうか、お伺いしたいというふうに思います。

また、病気の予防をしていくことが、例えば健康保険の出費を抑えることにもなっていますし、例えば子供のヒブワクチンなどは、やはり感染する率が少ないにしても、一たんそれにかかったら、非常に大きな損害、障害が起こるということでは、その予防行政を進めていく上では、そうした新しいものにもどんどん対応していく必要があるのではないかとこのように思います。

幸い、6月の議会では、子宮頸がんの予防、1人3万円という予防に踏み切って、管内で初めてのことであったということなわけですが、その後、国でも手当てをするというような動きもありまして、将来的には本町でも全額助成にしていくべきではないかと思いますが、そうしたこれからの子宮頸がんワクチンやヒブワクチンについての方針、考え方を持っていれば、お聞かせ願いたいと思います。

○委員長（前川敏春） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） 1点目、昨年の新型インフルエンザのワクチン接種等々の実施状況の反省点の関係ですが、十勝振興局とあわせまして、全道管内の十勝だけの、十勝だけなのですけれども、昨年のインフルエンザの体制がどうであったかという評価の会議を実施しています。

確におっしゃっていただきましたとおり、強毒ではなかったということが幸いした点が大きかったために、大きな災害にもならず済みましたけれども、反省点の中では、まだ第1回の会議が終わっただけなのですが、委員もおっしゃられたように、これが強毒の予行演習になったかという点では大きな反省点があるということで反省を挙げております。

それを受けまして、今年度10月には、強毒のインフルエンザがはやった場合における例えば感染症外来の対策ですとか、指定病院の関係ですとか、そういうことについての予行演習を道のほうから来て実施をするということも含めて、ことしの反省を生かして、次年度強毒がはやった場合を考えていくという体制を十勝では考えております。

幕別町の場合の病気の予防についての考え方、規模も含めてですが、今年度の子宮頸がんのワクチンの接種を決めた段階におきまして、その資料として、子宮頸がんだけを検討したというわけではなく、幕別町の感染予防に関してどのように考えていくかということ踏まえた上で、当時それを検討した時点においては、ヒブはこういうワクチンの流通状況であるとか、インフルエンザの受検数については

どうするかとか、感染症予防に関するものすべてを検討していくという体制を民生部で整えております。その第1弾として、子宮頸がんワクチンということですので、今後もその検討を、時期をおいおい、刻々と変わっていく情勢がありますので、その辺を踏まえた上で考えていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（前川敏春） 増田委員。

○8番（増田武夫） 新型インフルエンザ、やっぱり準備、新しい強毒のものがはやったときの準備を反省点を生かしながら、ぜひとも強めていただきたいというふうに思います。

今の診療体制の問題など一つとっても、一たん強毒なものが発生すると、非常に大きな混乱が起こるのではないかと心配されますので、ぜひ万全を期していただきたいというのが一つです。

子宮頸がんワクチン、ヒブワクチンなど、今後いろいろなものが想定されていくのだと思うのです。昔考えられなかったような病気も出てくる、温暖化したということで蚊の発生なんか北のほうにどんどん上がってくるというようなこともあって、いろいろなアフリカ発の病気なども今後起こってくるというふうに思うのです。そうした点では、この予防業務というものが非常に大きな意味を持つてくると思いますので、万全を期してやっていっていただきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（前川敏春） 答弁はよろしいですか。芳滝委員。

○13番（芳滝 仁） 169ページの12節役務費、ごみカレンダーや委託料のごみ収集、先ほどの関連と言おうと思ったのですけれども言いおくれたものですから、多少藤原さんの質問に関係があるのですが、この間も町民のほうから話がありまして、分別のちゃんとされないごみがやっぱりマンションだとか、アパートだとかいうふうなところで結構目立って残されてあるということがあります。ますますこれは恐らくそういうマンションだとかアパートがふえてまいりまして、そういうことが徹底してその分別についてされていかないと、ますますそういう状況がふえていくのではないかとというふうな心配があらうと思います。その辺についての対策、対応をどのようにされていらっしゃるか。

あと、議論したいのですけれども、ごみカレンダーの配布手数料をどのような形でそのカレンダー配布をされていらっしゃるのか、2点を伺いたいと思います。

○委員長（前川敏春） 町民課長。

○町民課長（川瀬俊彦） 1点目の分別がされないごみの取り扱いについてでありますけれども、これはすぐには集めないで、これは中身をよく確認いたしまして、そしてだれが捨てたごみなのかというのが特定される場合があります。そういう場合につきましては、その方に連絡をとりまして、そしてきちっと分別をするように注意をし、そのごみについては、適正な処理をしてもらうように町からは指導しております。

特にそういうのは、マンション等でもそういうことがあるかもしれませんが、そういうところにつきましては、特にマンション等の所有者といえましょうか、大家さんにも、そういうことにつきましてはご協力いただくようにお話しはしております。

2点目のごみカレンダーの配布につきましては、これなかなか公区の中で全員が町内会に入ってくれないというような問題が現実的にはあります。

そういうようなことがありまして、町内会で全員になかなかお知らせと一緒に配布するというのは難しいという面が数年前から起きております。ごみカレンダー、これは選挙公報と同じなのですが、この二つにつきましては、全戸にぜひとも配布したいという考えがあります。これは適正にごみを投げさせていただきたい、そういうようなことからです。それで1軒当たり30円という金額で、これ公区のほうにお支払いして、そしてその町内会に加入していない方につきましても、これにつきましては配布してくださいということでお願いしているものであります。

○委員長（前川敏春） 芳滝委員。

○13番（芳滝 仁） ごみを調べてそうして注意をしていくということもあるのでしょうけれども、後のほうでおっしゃったマンション、アパートを貸される業者の方に徹底をするとか、幕別町に編入をしてこられた、転入をしてこられた方にそのことについて徹底をしていくとかというふうな前もっての一つの働きかけをしていかないと、なかなか減らないのではないというふうに思うところであります。

あと、その辺の今後の進め方について考えていただければなと思うわけではありますが、ごみカレンダーの配布の件でありますけれども、例えば広報でも、それはいわゆる公区長の事務の所管であるわけでしょうから、その公区条例によりましたら、その地域地域で、いわゆる町内会と申しますか、そういう自治会に入っていられる方々だけにその班長さんを通して広報なんかを配っていくという形をと

られているのですけれども、本来、公区行政でありまして、その地域の事務を管轄するということがありますから、当然広報もすべての地域の家に届けなければならんということが基本であろうかと思うのですね。それは、いろいろ公区長さんが大変だから、何とかお願いしなければならんからというふうな形でお願いをされていらっしゃるのだと思うのでありますが、何年か前から、その辺のことがどうもひっかかっておるわけでありまして。

あるいは公区条例は、その地域で公区として、その公区の手続の所管を公区長がされるということになりますから、もし例えば広報でも、ごみカレンダーでも、広報なんかでも、公区長さん、それを町内会の班長さんに配ってもらって、自治会に入っていない人のところは配らないということであれば、公区は要らないですよ。町内会活動でいいわけで、そして配布物は別な形で行政さんに任せるか何かの形で配ればいい形でありまして、その辺はいわゆる公区行政の形ですね。ごみ手数料の範囲もそうでありまして、その辺がどうもずっと解せないでいるのでありますけれども、どうでしょうか。

○委員長（前川敏春） 企画室参事。

○企画室参事（伊藤博明） 確かに住民である以上、午前中にもお話ししましたが、皆さんが公区に属しているわけでありまして。しかしながら、その公区という町内会といいたし、自治会活動には参加されていないという方が多くなってきて2割にも達しているという状態で、これ平成19年の際に、それまでも公区長さんから、実際に広報を配布する部分にあっては、各公区の中の班長さんが配布しているケースが多いと。そうすると、班によっては、すべてマンションだけで構成されているような班の場合には、だれも入ってくれていないような場合、その班長がいないとか、そういうような実態があって、公区長さんから町内会、公区費を納めていない人に配布するのが大変困難になってきたのだというお話が従前から寄せられておりまして、19年度からはそういうことから、公区運営費、それから公区長報酬の積算基準を改めて、いわゆる町内会に加入している方の戸数を算定根拠として支出して現在に至っております。確かに今、芳滝委員おっしゃられたように、住民である以上、すべて公区の構成員であるわけですから、その方々の、公区長は町内会の会長でもあるかもしれませんが、公区長としての非常勤特別職として町の公務員でもあるわけですから、そこら辺の問題というのは、私も感じてはおりますけれども、歴史的な経過から19年からこのようになっているということでございます。

以上です。

○委員長（前川敏春） 町民課長。

○町民課長（川瀬俊彦） ごみの排出につきましては、町内全体ではおおむねきちっと皆さんごみは適正に排出されているというのが実態でありますけれども、一部の地域におきましては、委員がおっしゃられるように不適正な投げ方をされているところがあります。それにつきましては、町としてはわかっている範囲内で対応しているわけでありまして、これ、特にマンション等でそういうものが見られたという事例が最近ありました。これにつきましては、町からそのマンション、またはアパートの管理者といいたし、所有者に対しまして適正なごみの分別をするように入居者に対してお願いをしてほしいということを町からは実はお願いいたしました。それを受けまして、管理者のほうでは先般チラシをつくりまして、各戸に1軒ずつそのチラシを配布してくれました。ですから、そのようなこともありますので、これから少しずつ向上されていくのではないかと思います。

よろしくお願いします。

○委員長（前川敏春） 中橋委員。

○1番（中橋友子） 分別にかかわることで関連でお聞きしたいのですが、資料を見ましたら、可燃ごみというのは減少しているのですけれども、不燃ごみとそれから資源ごみはふえているのですよね。それで、この資源ごみの今分別が徹底されないという点では、家庭のごみのことでご説明であったわけですが、もう一つ町内で問題になっているのは事業所のごみ、これは本来事業所として別に出して、一般の町の収集に乗せるということにはなりませんよね。しかし、現実にはそういうのが、古くて新しい問題で、なかなか解決されないで今日まで来ているという実態がございます。もうそうなってくると、何年でもありますから、業者も特定されてきているようではあるのですけれども、しかし収集に当たる方にとっては放置できないので、結果としては収集せざるを得ないというようなことがずっと繰り返されてきて、町も指導はされているようなだけでも、なかなか改善されないということで苦慮されているということを聞いております。その辺の実態の掌握と、町もかかわって指導されてきていると思うのですけれども、取り組みの中身について伺いたいと思います。

○委員長（前川敏春） 町民課長。

○町民課長（川瀬俊彦） 事業所で排出されるごみにつきましては、事業主が自己責任で排出すると、そ

れが原則であります。中には、そのごみステーションにごみを置いていかれる方もいらっしゃるということでもありますけれども、それは町としましては、わかり次第、それはその事業者に対しまして適正な処理をするようにまずお願いをしています。それと、広くそれを周知するためには、町の広報誌でもそのことについては触れているということでもあります。そのようなことでご理解いただきたいと思います。

○委員長（前川敏春） 中橋委員。

○1番（中橋友子） 広報誌については私も見まして、書いてあるなというふうに思ったのですが、実際には年間どのぐらい指導、町として事業者に対して指導の件数どのぐらいありますか。

○委員長（前川敏春） 町民課長。

○町民課長（川瀬俊彦） これは収集業者のほうから情報をもらって、そして町ではその確認をしてから指導するわけでもありますけれども、年間大体3件程度ぐらいであります。

○委員長（前川敏春） 中橋委員。

○1番（中橋友子） 事業所だけが集中しているような地域であればかなり徹底されるようなのですが、住宅地の中に営業されていて、明らかに営業によって出されているものだなというような、いわば住宅地の家庭ごみの中に混入しやすい環境のところで、そういうことが起きているということなのですね。

それで、3件ということではありますが、現実にはこの数倍のそういった実態があるやに聞いております。ですから、多分回収業者の方たちもやっぱり委託を受けて仕事をしているものですから、なかなか毎回毎回お知らせするということにもなっていないようなのです。

そこで、広報誌も確かに大事でしょうけれども、事業者向けの何かそういった町の決め事について指導を通したいというような手法が事業所に直接出せるようなところがあれば、指導していただくというのが一番いいのではないかというふうに思うのですが、そういうところはいかがでしょうか。

○委員長（前川敏春） 町民課長。

○町民課長（川瀬俊彦） 事業所向けに例えば町で通知文を出しての周知ということですね。それにつきましては、今後、検討させてもらいたいと思います。

○委員長（前川敏春） ほかに何かございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（前川敏春） なければ、4款衛生費につきましては、ほかに質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、5款労働費に入らせていただきます。

5款労働費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 5款労働費についてご説明を申し上げます。

170ページをお開きください。

5款労働費、1項労働諸費、予算現額3,315万9,000円に対しまして、支出済額2,367万294円であります。

1目労働諸費、本目につきましては、労働者対策に要した経費であります。

19節負担金補助及び交付金は、援農協力会、幕別地区連合会など、労働関係団体の補助金が主なものであります。

21節貸付金、勤労者福祉資金につきましては、労働者の福利厚生を図るため、運用資金を労働金庫に預託をして貸し付けるものでありますが、21年度の新規貸し付けは1件で100万円、また貸し付け残高は2件で162万1,000円となっております。

2目雇用対策費、本目につきましては、雇用対策にかかわる経費であります。

21年度におきましては、リーマンショックの影響による緊急的な雇用対策の必要性が生じたことから、従来から実施しておりました街路の清掃、除雪業務委託に加えまして、国の交付金事業、町の単独事業をあわせまして、総額1,731万円の雇用対策及び季節労働者対策の事業を実施したところであります。

7節賃金では、二つの事業を実施いたしております。

一つは、町の単独事業として、高校、大学等の新卒者で就職未内定の方を町の臨時職員として採用し、その間に社会人としての基礎的な資質を身につけ、求職活動をしていただくことを目的として、半年間3名を雇用したものであります。

もう一つは、国の交付金事業として、行政資料のデジタル化のため、臨時職員として5人の失業者を

雇用いたしております。

13 節委託料は、細節 5、6、7 にあります街路清掃などの季節労働者対策のほか、細節 8、9 の国の交付金を活用した明渠排水路支障木等整理、細節 10 の町の単独事業としての町道・明渠伐採木処理などの雇用対策事業を実施いたしたところであります。

以上で、労働費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○委員長（前川敏春） ただいま説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（前川敏春） 5 款労働費につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

この際、3 時 5 分まで休憩いたします。

（14：48 休憩）

（15：05 再開）

○委員長（前川敏春） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、6 款農林業費に入らせていただきます。

6 款農林業費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 6 款農林業費についてご説明を申し上げます。

172 ページをお開きください。

6 款農林業費、1 項農業費、予算現額 14 億 9,573 万 8,000 円に対しまして、支出済額 14 億 5,535 万 5,565 円であります。

なお、繰越明許費といたしまして、3,140 万円を翌年度に繰り越しいたしております。

1 目農業委員会費、本目につきましては、農業委員会委員の報酬及び費用弁償並びに事務局運営経費が主なものであります。

2 目農業振興費、本目につきましては、農業振興にかかわる各種事務経費、補助金、負担金が主なものであります。

19 節負担金補助及び交付金、174 ページになりますが、細節 10 につきましては、町内の農業関係機関及び団体で組織する、ゆとりみらい 21 推進協議会に対する補助金、細節 14 は新規就農者に対する支援奨励金であります。

細節 15 のふるさと土づくり支援事業補助金は、堆肥購入、堆肥切り返し、緑肥種子購入に係る補助金であります。合併後 20 年度までは幕別地域は堆肥、忠類地域は緑肥に限定しておりましたものを、21 年度から地域区分を取り払うとともに、補助率を 5 %引き揚げ 20%としたところであります。

細節 18 は忠類地域に係る中山間地域等直接支払交付金、細節 19 は町と町内の農協で構成する第三セクターであります幕別町農業振興公社の運営費補助金、細節 26 は幕別町農業協同組合が実施いたしましたタマネギ、バレイショ冷蔵貯蔵施設と、ハクサイ、キャベツ育苗施設の整備にかかわる国からの間接補助金であります。

また、細節 28 は、札内農業協同組合が実施いたしました長ネギの出荷選別ラインの整備にかかわる道からの間接補助金であります。

176 ページになります。

21 節貸付金、農業ゆとりみらい総合資金貸付金につきましては、施設整備、家畜購入など 10 件の貸し付けを行ったものであります。

3 目農業試験圃場費、本目は試験圃の管理運営に要した費用であります。21 年度におきましては、施肥試験、品種比較試験など 17 課題の試験を実施いたしております。

4 目農業施設管理費、本目につきましては、農業担い手支援センター及び味覚工房にかかわる管理運営経費であります。臨時職員賃金、施設の清掃等委託料が主なものであります。

なお、味覚工房の 21 年度の利用状況は、利用者が 1,400 人、利用率が 87.9%、1 日平均利用者数は 6.0 人でありました。

178 ページになります。

5目畜産業費、本目につきましては、畜産振興にかかわる経費であります。13節委託料は幕別地区の草地整備にかかわります実施計画策定委託、18節備品購入費では北海道農業開発公社から貸し付けを受けておりました肉用雌牛39頭分の購入代金であります。

19節負担金補助及び交付金は、細節6、乳牛検定事業、細節7、和牛生産改良組合、細節8、酪農ヘルパー利用組合、次のページになりますが、細節13、畜産祭り実行委員会、細節16、酪畜協議会、細節18、生乳生産基盤確保支援資金利子補給、細節19、自給飼料基盤強化対策事業、細節20、雌雄判別精液購入事業補助金など、畜産振興にかかわります事業補助や団体補助が主なものであります。

このうち、細節18及び細節19の2事業につきましては、町営牧場入牧料の軽減措置とあわせて、20年度、21年度の2カ年、細節20につきましては、21年度、22年度の2カ年の予定で、いずれも畜産緊急支援対策事業として実施いたしましたものであります。

6目畜産担い手育成総合整備事業費、本目の事業につきましては、生産性の高い酪農経営を図るため、草地、暗渠、畜舎等の整備を行うものであります。事業主体は北海道農業開発公社、事業期間は平成18年度から21年度までの4年間、参加戸数は忠類地域の44戸であります。

最終年度となりました21年度におきましては、草地造成整備、排水整備が行われたところであります。

7目町営牧場費、本目は、幕別地域1カ所、忠類地域4カ所の町営牧場の管理運営に要した経費であります。

21年度の預託実績は、乳用牛927頭、肉用牛140頭、馬49頭の合わせまして1,116頭で、前年比64頭の増となったところであります。

また、地域別で申し上げますと、幕別412頭、忠類704頭となっております。

なお、忠類地域4牧場のうち、中当第1及び中当第2の2牧場につきましては、預託頭数の減から一時休止をしたところであります。

182ページになります。

8目農地費、本目は、土地改良施設の管理運営及び国営公団営事業の償還に要した経費であります。

184ページになりますが、13節委託料は、幕別ダム操作点検、上統内排水機場保守点検の委託料が主なものであります。

14節使用料及び賃借料、細節5は、明渠排水路の床ざらい等のために借り上げました重機の借上料であります。21年度におきましては、9地区19カ所5,510メートルを実施いたしましたところであります。

15節工事請負費、細節1、明渠補修工事は、8地区11カ所ののり面等の保守、細節2、上統内排水機場修繕工事はポンプの分解整備、細節3、中里地区農道舗装工事は、町道中里14号になりますが、461メートルの舗装工事を実施したものであります。

19節負担金補助及び交付金、細節3、国営事業償還金は幕別地区ほか2地区の償還金、細節4は公団営事業、いわゆる東西線にかかわります事業の償還金、細節5は小規模暗渠排水及び支線明渠の整備に対する補助金、細節8は19年度から取り組みが始まりました農地・水・環境保全向上対策事業にかかわります負担金であります。

186ページになります。

28節繰出金は、忠類市街地を処理区域とする農業集落排水特別会計への繰出金であります。

9目土地改良事業費、本目につきましては土地改良事業の負担金及び事務的経費が主なものであります。19節負担金補助及び交付金は、いわゆる道営事業の負担金であります。美川地区ほか3地区の道営畑総事業負担金、栄農道整備事業負担金が主なものであります。

このうち栄農道につきましては、21年度をもって完了いたしております。

2項林業費、予算現額7,480万8,000円に対しまして、支出済額7,422万2,232円であります。

1目林業総務費、本目は林業振興にかかわる経費であります。7節賃金、8節報償費は有害鳥獣駆除に要した経費であります。

21年度におけます有害鳥獣の捕獲数は、シカが74頭、キツネが67匹、カラス、ハトが64羽となっております。

188ページになりますが、19節負担金補助及び交付金、細節10から13までにつきましては、民有林振興にかかわる補助金であります。細節10は森林組合に対する補助金、細節11は除間伐87.97ヘクタール、細節12は公費造林85.02ヘクタール、細節13は地域活動支援として1,854.51ヘクタールが、それぞれ補助交付金の対象面積となったものであります。

2目育苗センター管理費、本目は忠類育苗センターの管理運営に要した経費であります。

アカエゾマツ、トドマツの苗木の生産業務を幕別町森林組合に委託した経費が主なものであります。
21 年度におきましては、アカエゾマツ 9 万 6,097 本、トドマツ 25 万 2,150 本、合計で 34 万 8,247 本の苗木を出荷いたしましたところであります。

以上で、農林業費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（前川敏春） ただいま説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

牧野委員。

○9 番（牧野茂敏） ページ数では 175 ページ、細節 19 の農業振興公社運営費補助金ですが、これ第三セクターということなのですけれども、町も深くかかわっているということで質問をしたいと思います。

農業振興公社のグリーンパートナー対策事業、これは俗に言う花嫁対策事業なのですけれども、この中でクラブアップルの事業があります。私もファクスでよくクラブアップル参加者とかいろいろ送られてくるわけなのですが、この交流会なのですが、これ参加数、年齢別に過去 3 年間ぐらいでよろしいですから、本町からどれぐらいの方が参加されているのか。あわせて、成功になったカップル数というのですか、これがどれぐらいになるのか。それと、町内の未婚の農業独身者数、これ年代別わかりましたら、ちょっとお願いいたしたいと思います。

あと、グリーンパートナーの事業の予算額、あわせて担い手専属アドバイザーというのですか、あの方の報酬は幾らぐらいで行われているのでしょうか。

以上です。

○委員長（前川敏春） 経済部参事。

○経済部参事（飛田 栄） それで、グリーンパートナー事業にかかわる各種ご質問をいただきました。ちょっと順不同になるかもしれませんが、申しわけありません。

まず、クラブアップルの事業にどういう年代層が参加しているかの点でございすけれども、各 3 年間トータルで申し上げさせていただきます。

クラブアップル事業、この事業につきましては、公社の単独事業ということでご承知おきをいただきたいと思います。

そのほかに公社では、南十勝 5 町村の事業、さらには芽室、清水、幕別の 3 町、西部地区での事業の合同事業を行っておりますけれども、ご質問につきましてはクラブアップル事業ということでお答えをさせていただきます。

過去 3 年間で 1 年間に 3 回ほど、夏、秋、冬とそれぞれ事業を組んでおりまして、3 年間でトータル 9 回ほど事業をしております。そのうち、トータルで 3 年間で 60 名ほど男性が参加をいただいています。年代別に申し上げますと、20 歳から 24 歳で 17 名、それから 25 歳から 29 歳で 29 名、それから 30 歳から 34 歳で 8 名、35 歳以上で 6 名、合計で 60 名になろうかなと思います。これがこの事業に対しての参加の年齢別状況です。

それから、未婚の男性の人数でございすけれども、20 代で 85 名、30 代で 26 名、40 代で 29 名、それから 50 代で 18 名、当公社で押さえています合計では 158 名ほど独身男性がいるかというふうに押さえております。

それと、このグリーンパートナー事業の事業費でございす。平成 21 年度で申し上げますと、この事業にかかわる総体の予算が 160 万 7,000 円、このうち専属アドバイザーにかかわります賃金及び費用弁償分が 84 万円でございます。実質的な事業費となりますと、約 76 万 7,000 円ほどがこの事業にかかわる事業費でございす。

町内で過去 3 年間でございすけれども、結婚した農村青年でございすけれども、平成 19 年度は 8 名、それから平成 20 年度は 13 名、平成 21 年度は 4 名でございす。このうち、クラブアップルがきっかけとして成婚された数でございすけれども、平成 19 年度で 1 組、平成 20 年度で 1 組、平成 21 年度につきましては成婚はなかったというふう聞いております。ただ、今現在、交流会を通しておつき合いをしている方が何組もおられます。この方が何とかご成婚に結びつければというふうには思っているところではあります。

以上であります。

○委員長（前川敏春） 牧野委員。

○9 番（牧野茂敏） 今、結婚された方、クラブアップルを通しては 1 組、1 組とゼロということなのですね。その割に上がっていないというようなことなのではないでしょうか。

先ほど 158 名の未婚者というか、結婚されていない方がいるというお話なのすけれども、これ 8 月

の 27 日現在で、幕別町農協、それから札内農協、忠類農協、それから帯広大正の古舞分ということで私の手元に資料があるわけなのですけれども、40 代の方が 29 名、50 代の方が 18 名、これ合わせて 47 名の方がいるということで、これから農業をしていく上で非常に危惧されるというようなことで、この辺は何とか、振興公社だけではどうにもならないのでしょうけれども、JA あたりと協力しながら、ひとつこの辺に、どういったことが一番いいのかちょっとわかりませんけれども、力を入れてほしいというそういうお話を承っておりますけれども、このアドバイザー制度をつくっておられますけれども、これお一人でしょうか。

○委員長（前川敏春） 経済部参事。

○経済部参事（飛田 栄） 担い手専属アドバイザーにつきましては 1 名に担当していただいております。勤務体制といたしましては、一月 4 回の出勤を基準といたしまして、活動をしていただいております。なお、アドバイザーの方につきましては、そのほかにも自宅で電話だとか、それから家庭的な訪問もあわせてやっていただいているような実態ではあります。

以上であります。

○委員長（前川敏春） 牧野委員。

○9 番（牧野茂敏） 一月 4 回で先ほど 84 万円といいましたか、48 万円ではないですか。私の聞いている範囲ではもう少し少ないようなあれだったのですけれども、交通費も含めて月 4 回ではなかなか大変かなと思います。

ほかの花嫁対策いろいろやっているのですけれども、JA あたりも相当力を入れて対策委員を何人か置くとか、そういった感じで、特に 30 代後半から 50 代前半なのですけれども、こういった方はなかなか本人に結婚する意欲が少ないというのが、調べの中で出ているのです。これは、ふだん家族が一緒なものですから、特別不自由を感じないというような、そんな JA あたりの原因について調べたのがあられるわけなのです。せっかくあるこのクラブアップルという事業なのですけれども、当然 40 代以上の人は参加されるのは少ないのだと思います。40 代以上になるといいますか、合コンと言ったらあれなのでしょうけれども、大きな枠の中で皆さんと一緒にやるというのはなかなか出てこられない。そういうことで、アドバイザーの力というのは非常に大きくなると思うのですよ。その辺、どういった方向ですればいいのか。少し考えるところがあれば対策を講じていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（前川敏春） 経済部参事。

○経済部参事（飛田 栄） ただいま牧野委員のおっしゃるとおり、私どもでは、高齢、40 歳、俗に言います 35 歳以上の男性の方につきましては、皆さん方と一緒に合同の交流会に参加して女性と話するというのは、なかなか抵抗感があるというようなこともお聞きをしております。アドバイザーにつきましては、そういった個々の農業者の意見も踏まえながら、自宅を訪問しながら、今アドバイザーのほうで女性のファイル、顔写真だとか出身地だとか、そういったファイルをつくっているものもあります。そういったものをお見せしながら、どうだというような個別な対応をしているのも実態であります。

それと、今年度これからの予定でありますけれども、農業青年団、青年者を対象としたアンケート調査を実施しようかなというふうに思っております。その調査の内容につきましては、今精査をしておりますけれども、ただいま質問にあったように、個別の相談がいいのか、さらには集団的なそういう場を求めているのかというようなこと、さらには、どういう事業がそれぞれの事業に参加しやすいか、そういった面、いろいろアンケート調査をして、それらを分析しながら、そういったことに対する対応を進めていければというふうには考えております。

以上であります。

○委員長（前川敏春） 牧野委員。

○9 番（牧野茂敏） 縁がないで片づけたら終わりなのですよ。縁を導くのも一つの仕事だと思って、ひとつやっていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（前川敏春） ほかにございませんか。

増田委員。

○8 番（増田武夫） 2 点ほどお伺いしますが、181 ページの雌雄判別精液導入事業ということで、今年度、平成 21 年度 59 万 5,000 円予算化されて、平成 21 年、22 年の継続の事業だというお話でありますけれども、雌雄判別のこうした事業を導入して、その成果がどんなふうにあったのか、ちゃんと雌が生まれてくるような状況があったのか、また受胎率が悪くなるのではないかという懸念もあるのですが、

そういう状況にないのかどうかお伺いしたいのと、平成 22 年に 150 万円と予算を相当ふやして、成果があったからふやしているのではないかというふうに思いまけれども、成果がそれだけあって望まれるのであれば、さらに平成 23 年度以降も続ける予定がないのかどうかをお聞きしておきたいと思います。

それから、187 ページ、有害鳥獣の駆除出動謝礼 55 万 8,980 円が支出されているわけですが、こうしたシカでありますとかキツネなどの被害の実態ですね、どのぐらい被害があったのか。それから今、駆除数は教えていただきましたけれども、その駆除の手当が非常に少ないのではないかという危惧もあるわけなのですが、委嘱しているハンターの人数ですとか、定年、年齢ですね、こういうようなものも、ちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長（前川敏春） 暫時休憩いたします。

（15：31 休憩）

（15：32 再開）

○委員長（前川敏春） 休憩を解き、会議を再開いたします。

農林課長。

○農林課長（菅野勇次） まず、雌雄判別精液の関係でございますけれども、受胎率についてはちょっと押さえてございません。あと、雌が生まれたかどうかということについても、個々具体には押さえてはございませんけれども、雌雄判別精液自体が 96%の雌が生まれる確率があるというようにお聞きしておりますので、ほとんどのものは雌が生まれたのだろうというふうに考えております。

それと、今後、続ける見込みがあるかどうかということなのではございますけれども、それにつきましては、この事業が平成 21 年、22 年度の 2 カ年ということで考えてございまして、これにつきましては、まだ 21 年度の決算が出た段階でございますので、今後 22 年度の結果等を踏まえながら、ゆとりみらい 21 推進協議会の畜産振興対策部会等で検討した上で、その後の施策についても考えていきたいというふうに考えてございます。

次に、有害鳥獣の関係でございますけれども、まず被害の関係でありますけれども、先般の議会でもご報告させていただきましたけれども、被害額については過去にアンケート調査を実施いたしまして、それに基づいた被害額につきましては、7,200 万円程度ということでご報告をさせていただいております。被害額については以上であります。

あと、ハンターの年齢ということなのではございますけれども、ハンター、猟友会の方になるのですけれども、猟友会のメンバーについては、ほとんど移動がなくて高齢化しているという実態は確かにございまして、具体的な年齢については把握はしてございません。

以上です。

○委員長（前川敏春） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 雌雄判別精液の受胎率の関係でありますけれども、これ 21 年度事業でありまして、21 年度の結果というのは受胎期間がございましてできていないというところがありまして、まだその辺で数値が押さえ切れていないという事情がありますので、ご理解をいただきたいなというふうに思います。

○委員長（前川敏春） 増田委員。

○8 番（増田武夫） 平成 22 年度、3 倍までいきませんが予算伸ばしている。この利用の状況もあると思うのですが、一定のその評価をしながら予算も組んでいくと思うので、確かに生まれるまでは 10 カ月ほどかかるのであればなのではございますけれども、受胎したかどうかというのはそれ以前にもわかるので、その辺の調査もしてみる必要があるのではないかというふうに思うのですよね。

やはり雌を生ませるための事業なので、どのぐらい雌が生まれているかということも調査してみないとならないと思うのですが、やはり 3 倍ぐらいに予算をふやしたということは農家のほうの希望がうんと多いからふやしたのではないかと思うのですが、やはりそれだけ望まれるものであれば、2 年間の限定の事業ということではなくて、次にもつなげていく必要もあるのではないかというふうに思いますけれども、その辺の見解をもう一度お聞かせ願いたいと思います。

また、鳥獣の被害ですけれども、シカの天敵もいない中で、シカがこれから自然に減っていくということはちょっと考えられないので、そうしたことを考えますと、やはり被害を減らすために一定のシカをやっぱり駆除していくということがこれからは必要になってくる。そういう中では、やっぱりハンターをちゃんと養成していかないと、駆除しようにもすることができない状況が生まれてくるのではない

か。そのためには、手当なども一定のやはり満足のいく手当にしていけることが、その手当の中に銃を使うための費用をどんなふうに組み込んでいるのか、弾でありますとか、そういうもの、銃の手入れでありますとか、そういうものも当然必要になってくるという関係もあるので、やっぱりハンターを養成していく上でも手当も一定のそのものがないと、そういうものに従事しようという者が生まれてこないのだと思うのですよね。その辺の今後の考え方をお聞きしておきたいと思います。

○委員長（前川敏春） 農林課長。

○農林課長（菅野勇次） まず、雌雄判別精液の関係でありますけれども、予算額の 150 万円につきましては、平成 21 年度、22 年度同額でございまして、150 万円ということで、22 年度に増額したということではなくて、21 年度も同額の予算を見込んでおりましたけれども、結果的に 59 万円ということで、決算額としては予算額に比べるとちょっと少なかったような現状にございます。22 年度改めて増額したということではございません。

あと、継続の関係につきましては、先ほども申し上げましたけれども、結果が出るのはこれからというところもありますし、22 年度の状況もこれからということもありますので、それらを踏まえた中で今後ゆとりみらい 21 推進協議会の中で検討してまいりたいというふうに考えております。

それと、ハンターの関係ですけれども、ハンターの養成ということも今後必要になるかと思えますけれども、差し当たってその謝礼の増額ですとか、そういったことを考えないかというようなことかと思えますけれども、これらについて、今の謝礼の額が適正なものなのかどうかということも含めて、今後、管内情勢等も見極めながら検討させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（前川敏春） ほかに。

（なしの声あり）

○委員長（前川敏春） 6 款農林業費につきましては、ほかに質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、7 款商工費に入らせていただきます。

7 款商工費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 7 款商工費についてご説明を申し上げます。

190 ページをお開きください。

7 款商工費、1 項商工費、予算現額 4 億 7,073 万 7,000 円に対しまして、支出済額 4 億 6,015 万 3,747 円であります。

1 目商工振興費、本目は、商工振興、中小企業融資にかかわる経費であります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 3 につきましては、商工業の振興対策やパークプラザの維持管理にかかわります商工会への補助、細節 4、5 につきましては、中小企業融資にかかわる保証料、利子補給の補助金、細節 9 は 21 年度に創設いたしました商店街活性化店舗開店等支援事業、いわゆる空き店舗対策事業にかかわります補助金であります。2 件の店舗改装、家賃補助を行ったものであります。

21 節貸付金につきましては、中小企業融資のための原資を町内各金融機関に預託し、金融機関は預託金の 3 倍を融資枠として貸し付けを行うものであります。

21 年度の新規貸し付けは、62 件、2 億 5,334 万円、融資残高は 223 件で 6 億 7,270 万 5,000 円となっております。

2 目消費者行政推進費、本目は消費者行政にかかわる経費ですが、7 節の消費生活相談員により 21 年度の相談件数は 85 件で、このうちクーリングオフやあっせん解決などによりまして、総額 504 万円ほどが救済されたところであります。

また、18 節備品購入費は、国の消費者行政活性化交付金を活用いたしまして、幕別・札内の消費生活相談室をつなぐネットワークを整備するための備品を購入したものであります。

3 目観光費、本目は、観光物産振興にかかわる経費であります。

192 ページになります。

13 節委託料は、細節 5 及び細節 9 の「アルコ 236、道の駅・忠類」の指定管理にかかわる経費が主なものでありますが、細節 9 のリスク分担精算管理料につきましては、協定書に規定するリスク分担に基づく町の分担額を支払ったものであります。

19 節負担金補助及び交付金は、細節 4、観光物産協会補助金が主なものであります。

4 目スキー場管理費、本目は、白銀台スキー場及び明野ヶ丘スキー場の管理運営に要した経費であり

ます。

194 ページになりますが、15 節工事請負費につきましては、白銀台スキー場リフトの減速機の部品交換を行ったものであります。

21 年度の営業状況につきましては、降雪が早く、年内オープンできたこともあり、営業日数が白銀台 79 日、明野ヶ丘 74 日、輸送延べ人員が白銀台が 14 万 8,713 人、明野ヶ丘 8 万 1,506 人となっており、二つのスキー場の合計で前年に比べまして、輸送人員で 18.9%、収入でも 25.9%の増となったものであります。

5 目企業誘致対策費、本目につきましては、企業誘致に要した経費であります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 3、企業開発促進補助金は、企業が事業所を新增設した場合において、固定資産税相当額を補助するものであります。21 年度の補助件数は 20 件でありました。

また、細節 5、工業用地取得促進補助金につきましては、工業団地内の土地を土地開発公社から取得した事業者に対して、取得価格の 10%に相当する額を補助する制度といたしまして、20 年度に創設されたものであります。21 年度は 20 年同様 1 件でありました。

21 節貸付金につきましては、工業団地内に事業所を新增設する企業に対し、用地取得資金の融資をあっせんするものであります。21 年度は 1 件でありました。

なお、21 年度末における融資残高は 10 件で 7,563 万 7,000 円となっております。

以上で、商工費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（前川敏春） ただいま説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

野原委員。

○7 番（野原恵子） 190 ページ、商工費のところの 19 節負担金補助及び交付金の中の商工会振興事業補助金のところにかかわってお尋ねをしたいと思います。

決算資料では、商工会の会員数が 364 名となっております。

商工会は、地域のこの経済の活性化というか、地域経済にとって大きな役割を果たしていると思いますが、この中で幕別町の商工業者全体にかかわる業者に対する商工会の会員の割合、幕別、札内、忠類ではどのような人数になっているか、お聞きしたいと思います。と加入率です。

○委員長（前川敏春） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 町としてははっきりした数字は押さえておりませんが、私は商工会の理事、員外理事として理事会にも参加させていただいています。

その中では、おおむね会員組織率が六十数%というようなことはお聞きしているところでございます。

○委員長（前川敏春） 野原委員。

○7 番（野原恵子） 商工会の資料としてここに出るというふうにはならないとは思いますが、ここの資料の中に商工会の会員数が 364 名となっていますので、当然町としては全体の商工業者、そして、その加入数も押さえていると思ひまして質問をしているところなのですが、全体で 60%ぐらい加入しているのではないかということなのですが、業者にお聞きしたところによりますと、幕別、札内、忠類、それぞれ加入率に非常に開きがあるということで、やはりそういうところもきちっと加入者を広げていかなければ、商工会の活性化にもならないのではないかということもお聞きしたのですが、これは商工会の問題として別の役割はあると思うのですが、町としても、やはり経済活性化とか町のこのまちづくりですとか、そういうところではしっかりとかわっていくことが必要ではないかというふうに思っております。その点で、60%というのは、地域からお聞きするところによりますとちょっと高いのかなというふうに思って、実数をやっぱり明らかにして対応していくことが必要だと思うのですが、その点はいかがでしょう。

○委員長（前川敏春） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） これは商工会法で定めます独自の特殊法人といいますか、法人でありますので、なかなか町から申し入れをするというのは難しい立場にはありますけれども、やはり商工振興、商店街活性化というのは思いは同じであります。そういう中で、商工会みずからもことしの通常総代会におきまして、会員を 50 人ふやそうと、50 会員ふやそうという、みずからそういう努力もなさっておりますので、必要とあれば町としても支援、どんなことが支援になるかわかりませんが、必要であれば支援というものはしてまいりたいというふうに思っております。

○委員長（前川敏春） 野原委員。

○7 番（野原恵子） これだけ商工会に補助金を出しているわけですから、そういう点ではしっかりと地

域経済を活性化していく、そして、そこでまちづくりも含めまして、きちっとかかわっていくことが大事だというふうに思います。

商工会独自の問題は独自として、町の対策としてしっかりかかわって、そして地域の経済発展のために商工会も大きくしていってもら、そこに加入していない人たちにはどのようにして町のこの経済、まちづくりに協力してもらえるのか、そこも含めて対応策が求められているときではないかと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○委員長（前川敏春） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） これ商工会内部の話はちょっとうまくないと思うのですけれども、よく言われておりますのは、会員になったときのメリットが十分理解ができていないのだと、未加入の方ですね。ですから、そういうところ、商工会としては会員のため、あるいは商工振興のためにこういったことに取り組んでいるんだと、こういうメリットはありますよといったことを訴えていく必要があるのだろうと思います。そういったところについて、町もともども知恵を出し合って、会員ふえるような対策については協議をしていきたいというふうに思っております。

また、商工振興という点では、これまでも 20 年以降ですか、空き店舗対策でありますとか、あるいはプレミアム商品券、あるいは会員増につながるか、恐らくつながるかと思いますが、創業資金などの創設も町としてはやらせていただいております。そういう中で、町としての責任についてはしっかりと果たしてまいりたいというふうに思っております。

○委員長（前川敏春） 野原委員。

○7 番（野原恵子） その点は承知いたしました。

それで、町民からよく言われるのは、商工会にこれだけの補助金を出しているのであれば、やっぱりもっと町の個店ですとか、そういうところが活性化するような手だてをもっと積極的に具体的な対策も商工会と連携をとりながら考えていく必要があるのではないかという声もあります。ですから、いろんなところのまちづくりとか、それから地域の活性化をどのようにやっているんだとか、そういうようなところをもっともっと検証して、地域の経済、商店が発展していくための手だて、そういうところをもっと研究していくべきではないかと私は思うのですが、そういうためにも商工会独自での研修ということも必要ではないかと思うのです。それは商工会の内部の問題ではあると思うのですけれども、そういうところをもっと具体的な提案もしながら、まちづくり、そして商店の発展、経済の発展のためにもっともっと対策を考えていく必要があるのではないかと思います、その点についてお聞きしたいと思います。

○委員長（前川敏春） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 商工会に対する補助金につきましては、ある意味、定額と言ったらおかしいのですけれども、商工会法で市町村、北海道は北海道が幾ら、市町村は幾らという決めの部分もあるわけですから、一概に会員数をもとに算出しているわけではありませんので、まずその部分はご理解いただきたいと思います。

商店街振興の思い、これは商工会も町も一緒であります。現実的に過去、商店街活性化のための診断を行ったり、商工会あるいは商工振興組合といいますが、そういうところがいろんな事業をやりたいというときに、当然町とも相談をさせていただいておりまして、町も、町がこうなさい、ああなさいという部分と、それから商店街あるいは商工会、それぞれの事業所の皆さんがこういうこともしてみたい、そういった相談は常に私どものほうとさせていただいているつもりでおります。ただ、それが全部実現できるか、あるいは相談が十分足りているかという部分については、多少足りない部分もあるだろうかと思います。今後とも、商工会、あるいはほかの事業主の皆さん等のご意見、そういった意見交換を進めながら、商店街活性化のためのまちづくりも進めていきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと、そういうふうに思っております。

○委員長（前川敏春） 増田委員。

○8 番（増田武夫） 一つだけちょっとお伺いしておきたいと思います。

190 ページの消費者行政推進費にかかわってくるわけですが、消費生活相談員で 85 件 504 万円の救済ができた、これ自身は非常に大きなことだというふうに思うのですが、やはり依然として振り込め詐欺の被害が全国的には非常に大きいと、それから悪徳商法の被害も忠類のようなああいう小さいところでも今までふとんを売りつけられたとか、いろいろな問題もあります。平成 21 年度はどんな被害が町民に起きたのか、その辺の件数などを押さえていたらお伺いしたいと思うのと、そうした、いろいろ消費者相談員が本町、それから忠類のほうで何回か相談活動も行ったり、出前講座なども行われ

ているようですけれども、どうした被害があるのか、今後どういう対策をとっていくのかお聞かせ願います。

○委員長（前川敏春） 商工観光課主幹。

○商工観光課主幹（妹尾 真） まず、消費者相談室に寄せられた実績の数字についてご説明させていただきます。

21 年度の実績でございますが、相談件数が 85 件、その中の内訳といたしまして、苦情ということで、業者様に対する苦情等でございますけれども 67 件、それから問い合わせということで 18 件、その中の救済ということの、細かい説明になりますけれども、クーリングオフによって 6 件の救済で 107 万 8,457 円、不当請求等に対する救済 12 件で 112 万 1,469 円、あっせん解決ということで 11 件の 284 万 58 円ということで合計 29 件の 503 万 9,984 円の救済を行えたということでございます。

○委員長（前川敏春） 増田委員。

○8 番（増田武夫） 振り込め詐欺なんかも、時々新聞報道なんかもされて十勝の人も被害に遭っているというような話もありますので、その辺もしっかりとつかまえながら高齢化社会がますます進展して、なかなかちょっと認知症の人たちにつけ込んでくるというようなことが、これからどんどんふえてくると思いますので、どうした対策がいいのか、しっかりと対応していただきたいなというふうに思います。

以上です。

○委員長（前川敏春） ほかにございませんか。

堀川委員。

○5 番（堀川貴庸） 1 点お尋ねいたします。191 ページ、1 目の商工振興費、19 節負担金補助及び交付金の中の商店街活性化店舗開店等支援事業補助金についてお尋ねします。

これは、平成 21 年度からスタートした新しい事業で、早速補助件数 2 件を対象に 100 万円以上の補助を計上しているのですけれども、こちらについて当局としてはどのような効果といいますか、評価をしているかお聞きしたいと思います。

○委員長（前川敏春） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 平成 21 年度 2 件、さらにはその後、本年度も 2 件というように、そういう店舗が今までシャッターの閉まっていたところに店舗が開いて、そこに人が集まるということで、従前から見たらにぎわいは、やっぱり人の流れは出てきたのかなということで、今後、もう少し掘り起こしといいますか、空き店舗で使えるところもあるのですが、なかなか登録していただけないところもあると思います。そういう掘り起こしも含めて、できるだけ商店が軒を連ねるような形になるようになればいいなというふうに思っております。

○委員長（前川敏春） 堀川委員。

○5 番（堀川貴庸） 私個人的には、早速の 2 件の補助があって、そして今年度も今、部長言われたように 2 件ですか、先日も補正予算で当初予算にさらに増額して計上されているなというところで、きっと漠然とではしょうけれども、いい評価をされているのだろうというふうにも思いましたし、私もそういうふうに思っております。

今、部長が言われましたように、もう少し掘り起こしも含めて進めていきたいということなのだと思いますけれども、その辺もう少し具体的に事業の今後の計画といいますか、見通しというのは今のところお持ちなのでしょうか。

○委員長（前川敏春） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 具体的な事業の見通しというよりは、今、現に登録されているところも、札内、幕別それぞれ何件かありますといっても、10 件まではないのですけれども、ありますけれども、それらにまず入っていただくことが大事でしょうし、さらにまだ登録はされていないけれども、空き店舗であるというのも実在しているわけでもありますので、そういったところのまず情報をお願いして、情報をきちっと公開できるような形にして、この事業が継続することで店舗が埋まっていくという形になればいいなというふうに思っております。

○委員長（前川敏春） 堀川委員。

○5 番（堀川貴庸） もう一回ちょっとお尋ねしますけれども、この事業の支援内容については、たしか改装費と家賃の一部を補助されているということでして、平成 21 年度では 112 万 7,500 円。これまでの今年度も含めて 4 件のうち、新たに本当に新規で開業されたというのは多分 1 件かなと思うのですが、今後も数多くのシャッターがかけられるような取り組みの中で、やはり新しく起業される、

それから開業されるというときに、相当のやはり経費も発生することから、この改装費や家賃の一部のほかにもうちょっと、ほかの国や道の事業でもあるのだとは思いますが、重ねてのそういった起業や開業の経費の支援というのは何かできないのかなというふうなところで、今の役場のほうでのお考えをお尋ねしたいというふうに思います。

○委員長（前川敏春） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 空き店舗対策事業の創設とあわせまして、新規で創業していらっしゃる方もいるだろうというようなことで、町の制度資金としては立ち上げはしませんでしたが、北海道なり日本政策金融公庫で創業資金を持っておりますので、そちらを借りた場合については、今、町の制度で利子補給なり保証料補給をしておりますけれども、これを当てはめて支援をするということで同時スタートをしておりますので、今、さらにこれに加えて支援というのは今のところはちょっといいものはないとか、とりあえずはこれで3年間の計画で今はスタートしておりますので、計画期間終了までには、まずは検証した上で、次に向けてどういう形がいいのかということは考えていかなければならないというふうに思っております。

○委員長（前川敏春） 審査の途中なのですが、この際、4時15分まで休憩をとりたいと思います。

(16:04 休憩)

(16:15 再開)

○委員長（前川敏春） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

中橋委員。

○1番（中橋友子） 二つありまして、一つは堀川委員の質問の関連になるのですが、2件実際に事業が開始されているわけですが、問い合わせはもっともあってあるのではないかなというふうに思うのですよね。それで、その状況も教えていただきたいですし、それから考え方として、町のにぎわいをつくっていくということが非常に大事になってくるのではないかなというふうにも思うのですけれども、そういった関係の事業を展開したいというような要望もあったのかどうか、内容についても伺いたいと思います。

それと、2点目の質問は、企業誘致対策、全般に商工振興にかかわってお尋ねしようと思うのですが、平成20年度から工業団地の取得のときには1割助成しますよと、それから町民の雇用を促進した場合には20万円ですよという事業をつくられましたよね。これは、先ほども活性化の問題、商工会の会員がなかなかふえないとかいろいろありましたけれども、町として商工業の振興のためにきちっと力を発揮していこうということで組み立てられた事業であったというふうに思うのですけれども、実際にその効果も結果としては企業誘致のほうでは1件ですか、促進補助金は。ということでありますから、効果というのは薄いというふうに思うのですけれども、その辺のこの現状を受けとめての認識、押さえをどのようにされているのか伺います。

○委員長（前川敏春） 商工観光課主幹。

○商工観光課主幹（妹尾 真） 空き店舗対策事業に対する問い合わせ件数についてお答えいたします。

来庁された中で問い合わせを受けていた部分が12件ありまして、その部分でいくと、喫茶店ですとか、カイロプラクティクス、それからカラオケ、タオル体操、居酒屋、ファストフード、スナック、アンテナショップというような、いろんな業種の方の問い合わせをいただいた部分がございます。そのほかに電話にての問い合わせが3件ございまして、雑貨店の関係と、それからピアノ教室をやりたいのだといったような形の問い合わせをいただいております。合わせまして15件ということで、その中から昨年度の2件と今年度の2件といったような形で開店を見ているという状況でございます。

○委員長（前川敏春） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 企業誘致の関係でありますけれども、確かに2年連続で工業団地取得資金については1件でありました。これは、今の経済状況は非常にリーマンショック以降、非常に落ち込んでいて、なかなか企業の投資欲というものがまだ出てきていない中で、やはりなかなか来ていただける企業はそうそうないというのが現状であります。

企業誘致の中で、実際に東京の本社に行ったりして、町長じきじきに行っていただいて誘致をしたり、結果的には相手方に敗れたということもありましたけれども、もう少しで来てくれるかなというところも含めて、当たってはいるのですが、なかなか成就しないというのが現実であります。

それで、これは土地開発公社事業になりますけれども、条例改正も含めて、借地権なんかも設定でき

るようにして、なるべく企業が来てくれるような環境を整えるという努力はしているのですが、なかなか結果としてあらわれていないのが現状であります。

今後、さきに前川議員からの一般質問にありました不動産業者を活用するだとか、無料で貸すだとかということも方法として考えられますけれども、まずは今の借地権がどういう状況で推移していくのかということを見極めながら、また新たな対策というものも講じていかなければならないというふうに思っております。

○委員長（前川敏春） 中橋委員。

○1番（中橋友子） 始めに、空き店舗のほうなのですが、かなりの問い合わせがあったのですね、12件。私は札内にいるのですけれども、札内のほうも実はこの事業で開設された喫茶店がありまして、それでにぎわっては、にぎわうとまではいくのかどうか、でもきちっと事業をされているのですけれども、本当に閑古鳥が鳴いてしまったというか、もうあいているお店の持ち主から借りてほしいという声も出ないというぐらい沈んでしまったという、だれも望まない状況が続いているわけですね。その上に、道道のアンダーパスができたことによって、これまた町が孤立するということもありまして、このところ商店街の元気な声というのは全く上がってこないのですけれども、やっぱりそう言いながらも、例えば高齢者の集うサロンというものが欲しいねとか、そういう点では駅の近くがいいねとか、いろんな声はあるわけですね。

ここで今ご紹介いただいた、居酒屋をしたい、カラオケをしたい、あるいはピアノ教室だというのも、これは札内ではないかもしれませんが。どちらでも大事なことなのですから、そうなりますと、多分こういう希望を持った方たちはやっぱりその場所の条件と、それから家賃が高いか安いのか、ここで大体決まってくるのだと思うのですよね。ですから、その辺の今のハードルがそういった要望を持っている人たちにとって高いものになっているのであれば、きちっともう少し踏み込んでそういう方たちにも来ていただいて、町のにぎわいをつくっていくことから、人の交流関係をつくり、にぎわいを取り戻していくといえますか、そういう発想の切りかえも必要ではないかというふうに思いまして、お尋ねをしました。どうでしょうか。

それと、企業誘致のほうも、これは町の努力をもう超えた段階の経済状況だというふうに私も思います。ですから、単に土地を1割値引きしますよとか、従業員を雇ったから20万円払いますよということではもう来るというか、その範囲を超えたといえますか、そのような目玉では来てくれないということですね。

それで、今、盛んにいろんな、うちの町も幕別町を超えていろんな町と連携しながら、どうやったらまちづくりができるか、活性化につながるかと一生懸命やっておられますけれども、十勝全体では食育を中心にしながら、かなりいろんな研究がされて、外から企業を呼んでくるということよりは、地場で企業を起こす。そして、その地場の産品を生かすというような位置づけが産官学の研究もそうですけれども、そこにシフトされてきているのかなという感じも受けまして、やっぱりそういう流れも受けとめながら、生きない政策というのは思い切って切りかえていく必要もあるのではないかなというふうに思うのです。そういうことがまた生きたまちづくりにつながるというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（前川敏春） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 1点目の空き店舗の関係であります。

先ほど堀川委員のご質問にお答えしたように、私ども掘り起こしをしていきたいと、空き店舗をですね、というふうに申し上げましたけれども、ひとつ現状、あいてはいるのですけれども、店舗兼住宅で住んでいると、あるいは住んではいなくても、非常に使いにくい、そういう店舗がかなり立地のいいところに存在していることも事実でありますので、なかなかそういった希望者が入りたいといっても、使い勝手が悪いところも、これはなきにしもあらずでありますし、家賃のことをおっしゃいましたけれども、確かに今登録されているところを見ても、私の個人的な見方をしても、ちょっと高いかなと思われるところも確かにあろうかと思えます。そういったところをできるだけ、町としても家主の方とご相談しながら、意見交換しながら、借りやすい、借りてもらいやすいような環境づくりには努めていかなければならないかとは思っております。

それと、企業誘致、引っ張ってくるよりは、起業、起こしたほうが時代に合っているかというか、そういう時代になっているのではないかというご質問でありますけれども、私どもとしては、むしろ起業、起こすほうがかえって難しいのかなというふうに思っております、やはり起業することになりますと、まずはある程度の資金力が必要でありますし、それと異業種に参入するという形もありましょ

うけれども、なかなかそういう元気のいい起業の方がいらっしやらないというのも現状だろうなというふうに思っています。

それで、実は帯広十勝地域産業活性化協議会というものが7市町でしたか、七つ、帯広市、音更、幕別、池田、本別、浦幌、広尾で協議会をつくっております、これ立地されたときの税の特典なんかも条例上認めていただきましたけれども、この協議会で毎年東京に誘致に行っております。ことしは、そういう協議会が誘致に行ったときの情報をもとにダイレクトメールを発送しようというようなこともやっております、情報としては道内出身の社長さんの企業に対して、何とか縁故関係で来ていただけないのかということですか、食品、特に食が十勝はやっぱり強みになりますので、そういったところに着目をいたしまして、ダイレクトメールを発送しているというような取り組みもやっているところであります。

○委員長（前川敏春） 中橋委員。

○1番（中橋友子） ありがとうございます。わかりました。

企業誘致で、この事業は平成20年ですから、今は21年の決算で1年や2年で判断つくということではないというふうに一つは思うのですけれども、ただ余にも利用が少ないということはどう受けとめるかということです。確かに、企業を起こすよりは誘致のほうが、現実には誘致ということは現在企業として成り立っているところに来ていただくということですから、そういう点では資金力ですか、事業の内容もよく見えて判断しやすいといいますか、来てくださいと言いやすい環境にはあるのだと思うのですけれども、そこに力点を置いていたのでは、また来年も1件で終わりましたよ、次もそうですよというのが続かぬないというふうに思うのです。

ですから、私、協議会の名前出てこなかったのですけれども、帯広十勝地域産業活性化協議会と今言われましたね。7町村ですか。やっぱりどこもそうなのですけれども、どちらかというと食べ物に関連した事業が今多くなっていますよね。それはよそから来ていただいても、あるいは地元から企業を起こしてもそうなのですけれども、そこには農畜産物の自給率200%というこの十勝の特性を生かしてアピールしていくと。とにかく全国、この状況であっても、北海道産、十勝産ということになっていけば、非常にまだまだ製品の評価が高いと、そういうことがいろんなところで紹介されてきていますよね。ですから、そういうことを生かそうと思えば、もちろんよそから来ていただいてもいいのですけれども、そういった一つの研究をやって、何でもかんでも企業に来ていただければということよりは、もっとそういった十勝の地元の産物を生かすとか、地の利を生かすとか、そういうところにきちっと町としては力を注ぎながら、企業を起こすのは難しいということなのですけれども、企業を起こしたり、あるいは来ていただいたりというような整理が必要ではないかなというふうに思うのですよね。

だから、連携して協議会の中で取り組まれていらっしやるとしますので、そういったところの成果を楽しみにしていきたいとは思いますが、このままの政策であってはやっぱりならないというふうに思いまして、お答えが前回と同じであれば要りませんけれども、そういうふうに発想の転換もしていく必要があるというふうに思いまして、質問をいたしました。

○委員長（前川敏春） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 企業誘致に関してでありますけれども、今、町が工業団地の販売に決して力を注いでいないということではなくて、工業団地の、例えば今数件、実は話が継続的に続いているのがございます。なかなか、これ何年もかかっているのですけれども、こういう情勢ですから、なかなか決心をいただけないというものもあります。あるいは現に工業団地にある企業なのですけれども、新たな業種転換を図って、ということは新たなことを始めるわけですから、今ある敷地を広げたいと考えていらっしやる方も現実的におられます。そういったことの支援を町としてもお話を継続的にさせていただきながら、あるいはいろんな情報を企業さんからいただいたり、あるいはいろんな私どものほうで知り得た情報を企業さんにお伝えしたりしながら、継続的に私どもとしては工業団地をなるべく取得していただけるような方向でということで、今、何件かのまだ継続をもって当たっているところがございます。ただ、これが成就するかどうかというのは、やっぱりこれからの私どもの誠意もあることだと思いますし、企業さんの決断も必要になるかと思います。そういったことの決断、少しでも決断の足しになるような情報を提供していきたいなというふうに私ども考えておりますので、ご理解をいただければというふうに思います。

○委員長（前川敏春） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（前川敏春） それでは、7款商工費につきましては、ほかに質疑がないようですので、以上を

もって終了させていただきます。

次に、8 款土木費に入らせていただきます。

8 款土木費の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（高橋政雄） 8 款土木費につきまして説明をいたします。

196 ページをお開きください。

8 款土木費、1 項土木管理費、予算現額 3 億 5,402 万円、支出済額 3 億 2,827 万 6 円となり、不用額 2,574 万 9,994 円の主たるものは、1 月以降に見込みました降雪量が少なかったことによります除雪経費の執行残であります。

1 目道路管理費、本目は、町道の維持管理に要した費用でありまして、町道の管理委託料及び除排雪機械借上料が主なものであります。

13 節委託料のうち、細節 1 の委託料は、幕別地域及び忠類地域の年間の町道管理に要した経費であります。

細節 2 は幕別地域の清掃業務の委託料、細節 6 は札内駅エレベーター保守点検に要した経費であります。

14 節使用料及び賃借料のうち、細節 5 は、除排雪機械 36 台ほか関連機械の借上料であります。

18 節備品購入費、細節 1 は、幕別地域の除雪トラック及び忠類地域の除雪グレーダーの購入費用であります。

次に、2 目地籍調査費、本目は地籍調査事業に要した経費でありまして、事務的経費のほか、13 節委託料の細節 6 につきましては、過年度に調査完了した地区 7.87 平方キロメートルに係る地籍成果の数値情報化及び古舞及び栄の各一部 18.45 平方キロの地区の調査に要した費用であります。

198 ページへ行きまして、13 節委託料、細節 7 は土地移動に伴います地番図の修正費用であります。

次に、2 項道路橋梁費、予算現額 2 億 5,172 万 3,000 円で、支出済額は 2 億 4,981 万 6,581 円であります。

1 目道路橋梁総務費、本目は土木課所管の経常的な管理経費であり、7 節賃金は 106 カ所の樋門管理人の賃金、13 節委託料、細節 5 は幕別・忠類地域の道路台帳に統合する委託料及び台帳修正にかかわる委託料、細節 6 は普通河川台帳の修正に係る委託料であります。

14 節使用料及び賃借料の道路用地借上料は、札内西和線など 6 路線の用地借り上げに要する費用であります。

2 目道路新設改良費、本目は町道の改良、舗装整備に要した経費であり、事務的経費のほか、200 ページへ行きまして、13 節の委託料では町道の用地調査や工事調査、設計など 5 件の委託料であります。

15 節工事請負費では、7 件の道路事業を実施しておりまして、国庫補助事業で実施したものが札内南大交通安全施設整備事業など 6 件、地方特定道路整備事業では、元忠類線地方特定道路整備など 5 件、ほか町単独事業で歩道段差解消工事などを実施しております。

17 節公有財産購入費では、札内鉄道北沿線通などの町道整備に伴う用地買収費が主なものであります。

22 節補償補填及び賠償金につきましては、町道整備に伴う水道管移設の補償費や用地買収に伴う移転補償であります。

3 目道路維持費、本目は町道維持補修に要した費用でありまして、14 節使用料及び賃借料は、日新線など 8 路線の道路側溝土砂揚げに要した機械借り上げの経費であります。

202 ページに行きまして、15 節工事請負費の細節 1、道路舗装補修工事は緑町団地道路舗装補修工事ほか 24 工事、細節 2、乳剤防塵処理工事は札内鉄道 1 号ほか 1 工事、細節 3、道路補修工事は軍岡大豊線道路工事補修工事ほか 43 工事、細節 4 の道路維持工事は区画線工事のほか 23 工事、細節 5、緊急整備工事は途別豊岡線のり面補修工事ほか 4 工事であります。

4 目橋梁維持費、本目は町管理の橋梁維持管理費でありまして、13 節委託料は、細節 5 は十勝中央大橋補修工事委託料は伸縮装置の補修にかかわるもの、細節 6 の橋梁簡易点検委託料は 15 メーター以上の橋梁 78 橋の点検委託業務費用であります。

19 節負担金は、十勝中央大橋の管理負担金であります。

以上が土木費であります。道路事業の 21 年度の実績は、総務費で説明をいたしました 3 種類の交付金事業を含めると、道路改良は 935 メートル、道路舗装につきましては 1,605 メートル、歩道整備につきましては 2,346 メートル、車道オーバーレイにつきましては 4,284 メートルの整備となっております。

次に、3項都市計画費、予算現額6億8,485万9,000円に対しまして、支出済額は6億3,899万5,971円となっております。

なお、繰越明許費として3,981万5,000円を翌年度へ繰り越しております。

1目都市計画総務費、本目は都市計画に係る経費であり、都市計画審議会を5回開催しております。

13節委託料、細節8は、幕別町の都市計画現況図の修正に要した費用、19節負担金補助及び交付金につきましては、帯広圏広域都市計画協議会のほか、各種協議会の負担金などであります。

28節繰出金は公共下水道特別会計への繰出金であります。

204ページへ行きますと、2目都市環境管理費、本目は、公園及びパークゴルフ場などの管理及び施設補修に要した費用であります。

13節委託料のうち、細節5の公園清掃管理委託料は、公園及びパークゴルフ場のほか、フラワーガーデンや果樹の里の管理に要した費用であります。

細節6の河川管理委託料は、さつき通堤防緑地の草刈りに要した経費、細節7は浄化槽保守点検管理委託料は、依田公園浄化槽の管理に要した経費であります。

15節工事請負費のうち、細節1の公園遊具補修工事は、札内北公園のあずまの補修に要した経費、細節2の緊急整備工事は側溝、トイレ等の補修に要した経費であります。

細節3の公園遊具解体工事は、老朽化した忠類公園の鉄製遊具解体に要した経費であります。

206ページへ行きますと、16節原材料費は、パークゴルフ場の肥料、花の苗、芝生の購入などに要した費用であります。

18節備品購入費のうち、細節2のパークゴルフ場スタート台は、チャンピオンコースのスタート台18台とカップなど18組の購入に要した費用であります。

次に、3目街路事業費、本目は街路事業に要した経費であり、事務的経費のほか、13節委託料につきましては、都市計画道路の費用便益再評価に要した費用であります。

15節工事請負費は、主に北栄大通の国道から南3線までの部分及び札内西大通の国道への直角交差変更の整備に要した費用が主なものであります。

17節公有財産購入費につきましては、北栄西通3件の用地買収に要した費用、22節補償補填及び賠償金につきましては、北栄西通6件の物件補償に要した費用であります。

次に、4目公園建設費、本目は公園建設事業に要した費用であり、事務的経費のほか、13節委託料は札内北公園ほか57カ所の都市公園の遊具などの点検及び長寿命化計画策定に要した費用であります。

208ページへ行きますと、15節工事請負費は、札内西緑化重点地区の札内西近隣公園の遊具などの施設整備に要した費用であります。

なお、札内西緑化重点地区の5カ所の公園整備の整備は、平成21年度をもって完了したところであります。

次に、4項住宅費、予算現額4,408万7,000円に対しまして、支出済額4,236万8,321円であります。

1目住宅総務費、本目は、住宅関係事務の臨時職員と住宅料の徴収に係る嘱託職員の賃金及び事務的経費に要したものが主なものであります。

2目住宅管理費、本目は、町営住宅862戸、道営住宅304戸、合わせまして1,166戸の維持管理及び修繕などに要した経費であります。

1節報酬につきましては公営住宅委員会の2回の開催に係る報酬、7節賃金は町営住宅18名、道営住宅12名の管理人賃金であります。

11節需用費の細節40は、公営住宅の修繕に要した費用で、修繕件数は町営が401件、道営が65件であります。

13節委託料の細節5は、道営若草団地、道営とかち野団地及び道営あかしや南団地の8自治会に対する駐車場管理の委託料であります。

細節7は、全面的改良工事が完了しました道営あかしや南団地1、2号棟のエレベーター保守点検、細節8は平成22年度より進めています町営桂町東団地4棟16戸と町営忠類白銀町団地4棟16戸、計8棟32戸の全面的改善工事の実施設計委託料であります。

210ページへ行きますと、15節工事請負費の細節1は、公営住宅の営繕工事に要した費用であります。

22節補償補填及び賠償金の細節2は、町営住宅の全面的改善事業に伴う入居者の移転に要した費用であります。

以上、8款土木費の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（前川敏春） ただいま説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

藤原委員。

○4番（藤原 孟） 2点についてお伺いいたします。

1点目は、203 ページ、2 項道路橋梁費の 4 目橋梁維持費、13 節委託、十勝中央大橋補修工事委託料、これは伸縮継手の取りかえだということですが、この工事費を委託料として払っているという、その理由ですね、原因といいますか、それがまず 1 点目にお聞きします。

2 点目は、多分過去にもこの橋は、巨額なお金をかけて補修しているのではないかと考えております。その過去におけます修理の履歴といいますか、工事、金額等わかりましたらお知らせ願います。

3 点目は、この伸縮継手ですとか、そういうものが故障するとか、修繕するということは、当然この橋自体が北海道の広域農道でつくっていますから、多分農道設計の仕様でないかということとなれば、今、現況で言いますと、本別・足寄方向へ向かう交通量というのは、多分設計時より数倍の量が通っているのではないかとということです。もし交通量の調査を含めてやられているのであれば、そのデータ、また当然ピーク時にはかなりの台数が通っているとすれば、この橋自体がやはり衝撃荷重に耐えられない橋ではないか、そのような気がいたしますので、まずは交通量の調査のデータがありましたら、お知らせ願います。以上。

それと二つ目は、205 ページ、3 項都市計画費、2 目都市環境管理費、同じく 13 節委託費で、公園清掃管理委託費の中にパークゴルフ場の維持管理費が入っていると聞いております。これは特に幕別のパークゴルフの発祥のコースである「つつじ」と「サーモン」コースに対する管理の状況が非常に悪いと考えております。多くのお客様がいろいろな苦情等も寄せられていると考えておりますので、この 2 カ所のコースに対する維持管理の姿勢、その辺がわかりましたら、お知らせ願いたいと思います。

以上です。

○委員長（前川敏春） 土木課長。

○土木課長（角田和彦） まず、中央大橋の委託料の理由からご説明申し上げます。

十勝中央大橋につきましては、音更町と幕別町にまたがってかかっているということで、音更町に維持管理をしていただいて、それにかかわるお金は幕別町が負担するというようなことでやらせていただいておりますので、工事の伸縮装置の工事費用につきましては、委託料として予算に計上させていただきまして、音更町に支払うというような形をとらせていただいております。

工事履歴につきましては、今ちょっと手元に資料がございませんので、申しわけございませんが、お答えできません。

それから、橋につきましては、確かに広域農道にかかる橋ということで、農道の橋ということで設計はされているはずです。それで、交通量が多分多いだろうということで、私もきっとそれは多いのだろうなというふうには思いますけれども、交通量調査についてはやっておりますので、今年度、一応やる予定をしておりますので、台数については、ことしの秋、交通量調査をやればわかるかなというふうを考えております。

それで、耐えられるか耐えられないかという話ですけれども、今まで橋の点検をしながら悪いところを補修してきているという形をとっておりますけれども、橋の長寿命化計画という部分ができましたので、そちらのほうで点検をして修繕計画を立てて、補助事業の中で修理をしてほしいという要望を音更町に伝えまして、音更町でもその意向を酌んでいただきまして、長寿命化計画の中で現在調査をして、その修繕計画に基づいて今後については補修をしていこうということで話し合いが続いております。

続いて、パークゴルフ場の維持管理、サーモンコース及びつつじコースの管理が悪いという部分でございすけれども、多分これはことしの話だと思うのですけれども、たまたまここ、公園の維持管理もそうなのですから、パークゴルフ場の維持管理につきましては、平成 20 年度に 5 年契約、長期契約で維持管理を発注しているところであります。

ここのパークゴルフ場につきましては、森林組合が受託をしております、どこのパークゴルフ場も皆ことしが 3 年目になっておりまして、そういう意味では非常に作業等もなれてきて、ある程度全体的な話をすれば、それなりにできてきているのかなというふうと考えているところなのですけれども、たまたまこのサーモンコース、森林組合で請け負っている部分なのですけれども、昨年まで 10 年来草刈り機を運転していた作業員の方がやめられたという部分、それから去年まで使っていたリール式の草刈り機が故障して、今現在リール式の草刈り機がないというような状況で、ことしについては確かに満足のいくような状態でなかった部分がありました。

それを受けまして、私どものほうもいろいろ指導してまいりまして、森林組合のほうもわかってくださりまして、新しい機械、中古なのか新品になるかは別にしまして、そのリール式の機械も現在購入する段取りをとっていただいております。ただ外国から来るということで、ちょっと時間がかかっているようなのですけれども、多分今月中には間違いなく来ますという報告を受けておりますので、そういう形の中で草刈りの部分についても、ある程度また昨年来同様の状態に戻せるのではないかなというふうに考えております。

あと、作業ミス、特にことは暑かったせいもありますので、多少刈り過ぎた部分については枯れてきている部分の状況もありました。そういう部分につきましては、張り芝等をするように指導をしております。現在、張り芝して、水で散水養生している状況であります。

以上です。

○委員長（前川敏春） 藤原委員。

○4番（藤原 孟） 委託で音更町と分けているということは、ここに示されているお金の倍、補修費がかかっているということですよ。そうすると、継手だけで約1,000万円近いというか、これでいきますと900万円近いものがかかっているということなのだと思いますけれども、特に今現在あの橋を通てみますと、中央部は何年か前に舗装が補修されたと思っております。ところが、されていない部分は、もう既にいわゆる両端にせり上がり現象が起きております。

多分、このままでいくと二、三年後にはまた大きなお金がかかるのではないかという現状を思いますと、どうしてもこれはやはり北海道、もともとの事業者である北海道と橋の諸元がおかしいのではないかとこのところから進めないと、幕別町と音更町だけでほとんどこれから長大橋の維持管理するということは莫大なお金がかかっていくのではないかと私は思いますので、ぜひ北海道と補助事業でやるのか何でやるか知らないけれども、原因追及もはっきりして進めていかなければ、あの橋はかなり、交通量の規制をするといっても無理なのでしょうけれども、設計上で言うと、過大な交通量が走っているのではないかと思っております。

そういうことで、次のパークゴルフにつきましては、草刈りとかそういう点は別にしましても、Aの1番、あの山側のヘドロ状態、あの状態のところでも何人も転んで泥だらけになって帰っているお客さんがいっぱいいます。それから、Bの8番、Bの9番の山側のいわゆるキャッチ排水、あれも全くできていないので、いわゆるちょっと雨が降ればコースに水が流れていって、池状、沼状になってという状態、そういうことが何年も、私、特にBの8、9番は何年も見ております。ことしだけの原因ではないと思います。特に町長、何度もいろんな場所でパークゴルフに対する思いというのは語っております。ぜひ町長に恥かせないように、しっかりいいコースをつくらなければ、発祥のコース、きょうも札幌から4組のお客さんが来ています。こういう状態を今の状態でパークゴルフをやらすというのは恥ずかしいですよ。ぜひ今月中にでも、そんな大きなお金がキャッチ排水にかかるとは思えません。ぜひ着工して整備して、汚名挽回をしてほしいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（前川敏春） 答弁はよろしいですか。

（関連の声あり）

関連が中橋委員のほうからありますので。

○1番（中橋友子） 汚名挽回のお話は私もずっと聞いておりました。それで、パークゴルフの管理にかかわって、ちょっと基本的なことでお伺いしたのですけれども、今、つつじ・サーモンコースの状況がひどい。特にグリーンのところひどいということで、実は今、芝を張りかえて課長のお答えのような状況になっています。

それで、私はやっぱりここまでどうして至ってしまったのかというふうに考えるのです。結局、特別暑かったということもありますが、平成20年に5カ年契約で発注した、請け負った森林組合の方にはやはり責任を持ってその管理していただく、そういう義務がありますよね。そういう点で、人がやめられた、あるいは機械を更新しなければならなかったという理由ももちろんあったのでしょうけれども、そういう理由を持ちながらも、その委託された内容について、誠心誠意を持ってきちっと成し遂げることが課せられていたはずなのですが、実はそうならなかったという点が一つですね。

もう一つは、今9月なのですけれども、そういう状態になっているのですが、実はグリーンがひどい状態だよということは6月から利用者から指摘されていたというふうに聞いているのです。

そうしますと、当然そういうことは町の発注する側のほうにも届いていると思うのですが、そこでその発注した側の指導のあり方ですよ。初期で対応されたのかどうか。初期にきちっと指導をされて、今のような管理のやり方はだめだということをきちっと指摘され、変えていれば、あのような芝生が全

くなくなってしまうような状況には至らなかったのではないかと思いますのですね。業務委託のあり方にもつながるのですが、一度発注したら、例えば工事などは途中途中でちゃんと検定、検査をして、そして指導しながら最後までいきますよね。業務委託の場合は、どんな指導をされているのでしょうか。

○委員長（前川敏春） 土木課長。

○土木課長（角田和彦） まず、6月からグリーンの状態がひどかったというご指摘でございますけれども、ちょうど国際パークゴルフ大会があったころでしょうか。あのころから、確かに協会の方からご指摘がありました。ただ、そのときには、グリーンがはげているですとか、枯れているとかという苦情ではなくて、刈った草が山になっていて、フェアウエーの邪魔になるですとか、まずそういった話から私どものほうにお話がありました。それについては、どうしても回転式の草刈り機ですと細かく草が刈れないということで、そういった部分を、ではどうするのかという話をまず指導してきておりまして、それについては草を、本来は細かく刈れば芝生の中に全部入ってしまっただけの状態になるのですけれども、その短くできないことによってたまってしまうものですから、その辺については人を入れて草を集めて、集草するような形で処理をしてきておりました。そのあたりから、毎週ではないのですけれども、2週間に1度ぐらいは確認に行って、悪い部分については指導するようにしてきております。

あと、ほかのパークゴルフ場につきましては、毎週毎週職員が行って、草刈りの後、全コース確認するというのは大変なものですから、月に1回、大体月に4回草刈りは行われますけれども、そのうちの1回について現場に行って確認をして、悪いところについては指導して直させるという、そういうような形で管理をしてきております。

○委員長（前川敏春） この際、お諮りをいたします。

本日の委員会は、9款消防費の審査が終了するまで行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（前川敏春） 異議がないようでありますので、本日の委員会は、9款消防費の審査が終了するまで行います。

中橋委員。

○1番（中橋友子） 月に1回行って指導されたということでありますから、もっともっと何らかのコミュニケーションがきちっとされていればよかったのかなというふうに思います。といいますのは、利用者から、協会の方なのですけれども、のお話では、グリーンのところは、今、課長言われたような状況で枯れた草が落ちているというようなこともあったと。それから、もう一つは、トラ刈り的なところもあったというようなことで、何度か町にもお話をしたと。その都度、多分管理組合に連絡が行ったのだと思うのですけれども、だんだんだんだん短くなって行って、スチール製の草刈り機でどんどん刈っていったら、スチール製の草刈り機で根をたたかないと刈れないんですよね。テングスっていうんですか、ひも。スチールではない、ごめんなさい、テングスのひもね。どんどん根がたたかれちゃったと。そうすると、残っているグリーンというものはもうないのですね。それがどんどんいっちゃったという、だからその期間は1日や2日ではなかったのだと思うのですね。

ですから、確かに機械の更新の問題もあるけれども、もっと適切な道具を選んでいただくことだとか、初歩的なことなのですけれども、そういうようなことも、例えば人がかわっているのであれば、委託、発注した町側としては、もっとお話をきちっと指導する必要があるのではないかというふうに思うのです。それで、どうしてここまで至ってしまったのかというふうに伺ったのですけれども、現実にはそういうお話がありまして、ですから多分あれ全部補修していくというのにもかなりの費用がかかってくるのではないかと思います。そういうのは、結果としてはどちらの費用負担になっていくのかということも伺っておきたいのですけれども、そういうふうに発注をした場合には、管理が正しくない状況をキャッチできたら、きちっとその時点で改めさせる指導といいますか、そこが大事だったのではないかと思いますというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（前川敏春） 建設部長。

○建設部長（高橋政雄） パークゴルフ場の管理の問題、今言われるつつじ・サーモンが特にというお話は、これ協会のほうからもいただいております、6月からいろいろ業者さんとも打ち合わせをしながら、うちの土木のほうでも指導しながらやってきたと。原因につきましては、課長先ほど言いましたように、人の問題がかわったこと、機械が壊れたこと、あるいは猛暑による病気も発生してきたということが重なって、このような状態になったということでもあります。

その都度、指導をしていかなければならなかった立場というのは当然町のほうにもございますし、指導はしているのですけれども、的確な指導だったかというところもあります。確かにその辺もありますので、今後そういうことがないように指導もしていかなければいけない。特にことしにつきましては、先ほど課長も言いましたけれども、委託業務におけるうちの検査自体そのものも全コース回って、私も全箇所回って検査をしてまいりましたけれども、特にひどかったというところが先ほど来言われておりますつつじ・サーモンが特にあったということがありまして、原因もそこはつかんでおりますので、今後そういうことがないように、これ中期契約でございますから、機械も当然壊れる時期が来ますけれども、そのときの対応をどうするかという対応も受けている業者とも協議をしながら、手落ちのないような維持管理に努めてもらうように今後とも指導をしていかなければならないなというふうに考えております。

それと、先ほど費用の問題ですけれども、たまたまこの部分につきましては、枯葉液によって根までいったものについては、修復しないものについては、張り芝を請負業者のほうに修復をさせる。あるいは、そうではなくてまだ芽の出る可能性があるものにつきましては、囲いをしまして、埋め土を打って修復をするということで現場の指示をしております、町のほうからその修復をする費用というものは特段考えてはおりません。

○委員長（前川敏春） 関連ですか。

暫時休憩をとります。

（17：09 休憩）

（17：10 再開）

○委員長（前川敏春） それでは、休憩を解き、会議を開きます。

今、藤原委員から関連ありましたのですけれども、最初の質問、そして関連、中橋委員がされました。また関連で差し戻すということはいかなるものかと思っておりますので、ご了承いただきたいと思っております。

それでは、中野委員。

○11 番（中野敏勝） 204 ページの都市環境管理費、15 節工事請負費の細節 1 と 3 の部分についてお尋ねいたします。

以前、私、一般質問でも取り上げた経緯があるのですけれども、公園に高齢者向けの当時は遊具というふうに言いましたけれども、施設というか、そういうものが最近必要ではないかというふうに感じて質問した経緯があるのですけれども、このときの答弁として、北栄公園ができるので、その部分に考えていきたいと、さらにまた遊具の更新時に利用状況を見極めながら考えていきたいというような答弁をしているのですけれども、これについて、どのように進んでいるかお伺いいたします。

○委員長（前川敏春） 土木課長。

○土木課長（角田和彦） ご指摘のありました、今ご質問のありました老人関係が遊べるような健康遊具的なものだと思いますけれども、これにつきましては、この節ではなくて、公園建設費のほうの工事請負費のほうで整備が進められるというような形になっております。

それで、今ご質問のありました公園遊具補修工事並びに公園遊具解体工事につきましては、3 節の公園遊具解体工事につきましては、忠類の古くなった鉄製遊具を解体したという部分と、それから 1 節の公園遊具補修工事につきましては、長寿命化計画を立てた中で補修までの期間がありますので、その部分の間もたせるような形で修繕できるものについては、補修して使っていくというような形で行っております。

なお、私が答えていいものなのかどうか分かりませんが、街区公園の更新事業、それも長寿命化計画の中で随時行っておりますけれども、その中で老人の健康遊具についても設置していております。

○委員長（前川敏春） 中野委員。

○11 番（中野敏勝） 大変、大きな公園とかそういうところには必要ないと思うのですけれども、最近特にスポーツセンターとか、あるいは歩いている人、犬を連れて歩いている、あるいは散歩で歩いているとか、自分で歩いている人はいいのですけれども、特にそういう遠くに歩けない人たちが、どうしても外へ出られないというようなことで引きこもりがちになる高齢者が非常に多いわけです。そういう人がちょっとそばに公園があって、子供たちが遊べる公園はあるのだけれども、そういうふうに出て行って、歩きたいというような方も結構いるわけですね。

また、この町には公園がすごくあるのです。いろいろなところに公園があるのですけれども、最近では子供たちが非常に少ない関係で、遊んでいない遊具というのがかなりあると思うのですよ。子供たちは遊んでいても、大きな公園でたくさんの子供たちが遊んでいるのがよく見受けられますけれども、小さいところでは、ブランコ一つあったって利用していないというか、そういうところがたくさんあるのですけれども、こういう点検はどのようにされているのでしょうか。

○委員長（前川敏春） 都市計画課長。

○都市計画課長（田井啓一） 公園整備につきましては、21年度に公園の施設の長寿命化計画ということで、主に遊具を中心として街区公園、現況の遊具の安全度、健全度などを調査し、それに基づきまして、年次計画をもって街区公園なり、あるいはそれ以外の公園も含めまして、遊具の更新を21年度から事業を始めております。そうした中で、小さな公園、街区公園につきましては、遊具の更新ということで進めておりますけれども、地域、公区と相談をしまして、その遊具の更新内容につきましてもご説明をし、その中におきまして、高齢者を対象とした健康ベンチだとか、あるいは健康遊具的なものも1基なりということで整備をさせていただいております。

また、先ほどちょっとご質問にありました北栄の公園の関係でございますが、札内西公園、これ近隣公園でございますが、ここに高齢者向けといたしまして複合健康遊具、リズムボード、バランスビーム、3基の高齢者向けの遊具を設置したところでございます。

以上でございます。

○委員長（前川敏春） 中野委員。

○11番（中野敏勝） 先ほども言いましたけれども、西公園にはそういうふういろいろな直接行って見ておりませんけれども、できたようすけれども、以前、背伸ばしするためのベンチというか、こういうものもつくってあったところはあるのですけれども、そういうものだけではなくて、手すりのついたもので歩行ができるようなコースとか、そういうのが身近なところがあれば本当に助かるという高齢者もいるわけです。車いすでちょこっと出て行っても、そこでちょっと歩いてみようかというような考えを持った人もいうようなことで、今後このようなこともよく研究をして、さらに進めていただきたいなというふうに思います。

以上でございます。

○委員長（前川敏春） 谷口委員。

○2番（谷口和弥） 197ページ、1目道路管理費の14節使用料及び賃借料、細節5、除排雪にかかわるところで質問させていただきたいというふうに思います。

先ほどご説明の中で、昨年は降雪量が少なかったから不用額がたくさん出たということのご説明は受けたところであります。その年によって降雪量が違うというのはあることだというふうに思います。

それで、市街地の方からの話ということでありますけれども、雪が降ったときに家の前きれいにして、そして除雪を終えていたのだけれども、除雪車が通ってたくさん雪を残していくのだということの苦情がやはり数多く寄せられているところでございます。

それと、歩道のあるところ、除雪に対してタイムラグがあるということについても言われるところがあります。なかなか常時発生することではない、そのようなことにもなるのだと思うので、幕別町としては大変な作業ではないかなと思うのですけれども、今の町民の声にこたえるにはどのような手だてが必要だということをご説明いただきたいというふうに思うのです。

私のメモでは、去年は48台借り上げているということになっているのですけれども、ことしは36台という今ご説明もありました。そんなこともあるのだと思うのですけれども、ご答弁をいただきたいなというふうに思います。

○委員長（前川敏春） 土木課長。

○土木課長（角田和彦） まず、借り上げの台数ですけれども、純然たる借り上げが多分36台ということだと思ひまして、そのほかに委託業者から借り上げている部分もありますので、車道の除雪でトータルでいきますと、少々お待ちください。済みません。43台の借り上げ車両で行っております。

除雪の雪がご自宅の前、除雪をされた後に置いていかれるということでもありますけれども、除雪の出動自体が10センチ以上降りますと、出動時期を検討いたしまして、ある程度雪のやむ時間帯を見計らいまして、降り続く場合についてはどうしようもないのですけれども、何とか1回で終わらせたいという思いもあるものですから、10センチになったらすぐ出動するというのではなくて、ある程度降りやむ時間帯も見計らいながら、なおかつ夜間であれば出勤時間に間に合うようにだとか、いろいろな要素を考えながら出動させております。そのようなことから、どうしてもある程度積もって、皆さんが玄関口

を除雪された後、今度、除雪車が行くというようなことになろうかと思います。この部分については、かき分け除雪をやっておりますので、どうしてもどうしようもない部分ということでありますので、その辺については皆様にご理解をいただきたいというふうに考えているところであります。

あと、歩道の除雪でありますけれども、歩道も本当に狭い団地内の歩道からある程度2メートル50以上ある本当の、うそも本当もないのですけれども、正式な歩道という部分もありまして、歩道の除雪につきましては、通学道路、幹線道路の歩道については歩道の除雪も行っているところでありますけれども、団地内の狭い歩道については、あれは堆雪スペースということで考えておりますので、除雪はしておりません。その辺もちょっとご理解いただきたいと思います。

○委員長（前川敏春） 谷口委員。

○2番（谷口和弥） 多分、かなり厳しいことを申し上げているのだらうなというふうに思いながら質問をさせていただいたところでありました。実際、でもそういった町民の声があるということはしっかり了解していただいて、そして雪の多い地方の例でありますけれども、まずは幕別町の場合は見えますと、道路1回行って、もう一回帰ってくる、両側にこう寄せる、そういう除雪のやり方なのだというふうに見て思っております。

旭川の例でございますけれども、大きい車がかき分けた後に、小さいのがくっついていって、それをうまく小回りをきかせながら家の前の雪を支障のない場所に運んでいく、そんなような除雪の仕方を行っていたりもします。そんなようなほかの自治体の例などもぜひ調べていただいて、もし解決するものであれば、一刻も早く解決させていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○委員長（前川敏春） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（前川敏春） 8款土木費につきましては、ほかに質疑にないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に9款消防費に入らせていただきます。

説明を求める前にお諮りをいたします。

質問の内容いかんにより一部事務組合の説明を求める必要がある場合は、一たん休憩し、休憩中に行うこととしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（前川敏春） 異議なしと認めます。

それでは、そのようにいたします。

9款消防費の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（増子一馬） 9款消防費につきましてご説明申し上げます。

212ページをごらんください。

9款消防費、1項消防費、予算現額5億5,642万3,000円に対しまして、支出済額5億5,565万9,000円であります。

1目の常備消防費は、東十勝消防事務組合分担金で、消防議会及び消防本部職員人件費等の共通経費並びに幕別消防署職員の人件費、交際費等にかかわる費用であります。

2目非常備消防費は、非常備消防団員の報酬や消防団の運営交付金等、通常団費と言われる経費の分団金であります。

3目水防費は、災害に対応するべく計上した経費であります。本年度決算においては支出はありません。

以上で、消防費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（前川敏春） ただいま説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（前川敏春） 9款消防費につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

この際、お諮りいたします。

本日の委員会はこの程度にとどめ、散会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（前川敏春） 異議なしと認めます。

したがって、本日の委員会はこれをもって散会することに決定いたしました。

本日はこれで散会をいたします。

なお、明日の委員会は午前 10 時から開会いたします。

17：25 散会

平成21年度

各会計決算審査特別委員会会議録

1 日 時 平成22年 9 月 16 日 開会 10時00分 閉会 17時13分

2 場 所 幕別町役場 5 階議場

3 出 席 者

① 委 員（16名）

1 中橋友子	2 谷口和弥	3 斉藤喜志雄	4 藤原 孟	5 堀川貴庸
6 前川雅志	7 野原恵子	8 増田武夫	9 牧野茂敏	10 前川敏春
11 中野敏勝	12 乾 邦廣	13 芳滝 仁	16 大野和政	17 杉坂達男
19 千葉幹雄				

② 委員長 前川敏春

③ 説明員

町 長 岡田和夫	副 町 長 高橋平明
議 長 古川 稔	教 育 長 金子 隆
代表監査委員 柏本和成	監 査 委 員 助川順一
会計管理者 新屋敷清志	総 務 部 長 増子一馬
経 済 部 長 飯田晴義	民 生 部 長 菅 好弘
企 画 室 長 堂前芳昭	建 設 部 長 高橋政雄
忠類総合支所長 古川耕一	札 内 支 所 長 久保雅昭
教 育 部 長 佐藤昌親	消 防 長 熊谷直則
総 務 課 長 田村修一	地 域 振 興 課 長 佐藤和良
糠内出張所長 湯佐茂雄	企 画 室 参 事 伊藤博明
町 民 課 長 川瀬俊彦	保 健 課 長 境谷美智子
施 設 課 長 澤部紀博	税 務 課 長 姉崎二三男
水 道 課 長 田中光夫	住 民 課 長 吉田隆一
会 計 課 長 森 広幸	学 校 教 育 課 長 羽磨知成
保 健 福 祉 課 長 原田雅則	図 書 館 長 長谷 繁
経 済 建 設 課 長 細澤正典	学校給食センター所長 稲田和博
生涯学習課長 中川輝彦	

ほか、関係主幹、係長及び係

④ 職務のため出席した議会事務局職員

局長 米川伸宜 課長 仲上雄治 係長 金田恭之

4 審査事件 平成21年度幕別町一般会計ほか10会計決算認定

5 審査結果 一般会計質疑

6 審査内容 別紙のとおり

決算審査特別委員長 前川 敏春

議事の経過

(平成 22 年 9 月 16 日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣言]

○委員長（前川敏春） おはようございます。

それでは、昨日に引き続き、決算審査特別委員会を開会いたします。

まず、昨日同様に、議場内の温度が高くなってくると思います。暑い方は上着を脱いでいただいても結構です。

それでは次に、10 款教育費に入らせていただきます。

10 款教育費の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（佐藤昌親） それでは、10 款教育費についてご説明を申し上げます。

214 ページをごらんください。

10 款教育費、1 項教育総務費、予算現額 3 億 8,060 万 1,000 円に対しまして、支出済額 3 億 7,761 万 2,971 円であります。

1 目教育委員会費は、教育委員 4 名の報酬及び費用弁償並びに交際費、会議等の負担金であります。平成 21 年度は、13 回の教育委員会会議を開催したほか、研修会や各種会議への参加、学校訪問などを実施しております。

2 目事務局費であります。

4 節共済費のうち、細節 14、社会保険料は、臨時職員、嘱託職員等の 40 名分に係る経費であります。

7 節賃金、細節 4、学校教育推進員賃金は、学校における教育課程や学習指導など、学校教育の専門的事項に対する指導・助言などのために配置した 1 名分の賃金であります。

216 ページになります。

19 節負担金補助及び交付金のうち、細節 6 の奨学資金交付金は、申請者 66 名に対し、認定者は 56 名で、支給月額 4,000 円となっております。

細節 7 の教育振興会交付金は、幕別町の学校教育振興のために町内の小中学校で組織しております教育振興会に対して交付したものであります。

細節 11 は、駒畠小学校の閉校記念事業に対する補助金であります。

3 目教育財産費は、小中学校 15 校と若葉幼稚園並びに教員住宅 136 戸の維持管理に要した経費であります。

11 節需要費のうち、細節 40 の修繕料では、学校施設の修繕が約 9 割を占めている状況にあります。

218 ページになります。

13 節委託料のうち、細節 10 の小・中学校耐震化実施設計委託料は、札内南小屋体分と忠類中学校屋体分の経費であります。

15 節工事請負費のうち、細節 1 の学校教員住宅補修工事は、全体の 7 割が学校施設の工事となっており、細節 2 の小・中学校等整備工事は、明倫小学校体育館屋根塗装工事で旧駒畠中学校の教員住宅解体工事等に要した経費であります。

4 目スクールバス管理費は、スクールバス 12 路線の民間委託運行に要した経費であります。

12 路線のうち 8 路線は、町所有のバスを貸与しての運行委託であります。

220 ページになります。

5 目国際化教育推進事業費は、国際交流員 2 名の賃金と共済費等に要した経費であります。

幕別と忠類に在籍する 2 名の国際交流員は、火曜日から金曜日までの週 4 日間、分担して町内 5 校の中学校を訪問し、英語担当教諭とのティーム・ティーチングにより英語指導を行うほか、月曜日には幼稚園や保育所、小学校への訪問も実施しております。

6 目学校給食センター管理費であります。

給食センターの稼働日数は、幕別学校給食センターが年間 208 日で 1 日平均 2,575 食、忠類学校給食センターは年間 209 日で 1 日平均 241 食となっております。

また、平成 21 年度からは、幕別学校給食センターから十勝竜谷学園幕別幼稚園に対し、月曜日と金曜日に限り給食の提供を始め、その食数は 1 日平均 169 食となっております。

222 ページになります。

13 節委託料は、細節 7 の給食配送委託料のほか、各種設備類の保守点検などが主なものであります。
18 節備品購入費は、忠類学校給食センターで食器洗浄機など機器の更新に要した経費、幕別学校給食センターで十勝竜谷学園幕別幼稚園に給食を提供したことによります食缶の購入であります。

224 ページをごらんください。

2 項小学校費、予算現額 1 億 8,487 万 8,000 円に対しまして、支出済額 1 億 7,801 万 9,945 円であります。

1 目学校管理費であります。

7 節賃金の細節 2 は、学校事務補助職員 4 名の賃金であります。

細節 6 は、発達障害や学習障害のある児童に対し、個に応じた教育を行うための小学校 4 校の特別支援教育支援員 8 名の賃金であり、特別支援学級に在籍する児童のほか、普通学級に在籍する学習障害などの児童に対しても適切な教育的支援を行っております。

13 節委託料の細節 1、学校管理委託料は、学校内外の清掃、管理等の業務を行うため、小規模校を除く 6 校の小学校に用務員等を配置しているものであります。

226 ページになります。

上段の 19 節負担金補助及び交付金のうち、細節 5 の学校管理交付金は、各学校の環境整備等に対して、同じく細節 6 の学校運営費交付金は、学校行事や特別活動などのほか、平成 20 年度から始まった生きる力を育む教育活動支援事業に対して交付しております。

2 目教育振興費であります。

18 節備品購入費のうち、細節 2 の教育用コンピューターは、市町村備荒資金組合の譲渡事業を活用して購入したコンピューター 125 台分の償還金などであります。

細節 5、理科教育教材は、新学習指導要領で授業時数がふえる理科の観察、実験に必要な教材備品を整備したものであります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 4 は、小学校 9 校のスケートリンク整備に要する交付金であります。

20 節扶助費のうち、細節 1 から 5 までは、就学援助に要した経費であります。

申請者 413 名に対し、認定者 339 名、総児童数に対する認定率は 19.8%で、前年度の 20.2%に比べまして 0.4 ポイント減少しております。

次に、3 項中学校費、予算現額 3 億 2,386 万 4,000 円に対しまして、支出済額 3 億 1,861 万 9,130 円であります。

1 目学校管理費は、中学校 5 校の管理運営に要した経費であります。

7 節賃金は、学校事務補助職員 2 名と幕別中学校及び札内東中学校で相談を受ける心の教室相談員 1 名ほか、発達障害や学習障害のある生徒などに対し、個に応じた教育を行うための特別支援教育支援員 2 名分の賃金であります。

228 ページになります。

13 節委託料のうち、細節 1 の学校管理委託料は、小学校同様に学校の清掃、管理等を行うべく、中学校 5 校に用務員等を配置しているものであります。

2 目教育支援振興費であります。

8 節報償費、細節 3 は、全道・全国文化スポーツ大会参加奨励金であり、個人 477 名と 73 団体分であります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 4 は、中学校 2 校のスケートリンク整備に対する交付金であります。

230 ページになります。

20 節扶助費、細節 1 から細節 5 までは、就学援助に要した経費であります。

申請者 209 名に対し、認定者 173 名、総生徒数に対する認定率は 19.7%で、前年度の 21.2%に比較いたしまして 1.5 ポイント減少しております。

なお、小中学校合わせての認定率は 19.8%で、前年度の 20.5%に比較して 0.7 ポイントの減少となっております。

3 目札内中学校大規模改造事業費は、平成 20 年度に校舎の耐震補強工事と校舎南側特別教室等などの改修工事を行いました。平成 21 年度は断熱工事、プラストサッシ、トイレ洋式化等の工事を行ったものであります。

4 項幼稚園費、予算現額 2,843 万 3,000 円に対しまして、支出済額 2,813 万 4,103 円であります。

1 目幼稚園管理費のうち、7 節の賃金は、個別の支援が必要な園児に対するために雇用いたしました臨時職員 2 名及び代替職員 2 名、事務職員 1 名のほか、嘱託職員である園長の賃金であります。

なお、平成 21 年 5 月時点の園児数は 48 名で、平成 20 年度と比べ、3 名の減となっております。

232 ページになります。

2 目教育振興費であります。

19 節負担金補助及び交付金の細節 3、私立幼稚園入園料保育料補助金は、20 節扶助費にあります就園奨励費扶助の対象とならなかった保護者に対して、保険料月額 4,000 円を 24 名に補助するとともに、所得に関係なく今年度幼稚園に入園した園児の保護者に対し、入園料 7,000 円を 78 名に補助したものであり、対象の実人員は 96 名となっております。

20 節扶助費は、公立及び私立幼稚園に就園する園児を持つ保護者に対し、所得階層に応じて入園料及び保育料の一部を扶助するもので、対象者は 189 名となっております。

5 項社会教育費、予算現額 2 億 7,473 万 3,000 円に対しまして、支出済額 2 億 6,504 万 4,645 円であります。

1 目社会教育総務費は、社会教育委員 15 名の報酬及び生涯学習アドバイザー 2 名の人件費のほか、各種団体に対する負担金、補助金などに要した経費であります。

9 節旅費のうち、細節 3、特別旅費は、小学校国内研修、宮崎県日向市と埼玉県の上尾市であります。この引率者 6 名と中学生、高校生の海外研修の引率者 3 名分の経費であります。

234 ページになります。

上段 19 節負担金補助及び交付金のうち、細節 7 は、オーストラリアを訪問した中学生 11 名、高校生 2 名の参加補助金であります。

2 目公民館費は、糠内と駒島の公民館及び相川と中里の学びやの管理運営、さらには関係団体への支援などに要した経費であります。

8 節報償費は、しらかば大学の各種講座と講演会に係る講師謝礼であります。

19 節負担金補助及び交付金のうち、細節 4 は、13 校分の家庭教育学級の運営に対する補助金であります。

236 ページになります。

3 目保健体育費は、体育指導員 12 名の報酬や管理人の賃金、全道・全国大会への参加奨励金、体育団体に対する補助金のほか、社会体育施設の管理運営に要した経費であります。

8 節報償費のうち、細節 3、全道・全国大会参加奨励金は、49 件、203 名に交付いたしております。

238 ページになります。

19 節負担金補助及び交付金のうち、細節 8、バンクーバーオリンピック出場選手壮行会実行委員会補助金は、高木美帆選手の壮行会実行委員会に対し補助したものであります。

壮行会には、約 800 人の方が出席し、応援いただいたところであります。

4 目青少年育成費は、青少年問題協議会委員の報酬のほか、青少年相談員の謝礼、児童生徒健全育成団体への活動費補助などに要した経費であります。

5 目町民会館費は、町民会館と札内福祉センターの管理運営に要した経費であります。

平成 21 年度の利用者は、町民会館が 1 万 6,351 人、札内福祉センターが 2 万 9,963 人となっております。

240 ページになります。

6 目郷土館費は、文化財審議委員の 5 名の報酬とふるさと館及び蝦夷文化考古館の管理運営に要した経費であります。

7 節賃金のうち、細節 4、嘱託職員賃金は、生涯学習アドバイザーの賃金であります。

242 ページになります。

7 目ナウマン象記念館管理費であります。

7 節賃金は、臨時職員 4 名への賃金であります。

記念館の平成 21 年度の利用者数は 1 万 1,432 人であります。

244 ページになります。

8 目スポーツセンター管理費であります。

本目は、農業者トレーニングセンター、札内スポーツセンター、忠類体育館の管理運営に要した経費であります。

平成 21 年度の利用者は、農業者トレーニングセンターが武道館を含みまして 3 万 3,931 人、同じく札内スポーツセンターが 10 万 1,673 人、忠類体育館が 9,254 人であります。

246 ページになります。

9 目図書館管理費であります。

7 節賃金は、臨時司書 6 名と移動図書館車運転手 1 名、臨時職員 7 名の賃金であります。

248 ページをごらんください。

18 節備品購入費は、本館及び各分館に図書資料 6,199 冊と映像資料 83 点を購入したものであります。

平成 21 年度末の蔵書冊数は、前年度より約 4,767 冊増加し、21 万 365 冊となりました。

また、貸出冊数は 20 万 7,436 冊で、町民 1 人当たりの貸出数は 7.6 冊、前年度に比べ 0.8 冊増加いたしました。

19 節負担金補助及び交付金のうち、細節 6、図書館事業委員活動費交付金は、町民文芸誌「まくべつ」の発行に要した経費であります。

10 目百年記念ホール管理費であります。

13 節委託料の細節 2 は、平成 20 年度から導入いたしました指定管理者制度に係る百年記念ホールの管理委託料であります。

同ホールでは、指定管理者による各種講座や事業などが行われ、平成 21 年度の利用者は 10 万 367 人で、前年度に比べ 5,932 人、5.58%の増となっております。

以上、10 款教育費の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（前川敏春） ただいま説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

堀川委員。

○5 番（堀川貴庸） ページ数からいきますと 220 ページ、6 目の学校給食センター管理費、学校給食にかかわってお尋ねしたいと思います。

まず、地場産食材の使用ということで、資料を見ますと、平成 21 年度においては、ジャガイモ、ニンジン、それから大根など含めて、20 種類の農産物 52 トンのうち、町内産、それから十勝産などの農産物が 33 トンで、62%を占めているということでしたが、計算すればわかるのでしょうか、これは全体の仕入れの材料費からいくと、重量からいくと 62%なのですが、仕入れの材料費からいくと比率は幾らになるのか、お尋ねしたいと思います。

それともう一点、232 ページの社会教育費、ちょっと適当な項目がわからなかったもので、社会教育の中の町の友と書いて町友ですかね。具体的に言えば平田オリザさんなどがいらっしゃるのでしょうか、この町友の方たちについては、どういった経緯でなっていたのか、あるいは何人いらっしゃるのか、お尋ねしたいと思います。

○委員長（前川敏春） 暫時休憩いたします。

10:19 休憩

10:20 再開

○委員長（前川敏春） 休憩を解き、会議を開きます。

給食センター所長。

○学校給食センター所長（稲田和博） 地場産野菜の使用割合ということでございますが、材料費に対して割合がどのぐらいになっているのだというご質問でございますが、細節 61 の地場産食材費については、これ 100%地場産ということになります。

それから、細節 60 の給食材料費の中にも出てくともあります。といいますのは、年間使用するわけですが、当然、地場産食材費以上にかかることも出てくるものですから、それが一体給食材料費にどのぐらいいつているのかという計算はしておりません。ただ、21 年度でいきますと、170 万円、忠類と幕別合わせて出しております。ですから、これを超える部分については、20 万円程度が給食材料のほうに行っているのかなという見込みであります。具体的には計算はしておりません。

以上です。

○委員長（前川敏春） 企画室長。

○企画室長（堂前芳昭） 町友の関係でございます。

この町友の関係につきましては、開基 100 年記念事業に伴いましてできたものでございます。

実は、幕別町出身の和多田進さんというジャーナリストの方がおられるのですが、その和多田さんを介しまして、平田オリザさん、森村誠一さん、それと和多田進さんの 3 人を町友として幕別町が認定をしたところでございます。

この町友の役割といいますか、等につきましては、幕別町の PR といいますか、幕別町を紹介していただくというのが大きな流れになっております。

以上です。

○委員長（前川敏春） 堀川委員。

○5 番（堀川貴庸） 町友については、てっきり社会教育のほうだと思っていましたので、失礼しました。また場を変えてお尋ねしたいと思います。

給食のほうに戻りまして、単純に比率が出るのかなと思ったら、なかなかそうでなくて、細節の 60 の材料費の中にも含んでいるということだったので、内容は何となくわかりました。

資料を見ますと、そのほかにリクエスト給食も実施されていますし、これは数年からやっていますし、あと忠類中学校では卒業給食と、あるいは駒畠小学校では、これ特別なのでしょうけれども、思い出給食。僕は余り給食に関して思い出はないのですが、どちらかというと、僕らは残さないで食べた。給食をおなかいっぱい食べたというほうが、どちらかというと思い出かなと思います。

ただ、そういった時代から流れに沿っていくと、今は飽食、それから偏食の時代に移ってきたのかなというふうに思っています、これもいつぞやの委員会でお尋ねするかもしれませんが、食べ残しですね。残渣物の量というのは、大体 3 年ぐらいの推移で変化しているのでしょうか。

○委員長（前川敏春） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（稲田和博） 残渣についてであります、ここ数年見ておられますと、そんな極端な違いはございません。大体同じような量的には推移をしております。

以上です。

○委員長（前川敏春） 堀川委員。

○5 番（堀川貴庸） それでも相当数の目方の残渣物が発生しているのだろというふうには思うのですが、ひとつちょっと取り組みを紹介させていただきますと、これは 2001 年でしょうか。香川県の地方から、給食にかえまして年 4 回弁当の日を設置して、そのお弁当を通じて何がしかの効果を得ていくというような事業が取り組まれているというふうに報道で目にしました。

この弁当の日をちょっと調べてみますと、案外取り組みが広くて、いまや 37 都道府県にまたがって取り組まれているということです。そのお弁当は、お父さん、お母さん、おじいちゃん、おばあちゃんがつくるのではなくて、子供たち本人が、これ中学生の取り組みなのですけれども、子供たちがつくるということで、PTA の了解を得てお弁当を給食にかえて持ってきているということでした。

これを通じて、どのような効果が出たかというのが、ある程度紹介されていまして、まず先ほどの食べ残し、自分らでお弁当をつくるというところから、食べ残しがかなり減ったということでした。

これはすごく食育の観点からも大事なことだと思いますので、先ほど申し上げましたように、僕の場合は食べ残さないというのが当時の給食だったのですけれども、いまや普通に食べ残すことが多くて、そういったところも解消できるのではないかとということと、さらには、親はやっぱり手伝わないとということから、弁当づくりを通じて親子の会話がふえたということなのですね。この地域では、十分親子の会話もあるのでしょうけれども、さらに一層の親子の会話がふえるということもつながっていくのではないかと。どうなるかはわからないのですが、こういった取り組みの紹介がされていました。

北海道では、では、どこがやっているのかなというふうに見ますと、北海道では大学が 1 校、それから恵庭では小学校、それから帯広では川西小学校がされているようです。あと、旭川では中学校が 2 校されていまして、全体では大学も含めて 5 校、4 地域ですね。されているということだったので、効果があるかないかはわかりませんが、こういった時代ですから、弁当の日、少し検証してみてもどうかというふうにも思ったものですから、この辺の考え方をお尋ねしたいと思います。

○委員長（前川敏春） 教育部長。

○教育部長（佐藤昌親） 弁当の日の話であります。

前に新聞報道なんかで見ますと、例えば川西の場合においては、遠足の日には弁当持参ということで、そういう意味では、そういう特別な日においては、お母さんが、あるいはお子さんと一緒に家庭で朝早くからつくって、それが食育、食に対する興味、さらには地場野菜を使うことによって、食育全体に対する振興といいましょうか、そういうところにつながってくるのだというふうに思っております。

ただ、その新聞にも書いてありましたが、実態としてはなかなか広がっていかないという背景があるというふうにあります。

これまでも給食センターにおきましては、小中学校ばかりでなく、やはり保育所なんかにおいても、あるいは幼稚園なんかにおいても提供していただけないかというような過去の経緯もありまして、多分

その辺においては、やはり給食センターといいましょうか、町のほうで何とか給食をとという意向が非常に強いのだろうというふうに思っております。経済情勢の中で共稼ぎが多いということであれば、そういう半面もあるものというふうに思っております。

いずれにいたしましても、管内でも、あるいは道内でも非常に少ないという事例でございますけれども、そういうことも研究しながら、今後のあり方については、検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（前川敏春） 中橋委員。

○1番（中橋友子） 給食について、私もその残食などについてお尋ねしたかったのですが、相当数の量で3年間変わらなく推移しているというのですが、量としては数字でどのぐらいの量なのか示していただきたいのと、それはつくった食材に対して何割に値するのか、伺いたいと思います。

それと、今給食に対する食育のあり方も含めての質疑がされておりましたけれども、食育という、今、給食は食育の位置づけが平成17年度ですか、学校給食法が抜本的に改正されてから、その給食法の中に、それまでの栄養を不足のものを補うという概念から、食育ということに変えられてきた経過がございますね。その変えられた経過の中で推進として栄養士や、それから学校栄養教諭の果たす役割が大きいのだということも実践を通して知らされておりますが、幕別町としての取り組みについて伺いたいと思います。

また、先ほどもありました地場産品の使用が、野菜について62%、20種類ということですが、1人当たりのキロ数にしたらどのぐらいになるのでしょうか。

さらに、まだまだそういう食育を中心に地場産品活用しながらも、センター方式でやっていますと2,000食を超えてつくっているわけですから、冷凍食品などの使用もかなり多いと思うのですが、その割合は幾らでしょうか。

それから、これまでアレルギー食に対する対応ということで、牛乳を子供さんの状況に合わせてお茶に切りかえるとかということを取り組まれてきました。平成21年度でアレルギー食に対してはどんな取り組みをされたのでしょうか。

それと、センター方式でありますから、共同調理場でつくって各学校に配送されておりますが、最大かかる時間はどのぐらいなのでしょう。

○委員長（前川敏春） 給食センター所長。

○学校給食センター所長（稲田和博） 具体的に残渣の量ですとか、冷食の割合等のご質問でございますが、ちょっと今資料を持ってきておりませんので、後ほどご説明を申し上げたいと思います。

それから、アレルギーの対応についてであります。まず豆乳の話がございました。21年度については3名の方に豆乳を提供しております。それから、今現在でございますと、5名の児童生徒に提供しております。

アレルギーのそのほかの対応ということですが、各学校にアレルギー、この食材にはこういうものを使用していますという通知文といいますか、給食メニューにあわせて、小麦ですとか、牛乳ですとか、魚等についてこれが入っていますよという表示をした給食だよりの明細版といいますか、そういったものを各学校に通知して、学校を通じて保護者の方にご連絡しているところであります。

それから、時間がどのくらいなのということですが、幕別、各学校にセンターから提供しているわけですが、盛りつけ時間といいますか、食缶に盛ってから各学校に届くまでの時間、これは学校衛生管理基準でいくと2時間という規定がございますが、これに2時間を若干超えるものが1校程度あります。残りの学校については、この2時間以内に配送していると、提供しているということになります。

冷凍食品の関係でございますが、これは幕別の場合につきましては、先ほど指摘ありましたように、約2,600から、その日によっては2,900ぐらい調理しますので、冷食の割合としては非常に高くなっております。大体、8割ぐらいは冷食かなと。野菜等については地場産というのか、ではないのですが、例えばコロッケですとか、フライですとか、そういったものについては、ほとんど冷食に頼っているという状況にあります。ただ、忠類においては、給食数が大体260から70ぐらいということがありますので、この割合は低い状況にあります。大体3割から4割程度が冷凍であります。

栄養士についてでありますけれども、各定期的に、まず幕別でございますと、年1回、事務職員も同行してなのですが、各学校を訪問しております。それから、それ以外につきましては、先ほど今委員のほうからありましたように、食育という観点から各学校にそれぞれ要請があった学校についてはもちろんで

すが、訪問しております。この学校につきましては、全部が全部ではないのですが、21年度でいきますと4校程度、訪問をしております。

それから、忠類については、対象が小中学校合わせて3校ということがありますので、各学年ごとに栄養士が訪問している状況にあります。幕別については、そこまでやれば一番いいのかもしれませんが、なかなかその学校の対象が多いということがありますので、ちょっとそこまでは至っておりませんけれども、それに各学校に行くのは年1回、それからそのほか4校程度については学校に栄養士だけが行って、実際栄養指導をしている状況であります。

以上です。

○1番（中橋友子）では、キロ数ではわからないのですか。地場産品の、野菜の1人当たりのキロ数。

○委員長（前川敏春）給食センター所長。

○学校給食センター所長（稲田和博）地場産野菜の割合でございまして、1人当たりということでございますけれども、年間1万4,633キロ、これは大体2,500で割り返しますと、約5キロになります。

それと、残渣量については先ほど申し上げましたように、今資料は持ってきておりませんので、後ほどにさせていただきたいと思います。

○委員長（前川敏春）中橋委員。

○1番（中橋友子）それでは、後ほど資料をお願いしたいと思います。

それで、今、帯広市が給食センターの建てかえの時期になっておりまして、かなり給食のセンターあるいは自校式も含めて、そのあり方というものが随分議論されています。

幕別でもこの間、燃料高騰等のときに、給食費の改定がございまして、その時点でかなり内容についての議論が深められてきたのですけれども、やっぱり給食は子供たちに喜ばれて、きちっと提供し、全部残さず食べられるというのが一番理想だと思うのですよね。それに加えて、その食育という観点がなぜ位置づけられたのかということも見ていきますと、今単なる、先ほども言いましたけれども、栄養をきちっと満たすのだということだけではなくて、学校で提供する食事でありますから、教育の一環として位置づけるのだということが文科省のほうで変えてきた理由になっているのだということなのです。

それで、食べ物を教育の中で位置づけるということになれば、その食べ物がどこで育ってどういう栄養価があってということもそうでしょうし、それからそれが自分たちの体の中にどんな影響を与えていくかということですか、それから地元でとれるもの、あるいはその隣の町でとれるもの、さらには海を越えてくるものもあるのですけれども、そういうルートなどを調べながら、社会的な勉強もしていくというようなことで、たくさんの課題を持った内容に変わってきている。裏返せば、給食の位置づけというのが学校教育の中でとっても大きな位置づけになってきたというふうに思うのです。

そこで、その位置づけがそうされても、具体的にその子供たちの、あるいはその学校関係者にそのことをきちっと定着させておこうと思えば、これまでの栄養士さんであるとか、あるいは21年度から栄養職員、栄養教員というのが位置づけられていますけれども、こういう方たちがきちっと各学校に配置されて、その中で指導をしていくということが非常に大事になってきているわけですが、今伺いますと、年間に1回程度訪問されている程度だということであれば、そういう点ではちょっと十分とは言えないのではないかなというふうに、今の求められている学校給食に照らして、体制としては弱いのではないかなというふうに思います。その点はいかがでしょうか。

それと、アレルギーに、これも栄養教諭などがいると徹底した調査なんかも行ってやるようなのですけれども、今は豆乳ということなのですから、どういう状況の場合にはアレルギー食を提供しますよと。食といっても飲み物だけですから、多分それ以外のアレルギーを持つ子どもさんは、お弁当を持参しているのではないかなと思うのですけれども、その辺の実態も教えてください。

○委員長（前川敏春）暫時休憩いたします。

10：44 休憩

10：45 再開

○委員長（前川敏春）休憩を解き会議を開きます。

給食センター所長。

○学校給食センター所長（稲田和博）アレルギーの子供でございまして、現在5名の方が欠食ということになりますので、その方についてはお弁当を持ってきているという理解をしております。

○委員長（前川敏春） 教育部長。

○教育部長（佐藤昌親） 食育あるいはそれに絡む職員のお話であります。

もちろん今委員おっしゃられましたように、食育につきましては、ただただ食べるだけということではありまして、教育的な観点から、あるいは地産地消、さらにはその広がりを見せてエコということも広がっていくということでありまして、非常に国民の関心の高い一分野だというふうに認識しております。

とはいえ、私どもの幕別におきましては、学校数も管内におきましては非常に多いという事情もあるものですから、本来は栄養職員がたびたび学校に行ってその地場産品、どこどこでとれたものだよとかという、さらにはその栄養価ですとか、さらには食育含めて、最近は朝食を抜いている子供も多いということでもありますけれども、そういうことも含めて指導する、啓蒙するということが大事だというふうに思っております。

そういう中で、それをすべてを小まめに回るという状況、なかなか難しいところではありますが、今後もその辺につきましては、いろんな方面から学校の協力も得る、いろんな関係者の協力も得ながら、取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○委員長（前川敏春） 中橋委員。

○1番（中橋友子） やっぱり位置づけが変わっていくときには、その背景がありまして、それをきちっと子供たちに成就をさせていくというふうに、学んでいただくというふうになっていけば、当然その人員の配置だとかということは先々考えてやっていかなければならないことではないかというふうに思うのです。

それで、調べてみましたが、栄養職員は北海道の、ここ教育関係ですから、道教委ということになっていくのでしょうか、文部省は道教委に配置を求め、それが各市町村の裁量でということになっていて、配置しているところと配置していないところがあるというふうに聞いています。

それで、先日実は音更町の自校式をやっている学校の給食について視察させて、試食もさせていただいたのですが、実は音更町には4人の栄養教諭の方がいらっしゃいました。4人の方は、それぞれ自校式でありますから、置いている籍は各学校に、拠点となる学校に4人いらっしゃって、それでサブということではないのですが、全校は十数校ありますから、担当学校というのがありまして、そこを自分の学校からきちっと出向いていて、そして給食の指導に当たると。それから、ときには授業も行うということでありました。

食事はでき上がってから子供たちが食べるまで、20分間、11時50分にでき上がって、12時10分にいただきますというような状況で、残渣はほとんどないということでありました。メニューによっては苦手なものもあると、そういうときには、多少出るようではございますけれども、全くないということでありました。

ですから、そういうことを考えれば、うちはセンター方式でありますから、センター方式の中で何ができるのかということをやっぱり考えてやっていかなければならないのだというふうに思うのです。

それで、もともと栄養教諭ですとか、現在栄養士さんは2名でしょうか。その2名の方のもっと果たしていただく役割なんかも研究していただいて、改善に向けることができたかと。相当数ということでありましたから、改善に向けることが大事だというふうに思うのです。

それと、2時間の規定を超えているところもあるということなので、これは学校はどこになるのでしょうかね。スピード出して行っていいものでもありませんし、やっぱり今、忠類の給食センターとこちらと2カ所ですけれども、その辺の配分といいますか、何とか時間内にきちっと届けられるような改善は図れないものなのかどうか、この点、伺いたいと思います。

○委員長（前川敏春） 教育部長。

○教育部長（佐藤昌親） 幕別は忠類と合併いたしまして、さらに南北に広く延びたということがあります。

そういう意味では、忠類に給食センターのつくる能力の問題もあるかと思います。単純に同じ能力であれば、一番近いところが給食をつくって、その学校に運ぶということもできるのだと思いますけれども、現状の中で、今、駒畠小学校の子供も忠類のほうにということもありますけれども、もともと食数そのものの能力のこともありまして、なかなかその辺はちょっと難しいのかなというふうにはちょっと思っております。

とはいえ、その辺につきましての可能性につきましては、ちょっと研究はしてみたいなというふうに思っております。

○委員長（前川敏春） 中橋委員。

○1 番（中橋友子） 2 時間を超えると、多分コースがありますから、遠い学校だから 2 時間ということではないのだろうと思うのですよね。コースをきちっと洗い直すこともそうでしょうし、忠類の学校給食センターの能力の問題でいえば、例えば距離的にどうなのかということはあるかもしれませんが、そのコースの変更ですとか、食数の少ない学校をそちらに当てはめた場合にはどうなるのかとか、いろんなことを研究していただいて、少なくともその国で定めている 2 時間を超えてはならないというところについては、その中できちっと提供できるようにすべきだというふうに思います。検討されるということですので、ぜひ検討してほしいというふうに思うのですけれども。

それともう一つ、野菜の 5 キロというのも随分、これ地場産品 62%と書いてありますね、20 種類。この野菜が 1 人当たりの子供に換算すると 5 キロということですね。

この間ちょっと調査しましたら、帯広で 1 人当たり 12 キロ、音更では 20 キロを超えているのですよね。そうすると、量そのものが少ないのかどうか。カロリーで計算されていらっしゃると思うのですけれども、これは地場産品の野菜だけに限定して 5 キロなのだよと。それ以外の野菜を入れると 20 キロになるのだよというようなことなののでしょうか。それ以外を入れたらどのぐらいになりますか。

○委員長（前川敏春） 今、中橋委員の質問に対して、まだ資料等が整っていないということですので、審査の途中ではありますが申し上げますけれども、この際 11 時 10 分まで休憩いたします。

10 : 53 休憩

11 : 10 再開

○委員長（前川敏春） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

給食センター所長。

○学校給食センター所長（稲田和博） 野菜の関係でございますが、21 年度全体でいきますと、1 人当たり 15.7 キロです。

それから、幕別産につきましては、先ほど言いましょうに 5 キロ。それから、幕別含めた十勝産、道内産でいきますと 10 キロというような状況にあります。それから、残渣についてはもう若干時間をいただきたいと思います。

○委員長（前川敏春） 中橋委員。

○1 番（中橋友子） 別な機会に質問させていただきたいと思います。といいますのは、やはりきちっとした資料をいただかないと、その根拠となっていることが何なのかとか、あるいは改善も求めたいところなのですけれども、それらについてもきちっとしたデータがあって初めてお話しできることでありまして、それが示されないということであれば、これ以上質問しても無理というふうに思いますので、委員会ですから今後はきちっと資料を用意していただく、こんなことにならないように、委員長からもぜひ求めていただきたいと思います。

○委員長（前川敏春） ただいま中橋委員から食育関係、給食関係についてもう少しきちっと資料をそろえていただきたいということでもあります。また、この次の機会にまた改めて再度質問などをする予定といたしますか、そういうことも突き詰めていきたいということでもあります。

それでは、ほかに。

斉藤委員。

○3 番（斉藤喜志雄） 各学校のタイムテーブルの上で、学校給食に費やされている時間がどれぐらいか、ちょっとお聞きをしたいと思っています。わかれば教えていただきたいと思います。

○委員長（前川敏春） 給食センター所長。

○学校給食センター所長（稲田和博） 小学校、中学校によって若干違いますが、小学校がおおむね 50 分程度、それから中学校については大体 45 分ぐらいと把握しています。これは配膳それから後片付け含めた時間です。

○委員長（前川敏春） 斉藤委員。

○3 番（斉藤喜志雄） 今おっしゃられたのは、恐らくお昼休みの時間という、そういうスタンスでの押さえだというふうに思うのですが、実際に学校のタイムテーブルが教室に表示されておりますね。それを見ると、大体多いところで 30 分、私、中学校関係だったからですけれども、大体 30 分ですよ。そうすると、子供たちが主体的に活動して配膳して、40 人いる学級の子供たちに子供たちの手で配膳をして、いただきます、そしてみんなが終わったなと思うころにごちそうさまというと、せいぜい座って、いわ

ゆる楽しい食事という時間帯は15分。15分しかないですよ。後片付けとかあれとかとったら、何ぼとってあっても。せいぜい30分とってあってもですよ。僕のあれでは、大体25分という学校が比較的多いのですが、そういうふうに考えていくと、実はこれだけ過密になった中で食育を求めたり、求めることは大事なのだけれども、だから、それを個として扱って点で押さえていくと、現実問題は非常に難しい。教育現場からすれば。これだけ文部省が、とりわけ今回の学修指導要領の改定で授業時数がふえてきて、一層過疎過密になってきている。過疎でない、過密になってきている。そういう中で、楽しく、そしてそれぞれ栄養価のことも考えながら、みんなでいい食事をとりましょうねなんていう時間が現実問題として確保できる状況になっていない、1日のタイムテーブルからいえば。日課表からいえば、それが実態。最大限とりたいと教育現場は思っている、そここのところがとれないというのが実態になっています。

そこで、私はやっぱりどうしてもこここのところで食育を本気で考えるのだとしたら、私はやはりそれぞれが知恵を働かせてやっていかなかったら、現実問題として不可能だというふうに思うのです。

保健体育の時間、グラウンドにばかり出るわけではなくて、教室での座学もあります。したがって、そこの中では栄養だとかいろんなバランスだとか、それから正しい食事のあり方だとかをとって健康な体をつくろうという時間があるはずですよ。それから、家庭科の時間、家庭科の時間というのは、これは実際に調理も含めてやって、そして自分たちでつくって食べるとかというそういう時間も持っている。

そういう中で、食育を町内なら町内全体としてどういう位置づけをして家庭科教育の中で進めていくか。

それからもう一つは、私は本来食育なんていうのは、どうでもいいという意味ではないですよ。私の言っているのは誤解を受けないように、受けたらいいかんけれども、本来家庭教育が担うもの。家庭教育が担わなければいけない、圧倒的な分野を家庭教育が担わなければいかんところだから。しかし、それが現実問題としてあれした。

だとすれば、家庭の共稼ぎ等々も含めて、いろんな経済的な条件や社会的な要因もあって、なかなかあれだからということで、そして、とりわけ子供たちの偏食にはひどいものがあるということで、本来は家庭教育だったものなのだけれども、学校教育にも担ってもらおうかというので入ってきた。

だとすれば、教育現場の中で、社会教育の中にも家庭教育という欄があったけれども、家庭教育学級だとか等々があったけれども、そこの中で意図的に仕掛けて家庭での食生活のありようについてしっかりとしかけていくという、そういうものが私は必要になってくるのではないかな。そうしないと、楽しい給食にもならないし、おいしい給食にもならないし、それから健康な体をつくる給食にもならない、基本的には。その基本ベースのところの認識が僕はしっかりできていない中で論議しても、僕は本当の意味での健康な体の子供をつくる、それこそ将来を担う、社会を担う健康な人材をはぐくんでいくという、そういう視点から言っても、なかなか難しいだろうと。

そういう意味では、それぞれどうやってそのゆとりある暮らしを、学校生活を確保するかというところでの視点で、教育委員会として何をなすべきかが私は見えてくるような気がするのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（前川敏春） 教育部長。

○教育部長（佐藤昌親） ただいまのご質問、ご意見は、食育をいろんな方面からいろんな関係者のご協力を求めながら進めていく、そういうご提言だと思います。

たまたま家庭教育学級のお話もありましたけれども、現実の実績の報告かなんかを見ますと、そういうある一日の中では、そういう食育の大切さ、あるいは朝食をとることの大切さ、それがその後の一日の学校の中での子供の前向きに学習に取り組む姿勢につながるものだと、そういうようなお話もありました。さらに、学校通信なんかを見ましても、ときとして保護者の皆様にはということで、そういうところも啓蒙といいたいでしょうか、そういう事実もあるところであります。

いずれにいたしましても、今ご提言ありましたように、いろんな手だて、関係者のご意見も、ご協力もいただきながら、食育に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（前川敏春） ちょっと一言お願いをしたいわけなのですが、委員の質問並びに説明員の答弁は、簡潔にお願いしたいと思います。

斉藤委員よろしいですか。

斉藤委員。

○3番（斉藤喜志雄） 大変長くなりまして申しわけございませんでした。現場を預かった者として、細

かいことも大事だけれども、基本的なところで物事を改善していかないとなかなか難しいものがあるなということを思いながらあれしてしゃべったものですから、長くなり、また長くなったら困りますので、ぜひ文部省やそれから道教委に対して、本当の意味で子供たちにゆとりのあるというところで、ぜひ教育委員会が求めていただければなど。ゆとりある学校、そういうことです。

終わります。済みません。

○委員長（前川敏春） 野原委員。

○7番（野原恵子） 226 ページ、教育振興費、同じく 230 ページ、教育振興費、20 節扶助費ですが、今就学援助の状況、説明いただきましたと同時に、資料も今読んでいたところですが、この中で、就学援助の率が下がっております。今、町民の経済状況を見ましても、就学援助の率が上がるのではないかと私は思っていたのですが、この一覧表を見ますと下がっております。

そういう点で、2 点ほどお聞きしたいのですが、今までと申請の手続、それから周知など、どのように行っていたのか。

それと、学校での対応はどうだったのか、その点をお聞きしたいと思います。

○委員長（前川敏春） 学校教育課長。

○学校教育課長（羽磨知成） 就学援助の率が下がっているということでございます。私たちもこの結果見たとき、どうしてなのという疑問を素直に持ちました。

ただ、基準は以前と変わっておりませんし、生保基準も下がっていないということで、たまたまこういう結果になったのかなというのが素直な感想でございます。

申請の手続につきましては、例年とおりに行ったところでございます。広報、お知らせでの周知、それから学校を通しての全保護者への周知、それから学校を通しての取りまとめ、それから 4 月中旬に決定しまして、5 月中には裁定の結果を通知しているところでございます。例年と変わらない手続で行っているところでございます。

○委員長（前川敏春） 野原委員。

○7番（野原恵子） 例年と同じだということは承知いたしました。

また、保護者の 1 年生ですとか、新入学生ですとか、そういう点では保護者の対象も変わってくると思います。

そういう点では、もっとわかりやすい周知ですとか、学校現場でそういうところも保護者にきちっと周知徹底していくということが必要ではないかと思えます。

それと同時に、今のこの家庭の状況を見ますと、やはり子育てに非常にお金がかかるということも子育て世代の大きな負担にもなっていると思いますので、引き続き、きちっと学校の現場でも周知を図っていく手だてがこれから講じていくことが必要ではないかと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○委員長（前川敏春） 学校教育課長。

○学校教育課長（羽磨知成） 在校生につきましては、3 月、3 学期が終了する以前に各家庭を通して全保護者に周知をしているところではございます。それから、新 1 年生ですね、新入学児童に関しましては、入学式が終わった後に、またその後に全保護者に周知をしているところがございますけれども、また配布する際にまた一言加えるようなことを、また学校側とも検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員長（前川敏春） よろしいですか。

中橋委員。

○1番（中橋友子） 248 ページ、10 款の百年記念ホール管理費について伺います。

一般質問でも指定管理制度のあり方としてお尋ねをしてきた経過があるのですが、百年記念ホール、指定管理になったの決算ということでありますので、まずこの平成 21 年度指定管理することによって効果といいますか、そういうのをどのように押さえているのかということを一いつ伺います。

それともう一点、指定管理制度にすることによって、管理を受けたほうの NPO 法人ですが、これまで生じなかった消費税、法人税が課税となったということを聞いております。このことについては、最初から想定されていたことだったのかどうか、伺います。

○委員長（前川敏春） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中川輝彦） 指定管理を導入してからの効果ということなのですが、指定管理を導入したのは平成 20 年度ということになります。

それで、各種、例えば、文化講演会にしましても、今まで 5 講演、638 人の動員だったものが、6 講演、1,120 人、生涯学習講座につきましても、今まで 7 講座で 101 人の受講者だったものが、一気にふ

えまして 57 講座、630 人、その他独自事業といたしまして、例えばですけれども、子供のイベント、盆踊りですとか、ベーゼンドルファーを弾きましょうとか、また燦燦ミュージック、まっくストック 2000 等を独自事業も盛んにやっております。それで、私感じる場所、本当にこのように活発にしてやっております指定管理にしてよかったなというふうに感じております。

経費の面につきましても、一生懸命努力しております、健全経営をやっているものというように判断しております。

また消費税の関係だったのですけれども、これにつきましては、当初指定管理を導入するところから、指定管理を含めての指定管理料という形になっておるものでございます。

○委員長（前川敏春） 中橋委員。

○1 番（中橋友子） さまざまな講座を開かれて利用がふえているということにつきましては、昨年の利用から比べましても、6,000 人近くふえているわけですから、そういう点では利用者にとって 21 年度の運営が活用しやすかった、利用しやすかったということはわかるわけですが、一つには指定管理に委託するたくさんの理由の中の一つに経済効果がございましたね。つまり幕別町としてのコストダウン、経費を削減するという点なのですが、この点では予算書と比較してみてもそんなに大きな開きは出てきませんね。

それで、一般質問のときには、一定の数字を示されていたのですけれども、その多くが人件費によるものではないかということをお尋ねしてきました。その点ではどうなのかということと、それから今の消費税の問題ですが、ちょっとお答えがはっきりしなかったといえますか、最初から想定をされていたということですね。

○委員長（前川敏春） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中川輝彦） 消費税のことにつきましては、最初からそのように消費税を含めてという形で委託をお願いしているものでございます。

また、先ほどの経費の面、一般質問のほうでもあったわけなのですが、人件費部分については 1,000 万円程度、そしてその他事業費部分等につきましては、その他 500 万円程度という形で、1,500 万円という形で大体お答えしていたのではないかなというふうに思います。

○委員長（前川敏春） 中橋委員。

○1 番（中橋友子） これまで町が直接百年記念ホールを運営していたときには、消費税の発生というのはありませんでしたよね、運営収益に対する。それが NPO 法人になったことによって発生しましたけれども、そこのところなのです。いろいろ講演やなんかやりますから、当然講演した方には消費税を含めての支払いとかそういうこともどんどんされると思うので、そのことは最初から想定されていたと思うのですよね。しかし、その運営主体が変わることによって、つまり NPO 法人が課税団体と見なされるということによって生ずる消費税、これ幾らだったのかということもお答えいただきたいのですが、そのことは当初から見込まれていたということなのでしょう。

○委員長（前川敏春） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中川輝彦） 消費税につきましても、始めから見込んでおります。ですから、委託料の 5%という形で、それは委託料の中に当初委託含めたときは、委託料それぞれの項目の中で消費税を含むという形でやっております。その中で、私どもの説明不足もあったのかなとは思いますが、消費税はこのように形で含まれていますよということについては、当初からお話ししていたことのように思っております。

○委員長（前川敏春） 中橋委員。

○1 番（中橋友子） ちょっとずれているのかな、自分の質問が。

実は指定管理というのを委託業務と見なすか、それとも委任業務と見なすかということによって、消費税が課税されるか課税されないかわかっていくという分析があるわけですね。つまり営利団体ではないですね。どんどん事業をやっていく、もちろん講演料、いろんなイベントをやって入場券を販売したりするわけですから、収益はあるのですけれども、その今幕別町が委託している NPO 法人の位置づけですね。それを請負業務、委託業務というふうに見なされれば、当然事業者としての収益というふうに見なされて、課税対象になっていくと。しかし、それを行政処分、つまり委任というふうに見ていけば、そういうことは発生しないということがあるわけです。

どうして私こういうことを言うかということ、実際に請け負われたほうの NPO 法人が想定していなかったわけですね。確かに、講演料などについて消費税を払うということはわかるのですけれども、運営全体に課税されてくる、法人税の課税があるということについては、想定していなかったと。しかし、

それが前年度でちょっと私数字持ってきていないのですが、たしか 200 万円近くなったと思います。そういうものを支払っているわけですが、そういう状況を委員会としてはどう押さえていたのかということを伺いたいのです。

○委員長（前川敏春） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中川輝彦） この指定管理の業務につきましては、広くいえば、委託という意味に、委託事業ということで入るのではないかなと思っています。

それで、この消費税のことにしましては、税務署のほうにも確認しております。この種のような形の指定管理業務は、消費税の対象になるのかどうかということにつきましては、対象となるという形のご返事をいただいております。

ですから、税務署といたしましては、しょっぱな、例えば 5,000 万円の委託という形で NPO 法人にやった場合、その 5%、250 万円、それが NPO 法人にとっては預かりの消費税という形になっていくものでございます。それで、いろいろ事業を展開する中で、消費税を払っていった、その残り、その残りを国ですか、税務署といいますか、そこに支払いをすると、そういう形になっているものでございます。

○委員長（前川敏春） 中橋委員。

○1 番（中橋友子） 委託業務だったと思いますということなのですが、そこはやはり明解にして委託であるのか、委任であるのかということはきちっと定義づけておく必要があると思うのです。税金実際に払っています。ですから、税務署とのやりとりもあったことも聞いています。税務署は課税団体というふうに見なして、それで税をかけた。なぜ課税団体と見なしたかという、さっき言ったように請け負い委託業務というふうに見なしたから課税団体になったと。

でも、全国のいろんな事例を調べてみますと、そういう中でも、これを委任事務というふう、つまり位置づけを請負ではないのだというふうに位置づけていった場合には、その法人税の課税の対象にならないということもありまして、そういうところはきちっと研究して、やっていく必要があると思うのですよね。つまり、指定管理に移さなかったら、そもそもこういうことは発生しなかったです。経費が浮いた浮いたといっても、指定管理することによって、250 万円という、これまで町がやっていたときにかからなかったものが NPO によってかかるようになってしまったわけですから。そのお金は結局町が出しているわけですね。ですから、そういうことも簡単にコストが下がっているというふうに言われますけれども、新たにそういうふうな 250 万円もかかったということであれば、事業費の半分いってしまうわけですから、その辺のきちとした押さえと、それから指導、できればそういう解釈によって変わる要素があるものであれば、きちっと指導されて、課税団体にならないような事務処理も含めて、連携してやるべきだと思うのですよね。それはやられなかったからこういう結果になったと思うのですけれども、やっぱりこれから運営していく以上は、きちっとそこは整理される必要があると思いますが、いかがですか。

○委員長（前川敏春） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中川輝彦） 当初からこの指定管理を導入するに当たって、消費税のことは先ほども何回もお話していますように、消費税はかかるものという形で考えておりました。そして、うちのほうではそういうことで、指定管理業務については税金がかかるものという形で、消費税がかかるものという形でとらえております。もし、今言った、中橋委員が言っていることがもし当然あるということであれば、私どものほうも直接税務署のほうに問い合わせ、勉強してまいりたいというふうに思っております。

○委員長（前川敏春） 中橋委員。

○1 番（中橋友子） 私がここで取り上げるのは、運営されているほうが想定しなかった税金がたくさんかかって、そして結果としては赤字ではないのだけれども、事業全体で思っていたよりも結果としては業績が低かったということ伺っていたものですから、そこからお尋ねをしたわけですね。

その税法上の問題については、ぜひ研究をしていただいて、今後そういう位置づけによって変わり得る余地があるということが、そういう要素もあるというふうに思いますので、研究していただいて、今後法人に対してきちっと指導も含めてやっていただきたいというふうに思います。

それともう一つ、人件費で 1,000 万円浮いたということですが、やっぱり全体で町が直接経営していたときよりも、同水準で職員の方たちの年齢給ですとか勘案すると 6 割だというふうに聞いております。これをもってして、効果と言い切ることに私はやはり非常に冷たさを感じるわけです。ですから、指定管理のことにしましては、これからはまだまだ事業計画の中に位置づけられておまして、今コミセン等については次年度から実施ということは一たん見送られましたけれども、そういった新た

な経費もかかっていくのだと。それからもう一つは人件費に大きくしわ寄せがいつているのだということをしつかりと位置づけながら、今後の方針を定めていつていただきたいと、このように思いますが、いかがですか。

○委員長（前川敏春）　ちょっと、中橋委員、今質問なのですが、暫時休憩をとりたいと思います。

11：38　休憩

11：39　再開

○委員長（前川敏春）　休憩を解き会議を開きます。
教育部長。

○教育部長（佐藤昌親）　まず最初に、消費税の関係でございます。

これまでも NPO 法人につきましては、指定管理にお願いする際に、消費税がかかる、先ほども税務署に照会をかけたと言いましたけれども、そういうことを踏まえて、確かに説明はしたというところは確認しております。

とはいえ、結果として NPO 法人の理事者の方からもそういう情報が知らされていなかったという認識もあることもやっぱり事実であるようであります。そういう意味では、結果として、事前にはその消費税がかかるという話はしたということを知っておりますけれども、相手がそういうふうにとられたということにつきましては、やはり説明する側にも一定の責任はあるのだらうなというふうに思っております。

いずれにしても、今後ともどなたであっても、その辺十分な親切丁寧な説明というのは心がけるべきだというふうに認識しております。今後もそのように意を用いてまいりたいというふうに思っております。

それと、指定管理の話がありました。これは基本方針の中にもありますように、基本的には経営活力の活用ですとか、管理運営コストの削減ですとか、いろんなジャンルがありますけれども、それら総体を見た中で進めていくということでもあります。結果的には民間活力ということになれば、職員から民間の方になると、人件費が今までどおりにならないということも、それは否めませんが、ただトータルとして地場産業の育成ということにもつながる一面もありますし、住民が求めている最小の経費で最大の効果ということもありますので、その辺兼ね合いを見て、先ほども繰り返しになりますけれども、指定管理の基本的な方針にのっとりまして、進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

○委員長（前川敏春）　ほかに。
斉藤委員。

○3 番（斉藤喜志雄）　ページ数でいきますと、216 ページの 19 節、いじめ問題についてお伺いをいたします。

資料を見せていただきましたら、これまでのそれぞれの取り組みによって、非常にいじめが件数が激減していつているということでありました。

同じくいじめはそうなのだけれども、一方不登校になりますと、今度は微増という形でふえていつている。このあたりはどのように分析をされ、原因は何なのかを含めてお聞かせいただければというふうに思いますし、あわせて、一昨日文部省から児童生徒の問題行動に関する調査の中で、いわゆる暴力行為が非常に多くないつているということで、学校での生徒指導上の課題がクローズアップされて浮き彫りにされていつているという点で、本町内の調査結果がどういつ実態にあり、今後それに対して、どのように対処していこうとしていつらっしゃるか、その 2 点についてお伺いをいたします。

○委員長（前川敏春）　学校教育課長。

○学校教育課長（羽磨知成）　いじめ、不登校、暴力行為の問題でございます。

いじめにつきましては、委員おっしゃられていつましたとおり、だんだん減少していつているのかなと。

また、反面、不登校については、若干増減を繰り返しながらも、右肩上がりにないつているのかなというのが実態でございます。資料にもありますように、平成 21 年度では不登校、小学校 2 校で 3 件、中学校 2 校で 15 件と、計 18 件ということにないつております。

これらにつきましては、その分析ということでございますが、はっきりとした原因というのは私どもではまだつかめていつらない状況でございます。

ただ、ふえていつるのは、退学というのですか、怠けというのですかね、要するに勉強自体に興味があ

かないというのがふえていると。

それともう一点でいうと、自分自身にコミュニケーション能力が乏しくて、周囲のことなどに対応ができないという、こういうことが原因がふえているように私どもは感じております。

それと暴力行為についてでございます。問題行動としての暴力行為につきましては、21 年、本町では中学校では 1 件でございます。器物損壊でございます、ガラスを割ったものでございます。件数自体についてはちょっと 20 年度以前の件数がちょっと把握できていないものですから、今 21 年度だけの件数を申し上げました。

対策ということでございますが、なかなか対処療法ではやはり直らないのだろうと。継続的な指導を続けていくしかないのだろうと思っています。幸いスクールカウンセラー、子どもサポーター等もおりますので、教育委員会としても側面的に支援をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（前川敏春） 斉藤委員。

○3 番（斉藤喜志雄） 不登校の分析が必ずしも十分でないということは、それは現実にそうなのだろうというふうに思いますが、ただ、退学ということであれば、これはいささか、そこどころに結論づけるのだとしたら、子供の責任だけではなくてくる。当然学校の責任も発生してくるし、教育委員会の責任も発生してくるし、家庭の責任も発生してくる。

したがって、いわゆる学校へ行っても勉強がわからないからおもしろくないから、わかるようにどうやってするかという、そこどころが実は大事なのであって、もしそういう結論であったとしたら、それはある意味では非常に対処療法的な方法であろうとも、簡単に改善できるのではないかなというふうに今ちょっと承ったことであります。

しかし、必ずしもそうではないのかなという気もしないでも私はありません。

それから、いわゆる暴力行為が町内にたった 1 件と。たった 1 件という言い方だめですね。ゼロが一番いいのですけれども、そういう意味では、大変よかったなというふうに思っております。

なぜ、こういうことをあれしたかという、生徒指導上の課題がふえていけばふえていくほど、今度は学校の教育力の課題がどんどんあれしてきて、それは学力にもかかわってくるという意味で、私はやっぱり非常に大事な問題だなというふうに思っているものですから、ぜひそのあたりは緻密に分析をされ、手だてを講じていくことが必要だと。実は、管内的にいえば、余分な話、短くといいましたから、ごめんなさい。管内的にいえば、非常に学校数が多いわりに、帯広に近いわりに、いつも私は言うのですが、幕別の教育は安定しているよね、学力が高いよねというふうに言われているのは、これはやっぱり生徒指導上の課題が非常に少ないと、そのための努力はされている。アドバイザーとかいろんな支援員だとか、そういった方も含めてかなり努力されているその成果であろうというふうに評価しているものですから、そこに乗っかって安心しないで、ぜひ手だてを、何か小さいうちに、ことの小さい、とりわけ生徒指導上の課題というのは、ことが小さいうちに手だてを講じていくということが極めて大事でありますので、ぜひその辺をお願いをして、質問を終わります。

○委員長（前川敏春） 答弁よろしいですか。

ほかに。

（なしの声あり）

○委員長（前川敏春） それでは、10 款教育費につきましては、ほかに質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、11 款公債費、12 款職員費、13 款予備費、14 款災害復旧費に入らせていただきます。

11 款公債費、12 款職員費、13 款予備費、14 款災害復旧費の説明を一括して求めます。

総務部長。

○総務部長（増子一馬） 11 款公債費につきましてご説明を申し上げます。

250 ページをお開きください。

11 款公債費、1 項公債費、予算現額 27 億 9,515 万 5,000 円に対しまして、支出済額 27 億 9,319 万 5,189 円であります。

1 目元金は、借り入れしました起債の償還元金であります。

2 目利子は、借り入れいたしました起債の償還利子と一時借入金の借入利息であります。

なお、一時借入金につきましては、出納閉鎖期間までの間、1 件 16 億円の借り入れ実行にかかわる利子であります。

3 目公債諸費は、起債償還にかかわる支払手数料であります。

次、252 ページをごらんください。

12 款職員費につきましてご説明を申し上げます。

12 款職員費、1 項職員給与費、予算現額 20 億 3,406 万 3,000 円に対しまして、支出済額 20 億 2,856 万 7,313 円であります。

1 目職員給与費では、特別職を含め、224 人の一般会計から支弁する職員の人件費等で、給料、職員手当、共済費が主なものであります。

7 節の賃金は、臨時職員のうち、常雇職員にかかわる賃金。

19 節負担金補助及び交付金は、福祉協会への負担金であります。

次のページをごらんください。

13 款予備費につきましてご説明いたします。

13 款予備費、1 項予備費、予算現額 500 万円に対しまして、支出はありません。

次に、256 ページをごらんください。

14 款災害復旧費につきましてご説明を申し上げます。

14 款災害復旧費、1 項土木災害復旧費、予算減額 1,630 万 6,000 円に対しまして、支出済額 1,630 万 5,450 円であります。

1 目単独災害復旧費ですが、本目は平成 21 年 7 月 27 日の集中豪雨により被災した町道稲志別線ほか 7 路線の災害復旧工事に要した費用であります。

以上で、11 款公債費、12 款職員費、13 款予備費、14 款災害復旧費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（前川敏春） ただいま説明が終わりましたので、一括して質疑をお受けいたします。

増田委員。

○8 番（増田武夫） 職員費の中の 252 ページ、職員手当の中の時間外勤務手当、平成 21 年度は 8,094 万 6,000 円ほどであります。これ、昨年、一昨年、ずっと経過を見てみますと、平成 20 年より 21 年は 1,381 万 4,000 円ほどふえて、20.6%ふえているわけであります。そのときに例えば衆議院選挙があったとか、いろんな要素はあるとは思いますが、恒常的にこの職員残業、時間外勤務手当が多いと。このことは分析してみる必要があるのではないかと思います。ひとつ考えられることは、この間、行財政改革で職員数をずっと減らしてきているということもあるわけでありまして、そういう中で、一番心配されるのが、職員が部署によって相当の時間外をしなければならないということで、職員の健康に、健康を害するような状況が生まれていないかどうかということが心配されるわけでありまして、そこで、教えていただきたいのですが、各部ごとの残業量、多い課は、多い部はどの部が多い、どの部のどういう関係が多いのか。残業の状況を知らせていただきたい。

それから、職員によってもばらつきがあると思う、部署によってもばらつきがあると思うのですが、残業時間が一番多かった職員は、どのぐらい年間残業しているのか。

やはり確かに行財政改革で職員数を減らしていくということも必要な場合もあるのではないかと思いますけれども、そのことによって住民サービスが低下していくようではいけないというふうに思います。やはり町民との対話、町民との対応を日常的にしなければならないようなところでは、なかなか事務的な仕事ができなくて、やはりどうしても残業がふえてしまうというような場面もあるかと思うのですけれども、やはりそうした職員間のばらつきをなくしていくために、町が気をつけて管理している点はどういう点があるのかも含めて、答弁願いたいと思います。

○委員長（前川敏春） 総務課長。

○総務課長（田村修一） 時間外の件についてでございます。

始めに、全体的に 20.6%ふえているということでございますけれども、まず昨年の要因からちょっとお話をさせていただきたいと思います。

昨年につきましては、定額給付金事業、子育て支援応援特別交付金、さらに衆議院選挙、ねんりんピック、また今回決算のほうに出させていただいておりますが、国の経済対策による交付金事業が 4 本入ってきていると。特に交付金事業につきましては、短時間で処理をしなければならないといった事情もあって、さらにさまざまな部門にわたってこの事業を展開したということもあり、全体的にふえたという事情がございます。

それで、各部課の状況と各部署の状況ということでございますけれども、課ごとにご説明させていただきたいと思います。

一番多かったのが、総務部の総務課ということになります。1 人当たり月の平均の時間外の時間数で

すけれども、1人当たり 45.7 時間と。これにつきましては、定額給付金の交付事務、衆議院選挙等があったということでございます。

次に多かったのが、総務部の税務課ということで、43.2 時間と。これにつきましては、確定申告ですとか、税金の賦課の中で若干時間外がふえたということでございます。

その次に多かったのが、経済部の農業振興公社でございまして、1人当たり 33.4 時間ということでございます。これは昨年ご承知のとおり、農地法が改正されまして、大幅に事務関係が変わるということで、その準備にかかったということと、もう一点は農業振興公社の全国の連合大会が幕別町で開催されました。その準備に通常時間外で対応してきたということがございます。

その次が、民生部の町民課ということで、1人当たり 31.8 時間と。これは国保の制度の中で、高額介護合算制度という新たな制度が生まれたということで、その準備、事務的なものがかかったということと、たまたま昨年被保険者証の更新年であったということで、突発的というか、特別な事務があったということでございます。

さらに、5 番目ぐらいまでお話をさせていただきたいと思いますが、福祉課が 30.3 時間という状況で、これはねりんピック準備ということでございます。

個人的に申し上げますと、総務課の人間が年間で 1,045 時間、一番多い人間が 1,045 時間、月に直しますと、平均で 87 時間ということで、次 2 番目の職員につきましても総務課の職員で 866 時間ということでございます。これは先ほど申し上げましたが、衆議院選挙、定額給付金の事務があったということで多かったものでございます。もちろん部署によりとか、年度により事務的なものでばらつきがあるというのは現実の問題でございます。

私どもといたしましては、常に部課内で連携をとって、できるだけ個人に負担がかからない形でみんなで事務を処理していこうということで、これは総務課だけではなくて町民課でも対応していただいております。さらに、ある場面では、忠類ですとか、忠類総合支所のほうから人手をかりてるとか、また部を超えて課を超えて応援態勢を整えるということで、これまで対応してきたところでございます。今さらに現在、この部や課を超えて連携を強化する体制というか、制度をできないかと、そのようなものについても現在検討しているところでございます。

健康を害した状況と。昨年病気休暇をとったものが 14 名おります。全体で延べ 609 日ということでございます。この中には、14 名の内訳といたしましては、延べですので、若干ちょっと合計と合わないところがありますけれども、内臓疾患による者が 7 名、整形外科関係が 3 名、心疾患の関係が 5 名という状況で、1人当たり大体 43.5 日程度病気休暇をとっているという状況でございます。

○委員長（前川敏春） 増田委員。

○8 番（増田武夫） 内部で部課を超えて協力し合うような体制も考えているのだと、そういうことでありますので、やはりそういう柔軟な姿勢で対応で、1人に仕事が集中するということがないようにしていくことが必要だというふうに思いますけれども、今説明されたように、今政府なんか突然、制度を変えてきたり、いろいろな交付金制度のような形で来る場合、非常に対応も大変だというふうには思うのですけれども、例えば税務課のように、これは当然税務の仕事というのは、一定の仕事量をこなしていかなければならないというような、突然降ってわくというようなことは少ないと思うのですけれども、それでも 2 番目に多い、月に 43.2 時間の残業をするとこういうような場面もありますし、また当然ねりんピックのように予想される、その年度の中で、例えば衆議院選挙が予想される、何が予想される、相当ここに人が必要だというような、そういう突然降ってわいたことでないような状況の中で時間外がふえるというような場面も出てくるのだと思うのですよね。やっぱりそういう場面に臨んでは、やはりそれなりの体制をそれぞれとって、そして例えば総務課などでは年間に 1,045 時間残業をするような人も出てくるというような、こういうことがないようにしていくべきだというふうに思うのですよね。やはりいろんな状況の中で、外科的な疾患とかというものはやむを得ないものもあるのだと思うのですけれども、そのほかで病欠しなければならぬというような事態になるべく避けられるような勤務体制、勤務状況をつくっていく努力をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（前川敏春） 総務部長。

○総務部長（増子一馬） 今、時間外のお話から職員の健康についてのお話まで幅広い話をいただいたところでありますけれども、前段課長から申し上げましたように、昨年度につきましては、定額給付金の事務が急遽 20 年度に決まって、21 年度またがってその支給事務に当たらざるを得なかった。あるいは、子ども手当もそうであります。ねりんピックというのは、これは 2 年ほど前から幕別も参加をしてやらなければならないよということは、これはわかっているというようなこともありますし、あるいは国

の景気浮揚に伴う補正予算に伴ってのうちの町の補正予算、各種事業の発注等、かなりの時間外になったというようなことがございます。

先ほど税務のお話もされておりましたが、税務は制度自体はある程度安定はしております。ただ、今国民健康保険あるいは住民税の関係でも特別徴収の関係ですとか、いろいろ細かい部分で制度改正がやはり頻繁にございます。うちのほうは、今、もちろんその税の計算をする際に、昔みたいに手計算ということにならないわけですから、当然コンピューターを使って各種国の制度改正に伴うものの要素をコンピューターに反映をさせてプログラムの修正等を行って、課税計算の事務に当たるというようなことから、時間が限られている中での短時間でのやはり集中的な作業というようなこともございまして、どうしても時間外をしなければ6月までには間に合わない、こんなような事情がどうしても生じているということがございます。

あと、さっき言いました臨時突発的な定額給付金の事務ですとか、いうことについては、これ、総務課なら総務課、総務係を中心にそのほかの総務課の係も一部応援をいただきながら、作業を手分けしてやるわけですが、これもやっぱり時期がございまして、支給時期に間に合わなければならんというようなこともあるということで、当然その時間外も必要になると。選挙みたいに、突然解散して1カ月以内に選挙だということは別にすることであれば、衆議院の選挙の解散があった。選挙の場合は、今、毎年のように参議院の選挙があったり、統一地方選挙があったりということがあるわけですが、選挙に関しては、総務課が全職員一丸となった業務分担、役割分担をして、選挙の事務に当たると。ただ、これも当然日々の自分の担当している業務以外の事務をこなすわけでありまして、これについてもやっぱり相当数の時間外が生じるというようなことで、今申し上げた部分については、通常職員数、通常配置されている職員数では当然まかない切れない事務も、一定期間の中に遂行しなければならないというようなことから、どうしても時間外が必要だと。そのときに、職員をふやすとかということに、これ当然ならないわけでありまして、現員の中で何とか、あと課の中あるいは部の中で応援体制を組みながら、職員の協力関係を保ちながらやらせていただいているというようなことが実態でございます。

うちのほうは、今定員といいたしましうか、職員数が、これももちろん合併以降、定年あるいは早期退職者の数に比して、採用人数というのは4割程度に抑えさせていただいております。そういう部分でいえば、臨時突発的な業務に対しての対応というのは、どう処理したらいいのかということになると、当然今いる限られた人員の中で処理をしていかなければならないというようなことで、平成20年には組織機構の見直しを一部させていただきました。

あとここ数年後のことを考えますと、定年退職者がこれからふえるような要素がございまして。その際に、またさらに組織機構の見直し、これを視野に入れながら定員の適正化についても配慮していかなければならんだろうという思いでおります。それはしいては、職員の健康状態のこともございまして、もちろん忙しい大変な事務量の多いところについては、適正な人数配置をするということを前提に、またさらに組織機構の見直しもしていく必要があるのだろうというようなことは考えておまして、さらには職員交流といいたしましうか、一定期間1カ月とか2カ月区切って、例えば総務部の職員を民生部今忙しいから、民生部のある事務について、そこに行ってお手伝いしながら自分の勉強、資質の向上のためにも、普段扱っている事務以外にそういう経験をさせたいというような職員交流といいたしましうか、そういったことも組み立てができないのかどうか、これ今内部でも検討しておまして、そういう意味ではその職員になるべく過度な負担のかからないような方法を、さらに検討していきたいなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（前川敏春） 増田委員。

○8番（増田武夫） やはり慢性的に時間外が発生するというような状況は、解決に向けていくべきだと思います。やはり機械的に職員を減らしていく、国の行政改革の方針に沿って機械的に減らしていくということは、これはきちんと考慮して見直していくべきだというふうに思います。

そうした中で、これから大量に退職者が出るといったようなことにも、新しい職員ではすぐ対応していけないというようなものもありますので、やはりそうした点も考慮して、しっかりと職員の体制をとっていただきたい。やはり余り忙しい状況でありますと、町民に対する接し方もどうしても機械的になったり、町民に対して嫌な印象を与えたりするというような対応もどうしても出てくると思うのです。やはり余裕を持って町民に接し、そして町民と一緒にまちづくりをしていくという意味でも、こうした年間1,045時間も残業しなければならないというような状況は改善していくべきだと思いますの

で、ぜひ努力していただきたいと思います。

以上です。

○委員長（前川敏春） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（前川敏春） それでは、11 款公債費、12 款職員費、13 款予備費、14 款災害復旧費につきましては、ほかに質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

この際 1 時まで休憩いたします。

12：11 休憩

13：00 再開

○委員長（前川敏春） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

以上をもちまして、歳出 1 款議会費から 14 款災害復旧費までの審査がおわりましたので、引き続いて一般会計歳入に入らせていただきます。

歳入の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（増子一馬） 13 ページをお開きいただきたいと思います。

歳入であります。

1 款町税、1 項町民税、調定額 12 億 7,467 万 911 円に対しまして、収入済額 11 億 9,250 万 4,884 円であります。

不納欠損額につきましては、73 件で 321 万 6,747 円、収入未済額は 7,894 万 9,280 円であります。

収納率にいたしまして 93.04%で、前年度と比較いたしますと、0.70 ポイントの増であります。

1 目個人であります。現年課税分の調定額は、10 億 6,561 万 1,141 円で、前年度対比 430 万 8,766 円の増となっております。

景気低迷の影響により給与所得や営業所得は減少したものの、農業所得が水田交付金などにより大幅な増加となったことから、若干の増額となったものであります。

2 目法人であります。現年課税分の調定額は 1 億 2,746 万 1,000 円で、前年度に比較して 2,063 万 6,500 円の減となっております。

世界的な金融危機と景気悪化の影響から、法人の経営悪化により、法人税割が大幅な減となったものであります。

なお、町民税の現年課税分のみでの収納実績を申し上げますと、個人の収納率では 98.49%で、前年度対比 0.43 ポイントの増。

また、法人につきましては収納率 99.40%で、前年比 0.22 ポイントの減となっております。

2 項固定資産税、調定額 12 億 957 万 5,137 円に対しまして、収入未済額 10 億 7,639 万 2,672 円あります。

不納欠損額が 62 件で、2,226 万 9,664 円、収入未済額は 1 億 1,091 万 2,801 円あります。

収納率にいたしまして 88.99%、前年比 0.98 ポイントの増であります。

1 目固定資産税は、現年課税分の調定額では 10 億 8,056 万 3,700 円で、前年より 1,696 万 5,700 円の減となっております。

平成 21 年度評価がえに伴い、特に家屋の経年減点による評価額の減により、減額となったものであります。

なお、現年課税分のみでの収納率を申し上げますと 98.61%で、前年対比 0.40 ポイントの増となっております。

2 目国有資産等所在市町村交付金及び納付金、調定額、収入済額とも同額の 1,681 万 4,000 円で、前年対比 129 万 3,800 円の増となっております。

この交付金は、道営住宅、幕別高校用地などにかかわる固定資産税相当分が、国や道から交付されるものであります。

次に、3 項軽自動車税、調定額 5,262 万 3,468 円に対しまして、収入済額 4,930 万 9,985 円、不納欠損額は 50 件分で 19 万 1,444 円、収入未済額は 312 万 2,039 円あります。

なお、現年課税分の収納率は 98.41%で、前年比 0.39 ポイントの増となっております。

4 項町たばこ税、調定額 1 億 4,967 万 6,429 円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年比、調定額で 846 万 3,180 円の減であります、これは喫煙率の低下により減となったものと見込まれます。

5 項入湯税、調定額 1,047 万 3,200 円に對しまして、収入済額も同額であります。

前年対比では 363 万 4,820 円の減であります、主に宿泊利用者が 5,600 人ほど減となったことにより、減収となったものであります。

6 項特別土地保有税、調定額 449 万 5,680 円に對しまして、収入済額はありませんでした。

次のページになります。

収入未済額は 449 万 5,680 円であります。

なお、滞納繰越分につきましては、大半が道外の方ということもありまして、収納に苦慮している状況であります、これらのほとんどの物件につきましては、差し押さえ、参加差し押さえをしておりますけれども、資産価値等の関係から費用対効果を考えますと、競売手続に踏み切れないというのが現状であります。

次に、17 ページをごらんください。

2 款地方譲与税、1 項地方揮発油譲与税、調定額 5,442 万 6,000 円に對しまして、同額収入であります。

本年度からの歳入であります。

2 項自動車重量譲与税、調定額 2 億 4,536 万 2,000 円に對しまして、収入済額も同額であります。

前年度対比、金額で 2,673 万 8,000 円の減、率で 9.8%の減であります。

3 項地方道路譲与税、調定額 3,736 万 7,347 円に對しまして、収入済額も同額であります。

前年度対比、金額にしまして 5,006 万 8,653 円の減、率で 57.3%の減であります。

次のページ、19 ページになります。

3 款利子割交付金、1 項利子割交付金、調定額 1,085 万円に對しまして、同額収入であります。

前年度対比、金額にして 174 万 4,000 円の減、率で 13.8%の減であります。

次、21 ページになります。

4 款配当割交付金、1 項配当割交付金、調定額 204 万 6,000 円に對しまして、収入済額も同額であります。

前年度対比、金額にして 41 万 4,000 円の減、率で 16.8%の減であります。

次、23 ページになります。

5 款株式等譲渡所得割交付金、1 項株式等譲渡所得割交付金、調定額 88 万 4,000 円、収入済額も同額であります。

前年度対比、金額にして 91 万 1,000 円の減、率で 50.8%の減となっております。

次、25 ページになります。

6 款地方消費税交付金、1 項地方消費税交付金、調定額 2 億 4,095 万 4,000 円に對しまして、収入済額も同額であります。

前年度対比、金額にして 514 万円の増、率で 2.2%の増であります。

次、27 ページになります。

7 款ゴルフ場利用税交付金、1 項ゴルフ場利用税交付金、調定額 2,286 万 5,052 円に對しまして、収入済額も同額であります。

前年度対比、金額にして 764 万 4,504 円の減、率で 25.1%の減であります。

札内川河川敷ゴルフ場利用者数につきましては 3 万 18 人で、前年度と比較しまして 1,491 人の減、帯広国際ゴルフ場利用者数が年間 3 万 6,180 人で、こちらも 3,481 人の減ということで、利用者数の減が主な要因であります。

次、29 ページになります。

8 款自動車取得税交付金、1 項自動車取得税交付金、調定額 6,701 万 9,000 円に對しまして、収入済額も同額であります。

前年度対比、金額にして 2,197 万 2,000 円の減、率で 24.7%の減であります。

次、31 ページになります。

9 款国有提供施設等所在市町村助成交付金、1 項国有提供施設等所在市町村助成交付金、調定額 20 万円に對しまして、収入額も同額であります。

前年度と同額収入であります。

次、33 ページになります。

10 款地方特例交付金、1 項地方特例交付金、調定額 3,519 万 3,000 円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年度対比、金額にしまして 379 万 9,000 円の増、率で 12.1%の増であります。

これは平成 11 年度の税制改正による恒久的な減税に伴いまして、地方税の減収分の一部が補てんされているものであります。

2 項特別交付金、調定額 478 万 4,000 円、同額収入済であります。

これは平成 19 年度から平成 21 年度までの間、特別に交付されるものであります。

次、35 ページになります。

11 款地方交付税、1 項地方交付税、調定額 59 億 2,080 万 7,000 円に対しまして、収入済額も同額であります。

平成 20 年度との比較では、普通交付税では 2 億 8,352 万 6,000 円、5.5%の増、特別交付税では 3,967 万 7,000 円、8.0%の減となったところであります。

次、37 ページになります。

12 款交通安全対策特別交付金、1 項交通安全対策特別交付金、調定額 610 万 5,000 円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年度対比 44 万 4,000 円の減、率で 6.8%の減であります。

次、39 ページになります。

13 款分担金及び負担金、1 項分担金、調定額 8,459 万 4,818 円に対しまして、収入済額 7,830 万 8,004 円、収入未済額 628 万 6,814 円であります。

農業基盤整備事業等にかかわる受益者分担金であります。

2 項負担金、調定額 1 億 3,460 万 9,320 円に対しまして、収入済額 1 億 305 万 3,865 円、不納欠損額 493 万 6,410 円、収入未済額 2,661 万 9,045 円であります。

1 目民生費負担金は、老人福祉施設入所者にかかわる負担金及び常設保育所保育料が主なものであります。

不納欠損は、保育料が 27 件であります。

次、41 ページになります。

14 款使用料及び手数料、1 項使用料、調定額 2 億 6,356 万 2,311 円に対しまして、収入済額 2 億 5,074 万 7,306 円、不納欠損額 92 万 5,980 円、収入未済額 1,188 万 9,025 円であります。

各種施設等の使用料及びへき地保育所保育料、入牧料、公営住宅使用料などが主なものであります。

不納欠損につきましては、2 目民生使用料の学童保育料で 6 件、4 目農林業使用料の入牧料で 1 件であります。

次のページになります。

また、収入未済額の主なものは、公営住宅使用料及び前のページの学童保育料であります。

次に、2 項手数料、調定額 9,454 万 2,875 円に対しまして、同額収入済であります。

本項は、1 目総務手数料の戸籍住民表や諸証明にかかわる手数料、2 目民生手数料の介護支援、介護サービスの手数料、3 目衛生手数料のゴミ処理手数料、それから次のページになりますが、4 目土木手数料の建築確認関係手数料などが主なものであります。

次、47 ページになります。

15 款国庫支出金、1 項国庫負担金、調定額 2 億 5,673 万 8,252 円に対しまして、収入済額も同額であります。

主なものは、1 目民生費負担金の障害者自立支援給付費、それから児童手当にかかわる国の負担金などであります。

次に、2 項国庫補助金、調定額 13 億 3,342 万 7,226 円に対しまして、収入済額も同額であります。

1 目総務費補助金では、国の景気浮揚策と連動しての地域活性化などの補助金や細節 6 の定額給付金にかかわるものが主なものであります。

次のページになります。

2 目民生費補助金では、地域介護福祉空間整備にかかわるものや子育て応援特別手当に係るもの、それから、下の 4 目土木費補助金では、次のページになりますが、各種道路事業や公営住宅整備事業などにかかわる補助金、5 目教育費補助金につきましては、1 節教育総務費補助金の合併推進体制整備補助や次のページになりますけれども、中学校費の札内中学校大規模改造事業にかかわる補助金、それから幼稚園の就園奨励費に係る国庫補助金などであります。

次に、3項国庫委託金、調定額 925 万 9,097 円に対しまして、収入済額も同額であります。

1 目の総務費委託金では、国民投票人名簿システム構築事業。

2 目の民生費委託金は、基礎年金事務にかかわる委託金などが主なものであります。

55 ページ、次のページになります。

16 款道支出金、1 項道負担金、調定額 2 億 9,576 万 4,376 円に対しまして、収入済額も同額であります。

1 目民生費負担金については、先ほど国庫負担金のところでも説明を申し上げましたが、それと内容が同様で、国と道でそれぞれの負担割合に基づく道の負担分が主なものとなっております。

2 目農林業費負担金につきましては、1 節農業費負担金の農業委員会職員設置費にかかわる道負担金が主なものとなっております。

3 目土木費負担金は、地籍調査事業に伴う道負担金であります。

次に、2 項道補助金、調定額 9 億 985 万 3,140 円に対しまして、収入済額も同額であります。

1 目民生費補助金は、老人クラブ運営などの各種福祉、それから医療事業に係る道補助金であります。

次のページになりますが、2 節の児童福祉費補助金では、乳幼児医療費、地域子育て支援センター事業などに係る補助金が主なものであります。

2 目衛生費補助金では、妊婦一般健康診査にかかわる補助金が主なものであります。

3 目の農林業費補助金は、農林業関係事業に対する道補助金で、1 節農業費補助金の細節 5 の中山間地域等直接支払事業や細節 7 強い農業づくり事業補助金が主なものであります。

次のページになります。

2 節畜産業費補助金は、細節 4 の畜産担い手育成総合整備事業道補助金など。

それから、3 節土地改良事業費は、細節 1 の基幹水利施設管理業務など。

それから、4 節の林業費は、各種造林事業及び森づくり事業関係補助金であります。

4 目土木費補助金では、除雪機械にかかわる地域政策総合補助金が主なものであります。

5 目教育費補助金は、1 節中学校費の札内中学校大規模改造事業に伴う補助金などであります。

6 目労働費補助金は、次のページであります。緊急雇用創出事業補助金であります。

7 目商工費補助金は、消費者行政活性化事業にかかわる道補助金であります。

8 目総務費補助金は、経済危機対策事業などに伴う道の補助金であります。

次に、3 項道委託金、調定額 6,675 万 7,472 円に対しまして、収入済額も同額であります。

1 目総務費委託金では、2 節徴税費委託金の道民税徴収事務。

それから、4 目土木費委託金では、樋門管理業務にかかわる委託金などが主なものであります。

次に、65 ページをごらんください。

17 款財産収入、1 項財産運用収入、調定額 2,354 万 3,952 円に対しまして、収入済額 2,288 万 852 円、収入未済額 66 万 3,100 円であります。

1 目財産貸付収入は、土地及び建物の貸付収入であります。

収入未済額については、教員住宅であります。

2 目利子及び配当金は、各種基金等の利子収入などであります。

次に、2 項財産売払収入、調定額 1 億 1,519 万 4,203 円に対しまして、収入済額 1 億 576 万 7,153 円、収入未済額 942 万 7,050 円であります。

これは、公社貸付牛譲渡代分であります。

1 目不動産売払収入は、徐間伐、皆伐材の売払収入及び土地の売払収入であります。

2 目物品売払収入は、主に苗木などの売り払いにかかわる収入が主なものであります。

次のページになります。

18 款寄付金、1 項寄付金、調定額 547 万 5,900 円に対しまして、同額収入であります。

2 目総務費寄付金につきましては、札内川ゴルフ場利用者や、それからふるさと寄附として寄附を受けたものなどが収入されたものであります。

次、69 ページになります。

19 款繰入金、1 項基金繰入金、調定額 2 億 7,370 万 3,000 円に対しまして、同額収入であります。

1 目減債基金繰入金は、縁故債の一部繰上償還や財源対策債等の償還に充当するため、減債基金からの繰り入れをし、各会計の公債費の支出に充てたものであります。

2 目財政調整基金繰入金は、財源補てんをするために、財政調整基金のほうから 8,000 万円を繰り入れたものであります。

3目まちづくり基金繰入金は、福祉や農業の施策に充当するため、まちづくり基金から繰り入れたものであります。

次のページになります。

20 款繰越金、1 項繰越金、調定額 6,883 万 343 円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年度からの繰越金であります。

次のページになります。

21 款諸収入、1 項延滞金加算金及び過料、調定額 324 万 3,816 円に対しまして、収入済額も同額であります。

2 項町預金利子、調定額 62 万 3,972 円に対しまして、収入済額も同額であります。

3 項貸付金元利収入、調定額 3 億 7,609 万 9,024 円に対しまして、同額収入済みであります。

各種貸付金の返済による収入であります。

次のページになります。

4 項受託事業収入であります。

調定額 4,421 万 2,379 円に対しまして、収入済額も同額であります。

主なものは、1 目の農林業費受託事業収入で、畜産担い手育成総合整備事業にかかわる収入であります。

5 項雑入、調定額 2 億 6,831 万 8,326 円に対しまして、収入済額 2 億 5,982 万 9,525 円、不納欠損 17 万 4,278 円、収入未済額は 831 万 4,515 円であります。

次のページになります。

なお、不能欠損額については、4 目雑入、3 節学校給食費で 4 件分、収入未済額も同じく学校給食費に係るものが主なものであります。

4 目雑入は、1 節の職員給与費負担金から、ずっと行きて、81 ページの 9 節の国保特会負担金まで、ほかの科目に属さない収入であります。

次に、85 ページをごらんください。

22 款町債、1 項町債、調定額 9 億 5,434 万 5,000 円に対しまして、収入済額も同額であります。

1 目衛生祭債から次のページになりますが、7 目の災害復旧債まで、各種事業に充当するための起債の借り入れであります。

なお、89 ページに未収金及び収納率の一覧表を掲載しておりますので、ご参照をいただければと思います。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○委員長（前川敏春） ただいま説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。ありませんか。

一般会計歳入につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、一般会計の歳入、歳出にかかわります総括質問をお受けいたします。

中橋委員。

○1 番（中橋友子） 2 点について質問をさせていただきます。

まず 1 点目は、学校関係が多かったわけですが、幕別町全体の耐震計画に対する取り組みの状況、今の到達とこれからの方向性について伺いたいと思います。

平成 21 年度の 3 月に、幕別町として耐震化の改修促進計画というのを立てられておりましたね。これによりますと、平成 27 年度までの間に、個人の住宅とそれから公共施設、特に特定公共施設の改修ということを計画にのせられまして、前半では学校関係、それから庁舎と事務所関係から手がけられて、後半に、後段に集会施設などを手がけて、最終的には 27 年ですから、今は 22 年で、6 年後に終わるということに示されているわけですが、頻繁に地震が起きておまして、この計画自体が阪神淡路大震災のときに、国の法律が制定されたということによって立てられたものだというふうに思います。これの今の現時点での取り組みの状況、それから平成 27 年までにどんなふうにしていくのかということについて伺いたいと思います。

次に、もう一点は、公債費、財政のことについてであります。昨日、財政状況についてのご説明をいただきました。健全財政に向けて努力をされてきて、その数値が示されたわけですが、財政力指数を見ても、それから実質公債費比率を見ても、悪化しているとは言えないのだけれども、目に見えた改善ということにはなっていないのではないかなというふうに思います。

今回、例えば公債費比率であります。20 年度から比べますと、0.6 ポイント改善されているわけで

すが、これは0.6ポイント改善されたといえども、十勝管内ですとか、全体から比べたらかなり高い比率だというふうに思うのです。

それで、この数字の出し方そのものも変わってきた経過もありますし、これからどんなふうに落ちついていくのか、見通しを持って財政執行に当たっておられると思いますので、その見通しについて伺いたいと思います。

それから、この財政にかかわりまして、きのうのご説明では改善として述べられたこと、4点ほどありました。

一つは、借りかえですね。金利の高いものの借りかえ、それから繰上償還、それから起債については優良なもの、交付税措置のあるものということだと思うのですが、そして税収の増ということでありました。

繰上償還であるとか、借りかえについては、これもまた相当な計画を持ってやらないと、結果としては借金は減ったけれども、住民負担がふえるというような心配をするところもありまして、そういうふうにはならないと思いますので、その辺の考え方を伺いたいというふうに思いますし、また交付税措置のある起債という点では納得いくところですが、税収の増という点では今の経済状況からいって、なかなか難しいのかなというふうにも思います。

ですから、心配される点についての住民負担がふえるような方向での改善は考えていられないと思うのですが、そこをきちっと避けていただくことと、あわせてこの財政の今後における見通しについて伺います。

○委員長（前川敏春） 企画室参事。

○企画室参事（伊藤博明） 始めに、耐震化の点について申し上げます。

耐震化につきましては、平成15年に耐震化推進委員会を庁内に組織を設けまして、その後、市町村耐震改修促進計画を定めるに至ったことにつきましては省略させていただきます、その耐震改修促進計画、平成21年3月に定めておりますけれども、その中におきましては、一般住宅に対する支援としては、無料相談あるいは無料診断を行ってまいり。それから、地域防災マップを作成し、全世帯に配布あるいはホームページで公表する。これは平成21年にハザードマップとして作成をしております。

また、幕別町公共建築物耐震化推進計画、これは現時点でも、まだ未策定でございます。

この公共施設の中でも、今、委員のご質問の中にもありましたとおり、学校につきましては、今回の補正で糠内小学校の改築に向けた実施設計を計上しておりますので、残るのは糠内中学校の屋内運動場のみとなっております。

しかしながら、その他の公共建築物、大きくは庁舎が一番大きな問題でありますけれども、庁舎につきましては、先ほど今回の一般質問の中でもお答えさせていただきましたとおり、役場庁舎のあり方検討委員会を設けておりまして、その中で今年度予算で計上しております庁舎の建築にかかわる、あるいは改修にかかわる費用がどのぐらいかかるのかという委託を、今後これから出していく予定でございます。

それと、平成27年度までということになりますけれども、大きくは庁舎でありますけれども、これはたびたび論議されておりますとおり、改修で足りるのか、あるいは改築になるのかによっても大きく変わってくることがございます。

それから、未策定と申し上げました公共施設全体の計画につきましては、今後、策定に向けて進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（前川敏春） 総務課長。

○総務課長（田村修一） 主に公債費に関しての今後の財政運営という意味合いでお答えさせていただきます。

始めに、実質公債費比率が0.6ポイント改善されて、目立った改善ではないのではないかというご質問でございますけれども、実はこの公債費比率につきましては、3カ年平均で毎年の数値を公表することになっております。それで、昨年が23.9%ということで、単年度の数字で申し上げますと、昨年度は22.7%になっております。失礼しました。昨年度というよりも、平成20年度が22.7%でございます。そして、平成21年度が22.3%でございます。

昨年、ことしとそんなに下がっていないというのが、実は平成19年度が単年度で申し上げますと、25.1%と高い状況だったと。この平成19年度分が3カ年平均の中に入っている、まだ平成21年度も入っているもので、単年度ごとに計算していきますと、かなり下がってはいるのですが、3カ年平均

均ということになりますと、なかなか目立った下がりにならないと。これで 0.6 ポイントのみの下降ということになっております。

ちなみに、今後の見通しということなのですけれども、実は平成 22 年度ざっと試算しております。これが単年度で 18.8%まで下がる見込みになっております。そうすると、3 カ年平均で申し上げますと、21.2%になるものかなと。これ最終的なもの固まっていますけれども、現在のところの試算の見通しということなのですけれども。そうしていきますと、3 カ年平均で平成 23 年度からは 20%を切るという状況になるのかなと考えております。

借りかえですとか、繰上償還、税収増と、そういうようなことで、今後の財政見通し健全化に向けて進んでいくということですが、住民負担となる改善は望まないというようなことでありますけれども、もちろん私たちも住民負担増となるような改善策はとるつもりはありません。そもそも財政の健全化といえますのは、地方財政が自立して、もちろん健全に、さらにそういう中で住民サービスを低下させないでいけることを将来にもわたってつくっていくという考えのもとで進んでいることでございます。

借りかえにつきましては、当然のことながら、金利の低いものに借りかえるという考え方でございますので、住民負担は生じるものではないというふうに考えております。

今後の見通しということでございますが、中橋委員言われましたとおり、借りかえのほかに、今後起債事業の選定ということで、適債事業の選定といったらいいでしょうか。事業やる際には、何でも起債に頼るというようなことをしないで、努めて繰り入れを抑える努力を進めていくというようなことも考えていかなければならないのかなと思っております。

もちろん、その際には優良な起債を借りると。交付税措置のある優良な起債を借りると。また、何度も繰り返しになりますけれども、公的資金のほとんどにつきましては、保証金免除の繰上償還の対象となる 5%以上のものはほとんどもう少なくなってきました。何ぼかあるのですけれども、それらにつきましても、今後、財政効果あるのかどうかということを考えていくということと、縁故資金の中で、5%を超えているものはないのですけれども、4%台のものもありますので、そういうようなものについても効果が上がるかどうか、再度検証して、繰上償還に努めてまいりたいと考えているところであります。

以上です。

○委員長（前川敏春） 中橋委員。

○1 番（中橋友子） 耐震化のほうですが、個人のことは無料相談に応じてきましたよということでもあります。その実績がどのくらいあったのかも伺いたいところですが、阪神淡路大震災の被害の一番多かったのは個人の住宅が崩壊し、火災に至ったとかというようなことで、なかなか難しいとは思いますが、この個人の住宅の、この資料では、幕別町で耐震化が必要と見られる住宅の戸数が書かれているのですけれども、1,530 戸と示されておりましたよね。全体で 7,100 戸が耐震基準であるということですが、そのうちのこの 1,530 戸程度が耐震性では不十分と考えられるということでもありますから、一つは診断をすることと、あわせてこれ個人のものですから、なかなか個人の生活状況に応じて耐震強化をしていくということになっていくと、現実には厳しいものがあるのかなというふうに思ひまして、そういった点では、何らかの方策を考えていられるのか、手だてということになるのですけれども、支援の。そういうことも必要になってくるのではないかなというふうに思ひまして伺います。

それから、公共施設の点では、一番庁舎が大きいと思うのですよね。これ平成 27 年までに現実的に終わらそうと思えば、改修するのか、建てかえるのか、相当なお金も必要になってくるということを思えば、ゆっくりゆっくりやっていくということにもならないのかなというふうに思ひまして、この点では、実際に検討が進められておりますので、そういったところの結論を待ちたいと思います。

ただ、ほかの集会施設ですとか、こういう点では、不特定多数の町民が集まる場所でありますから、これから計画を持たれるということでもありますけれども、もちろんそこには財政計画も生じてくるのだらうと思いますので、これも 27 年度までに完了させる計画を持たれるというふうに押さえていっているのかどうか、伺いたいと思います。

次に、公債費比率の問題です。

努力していないというふうには全然思っておりません。数字が途中の法改正があっても、目に見える数字が余り大きな変化になっていないということを言いたかったのです。0.6 ポイントということですから。

それで、それともう一つ、やっぱりこの財政状況というのは、実際の町の台所事情がきちっとやって

いければ、多少の数字の動きがあっても、私は構わないことなのだろうと思うのですが、ただ町民全体には新聞報道等でお知らせされていく場合が多いと。そうすると、十勝の平均が 15% 台なのです。15% 台なのだけでも、幕別町だけが断トツに高く、ずっと 23% 台で来て、音更も 15%、低い中札内当たりは 7% か 8% 台ですよ。

こうなってくると、やっぱり幕別町の財政状況、どうなんだということがありまして、それで今のお答えでありますと、平成 23 年度には 20% を切るということでもありますので、一つはここが高い峰からちょっと下がるという評価を町民にしてもらえるのかなというふうに思うのですけれども、そういう将来の方向性をきちっと示していただきましたので、それは受けとめながら、ただ、やっぱりここまで幕別が高くなったのは、やっぱり原因があったわけですよ。

ですから、今つくられた原因、もう十数年前の原因ですけれども、それを一生懸命ここまでやってきたわけですが、財政状況が悪くなって、それで簡単にいかないのではないかと心配をしました。

1 点だけなのですが、その住民負担になることをしないようにということと言った心配の理由は、財政健全化計画の中で、例えば水道料金の改定ですとか、下水道料金の改定のときにも議論をしてきたのですが、一定の縛りがある中で負担を減らす手法、繰上償還ですか、ということをやっているものですから、その条件の中に改定が盛り込まれてきておりまして、それで今までもそういう流れで、結局下水道料金なんかは引き上げられてきたという経過があるものですから、そういう手法はとっていただきたくないということがありまして、申し上げたところです。

将来 20% を来年切るということでもありますから、早晚、十勝の平均値に向かっていく考えでいらっしゃると思いますので、その辺の見通しについても伺いたいと思います。

○委員長（前川敏春） 施設課長。

○施設課長（澤部紀博） 木造住宅の無料耐震診断の実績ということでございますけれども、21 年度に入りまして、無料耐震診断を実施しておりますけれども、件数といたしまして、幕別町で受けたのは 6 件でございます。それから、今、十勝地域振興局ですけれども、そちらのほうで受けたのが 1 件ございます。幕別町で受けました診断の結果といたしましては、倒壊しないというのはありませんで、一応倒壊しないというのが 1 件、倒壊の可能性あり 3 件、倒壊の可能性が高いというのが 2 件ございました。

実績としては以上でございます。

○委員長（前川敏春） 企画室参事。

○企画室参事（伊藤博明） その一般住宅に対する支援策でありますけれども、国では補助制度等が用意されておりますけれども、幕別町では特段その耐震に特化した補助制度というのはございませんけれども、現在、町で進めております住宅新築リフォーム奨励事業の中には、耐震補強もメニューとして含めておりますので、これらの要件に該当する場合には、商品券ということになりますけれども、補助といましようか、があるということでもあります。

それと、27 年度までに終われるのかということでもありますけれども、耐震改修計画の中では、住宅の耐震化の現状といたしまして、耐震化率、幕別町 85.9% と、この計画の中でも定めております。計画におきましては、27 年度までに 9 割を達成するのを目標と定めております。しかしながら、今、施設課長の答弁にもありまして、なかなか診断件数も上がってこないということから、現状としては我々が思い描いているようには進んではいないのかなという感触ではあります。

しかしながら、そのすべてをしっかりと調査したわけではありませんので、明確なところはお答えできません。

それから、他の集会施設につきましても、27 年度までにということでもありますけれども、これは中橋委員もおっしゃられたとおり、当然改修するには財源が必要となっておりまして、学校とかとは異なりまして、他の集会施設には、特段メニューも、補助メニュー等も用意されておきませんので、そうすると一般財源を投入していくということから考えますと、なかなかすべてを 27 年度までに終わり切れるということは、今ここではお答えすることはできません。申しわけございません。

○委員長（前川敏春） 総務部長。

○総務部長（増子一馬） 私のほうから、財政の健全化に向けてということでご説明申し上げたいと思いますけれども、前段、総務課長にほうから、起債あるいは公債費の取り扱いについての説明がありましたけれども、さらにそれにつけ加えまして、私どもで今財政の健全化に向けて取り組んでいる中で若干補足して説明をさせていただきますけれども、一つには人件費の抑制です。これ、職員の適正配置ということを念頭に置きながら、人件費を極力切り詰めていこうというようなことでもあります。

それから、大きなのは先ほど申し上げましたように、公債費の抑制。起債の借入れの抑制あるいは

繰上償還、借りがえによる元金利子負担の軽減というようなことであります。

それから、補助金の見直し、これは昨年度から実質予算組みも若干かえさせていただく中で、補助金についても精査をさせていただいております。

それから、あとは細かいところでは物件費の抑制なんかも当然やっているわけではありますが、あとは歳入ですね。私ども歳入の中で一番やっぱり自主財源として一般財源として一番大きなものは、町税だと思っております。先ほど私も説明の中でさせていただきましたけれども、町税の 21 年度決算の中では、収入未済額が 1 億 9,700 万円ほどある。町の税金だけでこれだけ残っていますよというようなことです。ですから、我々としては、これについてもさらに徴収率アップできるように、自主財源を確保するという観点からも、さらに努力をしていかなければならないのかなというふうな思いでおります。

それとあと、公債費の関係につきましては、先ほど実質公債費比率やなんかの見通しを説明をさせていただいておりますけれども、今の普通交付税の状況あるいは繰上償還、借りがえ等を実施した後の公債費の償還額などの見込みを立てますと、平成 23 年には 3 カ年平均で 20% を切るだろうと、こういう見込みを立てておりますけれども、ただいかにせん、その普通交付税につきましては、国がこれルールで制度上決めて、市町村に交付されるということで、うちの町独自で交付税を確保するためにどういうことをやらなければならないかというような手だてというのはいないものですから、これは依存財源ですけれども、交付税が順調に伸びることを期待しながら、そして町長にもいろいろな場面でその交付税制度の改善あるいは制度の改正、そして地方の固有の財源だというようなことも、事あるごとに陳情、要望お願いをさせていただいているというふうなところであります。

先ほど下水道料、水道料のお話、住民負担についての中橋委員からのお話もありましたけれども、端的に申し上げますと、うちの町は、もうほぼ大きな社会資本整備は終わっているのだろうというふうに私どもとしては認識をしております。

町の形態からいまして、幕別、忠類との合併前を考えますと、旧幕別市街、こちらの地区と、札内地区と、大きく市街地が二つに分かれておりまして、下水道の事業なんかも、これわずか 2 万数千人の町で、幕別本町地区は公共下水道という制度の中で処理場を自分のところで構えて、そして幕別地区だけ下水道処理をしている。札内地区についてはどうかといいますと、十勝川流域下水道ということで、1 市何町村かの一部事務組合で札内地区の下水道の整備、かつてその供用区域になっているというふうなことで、下水道についても二つの制度の中でやっている。これはなかなかほかの町で余りないと思います。

さらに申し上げますと、各種公共施設も、札内のスポーツセンターあり、幕別にはトレーニングセンターあり、札内には福祉センターあり、幕別には町民会館ありというようなことから考えても、人口の割合からいいますと、やっぱり各種公共施設の整備が非常に高い水準になっているということがあるのだろうというふうに思っております。

それがゆえに、実質起債なんかも、ほかの町で比べましたところ、起債の借入額、これはやっぱり大きくなっているのだろうというのがひとつ要因としてはあるのだろうというふうに、私どもは認識をしております。

ただ、前段申し上げましたように、今、公債費の関係につきましても、当然、繰上償還、借りがえ、一番有利な制度を活用しながら、そしてここ一、二年の間では、減債基金を取り崩させていただいて、繰上償還の財源にさせていただいた。ですから、減債基金についてはもうかなり残高が減っているわけですけれども、ただこの時期に繰上償還をすることが後々の財政運営もそうですし、住民の負担の軽減にもなるだろうというふうな思いから、理事者とも相談をして貯金をおろさせてもらって、繰上償還もさせてもらったというふうなことで、財政健全化に向けての取り組みは、今できるものについては、やらせていただいているつもりであります。

ただ、今後につきましても、さらにいろいろな工夫ができないものか、内部ではさらに検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（前川敏春） 中橋委員。

○1 番（中橋友子） 地震のほうにつきましては、今、後段の財政の問題とも絡めまして、計画を持っていただきたいということを申し上げたいと思います。

財政につきましても、社会資本の整備、いわゆる箱物というふうに言われてきたのですが、そういう点については整備されてきたというふうに思います。

ただ、今いろんな面で長寿化計画というふうに言われていますけれども、そういった箱物を持てば

持つほど、年数がたってくると、それについてのまた更新であるとか、それから下水は最近の事業でありますけれども、上水などはかなり古い事業でありますから、これのパイプを取りかえていく仕事とかということになると、また相当な投資とかというふうになれば、これはやっぱりずっと計画を持ちながら、むらのない運用といいですか、無理のない財政計画を持ってやっていく以外にないのだというふうに思うのですよね。

ですから、幕別町が突出しているものですから、何度も何度もこういう機会にお話をさせていただいたのですが、そういった財政計画、長期の町としての公共設備投資等の財政計画を持ちながら、全体の公債費比率も緩く下げていくというようなことが理想ではないかと思ひまして、そんな努力をされるということでもありますから、そこに特段の努力を求めて、質問は終わりたいと思います。

○委員長（前川敏春） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（前川敏春） なければ、総括質問につきましては、ほかにないようですので、以上をもって終了させていただきます。

これで一般会計の審査を終了させていただきます。

この際、2時5分まで休憩をとります。

13：52 休憩

14：05 再開

○委員長（前川敏春） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより特別会計の審査に入らせていただきます。

審査の方法につきましては、歳入歳出一括して説明を受けまして、質疑も同じく一括してお受けいたします。

認定第2号、平成21年度幕別町国民健康保険特別会計決算の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（菅 好弘） それでは、平成21年度幕別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきまして、ご説明を申し上げます。

3ページをお開きいただきたいと思います。

3ページ、歳入は1款の国民健康保険税から10款の連合会支出金まで、合計いたしまして、歳入合計、予算現額31億5,680万9,000円に対しまして、調定額34億1,995万4,368円、歳入済額31億5,311万6,476円となっております。

次に、歳出であります。

5ページをお開きいただきたいと思います。

5ページ、歳出は1款総務費から11款の予備費まで合計いたしまして、予算現額31億5,680万9,000円に対しまして、支出済額30億9,344万8,968円となっております。

欄外のほうにありますけれども、歳入と歳出を差し引きいたしまして、残額が5,966万7,508円となっております。

ここで、平成21年度の国保会計の概要について申し上げたいと思います。

被保険者数では、年度平均で一般被保険者数8,282人、退職被保険者数419人、合計では8,701人となりました。

前年と比較いたしまして1.2%の減、世帯数では年度平均で一般被保険者世帯数4,201世帯、退職被保険者世帯数202世帯、合計では4,403世帯ということになりまして、前年と比較いたしまして2.3%の減となっております。

それでは、歳入歳出の事項別明細につきましてご説明をさせていただきたいと思います。

始めに、歳出からご説明させていただきます。

31ページをお開きいただきたいと思います。

31ページ、歳出、1款総務費、1項総務管理費、予算現額8,019万4,000円に対しまして、支出済額7,665万9,488円であります。

1目の一般管理費は、国保事務にかかわります一般職員の人件費のほか、国保事業全般に係る事務経費を支出したものであります。

33ページになります。

2 目の連合会負担金は、医療費の審査支払業務を委託となっております。

北海道国保連合会に係る負担金となっております。

次に、2 項徴税費、予算現額 676 万 6,000 円に対しまして、支出済額 637 万 3,043 円であります。

1 目賦課徴収費は、国保税の賦課徴収及び納税推進に要した費用であります。

19 節負担金補助及び交付金の十勝圏複合事務組合負担金は、滞納整理機構に係る負担金であります。

3 項運営協議会費、予算現額 62 万 1,000 円に対しまして、支出済額が 31 万 6,591 円であります。

1 目運営協議会費は、本目は国保運営協議会委員 9 人の報酬並びに費用弁償に要した費用となっております。

次に、35 ページをお開きいただきたいと思います。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、予算現額 18 億 6,505 万円に対しまして、支出済額 18 億 3,707 万 3,537 円であります。

1 目の一般被保険者療養給付費は、一般被保険者の医療機関受診に対する診療報酬の支払いに係るものであります。

1 人当たりの給付額は 20 万 5,217 円で、前年比では 2.7%の増となっております。

2 目の退職被保険者等療養給付費は、退職被保険者とその被扶養者の診療報酬の支払いに係るものであります。

1 人当たりの給付額は 26 万 341 円で、前年度費 14.8%の減となっております。

3 目の一般被保険者医療費及び 4 目の退職被保険者等療養費は、治療に要するサポーターなどの補装具購入や柔道整復師の施術を受けた場合などに対する現金給付に係るものであります。

5 目審査支払手数料は、診療報酬明細書の資格審査及び医療費の支払い等の事務に要した費用であります。

2 項高額療養費、予算現額 2 億 640 万円に対しまして、支出済額 1 億 9,908 万 4,427 円であります。

1 目一般被保険者高額療養費の 1 人当たりの給付額は 2 万 2,165 円で、前年度比では 1.2%の増。

2 目退職被保険者等高額療養費の 1 人当たり給付額は 3 万 6,897 円で、前年比では 25.4%の減となっております。

3 目一般被保険者高額介護合算療養費は、世帯の 1 年間の医療給付に対する自己負担額と介護給付に対する自己負担額を、合算したものが一定の基準額を超える場合、超えた額の支払いに係るもので、2 件で 5 万 2,887 円の支出をいたしております。

4 目退職被保険者等高額介護合算療養費は、3 目同様に、退職被保険者等に係るもので、支出はありませんでした。

次のページになります。

3 項移送費、予算減額 21 万円に対しまして、支出はありませんでした。

4 項出産育児諸費、予算現額 2,000 万 6,000 円に対しまして、支出済額 1,815 万 10 円であります。

1 目出産育児一時金は、4 月から 9 月まで 1 件当たり 35 万円または 38 万円で、30 件の支出をしております。

10 月から翌年 3 月まで 39 万円または 42 万円で、18 件の支出であります。

前年度に比較いたしまして、16 件の増となっております。

5 項葬祭諸費、予算現額 180 万円に対しまして、支出済額 132 万円であります。

被保険者の死亡に際しまして、平成 20 年 4 月から 3 万円を支給しているものであります。

総件数では、44 件の支出をいたしております。

前年度に比較いたしまして、2 件の減であります。

次ページになります。

3 款後期高齢者支援金等、1 項後期高齢者支援金等、予算現額 3 億 8,060 万 4,000 円に対しまして、支出済額 3 億 8,060 万 2,930 円であります。

1 目後期高齢者支援金は、後期高齢者医療制度で医療を受けられる方の医療費に係る保険者の負担分でありまして、社会保険診療報酬支払基金へ支出したものであります。

2 目は、支払基金へ事務費分として拠出したものであります。

次ページになります。

4 款前期高齢者納付金等、1 項前期高齢者納付金等、予算現額 108 万 3,000 円に対しまして、支出済額 108 万 2,204 円であります。

1 目は 65 歳以上 75 歳未満の被保険者、いわゆる前期高齢者に係る医療費及び前期高齢者支援金につ

いて保険者間の前期高齢者の偏在による負担の不均衡を調整するための費用負担分でありまして、支払基金に支出したものであります。

2目は1目に係る事務費を支払基金へ拠出するものであります。

43ページになります。

5款老人保健拠出金、1項老人保健拠出金、予算現額4,277万3,000円に対しまして、支出済額4,277万2,943円であります。

1目老人保健医療費拠出金、国民健康保険被保険者のうち老人保健制度で医療を受けられた方の医療費に係る保険者負担分で、支払基金への拠出金であります。平成19年度で老人保健制度が終了いたしました関係上、過年度精算分などを支出しております。

2目は、老人保健事務費拠出金で支払基金への拠出金であります。

45ページになります。

6款介護納付金、1項介護納付金、予算現額1億5,983万6,000円に対しまして、支出済額1億5,983万5,306円であります。

国保被保険者のうち40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者に係る保険料負担分を、社会保険診療報酬支払基金へ納付するものであります。

47ページになります。

7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、予算現額3億5,597万2,000円に対しまして、支出済額3億5,596万9,050円あります。1目高額医療費拠出金は、高額医療費の発生による財政運営の負担を緩和するために、国保連合会が実施主体となりまして行います再保険事業に全道の市町村が拠出をしているものであります。1件80万円以上の高額医療費が対象となります。

2目の保険財政共同安定化事業拠出金は、1目同様、国保連が実施主体となつて行う再保険事業であります。1件30万円を超える80万円までの高額医療費が対象となっております。

3目は、その他共同事業事務費拠出金、退職者医療事務費に係る拠出金であります。

次のページになります。

8款保健事業費、1項特定健康診査等事業費、予算現額1,704万9,000円に対しまして、支出済額769万4,417円あります。

1目特定健康診査等事業費、13節の細節6の特定健康診査委託料及び細節7の特定保健指導委託料が主なものであります。

平成20年4月から実施いたしております内臓脂肪症候群、いわゆるメタボリックシンドロームの予防、解消に重点を置いた生活習慣病の予防のための事業に係る委託料となっております。

2項保健事業費、予算現額513万3,000円に対しまして、支出済額453万3,621円あります。

本項は、被保険者の健康の保持、増進を目的といたしまして、これらの増進に係る経費を支出したものであります。

11節の需用費の印刷製本費は、健康づくりのための啓蒙等のパンフレットや医療費の通知用封筒などの印刷経費となっております。

12節の役務費は、年6回の医療費通知に係る郵便料となっております。

19節は、インフルエンザ予防接種費用や国保税賦課及び医療費適正化などに係る国保特会の負担分となっております。

51ページになります。

9款公債費、1項公債費、予算現額5万円に対しまして、支出はありませんでした。

53ページになります。

10款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、予算現額316万2,000円に対しまして、支出済額191万7,329円あります。

1目の一般被保険者保険税還付金は、39件分の支出であります。

2目退職被保険者等保険税還付金は、5件分の支出であります。

3目償還金は、医療費の確定に伴う支払基金等への精算還付金でありますけれども、支出はありませんでした。

4目、5目も同様に支出はありませんでした。

2項高額療養費特別支給金、予算現額10万円に対しまして、支出済額6万4,072円あります。

次に、55ページになります。

11款予備費、1項予備費、予算現額1,000万円あります。支出はありませんでした。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入につきまして説明をさせていただきたいと思います。

7 ページをお開きいただきたいと思います。

7 ページ、歳入。

1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税、調定額 10 億 9,245 万 6,151 円に対しまして、収入済額 8 億 2,808 万 2,170 円、不納欠損額 146 件で 1,342 万 3,875 円となっております。

収入未済額は 2 億 5,095 万 106 円となっております。

国保税の収納率でありますけれども、1 目の一般被保険者分につきましては、1 節医療給付費分現年課税分につきましては 95.88%で、前年度に比較いたしまして 0.53 ポイントの増、3 節の後期高齢者支援金分現年課税分につきましては 95.96%で、前年度に比較いたしまして 0.60 ポイントの増となっております。

5 節の介護納付金分の現年度課税分につきましては、95.68%で 0.94 ポイントの増となっております。

これら現年課税分を合計いたしますと、95.88%となりまして、前年度比では 0.57 ポイントの増となっております。

2 目の退職被保険者分につきましては、1 節医療給付費分現年課税分が 97.26%で、0.64 ポイントの減、3 節の後期高齢者支援金分現年課税分につきましては 97.15%で、前年度に比較いたしまして 0.55 ポイントの減となっております。

5 節介護納付金分現年課税分では 97.30%で、0.64 ポイントの減となっております。

これら現年課税分合計では 97.24%となります。

前年と比較いたしますと、0.54 ポイントの減となっております。

なお、一般被保険者分及び退職被保険者分の総体での現年課税分につきましては 95.96%と、前年度を 0.61 ポイント上回りまして、これは 7 年連続で 94%以上を確保することができたところであります。

次ページに参ります。

2 款国庫支出金、1 項国庫支出金、調定額、収入済額とも同額の 6 億 3,941 万 1,686 円で、前年度との比較もほぼ同額となっております。

1 目療養給付費等負担金は、一般被保険者に係る療養給付費等のほか、老人保健拠出金、また後期高齢者支援金及び介護納付金に係る国の定率負担分となっております。

2 目高額医療費共同事業負担金は、高額医療費共同事業の拠出金に対する国の定率分 4 分の 1 の負担分となっております。

3 目の特定健康診査等負担金、特定健康診査及び特定保健指導に係る国の定率分 3 分の 1 の負担となっております。

2 項国庫補助金、調定額、収入済額とも同額の 1 億 8,871 万 2,849 円で、前年度と比べますと 2.3%の増であります。

1 目は、市町村間の財政力格差を埋めるための財政調整交付金であります。

2 目は出産一時金補助金、3 目は介護従事者処遇改善臨時特例交付金、4 目は高齢者医療制度円滑運営事業補助金であります。

70 歳から 74 歳の方の自己負担分が、平成 22 年度も引き続き 1 割で継続されることになりましたことから、高齢受給者証の再発行をいたしました関係からの補助金であります。

13 ページになります。

3 款療養給付費等交付金、1 項療養給付費等交付金、調定額、収入済額とも同額の 1 億 4,005 万 1,339 円であります。

本項は、退職被保険者等の療養給付費及び老人保健拠出金などの財源として、支払基金より交付されたものであります。

現年度分では、被保険者の減による療養給付費の減などに伴いまして、前年度に比べますと 32%の大幅減となっております。

15 ページになります。

4 款前期高齢者交付金、1 項前期高齢者交付金、調定額、収入済額とも同額の 6 億 2,241 万 4,511 円であります。

前期高齢者の療養給付費として支払う財源といたしまして、支払基金のほうから交付されたものであります。

17 ページになります。

5 款道支出金、1 項道負担金、調定額、収入済額とも同額の 1,753 万 7,081 円であります。

1 目高額療養費共同事業負担金、国庫負担金と同様に高額医療費共同事業の拠出金に対する北海道の負担分 4 分の 1 となっております。

2 目特定健康診査等負担金、特定健康診査に係る道の負担は 3 分の 1 であります。

2 項道補助金、調定額、収入済額とも同額の 1 億 2,427 万 4,000 円であります。

三位一体の改革によりまして、平成 17 年度から創設された交付金であります。

国民健康保険事業における都道府県の役割、この責任を強化するために都道府県負担が導入されたものでありますけれども、国の調整交付金同様、市町村間の財政力格差を埋めるための交付金となっております。前年度比では 8.9% の増となっております。

19 ページになります。

6 款共同事業交付金、1 項共同事業交付金、調定額、収入済額とも同額の 3 億 3,822 万 9,219 円であります。

1 目は、全道の市町村国保保険者の拠出金と国の補助金とを財源といたしまして、一般被保険者の高額医療の発生状況により交付されたものであります。

1 件 80 万円超の高額療養費に交付されたものでありまして、前年度に比べまして 1.1% の減となっております。

2 目は 1 目同様高額医療費に係る事業で、1 件 30 万円を超え 80 万円までの高額医療費が対象となっております。

前年度比では 3% の減となっております。

次ページになります。

7 款繰入金、1 項他会計繰入金、調定額、収入済額とも同額の 2 億 4,685 万 3,567 円で、前年度比では 1% の減となっております。

1 目一般会計繰入金、1 節の保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）は、低所得者の方に対して行った国保税の減額相当分を一般会計から繰り入れたものであります。

2 節の保険基盤安定繰入金（保険者支援分）は、低所得者を多く抱える保険者を支援し、中間所得層を中心に保険税負担を軽減するために繰り入れたものであります。

3 節の職員給与費等繰入金は、国保事務にかかわります職員の人件費と一般管理費にかかわります事務費などを繰り入れたものであります。

4 節出産育児一時金繰入金は、出産育児一時金といたしまして給付する金額に対しまして、3 分の 2 に相当する額を一般会計から繰り入れたものであります。

5 節財政安定化支援事業繰入金は、保険者の責めに帰することのできない事情による国保財政の負担増に対しまして、一定額を繰り入れるものであります。普通交付税の基準財政需要額算定の中で、決定されているものであります。

6 節その他一般会計繰入金は、一般会計で実施しております乳幼児医療費助成制度など、福祉医療の実施に伴う波及増医療費の保険者負担分及び審査支払手数料を繰り入れたものであります。

次に 23 ページになります。

8 款繰越金、1 項繰越金、調定額、収入済額とも同額の 191 万 4,303 円であります。

平成 20 年度からの繰入金であります。

25 ページになります。

9 款諸収入、1 項延滞金及び過料は、調定額、収入済額とも同額の 487 万 6,799 円で、一般被保険者国保税の延滞金 164 件に係るものであります。

2 項預金利子、調定額、収入済額ともありませんでした。

3 項受託事業収入、調定額、収入済額ともありません。

4 項雑入、調定額 285 万 9,194 円に対しまして、収入済額 39 万 5,283 円、不納欠損額 6 万 5,372 円、収入未済額は 239 万 8,539 円であります。

2 目一般被保険者第三者納付金は、交通事故により生じた保険給付費の支払いに対しまして、損害賠償金として加害者から支払いを受けたもので、3 件分であります。

4 目一般被保険者返納金は、転出や社会保険加入により、幕別町国民健康保険の資格を喪失した後に、国民健康保険被保険者として受診してしまった場合に、当該被保険者から返納していただくものでありますけれども、この返納金 4 件分を調定したものであります。

このうち、3 件につきまして、転出後に居所不明となりましたことから、不納欠損処分を行っており

ます。

5 目退職被保険者等返納金は、調定額、収入済額ともありませんでした。

次に 27 ページになります。

6 目保険医療機関返還金、医療機関の不正請求などにより返還金が生じたもので、5 件分を調定したものであります。

なお、2 件、239 万 8,539 円が収入未済額となっております。

7 目雑入は、償還払いの一般療養費のうち高齢受給者の公費負担分が、国保連から交付されたものが主なものとなっております。

29 ページになります。

10 款連合会支出金、1 項連合会補助金、調定額、収入済額とも同額の 36 万 3,669 円であります。

420 万円を超える超高額療養費の 200 万円を超える額に係る連合会からの交付金であります。

以上で、国民健康保険特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（前川敏春） ただいま説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

谷口委員。

○2 番（谷口和弥） それでは、質問させていただきたいと思います。

国民健康保険税の負担が大変だという声が、やはり多くの町民から聞かれるところであります。

先ほど民生部長のほうから 4 年連続 94% の収納率であるということ、お話ありましたけれども、やはり大変な生活の中で納めている、そういった方が多いということは、いろいろな方々とのお話の中で実感するところでもあります。

昨日いただきました資料の中では、平成 21 年ですと、4,843 世帯の国保加入世帯がある中で、924 世帯が何らかの滞納をしているという数字をいただきましたけれども、これも本当にこの一つのあらわれなのだというふうに思っております。

この負担が大変だということにかかわって 2 点と、それからもう 1 点、3 点にわたって質問させていただきたいというふうに思います。

毎回この場で質問させていただいていることですが、この滞納した世帯に対して、どのような納税に対する対応されているのかということが 1 点目であります。それに合わせまして、資格証明書の発行数、短期資格証の発行状況、そのような数も出していただきたいというふうに思います。

2 点目は、窓口負担の減免制度にかかわって質問させていただきます。

先日、厚生労働省が国民健康保険の患者負担を減額免除する、そういった市町村の制度に関する新たな基準を示す通知を出したということが、最近の報道で紹介されているところでもあります。

国民健康保険法第 44 条、これにかかわって患者負担、現役世代ですと 3 割、高齢者世帯ですと 1 割から 3 割になるわけですが、この窓口医療負担のこの 1 割から 3 割の部分を市町村が行えるというふうに定めている。これに対して、国のほうでは、窓口負担が重たくて病院にかかれない医療抑制になっている、その実態の中で、市町村がその患者負担分を減額した分の半分を持つのだということの通知が出されたところでもあります。

まずは、幕別町にこの国保 44 条にかかわる条例があるのかということと、もしあるのであれば、今までその制度が活用された実態があるのかということ。

そして、これからのことになってまいりますけれども、幕別町では、この国の通達に対して、どのようにして窓口負担、この軽減について努力されていくのかということ、これを 2 点目にお聞きしたいというふうに思います。

3 点目でありますけれども、さきの国会で、国保法が改正されて、広域化等支援方針の策定をするためのアンケートを、市町村にも送ったということが報道されているところでもあります。

今まで国民健康保険の保険者は、各市町村であったわけですが、これを道が行うのだということに向けてのいろいろとした推進を今進めようとしている、そういう段階にあって、これがされるかどうかということは決まったわけではないですが、それに向けて着々と進めている。これに対する町の見解をお尋ねしたいというふうに思います。

○委員長（前川敏春） 税務課長。

○税務課長（姉崎二三男） 1 点目でございますけれども、滞納者対策、納税者に対する対応をどのようにしているのかということにつきまして、私のほうからご説明させていただきたいと思います。

実は、これ一般の町税関係とも同じなのですが、国民健康保険税につきましても、同様な納税

者に対する対策を実施してございます。

実は、現年度課税分につきましては、分割納入計画書、それと徴収猶予計画書、それと延滞金免除申請、これをいただいております。

実は、平成 21 年度の実績で申しますと、87 件の方から現年度分いただいております。で、そのうち国民健康保険税に該当するのは、45 件申請をいただいております。この申請をいただいた方、この全員につきましては、納税猶予を実施しているという内容でございます。

それから、滞納もある方でございますけれども、この方たちにつきましては、納税誓約書をいただいているという内容でございます。これ町税ですから、町民税あるいは国民健康保険税合わせまして、全部で 490 件の方から納税誓約書をいただいております。

申しわけないのですけれども、このうち国民健康保険税の該当者が何人いるかというのは、詳細に調べてございません。ただし、現年度分から想定しますと、大体 7 割程度はいるのではないかというふうに、こちらのほうでは考えているところでございます。

こういう納入計画等を出させていただいた方につきましては、当然、納税相談でやっているのですけれども、この方たちにつきましては、そのような形で対応させていただいていると。それ以外の方たちも、昼間は余り行っても在宅されていないということで、夜間に訪問させていただいて、納税にかかわる相談をさせていただいておりますけれども、それ以外にも、国保税の保険者の切りかえ時期、うちのほうでやっているのは、6 月、9 月、それから 12 月、これは一部ですけれども、それから 3 月と、保険証の切りかえ時期に納税相談をさせさせていただいております。

そのときにも、役場のほうに来て、足を運んでいただきまして対応させていただいているという状況でございます。

一応基本的には、町民税と同様な形で実施しているという内容でご理解いただきたいと思います。

○委員長（前川敏春） 町民課長。

○町民課長（川瀬俊彦） 第 1 点目の資格証明書と短期被保険者証の発行実績ということでありまして、22 年の 6 月 1 日現在が最新のデータになりますけれども、短期被保険者証につきましては、世帯数では 280 世帯が対象です。そのうち居所不明が 10 世帯ありますので、実質的には 270 世帯。資格証明書につきましては、対象世帯は 14 世帯、そのうち居所不明が 9 世帯なので、実質的には 5 世帯という状況であります。

続きまして、第 2 番目の窓口負担の減免についてでありますけれども、もともと窓口の一部負担金の減免につきましては、健康保険法第 44 条もともとあります。その中で、これは減免はできるということになっておりますので、そのことについては変わりはありません。

国で言っていることは、医療費につきまして、こういう経済情勢ですから、なかなか収入が低かったり、また安定しなかったりして、なかなか医療にかかるのが大変な方、そういう方が医療にかかるのを、何といいましょうか、かからないといいましょうか、医療にかかるのをためらうようなことをなるべく避けなければならない。そのようなことから、もしそういう減免に該当するような世帯につきましては、町村は十分それらを勘案して、そしてそういうものの的確な対応するようにというのが趣旨だと思います。

本町といたしましては、相談を受けたりすることはありませんけれども、そういう申請をされた実績は現時点においてはありません。

3 番目につきましては、国保の広域化の方向性ということでありまして、これはご存じのこととは思いますが、後期高齢者の医療制度の見直しとあわせまして、国保のあり方についても、同じように論議がされております。

そして、都道府県単位での広域での運営というものが、まさに今、論議始まっているところでありますけれども、その中で、これ 22 年、23 年、24 年と、もう将来に向けて、その各年度ごとに都道府県がその広域化に向けて、どのように環境整備をしていくのかということ国は示しております。その中で、22 年度で示している内容につきましては、これ都道府県が一つには、広域化の支援方針を定めることということであります。それを受けまして、北海道におきまして、今年度中に支援方針を定めるというふうにはお聞きしています。

この広域化に向けていろいろな課題があります。そういうものを一步一步整理することになるかと思いますが、その課題の中の一つには、高額医療費等にかかります共同安定化事業のあり方について、また一つには、収納率が各町村によって格差があるというようなこと、それと保険料につきましても、これ町村によって格差がある。そういうようないろいろな課題がありますから、そういう課題

をどのように整理していくのか、そういうものがこれから検討されていくと、そのように伺っております。

幕別町としましては、こういう検討化に向けての推移を見ながら的確な対応をしていくことになろうかと思っております。

以上です。

○委員長（前川敏春） 谷口委員。

○2番（谷口和弥） 一つ目の質問でありますけれども、いろいろな手段を使って滞納者と会う手だてをとりながら、納税相談を行っているということのご回答であったのかなというふうに思います。

そういう中で、資格証明書が14世帯、実質5世帯、短期被保険証が実質270世帯に発行されているということのご答弁もいただいたところであります。

短期被保険証については、どうでしょうか。今までよりも随分、数が多くなったようなそういう印象を持ちますけれども、ここ一、二年の数字などもお聞きしていいでしょうか。

そして、丁寧な対応をしていただくことを、本当に心から願いたいところなのですが、実際にこの納税相談する中では、どのような担当者の苦労があるのかということもお聞きしたいというふうに思います。

まず、一たんそこで切らせていただきます。

○委員長（前川敏春） 町民課長。

○町民課長（川瀬俊彦） 短期被保険証の世帯数の流れでありますけれども、これその調査調査時点でいろいろと数字は動きます。直近で比較いたしますと、22年の3月1日では332世帯、そのうち居所不明が9世帯ですので、実質323世帯でありました。それからいきますと、3カ月の間に52世帯が減ったというような状況であります。

○委員長（前川敏春） 税務課長。

○税務課長（姉崎二三男） 2点目の納税相談する中の苦労でございますけれども、これ町税にもイコールになるのですけれども、納税相談で例えば納税誓約書等を出していただく方につきましては、それ相応に、向こうのほうから考え方を持ってこられますので、税務課としても対応はそれほど難しくはないというふうに考えてございますけれども、ただ、納税相談に来て、当然にして生活状況を聞かなければならないという内容がございます。ただ、その中で納税者の住民の方のほうで考えれば、なかなか内容を話しにくいというのが中心になってございます。

実は税務課のほうで生活状況を聞くのですけれども、その中で、前にも言いましたけれども、例えば給与とかの差し押さえの場合に、これはやってはだめだよという項目があるのですけれども、例えばサラ金から借りているとか、それから最近多いのは、車代の償還が多いと。それから住宅のローン当然多いです、それから子供たちにもお金がかかると。それと一番聞いている中で多いのは、携帯電話のかかるお金が月大体2万円から3万円かかっているみたいなのですね。

そういうのは、特に携帯電話にかかる経費等につきましては、経費の中に算入されないというようなことで、当然生活苦しいのはわかるのですけれども、それが、では本当に生活に必要なものかどうかということで苦慮しているというのが内容でございまして、大まかにそういう生活状況を聞きますと、大変さはわかるのですけれども、もう少し切り詰めていただきたいというのが実感でございまして、ただしそれを面と向かってお話するわけにはいきませんので、その辺の対応に一番苦慮しているというのが実態でございまして。

それよりもっとひどいのは、納税相談に伺うのですけれども、電気はついているけれども、いないとか、それから当然その世帯にお伺いしますけれども、いない場合に、置き手紙をしてくるのですけれども、それでも全然返事が返ってこないとか、そういう案件、結局、滞納世帯との接触を図れないという方が非常に多いということが、ただお伺いして時間だけ過ぎていくというのが実態でございまして、税務課でそういうところの対応を、よりもっと進めたいのですけれども、なかなか前に進んでいけないというのが実態でございまして、そういう辺で苦慮しているのが実態でございまして。

○委員長（前川敏春） 谷口委員。

○2番（谷口和弥） 短期証については、わかりました。

ちょっと私のほうで勘違いがあったかなというふうに思います。

この短期証の発行についてなのですけれども、各世帯に、その被保険証が届いているのかどうかの。庁舎の中にとめ置きがあるのかないのか、そのことをお尋ねしたいのだというふうに思います。

○委員長（前川敏春） 町民課長。

○町民課長（川瀬俊彦） 短期証につきましては、交付済みなのは、これは6月1日現在でありますけれども、225世帯分ということでありますので、不明の世帯が10世帯ありますから、実際にわたっていない未交付の世帯は45世帯ということになります。

○委員長（前川敏春） 谷口委員。

○2番（谷口和弥） 実際に手元に被保険者証がないということは、それ自体が医療抑制につながるのだと。病院に行くときに、出すものがなくて行きづらいのだということになるのだと思うのですが、例えば帯広市の場合ですと、9月1日の時点で短期被保険者証の人、世帯の人皆さんに一たん郵送したと。その後、返ってくる分もあるのかもしれませんが、そういうふうにして受診抑制、そこから解放させるような、病院にかかりやすくするような、そういった手だてを打っているのですが、私はこの45件についても、幕別町もとめ置きなしにして、そういうふうにして手渡しするようにする、そのことが必要なのではないかというふうに思うのですが、そういったことはお考えになりませんか。

○委員長（前川敏春） 町民課長。

○町民課長（川瀬俊彦） おっしゃるように医療費の抑制につながることは、これはあってはならないことだとまず思っております。

それでは、町といたしましては、こういう滞納されている方に関しまして、接触をしたいというのが趣旨であります。ですから、接触をすることによって、その方がなぜ納められないのか、それにはいろいろな要因があると思います。収入が安定しないこととか、また場合によっては借金を抱えているとか、いろいろなことがあろうかと思えます。

そういうようなことを接触してお話を聞くことによって、税を滞納していることだけではなくて、もしかしら生活改善についても、何か町のほうでお手伝いができることがあるかもしれません。そういうようなことも含めて、いろいろなお話をして、そして税については少しでも改善を図れるように、そのようなことをしたいことから、単純に郵送で送るということではなくて、あくまでも接触を図りたいと、そういうことに重点を置いているところから、このような残念なのですが、全く接触ができない方が45件あるというのが実態です。

これ町としましても、休日に訪問をするとか、またお伺いしてもいらっしゃらないときには、メモ書きを入れて、いついつにお伺いしたいとか、いろいろ努力はしていますけれども、なかなかそれでもお会いできない方がいるということで、その辺の事情はちょっとご理解いただきたいと思います。

○委員長（前川敏春） 谷口委員。

○2番（谷口和弥） 一番いいのは、私は資格証明書や短期被保険者証ではなくて、普通の国民健康保険証が送られてくる、そのことが一番いいのだと思うのです。

正規でない、非正規の保険証が送られていることで、ますます行政に対してかたくなになって、話を拒む、そういったケースは、いろいろな場面の中でも、今まで予算や決算の通る中でも報告させていただきましたが、あることで、ですから、私としては、今、接触を大事にするということということで言われましたけれども、少しでも早く保険証が送られてくる、そのことを強く望みたいというふうに思います。

この短期資格証明書、短期被保険者証、何カ月で出していらっしゃるか、教えていただきたいと思います。

○委員長（前川敏春） 町民課長。

○町民課長（川瀬俊彦） 有効期間につきましては、6カ月ということで発行しております。

○委員長（前川敏春） 谷口委員。

○2番（谷口和弥） それでは、国保の44条のことですが、実際に保険税を払っているけれども、窓口負担の関係では病院に行くのをためらっている方いらっしゃいますけれども、このことについては、窓口相談にまいと、その上でいろいろと審査をして、そのことを認めますよということで、先ほど答えがあったということで理解してよかったですか。

○委員長（前川敏春） 町民課長。

○町民課長（川瀬俊彦） 窓口負担のお金が払うのが大変だと、そういう方が確かに病院にはかかるのをためらってしまうというようなことが問題になってきていると思います。

そういう方に関しましては、法律上、救う道があるということです。ですから、それをもって、すぐ窓口負担の減免になるということではなくて、あくまでも御相談をいただきたいということです。そのことによって、十分町といたしましても、審査をいたしまして、その上で該当になれば、窓口負担の減

免についてもあり得ると、そのように思っております。

○委員長（前川敏春） 谷口委員、質問途中ですけれども、質問については一括で質問していただきたいと。

谷口委員。

○2番（谷口和弥） そうしましたら、その相談にまず来ますよね。そのときには、町としては、こういう基準なら、それをよしとしますよという、そういう基準はちゃんと持っているというふうに思っているのでしょうか。それとも、これからちゃんとしたものをつくられるのか、そのことをお答えいただきたいのと、広域化については、やはり私は後期高齢者医療制度のように、道が管轄することによって、町民一人一人に自治体が丁寧にかかわるということができない、そういった仕組みにされる、このことをとっても心配しているのです。

ですから、これからの動きの中では、町としても引き続き、国保を自治体が責任を持って運営するのだという態度で、道に対して物を申し込みたいと、そのように思うのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（前川敏春） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 今、1点目の関係ですね。税と窓口負担と、これ二つありますので、分けていきたいと思います。

谷口委員は、窓口負担の話ですか、それとも税の。

○2番（谷口和弥） 窓口負担の話です。

○民生部長（菅 好弘） 窓口負担の話ですか。

窓口負担については、前段のほうで、国のほうで一定の基準をつくるというような話で、この間、新聞には簡略なものが出ていましたけれども、この後、詳細の通知が来るのだらうというふうに思っております。これに基づきまして、私たちのほうとしても検討していきたいというふうに思っております。

それからもう一点、道のほうに、道が保険者になっていう部分については、これからの全体の論議、こういったものを見せながら町としての判断をしていきたいというふうに思っております。

○委員長（前川敏春） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（前川敏春） 国民健康保険特別会計につきましては、ほかに質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

この際、3時10分まで休憩いたします。

14:59 休憩

15:10 再開

○委員長（前川敏春） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、認定第3号、平成21年度幕別町老人保健特別会計決算の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（菅 好弘） それでは、平成21年度幕別町老人保健特別会計歳入歳出決算につきましてご説明申し上げます。

58ページをお開きください。

初めに、歳入であります。

1款支払基金交付金から6款諸収入まで、予算現額、合計1,739万円に対しまして、調定額4,470万55円であります。

収入済額は1,901万3,329円であります。

次に、60ページをお開きください。

60ページ、歳出は、1款総務費から4款予備費まで、予算現額1,739円に対しまして、支出済額1,332万254円であります。

欄外にありますように、歳入と歳出を差し引きいたしまして、569万3,075円が残額となっております。

続きまして、歳入歳出事項別明細について説明を申し上げます。

74ページをお開きいただきたいと思います。

始めに、歳出からでございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、予算現額 52 万 6,000 円に対しまして、支出済額 10 万 6,135 円であります。

1 目一般管理費は、事務経費であります。

次ページになります。

2 款医療諸費、1 項医療諸費、予算現額 302 万 2,000 円に対しまして、支出済額 37 万 3,737 円であります。

1 目医療給付費は、医療機関における受診に対する診療報酬の支払いに係るものであります。

なお、制度の廃止に伴いまして、平成 21 年度の支出は、月おくれ請求分に係る支出のみとなっております。

2 目医療給付費は、重度整備師による施術や補装具購入等に関する現金給付に係るものであります。

1 目同様、月おくれ請求分のみ支出しております。

3 目の審査支払手数料は、国保連合会及び支払基金へ支払う審査支払事務手数料となります。

78 ページになります。

3 款諸支出金、1 項償還金及び還付金、予算現額 1,284 万 2,000 円に対しまして、支出済額 1,284 万 382 円であります。

前年度の医療費と審査支払手数料の確定に伴います支払基金交付金及び国・道支出金の精算還付金であります。

80 ページになります。

4 款予備費、1 項予備費、予算現額 100 万円に対しまして、支出はありません。

次に、62 ページ、歳入について説明をさせていただきます。

62 ページ、歳入、1 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、調定額、収入済額とも同額の 18 万 9,000 円であります。

1 目の医療費交付金は、国保、健保組合、共済組合など各医療保険者から給付された老人保健拠出金が社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、支出の部の 2 款の医療諸費の定率分が交付されたものであります。

2 目につきましては、医療費の審査支払手数料相当額が支払基金から交付されるものでありますが、平成 21 年度交付額につきましては、22 年度に精算交付されることになりましたことから、交付はありませんでした。

次ページになります。

2 款国庫支出金、1 項国庫負担金、調定額、収入済額ともにありませんが、精算金につきましては、22 年度に交付されることになっております。

66 ページになります。

3 款道支出金、1 項道負担金、調定額、収入済額とも同額の 192 万 9,833 円であります。

医療費等に係る道の定率負担分が交付されたものであります。

68 ページになります。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金、調定額、収入済額とも 38 万 9,000 円であります。一般管理費及び老人医療費の町負担分について、一般会計から繰り入れたものであります。

70 ページになります。

5 款繰越金、1 項繰越金、調定額、収入済額とも 1,326 万 772 円であります。

72 ページになります。

6 款諸収入、1 項預金利子、調定額、収入済額ともありません。

2 款雑入、調定額 2,893 万 1,450 円に対しまして、収入済額 324 万 4,724 円であります。

1 目の第三者納付金は、ありませんでした。

2 目返還金につきましては、過去の医療費に対します負担割合変更に伴う返納金であります。

3 目は、医療機関の不正請求などにより返還金が生じたもので、1 件 2,891 万 804 円を調定したものでありますけれども、収入未済ということになっております。

以上で、老人保健特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（前川敏春） ただいま説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（前川敏春） 老人保健特別会計につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了

させていただきます。

認定第4号平成21年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 平成21年度幕別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきましてご説明を申し上げます。

後期高齢者医療特別会計は、地方自治法及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づきまして、高齢者医療に関する収入及び支出について経理するために、平成20年度から新設をいたしました特別会計であります。

会計の歳入歳出の主なものといたしまして、まず歳入は被保険者から徴収する保険料が主なものとなっております。

歳出は、徴収した保険料を北海道高齢者医療広域連合に納付する納付金が主なものとなっております。

21年度末におけます後期高齢者医療の被保険者数は、3,363人であります。

20年度末の被保険者数が3,245人でありましたので、118人、3.6%の増加となっております。

83ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、歳入でありますけれども、1款後期高齢者医療保険から6款広域連合支出金まで、予算現額合計2億7,019万1,000円に対しまして、調定額合計では2億6,734万6,086円で、収入済額が2億6,748万2,486円であります。

次に、85ページをお開きいただきたいと思います。

歳出は、1款総務費から4款予備費まで、予算現額合計2億7,019万1,000円に対しまして、支出済額が2億6,572万6,534円であります。

欄外にありますように、歳入と歳出を差し引きいたしますと、175万5,952円の残額ということになります。

次に、歳入歳出事項別明細について説明を申し上げます。

初めに、歳出から説明をいたします。

99ページをお開きいただきたいと思います。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、予算現額2,071万1,000円に対しまして、支出済額1,930万2,046円であります。

1目の一般管理費は、一般職職員の給与、人件費と事務経費となっておりますが、平成20年度と比較いたしまして、職員1名を増員いたしております。

18節備品購入費ですけれども、窓口相談業務拡充のためのパソコンを3台導入したものであります。

2項徴収費、予算現額112万9,000円に対しまして、支出済額80万2,974円であります。

1目の徴収費は、後期高齢者医療保険料の徴収事務に係る費用であります。

103ページをお開きいただきたいと思います。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、予算現額2億4,620万1,000円に対しまして、支出済額が2億4,524万414円であります。

19節の負担金補助及び交付金、細節3の事務費負担分であります。

後期高齢者医療の運営主体であります北海道後期高齢者医療広域連合の事務費に係る市町村負担分でありまして、全道の市町村が均等割10%、高齢者人口割75歳以上の人口分が40%と、総人口割が50%の割合で負担するものであります。

細節4の保険料納付金分は、被保険者から徴収した保険料及び保険料軽減分として一般会計から繰り入れた金額を、北海道後期高齢者医療広域連合に納付するものであります。

105ページをお開きいただきたいと思います。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、予算現額205万に対しまして、支出済額38万1,100円であります。

保険料の還付金であります。

107ページをお開きいただきたいと思います。

4款予備費、1項予備費、予算現額10万円に対しまして、支出はありませんでした。

87ページをお開きいただきたいと思います。

87ページ、歳入であります。

1款、後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、調定額1億8,283万3,300円に対しまして、収入済額1億8,296万9,700円、調定額に対して収入額が13万6,400円超過しているところです。

が、細節1、現年度分の備考欄にありますように、収入済額には過誤納還付金未済額 20 万 5,500 円を含んでおります。

このことから、実質未納額は6万9,100円となります。

現年度分の収入率は99.97%であります。

参考に申し上げますと、北海道広域連合の全体の収納率では99.08%となっておりまして、それよりも上回っているのが現状であります。

89 ページになります。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料、調定額及び収入済額ともありません。

91 ページになります。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、調定額及び収入済額とも 8,193 万 4,364 円であります。

1 目一般会計繰入金の1節事務費等繰入金は、北海道後期高齢者医療広域連合の事務費に係る市町村の負担分及び人件費や物件費など、後期高齢者医療の事務に要する費用を一般会計から繰り入れるものであります。

2 節保険基盤安定繰入金は、低所得者に対して実施いたします保険料の減額、いわゆる7割軽減、5割軽減、2割軽減の軽減相当額及び被保険者の被扶養者だった方の保険料の軽減相当額を繰り入れるものであります。

次ページになります。

4 款繰越金、1 項繰越金、調定額、収入済額とも 151 万 2,620 円であります。

95 ページになります。

5 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料、調定額、収入済額とも 5,5000 円であります。

延滞金であります。

2 項償還金及び還付加算金、1 目保険料還付金、調定額、収入済額とも 38 万 1,100 円、還付金に対します広域連合からの収入であります。

3 項預金利子、4 項雑入は、調定額、収入済額ともありませんでした。

次ページになります。

6 款広域連合支出金、1 項広域連合交付金、調定額、収入済額とも 67 万 9,202 円であります。

1 目の後期高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金は、制度の見直しによります保険料の納付方法の変更に係る広報、周知等に要した費用及び窓口相談業務に対するパソコン整備費用分について、広域連合から交付されたものであります。

以上で、後期高齢者医療特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（前川敏春） ただいま説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

中橋委員。

○1 番（中橋友子） まずは、88 ページ、収納率にかかわりして、全体では99.97%、ほとんど100%近い納入だとは思いますが、現実にはわずかの滞納があるということで、その滞納者の人数と、それから収入の状況と、さらに21年度は短期証も発行されたと思うのです。その実態についてお示してください。

もう一点は、ただいまのご説明の中で、95 ページで、延滞金が発生しておりますね。これ滞納された方に対して、利率条件に基づいて延滞金を課せられたのだと思うのですが、5,500 円、その実態についてご説明ください。

○委員長（前川敏春） 町民課長。

○町民課長（川瀬俊彦） まず、滞納分につきまして、2 件ということであります。金額は6万2,000 円、そのうち1 件につきましては、居所不明ということですので、実質的には1 名分ということになります。

2 点目ですけれども、21 年度中に短期被保険者証、当初発行された方は7 名です。その方は、年度中に完納されましたので、一般被保険者証になっております。

3 番目の延滞金につきましては、1 件で期別で言うと、3 期分ということになりまして、6 万 8,100 円の滞納額に対する延滞金ということになります。

以上です。

○委員長（前川敏春） 中橋委員。

○1 番（中橋友子） 2 件で6 万 2,000 円、1 件は居所不明なので、残りの方の1 名分ということですが、

この方の収入状況ですね。

後期高齢者医療保険料は、原則的には特別徴収ということでありますから、年金額が月額1万5,000円以下の方が普通徴収になると。そのほかにも条件ありますけれども、そういった状況の方ではないかと思うのですよね。そういう方に、この保険料が掛けられるわけですが、短期証が発行されたということで、現時点ではどういう状況になっているのか。ずっとその方は年齢が上がって、後期高齢者の対象として、今も被保険者になっていると思うのですけれども、現状はどういうふうになっているのか。

それと5,500円、6万8,100円に対して5,500円ということなのですね。ですから、そうですね、これ何ていうんでしょうか、当然、税ですとか、滞納がかかっていくわけですが、基本的には滞納された時点で、先ほども国保の中でありましたけれども、懇切丁寧な指導をされて、そういった延滞がかかるようなことは避ける努力が必要ではないかと思うのですが、その辺はどのように取り組まれたのでしょうか。

○委員長（前川敏春） 町民課長。

○町民課長（川瀬俊彦） まず、滞納のありました方につきましては、これ普通徴収の方で、その後、全額納められております。そして、今現在は一般被保険者であるということです。

それと、延滞金につきましては、これは期別ごとに延滞金の計算をしますわけですが、これにつきましては、町の条例上、これはほかの使用料も皆同じですが、それと同じ扱いで、これはやはり法的にしていかなければならないということでもあります。

それで、ただいきなり延滞金をかけるということではなくて、その中で1カ月は猶予を設けた中で対応しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（前川敏春） 中橋委員。

○1番（中橋友子） もちろん接触はされてきたと思うのですけれども、それと限られてますよね、1名とか2名とか。そうであるなら、頑張った結果がこうだったと言われれば、それまでなのですが、そうすると、この6万円に対して5,500円は、少ない6万円が払えなくしている方に、さらにプラスして5,500円の延滞金がかかっていく。これは複数にわたるのではないかと思います。そうすると、一番多く見ても、去年は7名だったということですから、きめ細やかな手だてをとっていただければ、ここの延滞金が発生するまでもなく、結果としては払ってもらっているわけですからね。もっと手前で努力をしていただければ、発生しなかったのではないかと思います。というのは、もう75歳以上の方ですし、普通徴収の方は、先ほど言ったように、年金も十分支給されていないというような高齢者ですよ。そこにやっぱり資格書が行く、あるいは延滞金が発生するというようなことは、町の努力として解決に向かって頑張りたいというふうに思うのです。

どうでしょうか。

○委員長（前川敏春） 町民課長。

○町民課長（川瀬俊彦） 町としましては、おっしゃるように延滞金はなるべくかからないように努力する、これは当然なことだと思ひまして、これ納期ごとに確実に納めていただくように調べながら、そしてまた、残念ながら納められていない方につきましては、なるべく事前に文書を出したり、また連絡をとったりして努力はしてきておりますし、今後もそのように努力は続けたいと思っております。

○委員長（前川敏春） 中橋委員。

○1番（中橋友子） 努力してください。

そして、現時点で短期証の発行などはどういう状況になっているのか、お聞かせください。

○委員長（前川敏春） 町民課長。

○町民課長（川瀬俊彦） 現時点におきまして、短期保険証及び資格証明書の発行はありません。

○委員長（前川敏春） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（前川敏春） 後期高齢者医療特別会計につきましては、ほかに質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

認定第5号平成21年度幕別町介護保険特別会計決算の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（菅 好弘） それでは、平成21年度介護保険特別会計歳入歳出決算につきましてご説明を申し上げます。

始めに、21年度分の介護保険の概要につきましてご説明を申し上げます。

平成 21 年度における第 1 号被保険者は 6,742 人、前年に比べますと 143 人の増、率にいたしまして 2.2%の増となっております。

要介護認定の状況でございますけれども、平成 21 年度末における要支援 1 から要介護 5 までの認定を受けている方は 1,165 人、前年度より 70 人の増、率にいたしまして 6.4%の増となっております。

65 歳以上の高齢者人口に対します要介護認定者の割合は 17.3%で、前年度比で 0.7 ポイントの増となっております。

次に、サービスの概要につきまして申し上げます。

始めに要介護者に係る居宅介護サービス費についてですけれども、約 6,070 万円の増となりまして、率にいたしまして 16.9%の増となっております。

要支援者に対する介護予防サービスについては約 858 万円の増で、率にいたしまして 11.8%の増となっております。

次に、地域密着型介護サービス、いわゆる認知症高齢者グループホームでありますけれども、前年度比では約 1,939 万円の増、率にいたしまして 7.8%の増となっております。

施設介護サービス費についてであります、約 2,030 万円の増、率にいたしまして 3.7%の増となっております。

次に、特定入所者介護サービス、これは施設に入所している低所得者に対します支援であります。

これは約 75 万円の増、率にいたしまして 1.2%の増となっております。

これら介護保険給付費の総額では、前年度比で 1 億 3,240 円の増、率にいたしまして 9.5%の増となっております。

それでは、決算書の 110 ページをお開きいただきたいと思います。

歳入は、1 款保険料から 10 款諸収入まで、予算現額 16 億 2,460 万 6,000 円に対しまして、調定額 16 億 1,457 万 3,524 円、収入済額は 16 億 1,091 万 4,894 円となっております。

次ページをお開きいただきたいと思います。

歳出は、1 款総務費から 5 款諸支出金まで、予算現額 16 億 2,460 万 6,000 円に対しまして、支出済額 15 億 9,481 万 9,747 円となっております。

欄外にありますように、歳入と歳出を差し引きいたしまして、残額が 1,609 万 5,147 円を生じております。

続きまして、歳入歳出事項別明細について申し上げたいと思います。

134 ページをお開きいただきたいと思います。

134 ページ、歳出、1 款総務費、1 項総務管理費、予算現額 1,757 万 2,000 円に対しまして、支出済額 1,722 万 1,531 円であります。

1 目一般管理費は、職員 2 名分の人件費のほか、介護保険事業全般に係る事務費等を支出したものであります。

2 項徴収費、予算現額 72 万円に対しまして、支出済額 69 万 5,407 円であります。

本項は、保険料の賦課徴収に要した費用となっております。

次ページになります。

3 項介護認定審査会費、予算現額 2,673 万 6,000 円に対しまして、支出済額 2,506 万 6,446 円であります。

1 目の東十勝介護認定審査会費は、介護認定審査会の委員報酬、費用弁償など認定審査会の運営に係る費用を初め、審査会を担当いたします職員 1 名分の人件費と、臨時職員 1 名分の賃金などが主なものであります。

2 目認定調査調査等費、138 ページになりますけれども、7 節賃金の認定調査に係る臨時職員賃金、12 節役務費、細節 15、主治医意見書作成手数料は要介護認定を申請しました被保険者に係る主治医の意見書作成手数料に要した費用が主なものであります。

4 項介護保険運営等協議会費、予算現額 40 万 3,000 円に対しまして、支出済額 40 万 1,685 円であります。

1 目介護保険運営等協議会費、本目は介護保険運営等協議会開催に係る委員報酬及び費用弁償を要した費用であります。

140 ページになります。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、予算現額 13 億 4,008 万 8,000 円に対しまして、支出済額 13 億 2,298 万 3,419 円であります。

本項は、要介護1から要介護5までに認定された、いわゆる要介護者に係る保険給付費であります。

1目居宅介護サービス等給付費、細節3のホームヘルプサービスやデイサービス、訪問看護など、在宅に係る介護サービスに係る保険給付であります。

細節4の入浴または排せつなどの用に供する福祉用具購入に係る保険給付費。

細節5の手すりの取り付け、段差解消の住宅改修に係る保険給付費となっております。

2目地域密着型介護サービス等給付費は、認知症高齢者グループホームのサービスに係る保険給付費であります。

3目施設介護サービス給付費は、特別養護老人ホームページや老人保健施設、さらには療養型病床群などの施設に入所または入院された被保険者に係る保険給付費であります。

4目居宅介護サービス計画給付費、居宅介護サービス計画、いわゆるケアプランの作成に係る保険給付費であります。

2項介護予防サービス等諸費、予算現額1億158万4,000円に対しまして、支出済額9,653万1,847円であります。

この項は、要支援1及び要支援2の認定者に係るサービス費用であります。

1目の介護予防サービス等給付費は、細節3の介護予防サービスのほか、細節4は福祉用具購入に係るサービス、細節5は住宅改修に係る保険給付であります。

2目介護予防サービス計画給付費は、介護予防サービス計画、いわゆるケアプランの作成に係る保険給付費であります。

3項、その他諸費、予算現額179万円に対しまして、支出済額172万5,604円であります。

1目審査支払手数料は、国保連から介護サービスを提供した事業者へ支払う介護報酬の審査とその支払いに関する手数料となっております。

142ページになります。

4項高額介護サービス等費、予算現額3,258万5,000円に対しまして、支出済額3,211万3,933円あります。

1目の高額介護サービス等費は、細節3の要介護1から要介護5の者に係る高額介護サービス費並びに細節4の要支援1と要支援2の者に係る高額介護予防サービス費であります。

5項市町村特別給付費、予算現額20万円に対しまして、支出済額13万8,191円あります。

1目市町村特別給付費は、介護保険の保険給付から除かれた入浴補助用具のバスマット等の購入費を給付したものであります。

6項特定入所者介護サービス等費、予算現額6,426万6,000円に対しまして、支出済額6,398万180円あります。

1目の特定入所者介護サービス等費は、平成17年10月1日から、食費、居住費が原則自己負担となりましたけれども、所得の低い方に対しまして、基準費用額と負担限度額との差額を補足給付して支給しているものであります。

細節3は要介護者に係るもの、細節4は要支援者に係るものであります。

7項高額医療合算介護サービス等費、予算現額800万円に対しまして、支出済額507万4,229円あります。

1目高額医療合算介護サービス等費は、1年間の医療保険と介護保険それぞれの自己負担額を合算した額が、著しく高額になる場合に負担を軽減するためにできた新たな制度でありまして、介護保険から支給されるのが高額医療合算介護サービス費で、平成21年度155名の方に支給しております。

144ページになります。

3款基金積立金、1項基金積立金、予算現額502万円に対しまして、支出済額501万9,778円あります。

介護給付費準備基金へ積み立てをしたものであります。

146ページになります。

4款地域支援事業費、1項介護予防事業費、予算現額588万3,000円に対しまして、支出済額524万5,634円あります。

1目の介護予防高齢者施策事業費は、要支援、要介護になるおそれのある方、いわゆる特定高齢者といっておりますけれども、これらの方々を把握する業務及び介護予防事業が主なものであります。

2項の包括的支援事業、任意事業費、予算現額1,531万3,000円に対しまして、支出済額1,441万8,402円あります。

1 目の包括的支援事業費は、13 節の委託料、細節 5 は相談及び窓口業務に係る費用、細節 6 は高齢者の実態把握に係る委託料となっております。

2 目任意事業費でありますけれども、次ページになります。

13 節委託料で、細節 6 の高齢者世話つき住宅、いわゆる札内文京町にありますシルバーハウジングに係る生活支援員派遣に係る費用が主なものとなっております。

3 目地域包括支援センター運営費は、介護予防業務や相談業務などの地域包括支援センターを運営する職員 1 名の人件費が主なものとなっております。

150 ページになります。

5 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、予算現額 444 万 6,000 円に対しまして、支出済額 420 万 3,461 円であります。

1 目第 1 号被保険者保険料還付金については、平成 20 年度還付未済額で 17 件分を還付したものであります。

2 目の償還金は、平成 20 年度の保険給付費等の確定に伴いまして、国、道及び支払基金に返還をしたものであります。

以上が歳出であります。

続きまして、114 ページをお開きいただきたいと思います。

歳入、1 款保険料、1 項介護保険料、調定額 2 億 9,637 万 500 円に対しまして、収入済額 2 億 9,271 万 1,870 円、不納欠損額は 113 万 6,800 円、歳入未済額は 252 万 1,830 円となっております。

1 目第 1 号被保険者保険料のうち 1 節の現年度分につきましては、調定額 2 億 9,350 万 6,000 円に対しましては、収入済額 2 億 9,221 万 3,976 円で、収入未済額は 129 万 2,024 円となっております。

収入済額のうち保険料の還付未済額が 16 万 5,200 円ありますことから、これを除きますと、実収入額は 2 億 9,204 万 8,776 円となりますことから、収納率は 99.5%となります。前年度と比較いたしますと、0.11 ポイントの増となっております。

滞納繰越分につきましては、調定額 286 万 4,500 円に対しまして、収入未済額 49 万 7,894 円で、不納欠損額は 48 件、113 万 6,800 円となっております。

収入未済額は 122 万 9,806 円となっております。

次に、116 ページをお開きいただきたいと思います。

2 款分担金及び負担金、1 項負担金、調定額 740 万 8,000 円で、収入未済額も同額であります。

東十勝認定審査会に要する池田町、豊頃町、浦幌町の 3 町からの共同設置負担金であります。

118 ページになります。

3 款使用料及び手数料、1 項手数料、調定額 13 万 3,490 円に対しまして、収入済額も同額であります。

1 目は、個人情報保護条例によります情報公開請求に係る手数料、2 目は高齢者世話つき住宅、いわゆるシルバーハウジングの生活支援に係る手数料であります。

120 ページになります。

4 款国庫支出金、1 項国庫負担金、調定額 2 億 7,282 万 1,000 円で、収入済額も同額であります。

1 目介護給付費国庫負担金の 1 節現年度分は、国が負担することとされております介護給付費で、定率の 20%分であります。

ただし、施設サービス費と特定入所者介護サービス費等につきましては、国は 15%の負担となっております。

2 項国庫補助金、調定額 9,373 万 8,950 円で、収入済額も同額であります。

1 目の調整交付金は、国が市町村間の介護保険の財政力の格差を調整するために行う交付金であります。

21 年度の交付割合は、幕別町は 5.79%いただいております。

2 目の地域支援事業交付金は、要介護者にならないよう予防するために行われる事業に対する国の交付金で、1 節の介護予防事業は 25%の交付、2 節の包括的支援事業・委任事業は 40%分が交付されております。

次ページになります。

5 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、調定額 4 億 6,385 万 7,778 円、収入済額も同額であります。

1 目介護給付費支払基金交付金、1 節の現年分は 40 歳から 64 歳までのいわゆる第 2 号被保険者分の

負担分で、社会保険診療報酬支払基金から交付されますけれども、介護給付費の定率 30%分が交付されております。

2 節の過年度分は、平成 20 年度介護給付費に係る追加交付分にであります。

2 目地域支援事業支払基金交付金は、介護予防事業実施に伴います交付金であります。

次ページになります。

6 款道支出金、1 項道負担金、調定額 2 億 2,452 万 9,815 円で、収入済額も同額であります。

道が負担することとされております介護給付費の定率 12.5%分であります。

ただし、施設サービス費と特定入所者介護サービス等は、17.5%の負担となります。

2 項道補助金、調定額 383 万 8,775 円で、収入済額とも同額であります。

1 目地域支援事業交付金は、先ほどの国庫補助金と同様に、要介護者にならないよう予防するために行われる事業に対する道の交付金であります。

1 節の介護予防事業は 12.5%、2 節の包括的支援事業等は 20%分となります。

126 ページになります。

7 款財産収入、1 項財産運用収入、調定額、収入済額ともありませんでした。

次ページになります。

8 款繰入金、1 項他会計繰入金、調定額 2 億 2,984 万 3,804 円で、収入済額とも同額であります。

1 目一般会計繰入金の 1 節介護給付費繰入金につきましては、町が負担することとされております定率 12.5%分であり、2 節地域支援事業繰入金、介護予防事業分は事業費の 12.5%、3 節の包括的支援事業等は 20%分を一般会計から繰り入れております。

4 節は、その他一般会計からの繰入金で、細節 1 は、職員 2 名分の人件費並びに東十勝介護認定審査会を担当する職員 1 名分の人件費、東十勝 3 町の負担分を控除した額を繰り入れたものであります。

細節 2 は、東十勝介護認定審査会及び認定調査に係る事務費等の繰入金が主なものであります。

2 項基金繰入金、1 目介護給付費準備基金繰入金、調定額 1,054 万 6,000 円、収入済額も同額であります。

2 目介護保険臨時特例基金、調定額 784 万 9,693 円、収入済額とも同額であります。

次ページになります。

9 款繰越金、1 項繰越金、調定額 350 万 4,706 円、収入済額とも同額であります。

次ページになります。

10 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料、調定額 2,000 円で、収入済額も同額であります。

2 項預金利子はありません。

3 項の雑入は、調定額 12 万 9,013 円で、収入済額も同額であります。

3 目の返還金は、過誤納請求に係る返還金。

4 目の雑入は、生活保護で第 2 号被保険者の認定調査費に係る費用 8 件分を道のほうから収入したものであります。

以上で、介護保険特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（前川敏春） 説明が終わったところですけれども、この際、4 時 5 分まで休憩いたします。

15 : 53 休憩

16 : 05 再開

○委員長（前川敏春） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

野原委員。

○7 番（野原恵子） それでは、質問させていただきます。

今、幕別の介護保険料ですが、平成 21 年度から 23 年度の間、3 年間ということで、基準額の引き上げが行われました。月額 3,350 円から 3,850 円になりまして、それに伴いまして介護保険料の段階も 6 段階から 8 段階に分かれております。そういう中で、滞納状況ですが、その第 1 段階から第 8 段階の滞納者の人数と、この第 1 段階と第 8 段階までの所得階層の人数、それと施設希望者の待機状況、そのことをお聞きしてから質問をしたいと思いますので、お願いいたします。

○委員長（前川敏春） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） ご質問の１点目、滞納者の人数です。

段階別、第１段階１名、第２段階２０名、第３段階３名、第４段階１１名、第５段階１０名、第６段階８名、第７段階４名、計５７名となっております。

平成２１年度におきますこの所得段階の総人数ですけれども、第１段階１２４名、第２段階１,２７９名、第３段階９２２名、第４段階１,２７５名。で、第４段階は、ご本人非課税の方と２段階になっておりますので、非課税の方が１,２７５名、第４段階のもう一方の方が７９１名、第５段階９９６名、第６段階９０７名、第７段階５８６名となっております。

ご質問の２点目、施設の待機状況でございますが、平成２２年７月末現在ですけれども、札内寮の待機者が９５名、老健あかしやの待機者が２６名、大樹町にあります特別養護老人ホームを待機されている方１３名で、そのうち忠類の住民の方が１２名いらっしゃいます。

以上です。

○７番（野原恵子） 第８段階言っていないんですが、人数。

○保健課長（境谷美智子） 失礼しました。

第８段階９７名です。ごめんなさい。

○委員長（前川敏春） 野原委員。

○７番（野原恵子） 保険料が上がっても、滞納者は平成２０年度よりも７名減っておりますけれども、やはり第１段階、第２段階、そういうところでは、滞納者が依然として多いという、そういう状況が明らかになっております。

また、普通徴収は年金額の低い方ですとか、それから寡婦年金ですとか、障害者年金とか、そういう方々のところですが、特別徴収、年金から天引きされているところは１００％ですけれども、こういう方々でも介護保険料の負担が大変重いという声も聞いております。

それで、そういう中で、保険料の減免ということでは、国では収入のみに着目した減免とか、全額免除、また一般財源から充当を禁ずる、こういうことになっておりますけれども、そうでなくても、保険料の独自減免している市町村の中にはあります。そういう中で、幕別町としても保険料の減免を考えていくことが必要ではないかと思えます。

また、２００９年の介護報酬の引き上げに連動いたしまして、保険料の増額部分について国庫補助が実施されておまして、市町村に対しまして一般財源からの充当を禁ずる、こういう整合性が崩れつつあるのですね。

ですから、そういう中で、やはり町としても、この保険料の減免ということを考えていくときに来ているのではないかと思います。その点について伺いをしたいと思います。

○委員長（前川敏春） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 独自減免を検討するべきではないかというご質問でございますけれども、介護保険ができてきた経緯、すなわち社会全体が高齢者の介護を支えようと、そういう視点からできてきたものでありまして、国民全員で支える、すなわち介護を受ける側も、またそれを支える側も、みんなで一定の負担をしていこうという趣旨でできたものでありますから、当然としてそれなりの負担をしていかなければならないのではないかと。

確かに社会情勢が厳しくなっておりまして、負担が重いという方もいらっしゃることにについては、現状ではわかりますけれども、全体的な形の中でご理解をいただいて、この保険制度を維持していくことが大切ではないかなというふうに思えます。

独自減免した場合におきましては、それは必ずどこかのところで、負担を求めているかなければならない、こういうことになりますので、制度の設立趣旨をご理解いただきまして、もう少し様子を見せていただきたい、そのように思えます。

○委員長（前川敏春） 野原委員。

○７番（野原恵子） 確かに減免をしますと、その負担が他の介護保険制度にかかわる年齢層に負担がかぶさるということは、それはこの制度の矛盾ではあるということは承知しております。

けれども、ここのところを切り開いて、やはり住民の生活を守っていく、そういう立場に立つことがこれから求められていくというふうに思えます。

それで、今、この介護保険制度も２０１１年に見直しをされまして、それで２０１２年度には、新しい制度に移行していくという、そういう見直しもされているところです。これは介護保険制度で１０年たったから見直ししていくという、そういうことがありまして、制度がこれ以上にまた住民に負担がかぶさっていく、そういう状況になり得ることも考えられます。そういうところでは、本当に一人一人が安心して高

齢化の社会に向かって暮らしていくということでは、この介護保険制度、そういうところをきっちり保険料の軽減、それから利用したいときに、介護保険を利用できる、こういう制度に切りかえていくことが大事だと思うのですね。

そういう点では、地方からもしっかり国に対しまして、介護保険制度の見直しを住民の立場に立った介護保険制度の見直しを求めているかなければならない時期に来ていると思うのです。

そういう点でも、保険料の見直し、それから利用料の見直し、きっちり町民の状況を踏まえて、国などに声を上げていくことが必要だと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○委員長（前川敏春） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 介護保険の制度ができましてもう 10 年が過ぎるわけですがけれども、新聞報道等によりますと、これ自体が将来に向けて、厳しい状況にあると、こういったようなところも指摘されて、今、国全体の中で、この介護保険の将来のあり方、この辺が論じられているというふうに私どもとらえております。こういったことを、私たちとしても注視しながら、幕別町介護保険がどうあるべきかと。

また、国のほうに求めることにつきましては、町長もいろいろな立場の中で、町村会等の中でご審議いただきまして、そして国のほうにそういったことについての要請は今までもしているという答弁をいただいておりますので、これからも同じような方向で進めていきたいと考えております。

○委員長（前川敏春） 野原委員。

○7 番（野原恵子） 国のほうにしっかりと、この介護保険制度の矛盾を意見を上げていくということが、今、非常に大事だというふうに思います。

それと、今、滞納者 57 名ですが、こういう方々が保険料を滞納した場合には、一たん 10 割全額利用するとき支払わなければなりません。そういうときに、本当に保険料が払えないのに利用できない、利用料も払えない、こういう状況が生じた場合に、本当に施設も利用できない、介護サービスも利用できない、そういう状況がこの 57 名の中に生まれてくる可能性があります。そういう場合には、町としてどのような手だてを考えているのか、その点もお聞きしたいと思います。

○委員長（前川敏春） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） 確かに保険料の滞納による給付制限の仕組みというものはございます。中身を詳しく申し上げますと、決して少しの滞納により、それを大きくサービスを使うことを制限するようなものではなく、その滞納の状況の期間ですとか、そういうものを考えた上で、その期間もかなり長い期間の滞納によるという条件づけとかもありますので、例えばこういう方たちの中に介護認定が発生した場合については、私の立場でそれをすぐサービスを使わせるとかということの介護保険の制度上のことは言えませんが、うちの町には町民として町民を支えていくセクションの例えば保健師ですとか、それにかわる者もおりますので、制度を利用していくに当たって、もっと必要なサービスとか、その方が現状どうあって、その方に必要な対応をどうとっていくかということについては、お一人お一人考えていきたいと思います。それに合わせて介護保険の保険料を払うということもご理解いただきながら、分納の形で長期間をかけてでも払っていけるような形の御相談に乗りたいというふうには思っております。

○委員長（前川敏春） 野原委員。

○7 番（野原恵子） その点は了解いたしました。

また、町民の中には、ひとり暮らしの方ですとか、高齢者世帯で暮らしている方がふえてきて、実際に老後に対する不安が大変大きいものがあるのですね。そういう中で、施設はたくさん欲しいけれども、それが保険料にはね上がってくるという矛盾も、町民の方は考えておられて、非常にその矛盾が大きいのです。ですから、そういうところも、今言ったように改善を求める一つの大きな要因でもあります、それと地域で本当に小規模の施設も欲しいという声もあるのですね。

その場合には、自分の収入に応じた施設の利用料、そのことも希望しているのですが、今の町民の収入の状況を見ますと、とても施設を利用できない年金の収入の状況の方も、ちょっとパーセントでは私計算していないのですが、こういうところの人たちの所得の階層の人たちがふえてきております。そういう中でも、やはり身近にそういう施設が欲しいという要望が強いこともあります。

また、この札内寮の待機者、それからあかしやの待機者も依然として多いわけで、こういうところの改善も求められるのですが、小規模の施設、忠類に 1 カ所できるとのことなわけですが、こういう改善も、これから対策を考えていかないと、町民の生活実態に合った介護保険制度また介護施設にはなっていないと思うのですが、その点の対策もお聞きしたいと思います。

○委員長（前川敏春） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 確かに地域の中で暮らしたい、そういう思いを持って幕別町の中で収容していただける、お世話になれる施設が欲しいと、そういう声というのは十分理解するところであります。

そういった視点から、今回、忠類に地域密着型の老人ホームができるわけなのですけれども、今までの形では、やはり十勝圏全体の中でのベッド数というのが定められてきている経緯、これは広域型ですけれども、そういったものもありますし、今後、国のほうが、小規模の特養をどう考えていくのかというようなこともあります。

地域におきましては、そういった施設ができることによつて、保険料が負担がふえてくるということもありますので、そういったいろんな視点から、今後、次期の介護保険の料金の見直し、そういったところの時点で検討を重ねていきたいというふうに思っております。

○委員長（前川敏春） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（前川敏春） 介護保険特別会計につきましては、ほかに質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

認定第6号平成21年度幕別町簡易水道特別会計決算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（高橋政雄） 平成21年度幕別町簡易水道特別会計決算について説明いたします。

153 ページをお開きください。

歳入は、1 款分担金及び負担金から 7 款町債までの予算総額 5 億 329 万 8,000 円に對しまして、調定額総額 4 億 9,855 万 4,994 円、収入済額 4 億 9,811 万 299 円であります。

155 ページへ行きますと、歳出は、1 款水道費と 2 款予備費の予算総額 5 億 329 万 8,000 円に對しまして、支出済額 4 億 9,378 万 3,647 円となります。

欄外になりますけれども、歳入歳出差し引き残額 432 万 6,652 円であります。

それでは、事項別明細についてご説明をいたします。

歳出から説明申し上げます。

171 ページをお開きください。

1 款水道費、1 項水道事業費、予算現額 5 億 319 万 8,000 円で、支出済額は 4 億 9,378 万 3,647 円です。

1 目一般管理費、本目は簡易水道施設の維持管理及び整備に係る経費で、担当職員 1 名分の人件費のほか、配水管布設等に係る経費や起債の償還金などが主なものであります。

13 節の委託料は、各施設の点検委託料業務のほか、幕別地区、忠類地区の水道台帳修正業務などです。

173 ページへ行きますと、15 節工事請負費では、細節 1 は検定満了量水器取りかえ工事 262 戸分、細節 3 は新和簡水送水ポンプ更新工事、細節 4 は幕別簡水送水ポンプ場建築工事及び送水ポンプ場機械工事、細節 5 は忠類東部地区道営草総事業に伴う町施行分の配水管布設工事、細節 6 は忠類東部地区の配水管から個々の住宅への給水管布設工事です。

16 節原材料費、細節には検定満了量水器 262 戸分の費用、細節 3 は量水器ボックス 97 個分の費用、19 節負担金補助及び交付金、細節 4 は忠類東部地区道営草総事業による用水整備に係る負担金です。

175 ページへ行きますと、2 款予備費、1 項予備費、予算現額 10 万円で、支出済額ゼロ円です。次に、歳入についてです。

157 ページをお開きください。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金、予算額 1,000 円に對しまして、収入済額はゼロ円です。

159 ページへ行きますと、2 款使用料及び手数料、1 項使用料、調定額 7,282 万 3,336 円に對しまして、収入済額は 7,237 万 8,641 円です。

駒島ほか 4 地区 1,093 戸分の使用料と滞納繰越分現年分の収納率は、99.62%です。

2 項手数料、調定額 15 万 6,000 円に對しまして、同額収入で設計手数料です。

161 ページ、3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、調定額 630 万円に對しまして、同額収入です。幕別地区水道台帳修正業務に係る補助金です。

163 ページ、4 款繰入金、1 項他会計繰入金、調定額 2 億 97 万 8,000 円に對しまして、同額収入です。

一般会計繰入金であります。

165 ページ、5 款繰越金、1 項繰越金、調定額 143 万 4,205 円に対しまして、同額収入で前年度繰越金であります。

次ページ、6 款諸収入、1 項消費税還付金、調定額 216 万 3,453 円に対しまして、同額収入であります。

169 ページへ行きますして、7 款町債、1 項町債、調定額 2 億 1,470 万円に対しまして、同額収入で、幕別簡易水道事業債、公的資金借入債などあります。

以上で、簡易水道特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（前川敏春） ただいま説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（前川敏春） 簡易水道特別会計につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

認定第 7 号平成 21 年度幕別町公共下水道特別会計決算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（高橋政雄） 平成 21 年度幕別町公共下水道特別会計決算について説明いたします。

178 ページをお開きください。

歳入は、1 款分担金及び負担金から 7 款町債までの予算総額 16 億 9,397 万 8,000 円に対しまして、調定総額 17 億 1,371 万 2,846 円、収入済額 16 億 9,545 万 5,656 円であります。

180 ページへ行きますして、歳出は、1 款総務費から 4 款予備費までの予算総額 16 億 9,397 万 8,000 円に対し、支出済額 16 億 9,106 万 357 円となります。

歳入歳出差し引き残額 439 万 5,299 円あります。

それでは、事項別明細について説明します。

歳出から申し上げます。

196 ページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費、予算現額 7,614 万 4,000 円で、支出済額は 7,588 万 4,210 円あります。

1 目一般管理費、本目は下水道施設の管理に要した経費で、担当職員 1 名の人件費のほか、19 節の負担金補助及び交付金の細節 6 は十勝環境複合事務組合負担金、細節 7 は下水道使用料収納業務等負担金であります。

198 ページ、2 款事業費、1 項下水道施設費、予算現額 1 億 4,386 万 4,000 円で、支出済額は 1 億 4,300 万 9,638 円あります。

1 目下水道建設費、本目は下水道施設の整備に要した経費であり、担当職員 2 名の人件費のほか、13 節委託料では、汚水排水の整備に係る調査設計委託料のほか、処理場の長寿命化全体計画策定に係る委託料や札内中継ポンプ場の機械・電気設備の実施設計委託料であります。

15 節工事請負費では、雨水汚水排水の整備に係る工事のほか、処理場の電気・機械設備更新工事であります。

19 節負担金補助及び交付金では、十勝川流域下水道の建設事業に対する負担金が主なものであります。

200 ページへ行きますして、2 項下水道管理費、予算現額 1 億 32 万 1,000 円で、支出済額 9,861 万 7,893 円あります。

1 目浄化センター管理費、本目は幕別処理区の浄化センターの維持管理の経費であり、年間処理量は 66 万 6,225 トンで、前年より 7 万 1,198 トンの増であります。

2 目札内中継ポンプ場管理費、本目は札内処理区の中継ポンプ場の維持管理費であり、年間圧送量は 142 万 4,164 万トンで、前年より 5 万 3,019 トンの増であります。

3 目管渠維持管理費、本目は雨水排水ポンプ場、污水管渠、マンホール、汚水ますの維持管理に要した経費であります。

202 ページへ行きますして、15 節工事請負費では、污水管渠の新設や公共まづ及びマンホールの新設 2 カ所、補修については 53 カ所の工事を行ったものであります。

204 ページ、3 款公債費、1 項公債費、予算現額 13 億 7,354 万 9,000 円で、支出済額は 13 億 7,354 万 8,616 円あります。

起債償還の元金利子でありまして、1 目元金、2 目は利子であります。

206 ページへいきまして、4 款予備費、1 項予備費、予算現額 10 万円で、支出済ゼロ円であります。次に、歳入についてであります。

182 ページをお開きください。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金、調定額 555 万 4,880 円に対しまして、収入済額は 427 万 9,640 円、収入未済額は 127 万 5,240 円であります。

1 目都市計画負担金は、公共下水道の受益者負担金であります。

現年分の収納率は 98.50%であります。

184 ページへいきまして、2 款使用料及び手数料、1 項使用料、調定額 2 億 7,823 万 8,524 円に対しまして、収入済額は 2 億 6,125 万 6,574 円であり、収入未済額は 1,681 万 6,065 円であります。

現年度分の収納率は 98.39%であります。

186 ページへいきまして、3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、調定額 4,900 万円に対しまして、同額収入であります。

下水道建設費国庫補助であり、補助率は 2 分の 1 及び 10 分の 5.5 であります。

188 ページへいきまして、4 款繰入金、1 項他会計繰入金、調定額 3 億 112 万 1,000 円に対しまして、同額収入で一般会計繰入金であります。

190 ページ、5 款繰越金、1 項繰越金、調定額 124 万 8,272 円に対しまして、同額収入で前年度繰越金であります。

次のページ、6 款諸収入、1 項貸付金元利収入、調定額 500 万円に対しまして、同額収入であります。

ここでは、水洗化改造資金貸付金の元金収入であります。

2 項雑入、調定額 295 万 170 円に対しまして同額収入で、浄化センターに設置しております水道施設の中央監視装置に係る電気料及び下水道敷地の占用料であります。

次のページへいきまして、7 款町債、1 項町債、調定額 10 億 7,060 万円に対しまして、同額収入で、

1 目は公共下水道及び十勝川流域下水道の建設事業債、2 目は資本費平準化債であります。

3 目は下水道事業債であります。

4 目は借換債であります。

以上で、公共下水道特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○委員長（前川敏春） ただいま説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

増田委員。

○8 番（増田武夫） 1 点だけちょっとお聞きしておきたいと思います。

公共下水道のその普及率、これが 85.0%ということで、平成 18 年から 84.9%でずっと推移ってきて、0.1%上がったと、こういうことであります。

環境衛生の立場からも、下水道の普及、非常に大事だと思います。忠類の農業集落排水も同じことが言えるのですが、ことしは特別暑い日が続いた中で、し尿のくみ取りが行われるわけでありましてけれども、そうなりますと、地域全体がその悪臭で覆われるというような苦情が寄せられて、何とかならないのかと言われても、これ何ともならないのですけれども、1 軒でも多く、1 人でも多く公共下水道の導入に向かってもらうことだと思うのですが、町としてはどういう手だてで普及を進めておられるのか。強制的に加入させるということにはならないわけなのですけれども、その努力、どんな努力をさせているのかお聞きしたいのと、そういう加入していない方の雑排水の処理の問題も出てくると思うのですが、そうした点からいっても、普及を進める必要があると思いますけれども、お伺いしたいと思います。

○委員長（前川敏春） 水道課長。

○水道課長（田中光夫） 水洗化率等、公共下水道の普及率の関係でございますけれども、85%の普及率ということでございますけれども、これについては町内すべての行政区人口に対しての普及率ということになりますので、水洗化率として、公共下水道としての普及水洗化率については、97.8%という状況になりますので、公共下水道内の整備については、ほぼ終了しているという状況にあるかと思います。

あと、低い部分、85%といいますのは、集落排水も除いた農家戸数等の、まだ個別浄化槽が普及していないところの水洗化を何とかこの個別排水処理によって普及させて、処理のこの普及率を上げたいなというふうに考えております。

○委員長（前川敏春） 増田委員。

○8 番（増田武夫） 農村も含めて 85%ということではありますけれども、そうした点で、もう 97.8%であっても、まだ参加されていない方がおられるということで、そういうところもぜひ加入、水洗化す

るような環境衛生上も、ぜひ努力をしていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（前川敏春） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（前川敏春） 公共下水道特別につきましては、ほかに質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

この際、お諮りいたします。

本日の委員会は、すべての審査が終了するまで行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（前川敏春） 異議がないようでありますので、本日の委員会はすべての審査が終了するまで行います。

認定第8号平成21年度幕別町公共用地取得特別会計決算の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（増子一馬） 公共用地取得特別会計につきましてご説明申し上げます。

209ページをお開きください。

平成21年度幕別町公共用地取得特別会計決算についてご説明申し上げます。

歳入、第1款繰入金、第2款繰越金、歳入合計で、調定額3,546万388円、同額収入であります。

次のページをお開きください。

歳出、1款公債費、2款予備費、歳出合計で予算現額3,545万円4,000円に對しまして、支出済額3,535万3,030円円であります。

欄外にありますように、歳入歳出差し引き残高10万7,358円であります。

217ページをお開きいただきたいと思います。

事項別明細書、歳出であります。

1款公債費、1項公債費、予算現額3,545万4,000円に對しまして、支出済額3,535万3,030円であります。

起債にかかわる元金、利子の償還であります。

次のページになります。

2款予備費、1項予備費、予算現額10万円に對しまして、支出はありません。

以上で、歳出の説明を終わります。

次に、歳入であります。213ページにお戻りください。

1款繰入金、1項他会計繰入金、調定額3,535万4,000円に對しまして、収入済額も同額であります。

起債償還元金及び利子に充当するための一般会計からの繰入金であります。

次のページになります。

2款繰越金、1項繰越金、調定額10万6,388円に對しまして、収入済額も同額であります。

繰越金であります。

以上で、公共用地取得特別会計の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○委員長（前川敏春） ただいま説明が終わりましたので、質問をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（前川敏春） 公共用地取得特別会計につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

認定第9号、平成21年度幕別町個別排水処理特別会計決算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（高橋政雄） 平成21年度幕別町個別排水処理特別会計決算について説明いたします。

222ページをお開きください。

歳入は、1款分担金及び負担金から6款町債までの予算総額1億4,935万1,000円に對しまして、調定総額1億4,909万8,183円、収入済額1億4,885万283円であります。

224ページへ行きまして、歳出は、1款総務費から4款予備費までの予算総額1億4,935万1,000円に對し、支出済額1億4,822万4,392円となります。

歳入歳出差し引き残額は、62万5,891円であります。

それでは、事項別明細について説明をいたしますので、歳出から申し上げます。

238 ページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費、予算現額は 483 万 6,000 円で、支出済額は 471 万 1,559 円であります。

1 目一般管理費、本目は個別排水処理施設による水洗化の普及に要する経費であり、本年は 15 基分の設置補助金を交付しております。

240 ページへ行きますして、2 款事業費、1 項排水処理施設費、予算現額 5,248 万 7,000 円で、支出済額は 5,191 万 6,120 円であります。

1 目排水処理建設費、本目は排水処理施設建設に要する経費で、本年は 22 基分の施設整備工事を行っております。

2 項排水処理管理費、予算現額 4,045 万 3,000 円で、支出済額は 4,012 万 2,493 円であります。

1 目排水処理施設管理費、本目は排水処理施設の維持管理に要する経費でありまして、13 節委託料は、21 年度建設分も含め 599 基分の維持管理を行ったものであります。

242 ページ、3 款公債費、1 項公債費、予算現額 5,147 万 5,000 円で、支出済額は 5,147 万 4,220 円であります。

ここは起債償還の元金及び利子に係る費用であります。

244 ページへ行きますして、4 款予備費、1 項予備費、予算現額 10 万円で、支出済額はゼロ円であります。

次に、歳入についてであります。

226 ページをお開きください。

1 款分担金及び負担金、1 項分担金、調定額 277 万 1,000 円に対しまして、同額収入であります。

内容は受益者分担金であります。

228 ページ、2 款使用料及び手数料、1 項使用料、調定額 2,264 万 8,400 円に対しまして、収入済額 2,240 万 500 円であります。

内容は、排水処理施設の使用料であります。

230 ページへ行きますして、3 款繰入金、1 項他会計繰入金、調定額 8,069 万 2,500 円に対しまして、同額収入で、一般会計繰入金であります。

232 ページ、4 款繰越金、1 項繰越金、調定額 18 万 7,211 円に対し、同額収入で、前年度繰越金であります。

次ページ、5 款諸収入、1 項貸付金元利収入、調定額 400 万円に対しまして、同額収入で、水洗便所改造等資金貸付金の元金収入であります。

2 項消費税還付金、調定額 119 万 9,072 円に対しまして、同額収入で、消費税還付金であります。

236 ページ、6 款町債、1 項町債、調定額 3,760 万円に対しまして、同額収入で、1 目排水処理施設整備に伴うものであります。

以上で、個別排水処理特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○委員長（前川敏春） ただいま説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（前川敏春） 個別排水処理特別会計につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

認定第 10 号、平成 21 年度幕別町農業集落排水特別会計決算の説明を求めます。

水道部長

○水道部長（高橋政雄） 平成 21 年度農業集落排水特別会計決算について説明をいたします。

247 ページをお開きください。

歳入は、1 款使用料及び手数料から 4 款繰越金までの予算総額 7,867 万円に対しまして、調定総額 7,880 万 8,287 円で、収入済額 7,867 万 9,487 円であります。

次ページへ行きますして、歳出は、1 款総務費から 4 款予備費までの予算総額 7,867 万円に対し、支出済額 7,759 万 4,007 円となりました。

歳入歳出差し引き残額は、108 万 5,480 円であります。

それでは、事項別明細について説明いたします。

歳出を申し上げます。

259 ページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費、予算現額 48 万 3,000 円で、支出済額は 39 万 9,502 円であります。

1 目一般管理費、本目は農業集落排水事業にかかわります事務的経費であります。

次ページへ行きまして、2 款事業費、1 項排水処理管理費、予算現額 3,425 万 6,000 円で、支出済額は 3,336 万 5,003 円であります。

1 目排水処理施設管理費、本目は農業集落排水処理施設の維持管理に要する経費であり、年間処理量は 12 万 2,345 トンで、前年より 1 万 6,712 トンの増であります。

2 目排水処理施設管渠維持管理費、本目は既に整備をいたしました污水管渠、マンホール、汚水ますの維持管理に要した経費であります。

15 節工事請負費では、忠類地域の定住促進住宅整備事業における 6 戸の住宅建設に伴う公共ますの新設や、既設の公共ます、マンホール周辺の舗装など、13 カ所の補修を行ったものであります。

263 ページ、3 款公債費、1 項公債費、予算現額 4,383 万 1,000 円で、支出済額 4,382 万 9,502 円であります。

これは起債償還の元金及び利子にかかわる費用であります。

265 ページへ行きまして、4 款予備費、1 項予備費、予算現額 10 万円で、支出済額はゼロ円であります。

次に、歳入についてであります。

251 ページをお開きください。

1 款使用料及び手数料、1 項使用料、調定額 1,432 万 5,500 円に対しまして、収入済額 1,419 万 6,700 円で、収入未済額は 12 万 8,800 円であります。

現年分の収納率は 99.26%であります。

514 戸分の農業集落排水施設使用料収入であります。

253 ページへ行きまして、2 款財産収入、1 項財産運用収入、調定額 11 万 4,009 円に対しまして、同額収入で、償還基金利子であります。

255 ページへ行きまして、3 款繰入金、1 項基金繰入金、調定額 340 万 1,762 円に対しまして、同額収入で、償還基金繰入金であります。

2 項他会計繰入金、調定額 5,968 万 8,000 円に対しまして、同額収入、一般会計の繰入金であります。

次ページへ行きまして、4 款繰越金、1 項繰越金、調定額 127 万 9,016 円に対しまして、同額収入で、前年度の繰越金であります。

以上で、農業集落排水特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○委員長（前川敏春） ただいま説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（前川敏春） 農業集落排水特別会計につきましては、質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

認定第 11 号、平成 21 年度幕別町水道事業会計決算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（高橋政雄） 平成 21 年度幕別町水道事業会計の決算について説明いたします。

272 ページをお開きください。

平成 21 年度幕別町水道事業会計の損益計算書であります。

平成 21 年度の当年度純損失は、3,286 万 2,942 円となり、前年度の繰越欠損金 9 億 7,866 万 9,926 円を合わせまして、当年度未処理欠損金は 10 億 1,153 万 2,868 円となったところでありますが、営業外収益であります高料金対策補助金が、平成 21 年度以降も現在のところ見込まれる予定でありまして、今後につきましては、安定した経営が図られるものと考えております。

278 ページをお開きください。

平成 21 年度の幕別町水道事業報告書であります。

総括事項であります。経常収益においては、5 億 8,960 万 7,000 円で、前年度 5 億 3,950 万 1,000 円に比べ 5,010 万 6,000 円、9.3%の増であります。

その主な要因は、使用料の 1,468 万 8,000 円の増と、高料金対策補助金 3,633 万 6,000 円の増額によるものであります。

経常費用においては 6 億 2,247 万円で、前年度 7 億 2,096 万 1,000 円に比べ 9,849 万 1,000 円の減であります。

その主なものは、1 人分の人件費 935 万 3,000 円の減、減価償却費 7,232 万 4,000 円の減、なおさら

に、繰上償還による償還利子 573 万 1,000 円の減少によるものであります。

有収率につきましては、漏水調査の継続実施と漏水 5 カ所を修理し、3.4%上昇し、88.9%となっております。

今後とも、漏水の早期発見、修理に万全を期してまいりたいと考えております。

事業といたしましては、計量法に基づく量水器取りかえ 1,065 軒を行ったほか、配水管本管の布設 1,873 メーターの布設工事を行ったところであります。

282 ページへ行きまして、21 年度幕別町水道事業会計収益費用明細書であります。

金額は、消費税抜きの額となっております。

始めに、収入であります。

1 款水道事業収益、1 項営業収益、1 目給水収益 4 億 9,121 万 6,524 円でありまして、8,672 戸の水道使用料であります。

なお、収納率は 97.84%であります。

3 目その他営業収益は、545 万 3,572 円であります。

加入者負担金が主なものであります。

2 項営業外収益、2 目他会計補助金は、高料金対策に伴う一般会計補助金であります。

7 目雑収益は 1,981 万 6,137 円でありまして、下水道使用料に係る収納業務負担金であります。

次に、支出であります。

1 款水道事業費用、1 項営業費用、1 目原水及び上水費 2 億 1,787 万 9,002 円であります。

ここでは、浄水場の受水に係る経費でありまして、主なものといたしましては、28 節負担金は企業団責任水量増にかかわるものであり、29 節受水費は十勝中部広域水道企業団からの受水費用でありまして、21 年度は 223 万 6,298 トンを受水しております。

2 目排水及び給水費 2,447 万 1,596 円であり、主なものといたしましては職員 1 名分の人件費、13 節委託料は、水道台帳修正業務と施設管理委託料及び上水道漏水調査業務であります。

16 節修繕料は、配水管の漏水修理であります。

284 ページへ行きまして、5 目総係費 3,762 万 1,173 円であります。

主に職員 2 名分にかかわります人件費、13 節委託料は、検針業務に係る費用であります。

6 目減価償却費 2 億 5,390 万 4,518 円は、有形、無形固定資産に係る減価償却費であります。

7 目資産減耗費 969 万 9,590 円で、これは配水管の布設がえ等により、固定資産を除却した費用であります。

2 項営業外費用、1 目支払利息 7,849 万 4,940 円は、企業債の償還利息であります。

286 ページへ行きまして、21 年度幕別町水道事業資本収支明細書であります。

収入であります。1 款資本的収入、1 項企業債、1 目企業債 1 億 8,000 万円であります。

これは配水管布設にかかわります企業債 5,550 万円と公的資金借換債 1 億 2,450 万円の借入金であります。

6 目負担金、1 目負担金 1,588 万 6,500 円は、水道管移設にかかわります工事負担金であります。

287 ページへ行きまして、支出、1 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目配水管整備費 7,772 万 9,062 円の主なものは、札内鉄南大通ほか 13 路線、1,872.9 メーターの配水管布設及び布設がえにかかわります費用であります。

2 目営業設備費は 2,289 万 5,470 円であり、検定満了量水器の購入及び取りかえにかかわります費用であります。

4 項企業債償還金、1 目企業債償還金 2 億 2,768 万 8,465 円は、企業債の元金にかかわります償還金であります。

以上、平成 21 年度幕別町水道事業会計決算について説明をさせていただきました。

よろしくご審議のほど申し上げます。

○委員長（前川敏春） ただいま説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

増田委員。

○8 番（増田武夫） 1 点お伺いしたいと思います。

ただいまの説明で、今年度の使用料の収納率が 97.84%ということでありました。

平成 21 年度の滞納世帯数と滞納額、また給水停止予告は、平成 20 年度は 10 回以上行っているようですけれども、予告がどのぐらい、何戸にされたのか。給水停止通知は何通出されたのか。それから、そのうち停止に至ったものは何件あるのか。そのうち開栓されたのが何件で、いまだその年度の

最後の閉栓中だったものは、どれだけあるかをお聞かせください。

○委員長（前川敏春） 水道課長。

○水道課長（田中光夫） まず停止予告件数でございますが、平成 21 年度は 518 件ございました。

そのうち通知までいった件数が 264 件でございます。そして、停止実績でございますけれども、このうちから 25 件を停止させていただきました。その開栓がありましたので、最終的に停止になった件数は 2 件でございます。

滞納世帯数については 350 件でございます。

○委員長（前川敏春） 増田委員。

○8 番（増田武夫） 350 件の滞納世帯に、したら 1 件に何回もその通知が行っていると、こういうことでこの 518 件というのが出てくるということですね。

で、この問題については、たびたび申し上げてまいりました。ご承知のように水は生きていくのに欠かせない最低限必要なものであります。そうしたことを考えて、やっぱり先ほど財政状況も好転して安定した経営になったと、このように言われていたのですけれども、本当に安定した経営というのは、やはりすべての住民に安価な安全な水がきちっと給水されてこそ安定した経営ということができないのではないかというふうに思います。

そうした点で、やはり滞納しないような努力をされてはいると思いますのですけれども、そういう中でも、停水に至る、平成 20 年度からは大分半分ちょっとに減ってはいるわけなのですけれども、しかしながら、そういう中で停水に至ってしまっていると、こういうことは、やはりひとつ問題ではないかというふうに思います。

その点について、どのように考えておられるか、お聞きしたいと思います。

○水道部長（高橋政雄） 停止に至る経過については、前回のお話もさせていただきましたけれども、催告をし、停止予告をし、停止通知をして、初めて停止に至るということで、この間、3 カ月と 20 日ほどかかるのでございますけれども、どうしてもこの 350 世帯の対応している方というのは、どちらかといえば、その繰り返し、まさに言われますように繰り返し、通常的にそういう形で停止予告までいかないうちで接触をして分納していただくですとか、誓約書をもらってという形も進んでおりますけれども、その何回もそれを繰り返すということになりますと、その個人的な性格もあるのかなというふうには思いますけれども、なるべくそういうことがないようにということで、私ども月日をかけて、先ほども申しましたけれども、月ごとに通知をさせていただいているという順番的なこともやっております。その中では、先ほども言いました分納の処理、誓約書をもらうという形で、結果的に 25 件の停止をさせていただきましたけれども、その分の方につきましても、その段階では、停止まではいったのですけれども、結果的に居所不在ですとかという 2 件の方にとどまってきているということもございますので、収納率だんだん上がってきているということは、逆を解せば、そういうちょっときつい形にはなっているのかもしれませんが、これを進めていかざるを得ないのかなというふうに感じておりますけれども、ただ、収納状況、今、増田委員言われるように、収入がかなり低いという方が、かなり苦しい方もおられるのかもしれませんが、全体の形の中で経営をやっていくという意味では、処置もやむを得ないものということで、これも継続してやっていかなければいけないのかなというふうに感じてはおります。

○委員長（前川敏春） 増田委員。

○8 番（増田武夫） 住民と町との信頼関係をどう築いていくかという問題にもなってくるのですけれども、税金を納めていただく、国保税だとかいろんな介護保険料なんかを納めていただくという、そういうことについても、やはり再三出ておりますように、収入が本当に少ない人、年金など国民年金など非常に少ない収入で生活しておられるというような、そういう実態を考えますときに、やはりそういう本当に大変な人に対する温かい減免の制度などを設けることによって、信頼、そういう人たちとのつながりといいますか、結びつきもしっかりと町との結びつきもできてくるのではないかというふうに思うのですよね。

やはりそういうものもなく、分納だとか、ただ払ってくれ払ってくれということで責めていくということになると、やはりなかなか払うお金がない人にとっては、接触ももうしたくないというような、そういう状況に陥ってなかなか連絡がとれないと。そういう人たちというのは、本当に悪意があってそうしている人たちばかりではないと思うのですよね。だから、そういうことを考えますと、やはりしっかりと収入の少ない人に対する減免の制度も、これは水道ばかりでなくて、ほかの制度もやっぱりとっていくことが、町民との関係も本当にいいものになっていくのだというふうに思うのです。

忠類の水道料は、基本的にも安かったのですけれども、そういう中でも、高齢者ですとか低所得者には、さらに減免制度を設けるなどして、給水停止などという措置はとってこなかったわけなのですけれども、やはりそういう低所得、本当に困っている人たちに温かい町政をやってほしいなど。やっぱりそうやって、手を差し伸べることが、苦勞しても払っていこうという、そういう町民の意識にもつながっていくのだというふうに思います。

そうした点で、ぜひともいろいろな面でそういう困っている人たちを助ける町政をやってほしいなど、そう思います。

以上です。

○委員長（中野敏勝） 水道部長。

○水道部長（高橋政雄） 一般質問等でも、減免の話し、何回かさせていただいておりますけれども、あくまでも上水道企業会計という理念がございます。それと負担の公平性という点も考えますと、今、時点でその減免制度を考えていくということは、現在のところ考えておりません。

ただ、何回も繰り返しになりますけれども、料金を改定させていただいたときの福祉助成等もさせていただいておりますので、今のところはこういう形での実施にさせていただきたいというふうに考えております。

○委員長（前川敏春） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

水道事業会計につきましては、ほかに質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

これで特別会計の審査を終了させていただきます。

以上をもって、全会計の審査を終了いたします。

これより採決をいたします。

お諮りします。

認定第1号、平成21年度幕別町一般会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

（異議ありの声あり）

○委員長（前川敏春） 異議がありますので、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（前川敏春） 起立、多数であります。

したがって、平成21年度幕別町一般会計決算について、原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第2号、平成21年度幕別町国民健康保険特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

（異議ありの声あり）

○委員長（前川敏春） 異議がありますので、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（前川敏春） 起立、多数であります。

したがって、平成21年度幕別町国民健康保険特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第3号、平成21年度幕別町老人保健特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（前川敏春） 異議なしと認めます。

したがって、平成21年度幕別町老人保健特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定をいたしました。

お諮りいたします。

認定第4号、平成21年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算について、原案のとおり認定すること

にご異議ございませんか。

(異議ありの声あり)

○委員長(前川敏春) 異議がありますので、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(前川敏春) 起立、多数であります。

したがって、平成 21 年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定をいたしました。

お諮りいたします。

認定第 5 号、平成 21 年度幕別町介護保険特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

(異議ありの声あり)

○委員長(前川敏春) 異議がありますので、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(前川敏春) 起立、多数であります。

したがって、平成 21 年度幕別町介護保険特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第 6 号、平成 21 年度幕別町簡易水道特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(前川敏春) 異議なしと認めます。

したがって、平成 21 年度幕別町簡易水道特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第 7 号、平成 21 年度幕別町公共下水道特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(前川敏春) 異議なしと認めます。

したがって、平成 21 年度幕別町公共下水道特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第 8 号、平成 21 年度幕別町公共用地取得特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(前川敏春) 異議なしと認めます。

したがって、平成 21 年度幕別町公共用地取得特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第 9 号、平成 21 年度幕別町個別排水処理特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(前川敏春) 異議なしと認めます。

したがって、平成 21 年度幕別町個別排水処理特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第 10 号、平成 21 年度幕別町農業集落排水特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(前川敏春) 異議なしと認めます。

したがって、平成 21 年度幕別町農業集落排水特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第 11 号、平成 21 年度幕別町水道事業会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ございません。

(異議ありの声あり)

○委員長(中野敏勝) 異議がありますので、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり認定することに賛成の方の起立をお求めます。

(賛成者起立)

○委員長(前川敏春) 起立、多数であります。

したがって、平成 21 年度幕別町水道事業会計決算について、原案のとおり認定することに決定をいたしました。

以上をもって、本特別委員会に付託されました、平成 21 年度幕別町各会計決算、認定第 1 号から認定第 11 号までの 11 議件の審査をすべて終了いたしました。

審査終了に当たり、一言お礼を申し上げます。

各委員におかれましては、2 日間にわたる審査に際し、終始熱心に審議をいただきましたことを、心からお礼申し上げます。

また、理事者並びに説明員におかれましても、審査の円滑な運営にご協力をいただきましたことに、お礼を申し上げます。

ふなれな委員長でありましたけれども、皆さまのお陰をもちまして、無事審査を終了することができました。

委員長として、心から感謝を申し上げます。

まことにありがとうございました。

これをもちまして、平成 21 年度幕別町各会計決算審査特別委員会を閉会いたします。

17:13 閉会